

令和３年度 第１回 倉敷市環境審議会

日時 令和３年７月２９日（木） １３：３０～

場所 倉敷市役所本庁舎３階 特別委員会室

次 第

１ 委嘱辞令交付

２ 開会・あいさつ

３ 倉敷市環境審議会について

４ 会長・副会長の選出

５ 議 事

（１）倉敷市第二次環境基本計画の総括について

（２）倉敷市第三次環境基本計画の概要及び実施計画について

（３）倉敷市第二次緑の基本計画の進捗状況等について

６ 報 告

（１）倉敷市第三期生活排水対策推進計画の策定について

７ その他

８ 閉 会

倉敷市環境審議会委員名簿

任期（令和3年7月1日～令和5年6月30日）

氏 名	所属団体
あらき まさたか 荒木 政隆	公募委員
ありもり まり 有森 真理	倉敷市教育委員会 倉敷教育センター 館長
いけだ みつゆき 池田 満之	岡山ユネスコ協会 会長
おき ようこ 沖 陽子	岡山県立大学 理事長 兼 学長
かたおか ひろゆき 片岡 博行	医療法人創和会 重井薬用植物園 園長
かたやま たかみつ 片山 貴光	倉敷市議会 議員
かめやま まさこ 亀山 雅子	公募委員
くすおく ひろのぶ 楠奥 浩庸	岡山県備中県民局環境課 課長
こばやし ともこ 小林 倫子	倉敷総社温暖化対策協議会 事務局
じきはら みゆき 直原 美雪	倉敷市環境衛生協議会 常任理事
しのづか けいこ 篠塚 敬子	倉敷の自然をまもる会
しまおか ひろえ 島岡 浩恵	倉敷市立自然史博物館友の会 評議員
たぐち とよひろ 田口 豊郁	川崎医療福祉大学 名誉教授
たけうち てる 竹内 照	倉敷商工会議所女性会 副会長
なかた かずよし 中田 和義	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授
なかの こうじ 中野 幸司	倉敷地区労働者福祉協議会 事務局長
やまだ まさふみ 山田 将文	日本ゼオン株式会社 環境安全課長

（五十音順 敬称略）17名

倉敷市 緑の基本計画

概要版



豊かな緑と水に囲まれた環境、
花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。

緑の基本計画とは

計画の概要

都市緑地法第4条に規定された「緑の基本計画」は、市町村が長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた施策として緑地の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化及び意識啓発などの方針を明確にした計画であり、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための指針となる計画です。

本市では、平成8年に『緑の基本計画』を策定し（平成18年見直し）、緑の保全、都市公園の整備など施策を推進してきました。現行計画の目標年次である平成27年を迎え、上位・関連計画との整合、社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、さらなる緑豊かなまちづくりに取り組んでいくため、新たな計画の策定を実施することとしました。

本計画は、概ね20年後の平成47年度を目標とします。

対象とする緑

本計画では、山林や農地、街路樹、住宅地の樹木や草花など、一般的に緑と認識されるものに加え、公園や裸地（グラウンド、原野等）、水面（河川、ため池等）、水辺など、自然的な土地利用が図られている全ての土地を「緑」の対象とします。

緑の機能

緑は多様な機能を有していますが、大別すると、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」の4機能に分けることができます。

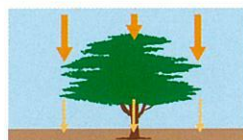
緑の機能

環境保全機能

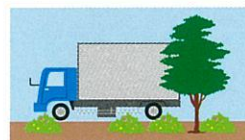
生物多様性維持、都市微気候の調節、大気汚染の浄化 など



生物多様性維持



都市微気候の調節



大気汚染の浄化

レクリエーション機能

休養、遊戯、散策 など
（スポーツ・余暇活動）



休養



遊戯



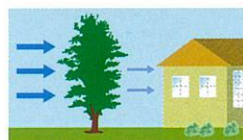
散策

防災機能

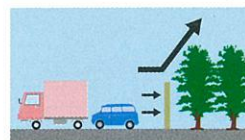
避難地、防風・延焼防止、騒音防止・緩衝緑地 など



避難地



防風・延焼防止



騒音防止・緩衝緑地

景観形成機能

美しい都市景観、自然景観、季節感 など



美しい都市景観



自然景観



季節感

緑のトピックス

低炭素都市づくりに向けて

地球温暖化、ヒートアイランド現象等を背景として、低炭素都市づくりの必要性が高まり、CO₂の吸収源、冷暖房等からのCO₂排出量の間接的な低減への寄与などの観点から、都市における緑の量的・質的な充実が求められています。

生物多様性の保全に向けて

生物多様性の恩恵により人類が生存し、地域独自の文化の多様性を支えています。こうしたことから、生物多様性の保全に向けて、生物の生息地・生育地である緑をつなぐ「緑のネットワーク」の形成が求められています。

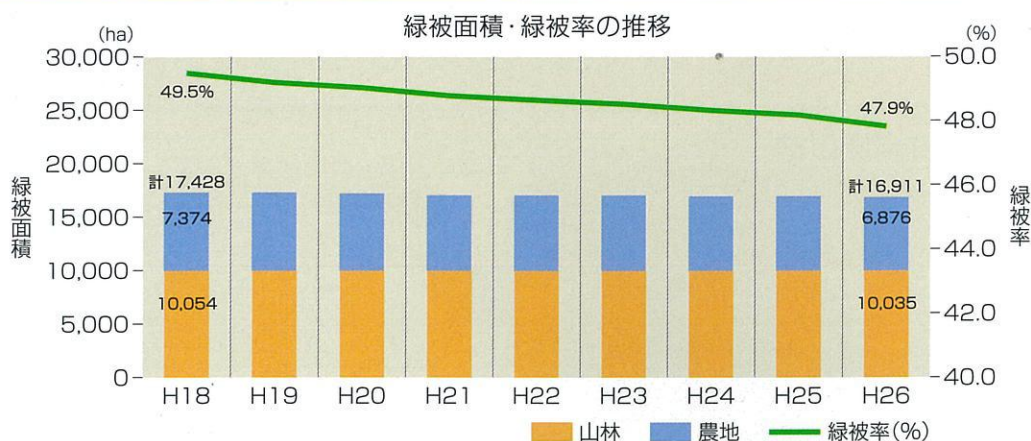
コンパクトなまちづくりとの連携

人口減少等を背景に、成熟型の都市構造としてコンパクトなまちづくりが重要であり、これに対応して、緑による質の高い市街地づくり、緑地の保全などが求められています。

倉敷市の緑の現況

農地・山林の現況

市内の緑被地（農地、山林）は宅地開発などにより減少傾向です。平成26年の緑被率（山林、農地面積の割合）は47.9%であり、平成18年から1.6%（517ha）減少しています。

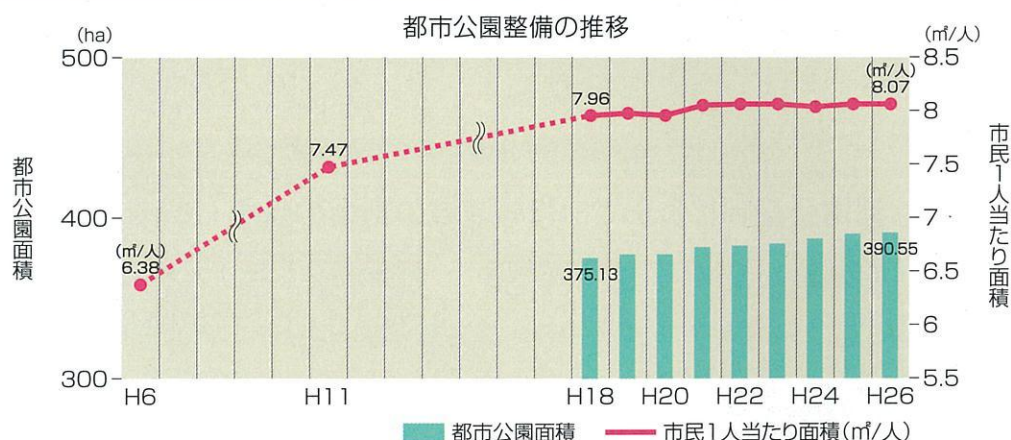


※船穂町、真備町と合併後の平成18年からの数値を示しています。

都市公園の整備状況

都市公園の整備状況は、平成26年度末で総面積390.55ha、市民1人当たり面積は、8.07㎡/人となっています。（各年度3月31日時点）平成6年からの20年間で、市民1人当たりの面積は、1.7㎡/人増加しています。

平成26年度当初の中核市の市民1人当たり面積の平均10.3㎡/人と比べると低い水準になっています。



※本表の平成17年以前の市民1人当たり面積は、合併前の倉敷市の数値 平成18年以降は、船穂町、真備町との合併後の数値を示しています。

最近の公園緑地事業及び緑化事業

本市では、「花と緑あふれるまちづくり」を「フラワーガーデンシティ」と銘打ち、公園の整備、公共施設緑化、民有地緑化などを推進しており、最近では次のような事業を行っています。

- 【倉敷みらい公園の整備】** 公園面積20,800㎡ 平成23年11月開設
 JR倉敷駅北側に位置し、オープンスペースとして既存の用水路や樹木を活用し、中心市街地の中で豊かな自然を感じることのできる景観に配慮した公園です。
- 【玉島みなと公園の整備】** 公園面積22,300㎡ 平成26年6月開設
 玉島柏島地区にある、港や海を眺めることができる開放的な公園で、複合遊具、健康遊具、ウォーキングコースなどがあり、子供からお年寄りまで楽しんで利用できます。
- 【学校・園庭芝生化事業】**
 地球温暖化防止と保育・教育環境の改善を目的として、平成21年度より市内の保育園、小学校の校園庭の一部の芝生化を進めています。



緑の将来像

基本理念

豊かな緑と水に囲まれた環境、
花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。

緑の構造図

市街地ゾーン

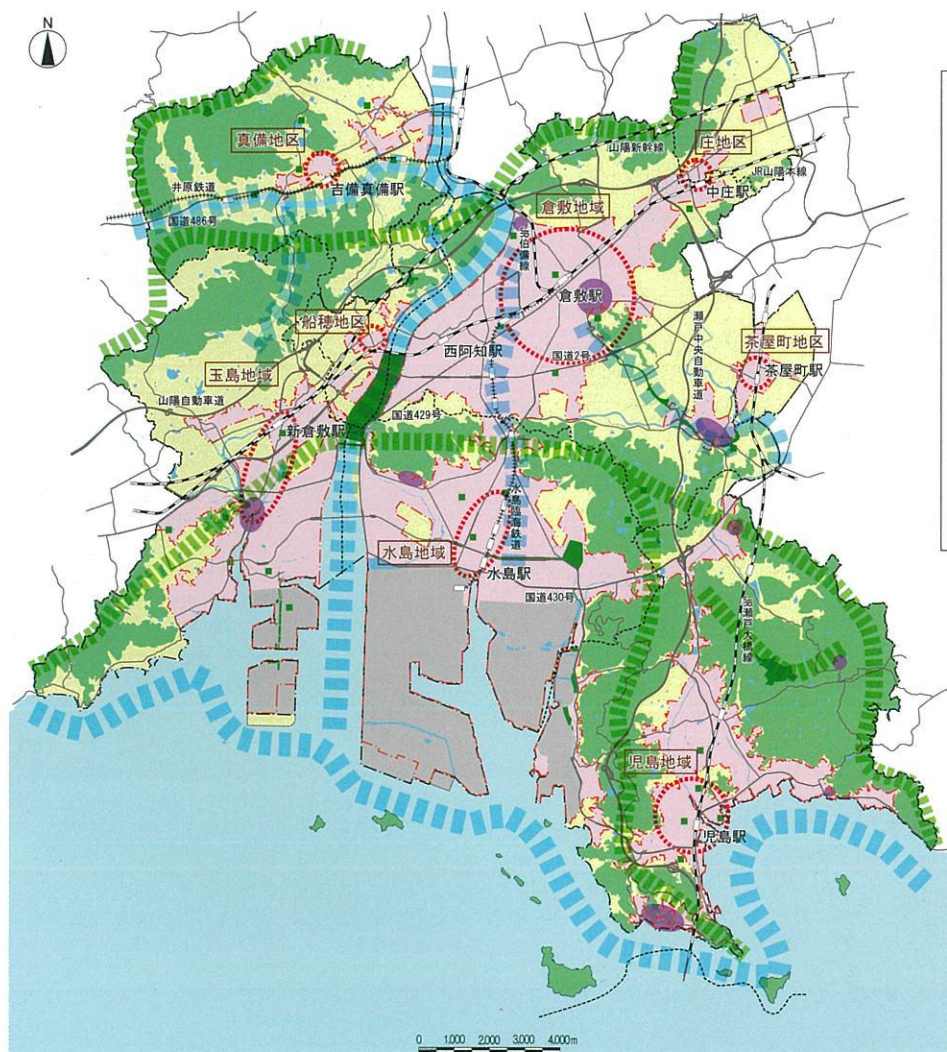
地域特性を考慮した緑の保全・整備及び緑化を推進し、花と緑があふれる良質な生活環境を創出します。

自然環境保全ゾーン

本市の骨格を成す緑及び生き物の生息・生育の核として、優れた自然環境の保全を図ります。

自然環境共生ゾーン

農地、河川・海岸など水辺の自然環境を保全・活用するとともに、これら自然環境や生態系と調和した良質な生活環境を創出します。



緑の構造図

分類	凡例
主要な公園・緑地	■
市街地ゾーン	■
自然環境保全ゾーン	■
自然環境共生ゾーン	■
産業ゾーン	■
各地域地区の顔(拠点)	○
歴史・文化ゾーン	■
緑のネットワーク	■
緑地ネットワーク	■
水辺ネットワーク	■
幹線道路	—
鉄道(JR・私鉄)	—
市街化区域	---
都市計画区域	---
地域・地区界	---

産業ゾーン

周辺の住宅環境との調和や防災性の向上に留意し、緑地の保全や緑化推進など、安らぎと潤いのある良好な環境整備を図ります。

歴史・文化ゾーン

社寺林やシンボル樹の保全、歴史・文化と調和した緑化による良好な景観の創出を図ります。

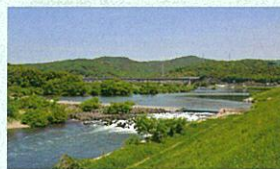
緑のネットワーク

環境保全、レクリエーション、防災、景観に配慮した保全・整備・活用を図り、連続性のある質の高いまちづくりを推進します。

基本方針

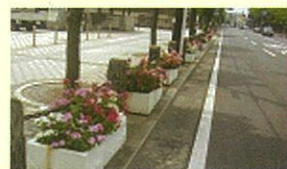
倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

私たちに安らぎと潤いをもたらすふるさとの自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。



花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。



優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれる「フラワーガーデンシティ」を市民との協働で展開していきます。



緑の将来像実現に向けた主な施策

基本方針1 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

●骨格となる緑の保全・活用

市内に広がる山々、高梁川に代表される河川やため池、海岸などの水辺、市街地周辺に広がる農地は、骨格となる緑として保全・活用を図ります。

- ・病虫害防除や林野火災予防など森林を健全な状態で保全
- ・森林ボランティア活動の支援や啓発を通じ、良質な自然環境を次世代に継承
- ・河川や海岸などの水辺を親水空間、レクリエーション空間として活用しながら良質な自然環境を保全
- ・地産地消など農業施策と連携した農地の保全、耕作放棄地の再生・活用、環境保全型農業の推奨

●特徴的な緑の保全・活用

優れた自然環境、地域を代表する緑、暮らしに密着した緑など、特徴的な緑の保全・活用を図ります。

- ・優れた自然環境の保全・再生、自然にふれる場として活用
- ・歴史・文化的風景を形成している樹林地の保全
- ・巨樹や老樹など地域のランドマークとなる樹木を次世代に継承
- ・条例による緑の保全区域等の指定の検討
- ・里山保全の推進、里山を保全・管理・活用する仕組みづくりの検討



緑の将来像実現に向けた主な施策

基本方針2 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

●フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）

市民の憩いの場や自然とのふれあいの場となる都市公園等の適正配置や利用者ニーズを反映し、人々が利用したくなる公園・緑地づくりに努めます。

- ・公園が少ない地域を優先とした街区公園の整備
- ・多様なニーズを反映した利用満足度の高い公園の整備、個性ある公園の整備
- ・社会情勢の変化や利用状況を踏まえた公園の再整備・機能の見直しなどの検討
- ・生物多様性に配慮した公園・緑地の整備

●フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）

暮らしに、豊かさや安らぎ・うるおいをもたらす花や緑あふれるまちづくりを市民・企業とともに推進していきます。

- ・公共施設の緑化推進、教育施設の生垣・花壇整備や芝生化等緑化の推進
- ・街路での街路樹整備やフラワーボックス設置などにより緑のネットワークを形成
- ・駅、バスステーション、愛称通りなど市民・来訪者が多く行き交う拠点で重点的に花と緑の空間を演出
- ・啓発活動、生垣・花壇設置の助成、緑の情報提供等により、住宅地など民有地の緑化を推進



●安心・安全な市街地の形成

防災に役立つ都市公園等の整備及び適正な管理により安全・安心な市街地の形成に努めます。

- ・避難場所となる公園にベンチトイレ設置など防災機能の充実
- ・山地災害防止、洪水防止など防災機能を有する丘陵地・農地の保全
- ・地球温暖化防止、大気汚染防止、騒音・振動の緩和機能を有する緑の充実・適正な管理
- ・公園内の見通しの確保など多様な世代が安全・安心に利用できる公園づくり

基本方針3 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

●花と緑を愛する優しい心の育成

積極的に緑化イベントを開催し、緑に関する情報提供をおこない、花と緑を愛する優しい心の育成に努めます。

- ・イベントなどの開催による緑のまちづくりの意識を醸成
- ・緑化推進に貢献した市民及び団体を表彰
- ・講習会、パンフレット、ホームページ、広報紙などを通じた緑に関する情報提供
- ・学校や地域で緑の大切さや知識を学ぶ機会の充実
- ・緑化活動グループづくり、緑化リーダーの育成



●フラワーガーデンシティの展開

花や緑あふれるまちづくりを市民・企業との協働により展開していくとともに、その仕組みづくりに努めます。

- ・地域の方が愛着を持って気軽に利用できるよう公園・樹木を適正に維持管理
- ・地域の方と連携し、施設の美化清掃活動を推進
- ・生垣や花壇設置の助成など、緑化に取り組む市民への支援制度の充実
- ・個人の庭を開放し見学できる「オープンガーデン」の仕組みづくりの調査・検討
- ・ワークショップを活用した市民参加型の公園づくり

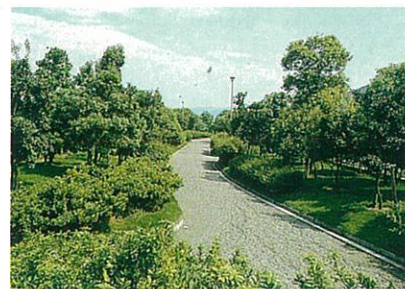
計画の目標水準

本計画では、20年後の倉敷市の望ましい姿である基本理念を実現するために平成47年を目標とする指標を次のように設定します。

◆緑地の確保目標

現況(平成26年)	目標(平成47年)
緑地率(緑地の割合) 7.2%(市街化区域) 17.2%(市域全体)	緑地率(緑地の割合) 7.7%(市街化区域) 17.5%(市域全体)

※緑地とは、都市公園や公園緑地に準ずる機能を持つ施設、法律や条例による区域指定で担保された持続性の高い一団の規模を有するもの



◆都市公園等の整備目標

現況(平成26年)	目標(平成47年)
市民1人当たりの公園面積 8.1㎡/人(都市公園) 14.9㎡/人(都市公園等)	市民1人当たりの公園面積 10.0㎡/人(都市公園) 17.2㎡/人(都市公園等)

※都市公園等とは、都市公園と公共施設緑地を加えたもの



◆身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の目標(市街化区域)

現況(平成26年)	目標(平成47年)
歩いていける地域の割合 75.9%	歩いていける地域の割合 80.0%

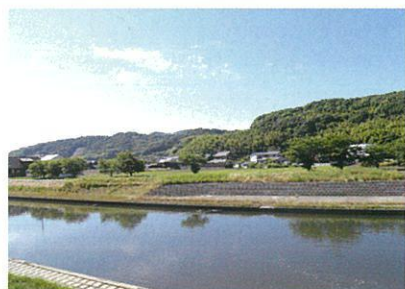
※歩いていける地域とは、自宅から都市公園までの距離を250mとします。



◆身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合

現況(平成26年)	目標(平成47年)
意識調査による市民の割合 33.9%	意識調査による市民の割合 40.0%

※市民の意識調査(市民アンケート)により「緑が非常に多い」または「多い」と回答した市民の割合



◆緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合

現況(平成26年)	目標(平成47年)
意識調査による市民の割合 53.6%	意識調査による市民の割合 60.0%

※市民の意識調査(市民アンケート)により「積極的に関わりたい」または「できれば関わりたい」と回答した市民の割合



計画の推進

計画の推進体制

計画を確実に、効果的に推進するため、市民、緑化活動団体、企業、行政などの各主体が、それぞれの役割を踏まえ、ともに考え、行動する「協働による緑のまちづくり」を基本姿勢とし相互に連携しながら、花と緑あふれるまちづくりの推進に努めます。



計画の進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（「計画の策定<PLAN>」「計画の実施<DO>」「計画の点検<CHECK>」「計画の見直し<ACT>」）による管理を行い、社会経済情勢や施策の進捗状況に応じて計画を継続的に改善し、緑の将来像の実現を目指します。



花と緑あふれるまちづくりに、私たちができること

- 自宅の庭やベランダなどで樹木や花を育てましょう。
- 身近な道路や公園の緑などに関心を持ち、地域緑化などの活動に積極的に参加しましょう。
- 花や緑を知り、親しむ機会に参加し、緑について学び自宅、地域での活動に生かしましょう。
- 子供たちが自然に親しみ、ふれあい、緑の大切さを学ぶことができる機会を設けましょう。
- 企業や行政と連携して花と緑あふれるまちづくりを広げていきましょう。

倉敷市 緑の基本計画

策 定：平成28年3月

発 行：倉敷市建設局土木部公園緑地課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL:086-426-3495 FAX:086-421-1600

Mail: pkmgng@city.kurashiki.okayama.jp



倉敷市第三期生活排水対策推進計画



令和3年3月
倉 敷 市

はじめに

倉敷市には、市域中心を南流している高梁川のほか、平野部を貫流しながら市民に憩の場を提供する倉敷川、小田川、溜川、八間川などの中小河川が多くあります。これらの中小河川では、周辺の都市化と人口集中に伴い、生活排水の流入が増加し、水質悪化が深刻な問題となりました。

このような河川水質の悪化を抑制、又は改善させるため、平成4年7月8日に水質汚濁防止法第14条の8第1項の規定に基づき、本市は岡山県知事から生活排水対策重点地域の指定を受けました。

当該指定を受け、本市では同法第14条の9第1項の規定に基づき平成6年5月に『倉敷市生活排水対策推進計画』を策定しました。その後、平成24年3月に同計画を第二期計画として改訂し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及及び生活排水対策の啓発に取り組んでまいりました。その結果、市内河川の水質は徐々に改善されてきました。

今般、同計画による目標達成や施策進捗の状況を踏まえ、倉敷市第三次環境基本計画の基本目標である「水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち」の実現に向けた『倉敷市第三期生活排水対策推進計画』に改訂し、目標達成年度を10年間延伸することとしました。今回の計画改訂では、前計画の目標を基本的に踏襲し、生活排水の適正処理について総合的に取り組んでまいります。

本市の健全で恵み豊かな環境を現在及び将来の市民が享受できるよう、市民・事業者・市民公益活動団体・行政が一体となり、改訂計画を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

倉敷市



倉敷環境キャラクター

【くらいふ】

＜ 目次 ＞

第 1 章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

- 1 生活排水対策の策定背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定方針
- 4 計画策定までのながれ
- 5 計画の目標

第 2 章 倉敷市の現状

- 1 沿革
- 2 概況
- 3 水質の状況
- 4 生活排水処理施設の整備状況
- 5 啓発活動の取組状況
- 6 市民アンケート

第 3 章 生活排水処理施設の整備に関する事項

- 1 生活排水処理施設の整備方針
- 2 生活排水処理施設の整備計画
- 3 汚濁負荷量の削減効果

第 4 章 生活排水対策に係る啓発に関する事項

- 1 啓発の実施方針
- 2 啓発の実施計画
- 3 啓発事業の実施体制

第 5 章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

- 1 関係部局間の連携
- 2 関係行政機関等との連携

<< 第1章 >>

【 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針 】

第 1 章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

1 生活排水対策計画の策定背景

(1) 生活排水対策の必要性

本市における水質汚濁は、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて水島臨海工業地帯の操業が本格化するにつれ、工場排水による海域汚染として問題となってきた。

これに対し、公害防止協定の締結や水質汚濁防止法等の規制、排水処理施設の設置及び技術向上等により工場排水による水質汚濁は改善されてきている。

一方、市民の生活に伴って発生する生活排水は、工場や事業場からの排水と異なり、小規模の負荷が面的に広がる面源発生源であるため、抜本的な対策は難しいが、児島湖や瀬戸内海の大きな汚濁要因になっている。

河川や海域等の公共用水域の水質改善を進めるためには、工場・事業場の排水規制に加えて、汚濁負荷割合の高い生活排水対策をいかにして推進するかが緊要な課題である。

これまで、下水道などの処理施設の整備や市民の意識の向上により、倉敷川など都市周辺を流れる河川の水質は、少しずつ改善傾向にあるが、依然として、生活排水が水質汚濁の原因として占める割合は高く、継続して対策に取り組む必要がある。

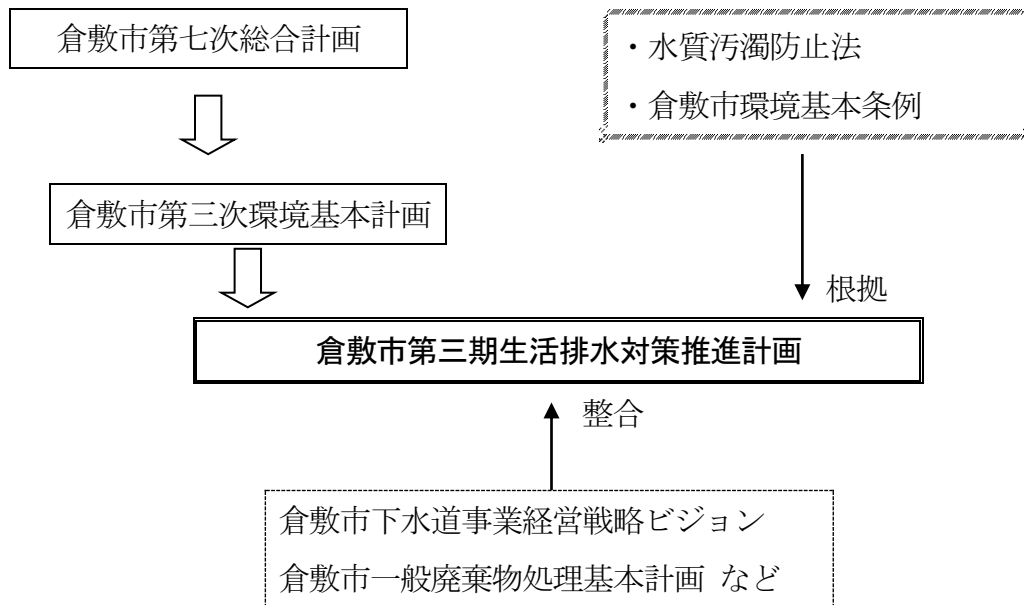
(2) 第三期計画の策定理由

本市は平成 4 年、公共下水道処理区域を除く全域（旧船穂町・真備町を除く。）が水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定された。本市ではこの指定を受け、平成 6 年に倉敷市生活排水対策推進計画を策定し、平成 23 年度に同計画を第二期計画（以下「前計画」という。）として改訂し、生活排水対策に対し計画的・総合的に取組んできたところである。

前計画では、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的とし、公共下水道や合併処理浄化槽の普及推進及び、生活排水対策に係る市民啓発を実施した。前計画は令和 2 年度に目標年度を迎え、近年目標を達成しているところであるが、達成状況を安定的に維持することが必要であるため、引き続き第三期計画の策定を行い生活排水対策の取組みを継続していく必要がある。

2 計画の位置づけ

本計画は、以下に示すとおり、倉敷市第三次環境基本計画の実行計画として位置づけ、他の計画と整合させながら推進する。



3 計画の策定方針

(1) 第三期計画の方向性

第三期計画では、前計画の「河川水質目標」が継続的な達成には至っておらず、「生活排水処理施設整備計画」等も未達成である状況を考慮し、前計画の目標達成期間を延伸することを基本とする。

前計画から引き続き、船穂地区・真備地区についても第三期計画の計画対象に含め、全市的に生活排水対策への取組みを実施していく。

(2) 第三期計画の方針

前計画の基本方針であった次の2つの柱を、第三期計画においても継続して基本方針として掲げ、各種対策を推進していく。

【生活排水処理施設整備を総合的、有機的に推進する】

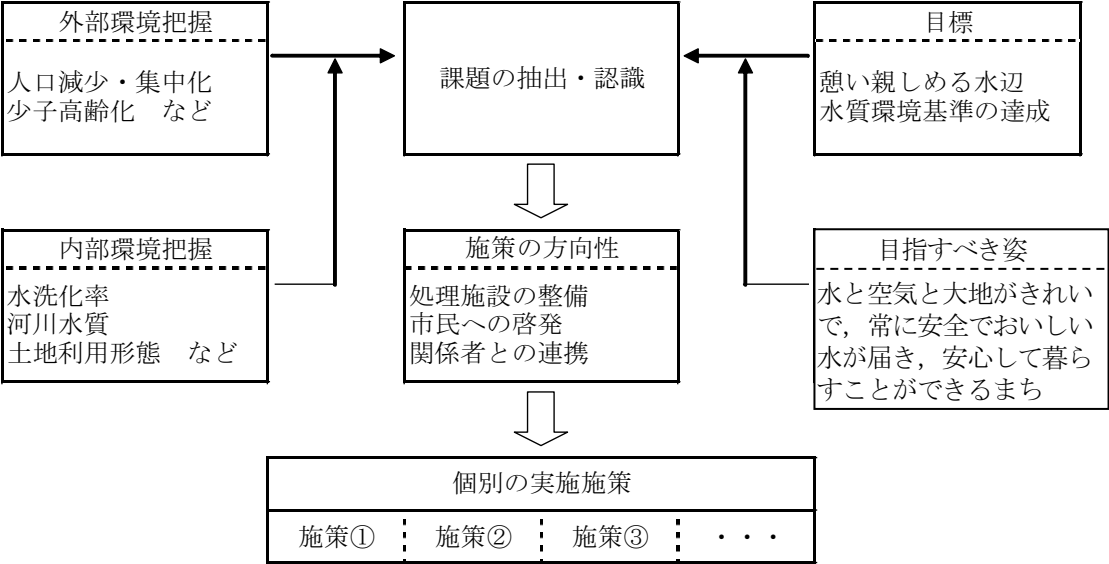
生活排水処理施設の整備にあたっては、担当部局において関係部門との調整・連携を行いながら計画的に推進している状況であるが、今後さらに有機的な調整、連携を強め推進していく。

【水質汚濁防止について市民の意識啓発を総合的に推進する】

生活排水処理施設の完全な普及・整備が行われるまで、生活排水対策に対する市民の意識啓発事業を全市的に展開していく。

4 計画策定までのながれ

本計画に基づく施策を実施するまでの流れの概要は、以下のとおりである。



5 計画の目標

(1) 計画目標

計画目標は前計画の内容を基本とし、次のとおりとする。

ア 水質環境基準が設定されている河川は、その環境基準を達成し、維持する。

イ 水質環境基準が未設定である主要な河川は、フナやメダカ等の生物が棲む市民が憩い親しめる水辺とするため、水質指標としてBOD 5 mg/L以下を達成し、維持する。

(2) 目標年度

目標年度は、上位計画である倉敷市第三次環境基本計画の期間を考慮し、次のとおりとする。

計画目標年度 令和12年度

(3) 計画対象

計画対象地域は、前計画から引き続き、次のとおりとする。船穂、真備地区については、水質汚濁防止法第14条の8第1項の指定地域からは除かれているが、市内全域を一体的に施策展開していくために、前計画から引き続き両地区を含めることとした。

市内全域（公共下水道処理区域を除く）

<< 第2章 >>

【 倉敷市の現状 】

第2章 倉敷市の現状

1 沿革

倉敷市は岡山県の南部に位置し、瀬戸内海に面している。古くから農業・水産業・繊維業が栄え、特に流通（船運）の要地として発展してきた。昭和30年頃からの工場誘致で、水島臨海地域が重化学工業地帯として脚光を浴びた。

倉敷・児島・玉島の旧3市は、地域発展のために昭和42年に合併し、ここに新しい倉敷市が誕生した。その後、庄村・茶屋町を編入、昭和63年の瀬戸大橋の完成を経て本州側の結節点となり、名実ともに東瀬戸圏の拠点都市となった。さらに平成17年には船穂町及び真備町を編入し、産業・歴史・文化のまちとして発展を続けている。



2 概況

(1) 地勢・地形

倉敷市の地形は、丘陵部は花崗岩が主体であるが、低地部は市のほぼ中央を南北に貫流している高梁川の沖積作用による広大なデルタ地帯と、干拓や埋立てにより人工的に整備された土地で形成されており、これらの低地は市土の約半分を占めている。また、市域を取り囲む山地や、点在する丘陵は概して高度が低く、傾斜も緩やかである。

市南部が面している海域は、水島地先海域と備讃瀬戸に属し、比較的潮流が速く干満の差も大きい。

市域は、山地や丘陵と高梁川により、倉敷・児島・玉島・水島・船穂・真備の6地区に分けられている。

(2) 河川

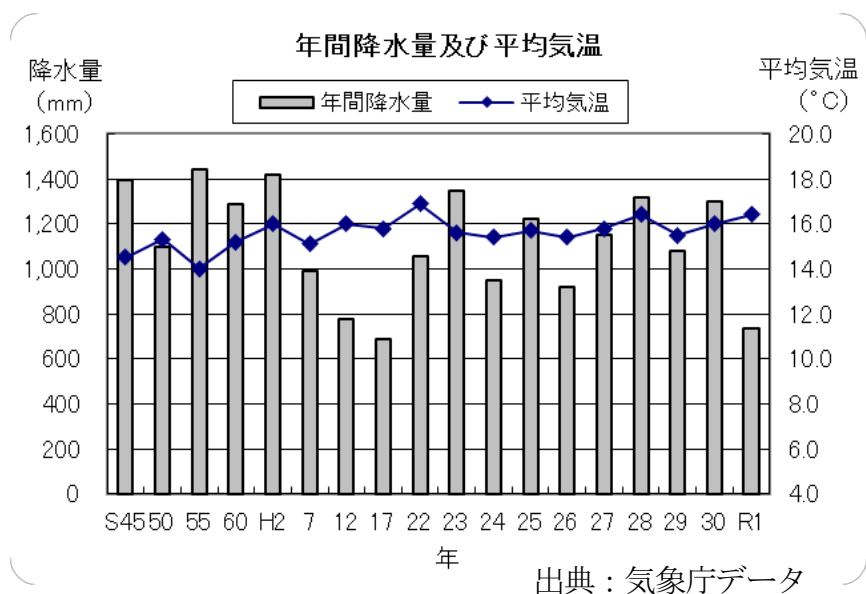
一級河川である高梁川は、本市を南北に貫流する水量が県下最大級の河川であり、その河川水は工業・農業・生活用水等に幅広く利用されている。

同じく一級河川の小田川（真備地区）は、高梁川流入直前の最下流部が本市真備地区を東流している。現在、小田川の沿川地域及び倉敷市街地における治水安全度の向上を図るために高梁川との合流位置を約4.6km下流へ付替える小田川合流点付替え事業が進行中であり、令和5年度に完成予定である。

また、二級河川としては、倉敷川、砂川、足守川、小田川（児島地区）、下村川、里見川、溜川等の河川が市内を流れている。これらの河川は、小田川と下村川を除き、防潮用の締切水門により水位を保たれており、農業用水の余水や生活排水が合流するものの流れはほとんどない。

(3) 気象

気象は、年間を通じて穏やかで晴天日数が多い瀬戸内性気候に属している。気象庁のデータによると、令和元年の年平均気温は16.4℃（最高35.7℃、最低-2.1℃）、年平均風速は1.8m/s（最大9.3m/s）、年間日照時間は2,066時間、年間降水量は733mmであった。



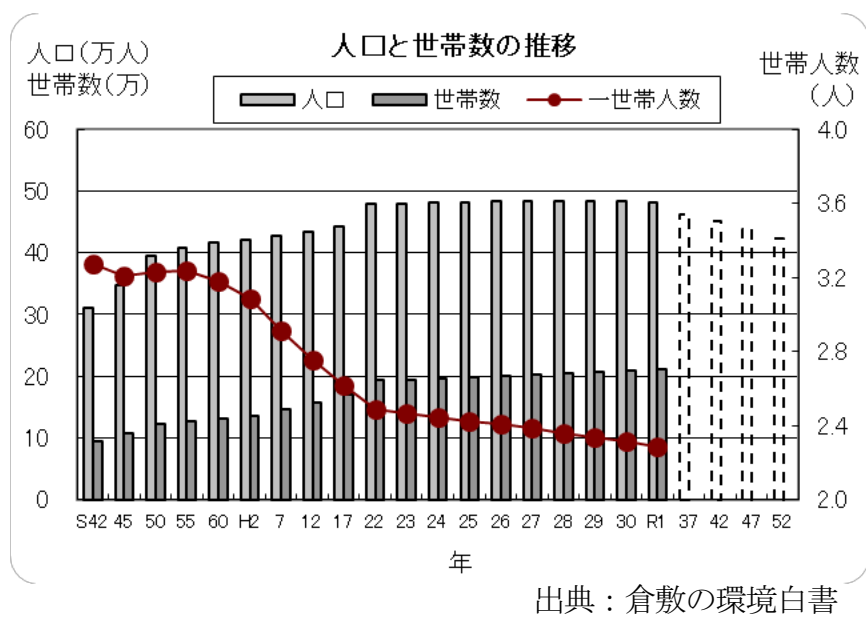
(4) 人口及び世帯数の状況

ア 現況人口

令和元年度末における本市の人口は 481,542人、世帯数は 213,391世帯である。近年はほぼ横ばいの状況にある。

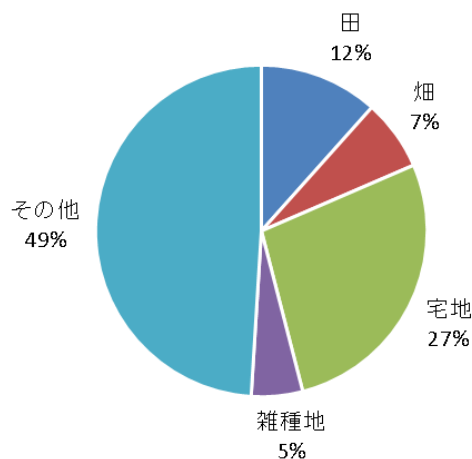
イ 将来人口

本市の将来人口は、平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所による推計では、徐々に減少する予測となっている。



(5) 土地利用の状況

本市は、昭和30年代からの水島臨海工業地帯の開発・整備に伴い、都市化が急速に進み、農地の宅地への大幅な転用がなされてきた。令和元年度末時点で、市土のうち田畑が占める割合は20%未満となっている。



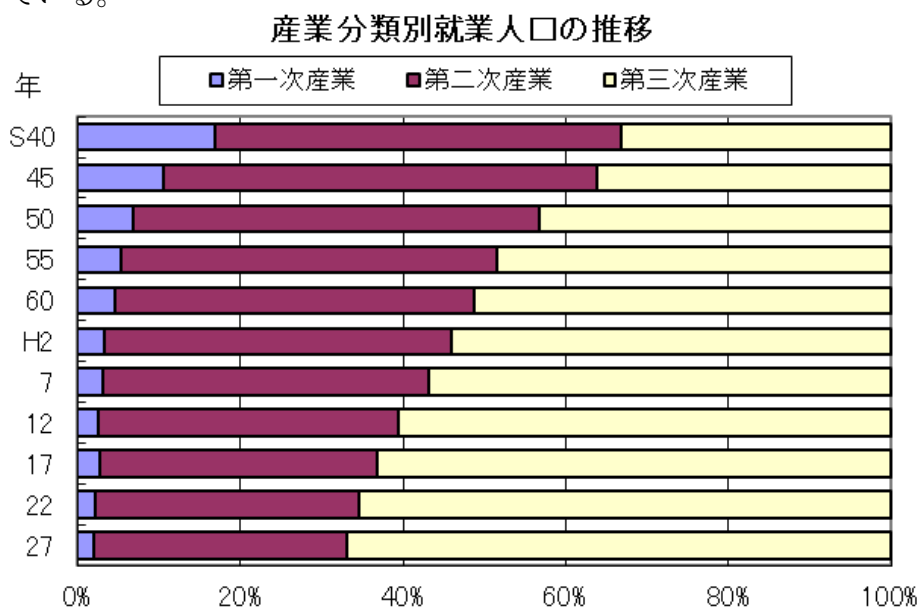
令和元年度

出典：倉敷市統計書

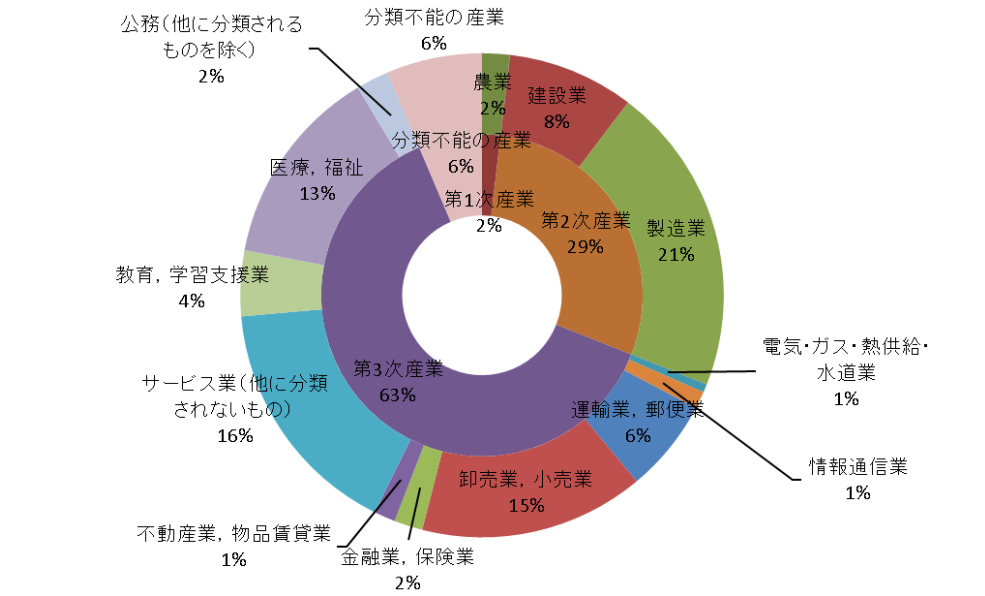
(6) 産業

ア 産業の構造

本市の産業別就業人口の推移をみると、昭和45年には50%を超えていた第二次産業就業人口も全国的な産業構造の変化とともに減少し、サービス業等の第三次産業就業人口が増加している。平成27年は農林水産業を中心とした第1次産業が2.0%，製造業を中心とした第2次産業が31.1%，サービス業を中心とした第3次産業が66.9%となっている。



出典：国勢調査（平成27年10月1日現在）

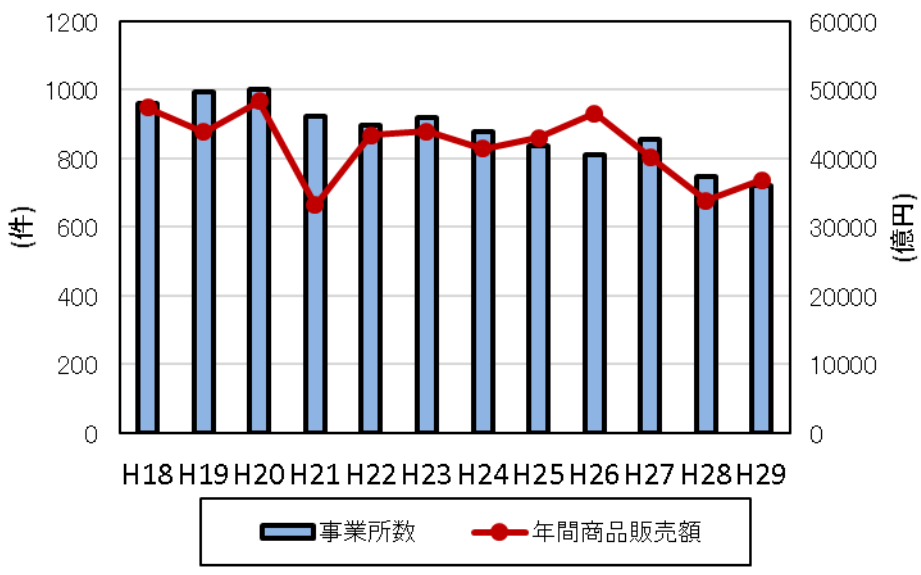


出典：国勢調査（平成27年10月1日現在）

イ 工業の状況

本市の工業は、繊維工業など地場産業的なものが中心であったが、昭和28年頃から県事業として高梁川河口デルタ地帯の埋立工事に着手、これによって造成された工業用地に石油製品製造業・化学工業・鉄鋼業などの重化学工業の進出があり、関連産業を含めて水島臨海工業地帯が形成され、重化学工業中心の産業構造に変貌した。しかし、昭和58年の円高ショックを境に、重厚長大型産業中心の産業構造が見直され、企業活動の整理・統合が進んだ。

平成29年の工業統計調査によると、本市全体の産業従業員数は 36,520人、事業所数は 720となっており、製造品出荷額は 3兆6,842億円で岡山県全体の約50%を占めている。



出典：倉敷市統計書

ウ 農業の状況

本市の農業は、高梁川によって形成された倉敷・庄・茶屋町地区の肥沃な平坦部と、一部倉敷、児島、玉島地区の山間棚田で水稻が生産され、畑については、玉島、船穂、真備地区の丘陵地を中心に果樹、特に桃、ぶどう、みかん等が、また東高梁川廃川地を中心とした地域では、野菜、果樹類が栽培され、市の基幹産業として発展してきた。しかしながら、近年の都市化、工業化による農地転用の増大が続いている。

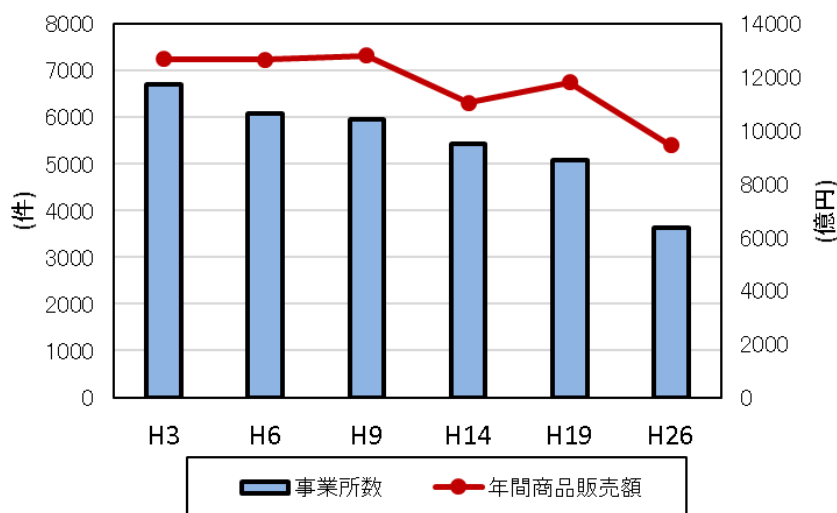
農家戸数の推移をみると、総農家数は減少傾向にあり、平成27年では6,644戸となっている。

	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数（戸）	8,785	7,907	6,644

出典：倉敷市統計書

エ 商業

商業の状況としては、平成26年では事業所数3,634件、従業員数29,479人、年間商品販売額9,436億円となっている。推移をみると、年間商品販売額、事業所数とも減少傾向にある。



出典：倉敷市統計書

オ 観光

本市の主要な観光地としては、倉敷川の上流部に位置する白壁造りの蔵屋敷をはじめ大原美術館のある倉敷美観地区が、児島地区では瀬戸大橋の架かる鷺羽山、奇岩が散在する王子が岳、玉島地区では良寛和尚ゆかりの円通寺が挙げられる。

観光客は、令和元年の観光統計によると倉敷美観地区を中心に全市で年間 521万人訪れており、瀬戸大橋の開通直後の昭和63年をピークに全体的にはやや減少傾向にある。

(7) 水道

上水道の状況をみると、1戸当たり1日平均給水量は減少傾向にあるものの、給水戸数は増加傾向にある。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給水人口（人）	483,131	483,186	482,420	481,494	481,143
給水戸数（戸）	204,838	206,916	208,716	210,649	213,191
普及率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
1日平均給水量 (m^3)	166,878	166,623	167,403	163,733	162,729
1戸当たり1日 平均配水量 (m^3)	0.815	0.805	0.802	0.777	0.763

出典：倉敷市水道事業年報

3 水質の状況

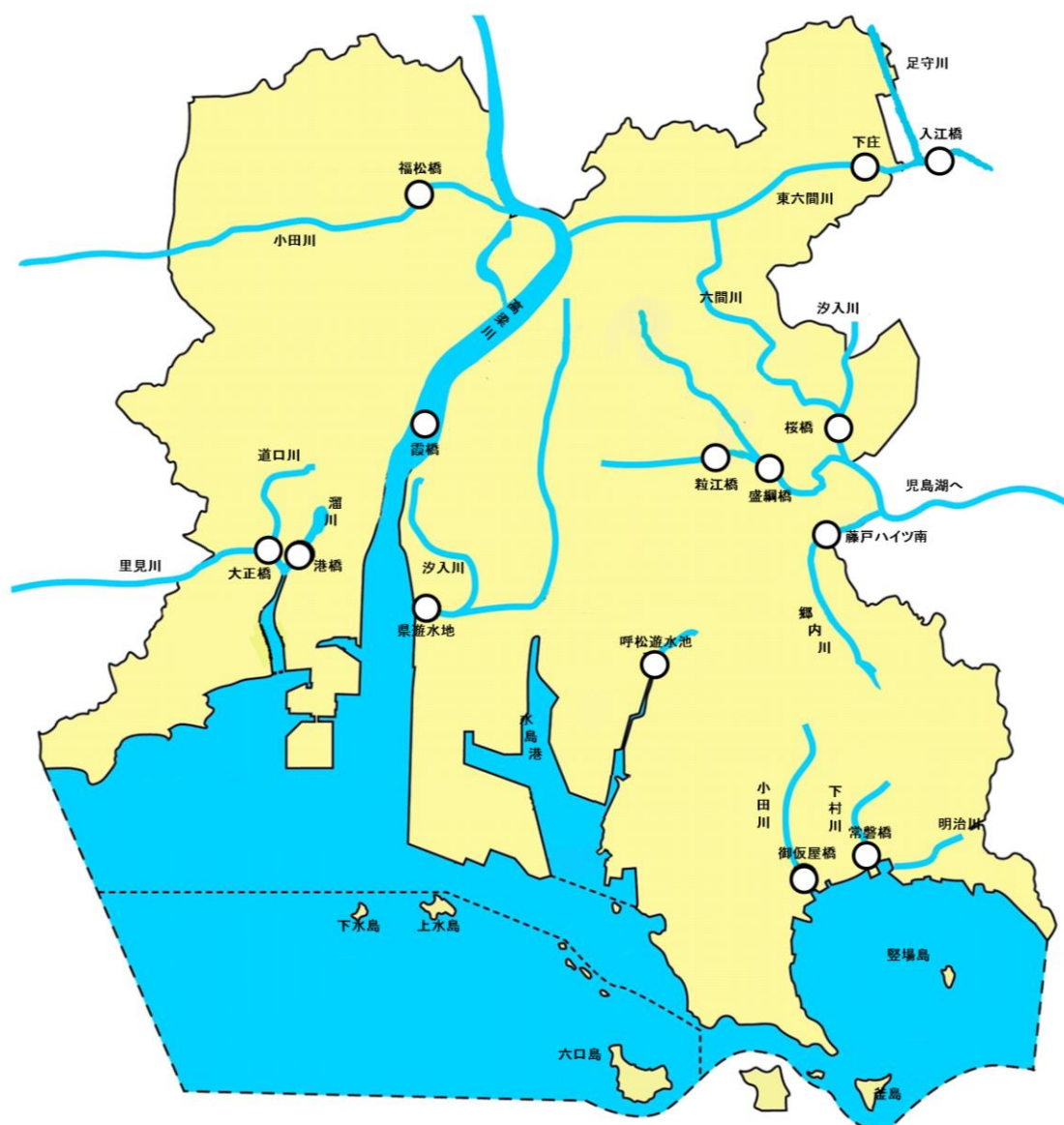
(1) 河川の水質

市内主要河川における令和元年度の測定結果は、次のとおりである（いずれも BOD 75%値）。

水質は、各河川とも徐々に改善傾向にあり、水質環境基準が設定されているすべての河川で、同基準を満足する状態にある。

河川名	測定地点	BOD (mg/L)	類型	環境基準 (mg/L)
高梁川	霞橋	1.7	河川B類型	3
足守川	入江橋	1.6	河川B類型	3
倉敷川	盛綱橋	2.4	河川C類型	5
六間川	桜橋	2.3	河川C類型	5
郷内川	藤戸ハイツ南	3.5	河川C類型	5
吉岡川	粒江橋	2.3	河川C類型	5
東六間川	下庄	3.2	河川C類型	5
汐入川	県遊水池	2.1	未指定	－
砂川	呼松遊水池	4.6	未指定	－
小田川	御仮屋橋	2.2	未指定	－
下村川	常磐橋	2.7	未指定	－
里見川	大正橋	4.5	河川D類型	8
溜川	港橋	2.0	未指定	－
小田川	福松橋	1.5	河川B類型	3

主要河川における水質測定地点



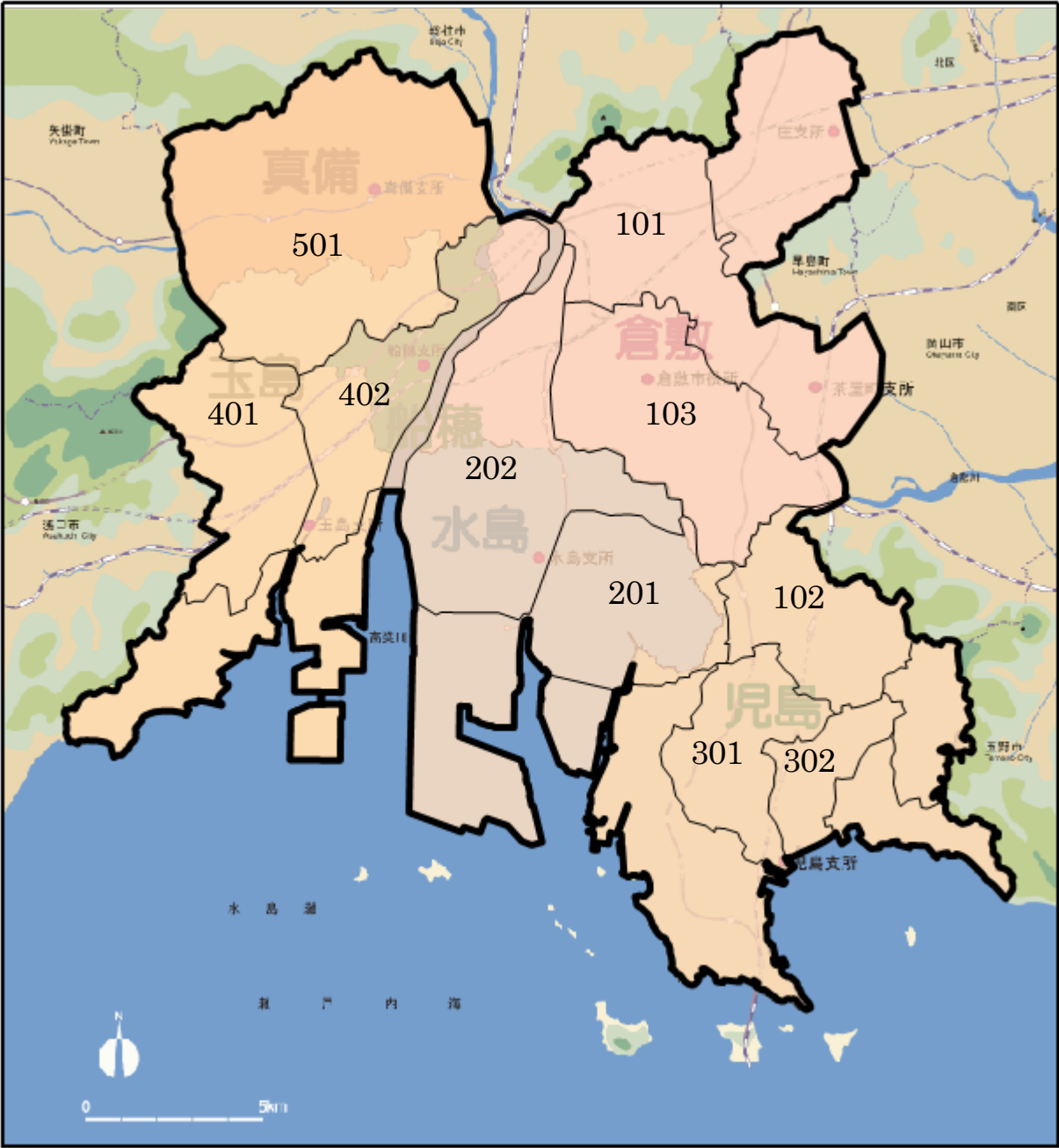
(2) 河川の汚濁負荷量

令和元年度に行った市内主要河川・水路の汚濁負荷量調査結果は、次のとおりである。

総じて、流域面積が大きく、その流域内に公共下水道未整備地域を多く含む河川・水路の汚濁負荷量が高いことが窺える。

地区	水域(地域)名	負荷量算定地点	ブロック	BOD負荷量 (kg/日)
倉敷	六間川	桜橋	101	81.0
	郷内川	藤戸ハイツ南	102	18.2
	倉敷川	新稔橋	103	1009.8
水島	水島南東部	生姫排水機場 南畝西六号排水機場 南畝板敷排水機場	201	72.1
	砂川	呼松遊水池		
	汐入川 八間川	県遊水池	202	679.2
児島	小田川	御飯屋橋	301	19.1
	下村川	常磐橋	302	15.9
玉島 ・ 船穂	里見川	大正橋	401	755.3
	溜川	港橋	402	413.5
真備	小田川	福松橋	501	518.4

市内汚濁負荷量調査ブロック図



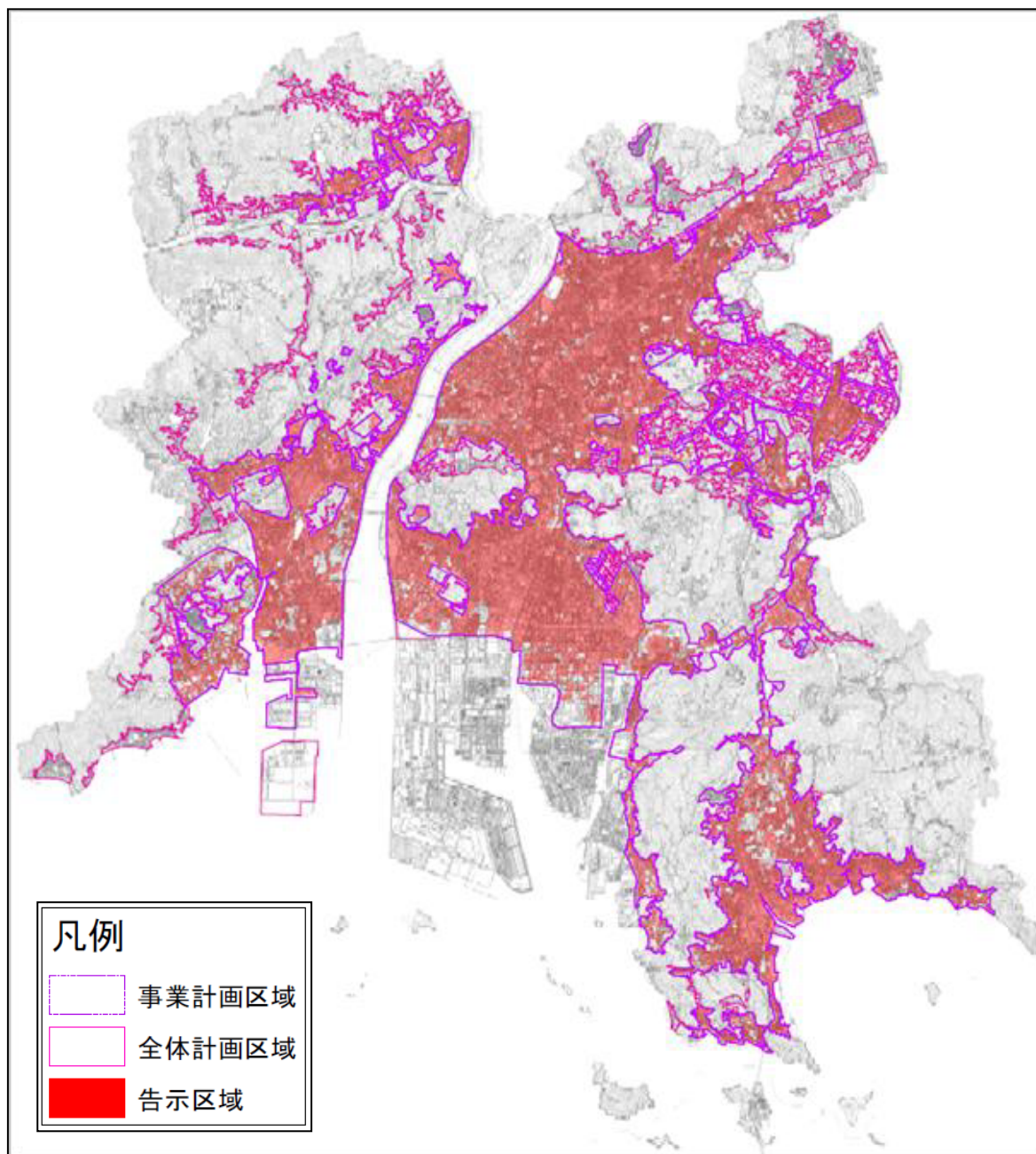
4 生活排水処理施設の整備状況

令和元年度末における生活排水処理形態別人口及び、本市公共用水域への流出負荷量（推計値）は次のとおりである。

区分	人口 (人)	比率 (%)	BOD負荷量 (kg／日)
流域下水道	177,897	36.9	－
下水道	181,060	37.6	616.2
合併処理浄化槽	72,445	15.0	789.7
単独処理浄化槽	26,885	5.6	1191.0
農業集落排水施設	880	0.2	5.3
汲取り	21,942	4.6	877.7
その他	433	0.1	－
合計	481,542	100.0	3479.8

※令和元年度末実績値及び倉敷市一般廃棄物処理基本計画の計画人口データを利用し、環境政策課で排出負荷量の推計値を算定した。

※負荷量は、本市の公共用水域に排出されるもののみを算定した。



公共下水道の整備状況（令和2年12月現在）

5 啓発活動の取組状況

生活排水対策に係る意識啓発と実践活動を中心とする啓発事業の現況は次のとおりである。

(1) 児島湖流域清掃大作戦

児島湖の水質浄化のための実践活動として、昭和62年度から毎年児島湖流域の民間団体と行政機関が一体となって取り組んできており、本市においても倉敷川の美観地区周辺と近くの農業用水路を、地域住民及び児島湖流域環境保全推進対策協議会の構成団体等が参加する一斉清掃を実施している。令和元年度は、11月3日に、地域住民・民間団体等36団体、約2,000人が参加して清掃活動を行い、約480kgのごみを回収した。

(2) 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖流域環境保全推進月間に市役所本庁舎や環境学習センターエコギャラリーにおいて、小中学生から募集した児島湖流域環境保全推進ポスターの入賞作品及び応募作品の展示を行っており、水質保全に係る市民への直接的な啓発事業を展開している。

(3) 下水道広報活動

「下水道の日」である9月10日を中心とした行事として、小学生から募集したポスター・標語の優秀作品を市役所厚生棟で展示している。また、年間を通じて、くらしき環境フェスティバル等の市主催のイベントにおいて、マンホール蓋でホットケーキを作る「マンホールdeホットケーキ」やマンホール蓋で版画を体験してもらう「マンホールdeアート」、マンホールトイレの展示を行い、下水道の普及啓発活動等を行っている。

(4) 倉敷市環境保全推進員制度

地域の小学校区単位で、生活排水対策をはじめ環境保全に係る実践活動のリーダーとして活動してもらうため、計135名の環境保全推進員を委嘱している。推進員の意識高揚と知識・技術習得を図るため研修会を年1回開催している。

(5) 下水道見学・出前講座

市内小学4年生を中心に、水島下水処理場の見学及び下水道出前講座を実施しており、下水道の歴史や下水処理場の仕組みなどを講義している。講義の途中には、ティッシュペーパーとトイレトペーパーの水への溶け方比較実験を行い、楽しみながら下水道への理解を求め、普及啓発を行っている。

(6) 水辺教室

市民を対象とした水棲生物の観察会を開催し、棲息している生物により水質汚濁の現況を理解してもらうと共に、水質保全の大切さや方法の啓発を行っている。

(7) 倉敷市生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量と生活排水対策として、平成4年4月1日から、生ごみたい肥化容器を購入した者に対し、購入費の一部を補助している。平成10年4月1日から電気式の生ごみ処理機等を補助対象に加え、平成20年10月には補助率や補助金限度額を引き上げ、さらに事業を推進している。令和元年度はたい肥化容器の購入助成が141基、生ごみ処理容器の購入助成が92基であった。

(8) 廃食用油燃料化事業

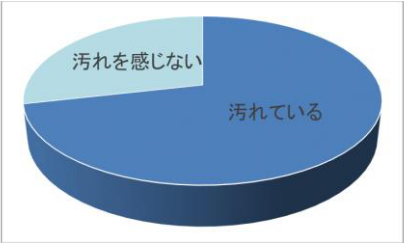
倉敷市リサイクル推進センターに廃食用油プラントを設置し、協力家庭から排出された廃食用油から、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製している。精製した燃料は、市の公用車や、環境イベント等でバイオディーゼル燃料を利用したカートの走行用燃料として使用されている。令和元年度は廃食用油を20,670L回収し、10,795Lを精製した。

6 市民アンケート

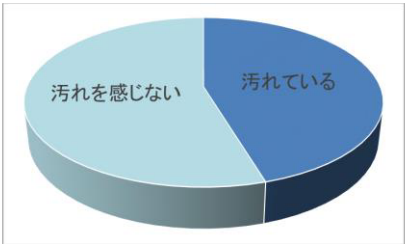
平成30年度環境保全推進員 135名に対し、倉敷の水環境についての意識調査を行った。なお、環境保全推進員は、一般市民に比べて水環境に対する意識が高いと考えられ、より効果的な回答が期待できる事、また、性質上、全市に万遍なく分布しており、地域の偏りを排除できる事から、今回のアンケートの対象とした。アンケートの結果は次のとおりである。

(1) 水質の現況と汚れの原因について

河川の現状について、汚れていると考えている意見が約2/3を占めた。一方、瀬戸内海の現状については、同意見は半数未満であり、海よりも河川の方がより汚れていると考えられている事がわかった。汚れの原因が何にあるかという問（複数回答可）では、生活排水によるもの、ゴミの投棄によるものという回答が多く見られた。



河川の現状について



瀬戸内海の現状について

汚れの原因	回答件数	
	河川	瀬戸内海
生活排水	25	16
工場排水	10	10
不法投棄	44	25
その他	18	4

(2) 水環境行政のあり方について

水環境行政について優先順位を調べたところ、生活排水対策についての優先度が他と比べて圧倒的に高く、関心が高い事がわかった。

優先順位	項目
1	生活排水対策
2	事業場排水規制
3	環境学習推進
4	公共用水域水質調査

(3) 生活排水対策をより活発にする方法について

パンフレットの配布や出前講座・講演会の実施等の意見が見られた。

<< 第3章 >>

【 生活排水処理施設の整備に関する事項 】

第3章 生活排水処理施設の整備に関する事項

1 生活排水処理施設の整備方針

生活排水処理施設の整備に係る基本方針は、次のとおりとする。

- ① 公共下水道については、市街化区域においては未整備地区の解消を図り、市街化調整区域においては整備効率が良い箇所の整備を引き続き行う。
- ② 合併処理浄化槽については、公共下水道区域以外において整備を促進する。
また、既存の単独処理浄化槽について合併浄化槽への転換を促進する。
- ③ 農業集落排水施設については、将来的に公共下水道へ接続する。

2 生活排水処理施設の整備計画

生活排水処理施設の整備については、次の方針のほか、各施設に対する最新の計画を踏まえながら推進していく。

(1) 公共下水道の整備（倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン2016年度～2025年度）

平成27年度までの第11次下水道整備五箇年計画において、市街化区域での下水道整備はおおむね完了し、下水道の人口普及率は77%となっている。一方、平成28年度を初年度とする倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンでは、人口普及率を76.2%（平成26年度末）から82.4%（令和7年度末）まで上昇させることとしている。

今後の下水道整備は、市街化区域内においては未整備地区の解消を図り、市街化調整区域内においては、整備効率が良い箇所を整備対象としていく。家屋の密集地では下水道が、家屋の散在地では合併処理浄化槽が経済的に有利となることから、それぞれの特性を総合的に判断し、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設が互いに連携する形で効率的な污水处理の推進を図っていく。

(2) 合併処理浄化槽整備の推進

生活排水によって生じる公共用水域の汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、個別処理による方が有利とされた区域については、合併処理浄化槽の設置を補助することにより、整備の推進を行う。

3 汚濁負荷量の削減効果

令和12年度末時点における生活排水処理施設の整備による汚濁負荷量削減効果は、以下のとおりである。

	人口 (人)	比率 (%)	BOD負荷量 (kg／日)	負荷量増減 (kg／日)
流域下水道	185,650	39.3	－	－
下水道	187,952	39.8	639.9	23.7
合併処理浄化槽	59,583	12.6	649.5	▲ 140.2
単独処理浄化槽	22,323	4.7	988.8	▲ 202.1
農業集落排水施設	848	0.2	5.1	▲0.2
汲取り	15,447	3.3	617.9	▲ 259.8
その他	301	0.1	－	－
合計	472,104	100.0	2901.1	▲ 578.6

※令和元年度末実績値及び倉敷市一般廃棄物処理基本計画の計画人口データを利用し、環境政策課で排出負荷量の推計値を算定した。

※負荷量は、本市の公共用水域に排出されるもののみを算定した。

<< 第4章 >>

【 生活排水対策に係る啓発に関する事項 】

第4章 生活排水対策に係る啓発に関する事項

1 啓発の実施方針

(1) 啓発活動の必要性

生活排水による水質汚濁を防止するためには、下水道等の生活排水処理施設を整備し削減することが第一である。しかし、生活排水処理施設の整備には、多大な時間と費用を要する。このため、生活排水対策を推進する上では、地域住民の意識啓発による、家庭での対策をはじめとした汚濁発生量への対策が重要となる。各家庭からの汚濁発生量を減らすことは、生活排水処理施設の整備が完了するまでの間、地域の水質改善に大きく寄与する。また、施設の整備後にも、生活排水処理施設への負荷が低減されるなど、相当の削減効果が期待できる。

(2) 啓発活動の方法

生活排水対策では、家庭における対策と生活排水処理施設の整備を、同時に効果的かつ計画的に促進していく必要がある。

家庭でできる対策は、市民に広く積極的に協力してもらうことで、より高い効果が期待できるため、市民とのコミュニケーションを図りながら、地域の特性等に応じた啓発活動を総合的に推進する。

環境学習拠点施設として、平成24年4月に環境学習センターを整備し、市民による自発的な活動を目的とした講座を提供し生活排水対策等の推進を図っている。

2 啓発の実施計画

効果的に住民の意識啓発を図るため、次の4種類についてそれぞれ啓発活動の実施計画を展開し、積極的に連携を図りながら啓発事業に取り組んでいく。

媒体的啓発 「知る、広める」

目的：市民に生活排水対策の正しい知識を広める。

① パンフレット等の作成，配布

広報紙，パンフレット，ポスター等を利用した広報活動を行い，水質汚濁の現状と生活排水対策の実践について，絵や図でわかりやすく説明し，実践活動を促す内容とする。

② 啓発資材等の貸出し

生活排水対策や水質保全に係る資材や図書を市民団体等へ貸出し，具体的な映像・情報で適正な知識の普及を図る。

③ 啓発展示コーナーの設置

公共施設の展示スペース等にパネルや資材等を展示し，家庭でできる対策の普及・啓発を図る。

体験的啓発 「見る、触れる」

目的：市民自らが体験することで，生活排水についての意識啓発を図る

① 水辺教室の開催

市民を対象として水生生物の観察会を開催し，棲息している水生生物により水質汚濁の現況を理解してもらう。

② 体験的水質調査

地域の住民参加で，身近な川や池が生活排水により汚濁が進んでいる様子を肌で体験するとともに，水質検査や生態学習を行い生活排水による水質汚濁の現況・問題点を認識してもらう。

③ 水辺の清掃及び河川一斉清掃

市民組織，関係行政機関の連携のもとに広く市民に呼びかけて，溝，水路，河川の一斉清掃を行うことにより，河川の水質保全やゴミの散乱防止等の意識啓発を高める。

学習的啓発 「調べる，考える」

目的：市民自らが知識を学ぶことで，対策意識の高揚を図る

① 学習会の開催

生活排水対策や水質保全に係る出前講座や学習会を，学校等を対象に開催することにより，適正な知識の普及を図る。

② 生活排水処理施設の見学会

社会学習，生涯学習や行政施設の見学会の一環として，公共下水道終末処理場等を見学会を行うことにより，生活排水処理に対する経済性や省資源・省エネルギーについて認識してもらう。

人的啓発 「実践する」

目的：市民自らが実践活動に参加する

① イベント等の開催

家庭でできる発生源対策の講習会等を実施し，実践活動の方策の普及・啓発を図るとともに，住民参加によるイベント等を開催し，水質汚濁の現状や実践活動の発表を行い，水質浄化に係る認識を高める。

② 倉敷市生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り，併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量と生活排水対策として，生ごみたい肥化容器を購入した市民に対し，購入費の一部を補助する。

③ 廃食用油燃料化事業

家庭から出る使用済み天ぷら油を市が回収し，バイオディーゼル燃料に精製したうえで，公用車の燃料として再利用する。

3 啓発事業の実施体制

生活排水対策の啓発活動を、より住民に近く円滑に実施するために、地域における啓発活動を推進していくリーダーとなり、住民を指導・支援していく生活排水対策推進員を設置する。

推進員を育成するため、推進員養成講習会の開催、その他推進員の育成に必要な事業を実施する。本市においては、倉敷市環境保全推進員制度としてこの事業を推進している。

また、平成24年度には、倉敷市内の環境学習・環境教育の拠点施設である環境学習センターを整備し、啓発などの各種ソフト事業の総合的な推進を行っている。

<< 第5章 >>

【 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項 】

第5章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

1 関係部局間の連携

生活排水対策の推進に当たり、平成4年7月15日付けで設置した「倉敷市水質浄化対策推進会議設置規程」に基づき、本市の生活排水対策関係部局の連絡調整を行うものとする。推進会議の委員及び幹事会の構成員は、次のとおりである。

委員長	環境リサイクル局担当の副市長
副委員長	委員長でない副市長
委員	企画財政局長、総務局長、環境リサイクル局長、文化産業局長、建設局長

幹事長	環境政策部長
幹事	企画経営室長、児島支所次長、玉島支所次長、水島支所次長、真備支所長、財政課長、庄支所長、茶屋町支所長、船穂支所長、環境政策課長、環境衛生課長、一般廃棄物対策課長、下水経営計画課長、農林水産課長、耕地水路課長、開発指導課長、道路管理課長、土木課長、建築指導課長

2 関係行政機関等との連携

倉敷川及びその支川である吉岡川、六間川、汐入川及び郷内川を含めた倉敷川水系の流域は、岡山市を經由して児島湖に至っている。児島湖は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づき汚濁の著しい湖沼として指定を受け、各種の水質浄化対策が取られてきたため、徐々に改善されつつも、その水質は依然として水質環境基準値を超過している。

水質悪化が問題視されている児島湖の環境保全施策を効果的に推進するため、各分野の市民団体の協力を得て、次表を構成団体とする「児島湖流域環境保全対策推進協議会」が昭和61年8月7日に設置され、毎年9月から11月までを児島湖流域環境保全推進期間と定め各種の啓発事業が実施されている。

本市もこれらの推進母体の一員であるため、積極的に連携を図りながら啓発事業に取り組んでいく。

児島湖流域環境保全対策推進協議会

行政機関	岡山県，岡山市，倉敷市，玉野市，総社市，早島町，吉備中央町，農林水産省(中国四国農政局)，環境省(中国四国地方環境事務所)
県議会	次世代に誇れる児島湖・湾を考える議員懇談会 岡山県議員環境文化保健福祉委員会
環境保健団体	岡山県環境衛生協会，倉敷市環境衛生協議会，岡山県食品衛生協会，岡山県浄化槽団体協議会，岡山県愛育委員連合会，岡山県栄養改善協議会
女性等の団体	岡山県婦人協議会，岡山市連合婦人会，倉敷市婦人協議会，岡山県生活学校連絡協議会，岡山県交通安全母の会連合会，J A岡山県女性組織協議会，岡山県漁協女性部連絡協議会
青年団体	岡山県青年団協議会，日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会
教育団体	岡山県高等学校PTA連合会，岡山県PTA連合会，岡山県私立中学高等学校保護者会連合会，岡山県高等学校長協会，岡山県中学校長会，岡山県小学校長会，岡山県公民館連合会
商工団体	岡山県商工会議所連合会，岡山県商工会連合会，岡山県中小企業団体中央会
農林漁業団体	児島湾土地改良区，児島湾淡水魚業協同組合，岡山県農業協同組合中央会，全国農業協同組合連合会岡山県本部，おかやま酪農業協同組合，岡山県土地改良事業団体連合会，岡山県漁業協同組合連合会，岡山県新農業経営者クラブ連絡協議会
労働団体	日本労働組合総連合会岡山県連合会
消費者団体等	岡山県消費生活問題研究協議会，岡山県生活協同組合連合会，岡山県老人クラブ連合会，岡山県建築士会

倉敷市第三期生活排水対策推進計画（令和３年３月，倉敷市）



倉敷環境キャラクター

【くらいふ】

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640

TEL 086(426)3391 FAX086(426)6050

資料1

倉敷市環境審議会について



くらしき環境キャラクター
「くらいふ」

倉敷市環境審議会設置の経緯①

昭和30年代～

平成～

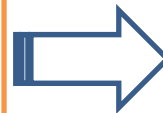
高度経済成長期に伴う大気汚染や
水質汚濁などの産業公害問題



個別に対策

昭和42年
「公害対策基本法」で産業公害克服
を

昭和47年
「自然環境保全法」で自然環境保全
を



- ① 生活排水、ごみ、自動車排ガス
などの都市・生活型の環境問題
- ② 地球温暖化、酸性雨など地球規
模での環境問題
- ③ 都市化の進行による身近な自然
の減少

総合的に対策

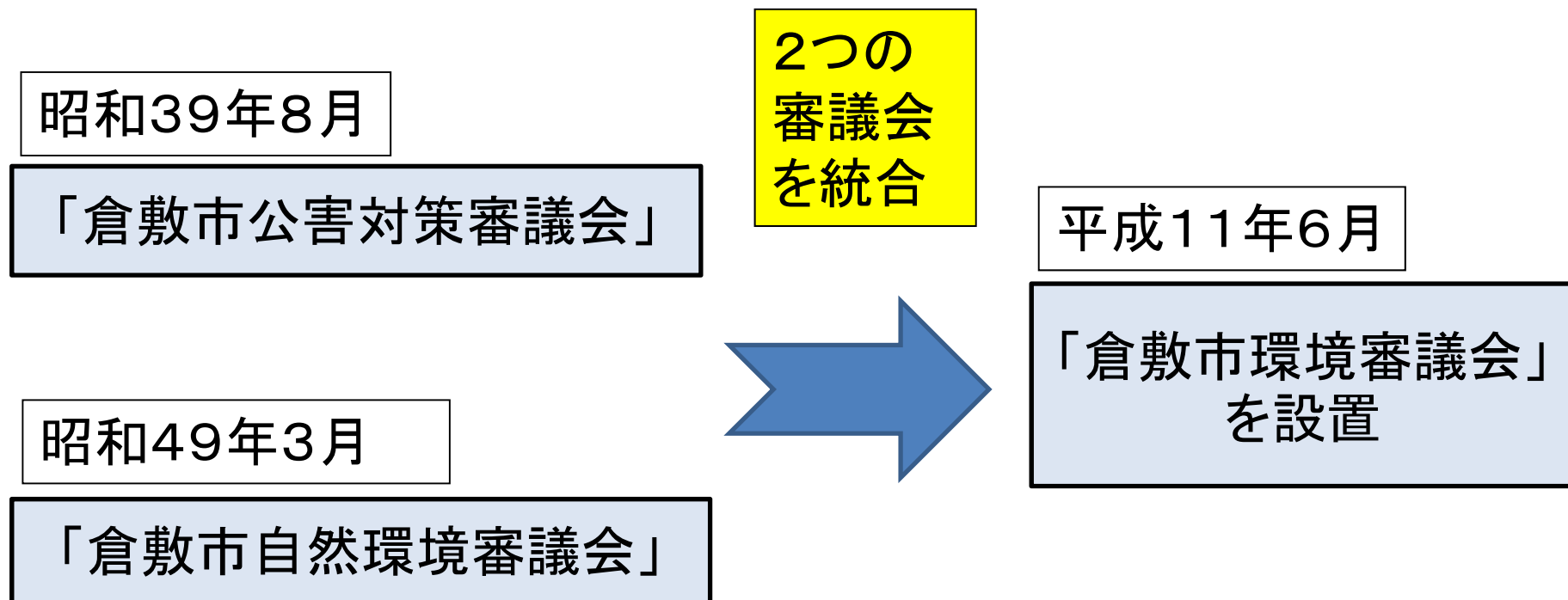


平成5年に「環境基本法」を制定し、
環境保全に関する施策を総合的か
つ計画的に推進

個別に対策を講じるには、限
界があり、一つの施策体系の
もとに総合的な対応が必要

倉敷市環境審議会設置の経緯②

○倉敷市の審議会

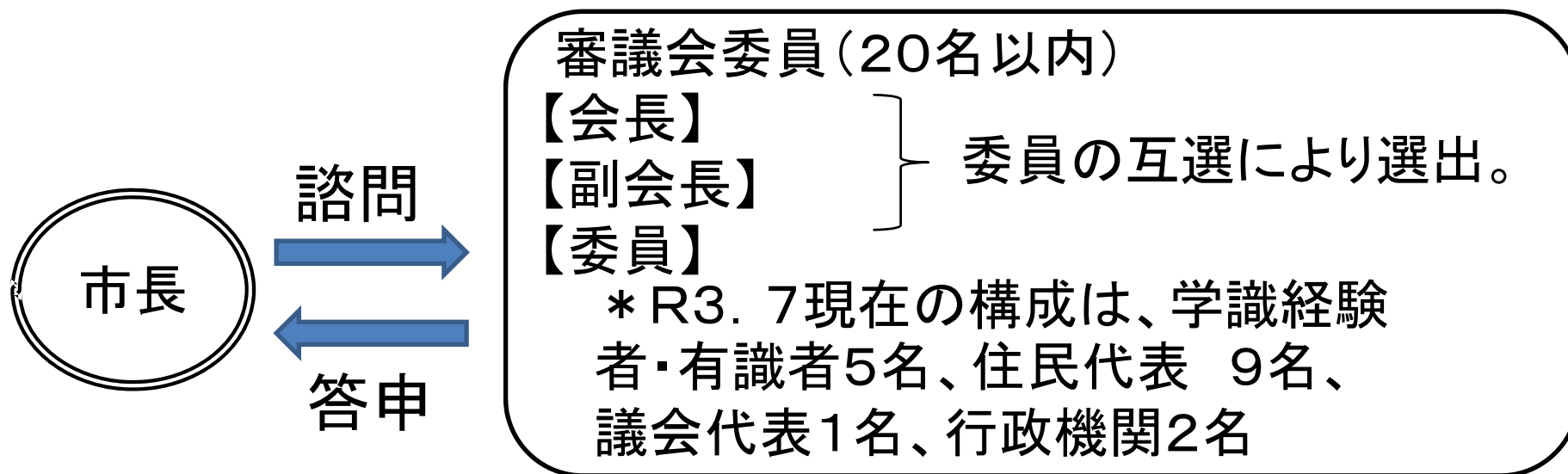


審議会の所掌事務

倉敷市環境審議会条例により設置

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- (3) 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項



委員の任期・開催頻度

○任期：2年間

令和3年7月1日～令和5年6月30日

○開催頻度：2回程度／年

(参考)環境分野のその他審議会等について

- ◆倉敷市地球温暖化対策審議会
- ◆倉敷市生物多様性審議会
- ◆倉敷市廃棄物減量等推進審議会
- ◆倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会
- ◆倉敷市下水道事業審議会

など

過去の審議状況

年度・回数	議 事	共通議事
【平成28年度】 2回開催 (7・2月)	・倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び (事務事業編)の改定について	・倉敷市環境基本計画の進捗状況 ・倉敷市緑の基本計画の進捗状況 ・倉敷市生物多様性地域戦略の進捗状況 ・倉敷の環境白書について(毎年度作成)
【平成29年度】 3回開催 (6・9・2月)	・クールらしきアクションプラン改定の概要について	
【平成30年度】 2回開催 (7・2月)	共通議事のみ	
【令和元年度】 3回開催 (7・10・11月)	・倉敷市第三次環境基本計画の策定方針について ・倉敷市第三次環境基本計画に係るアンケート(基礎調査)について	
【令和2年度】 4回開催 (8・10・12・2月)	・倉敷市第三次環境基本計画「施策体系」「計画構成」等について ・倉敷市第三次環境基本計画に係る市民モニター制度活用したアンケートについて ほか	

今年度の予定

7/29

- ・委嘱式、会長・副会長の選出
- ・倉敷市環境審議会の概要
- ・倉敷市第二次環境基本計画の総括
- ・倉敷市第三次環境基本計画の概要及び実施計画
- ・倉敷市緑の基本計画進捗状況報告
- ・倉敷市第三期生活排水対策推進計画の策定

**第1回
(本日)**

1～2月

- ・倉敷市第三次環境基本計画のアンケート内容
- ・倉敷市生物多様性地域戦略進捗報告
- ・令和3年度版倉敷の環境白書

第2回

倉敷市第二次環境基本計画の総括について

平成23年度～令和2年度の10年間の計画期間とする倉敷市第二次環境基本計画では、29施策のもと、約130の主な事業を展開した。（「資料2－②（参考）」を参照）

その結果、計画の達成状況としては、次のとおりとなった。

	めざそう値を達成した	計画策定時より良好	めざそう値から遠ざかった
基本目標1「自然環境・景観・環境と経済の調和」	2指標／12指標	7指標／12指標	3指標／12指標
基本目標2「水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち」	2指標／8指標	4指標／8指標	2指標／8指標
基本目標3「リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち」	1指標／5指標	2指標／5指標	2指標／5指標
基本目標4「地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち」	2指標／5指標	2指標／5指標	1指標／5指標
基本目標5「市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち」	0指標／5指標	3指標／5指標	2指標／5指標
基本目標1～5の総合計	7指標／35指標 (20.0%)	18指標／35指標 (51.4%)	10指標／35指標 (28.6%)

設定指標について、めざそう値を達成できたものが全体の約2割、計画策定時より良好になっているものが全体の約5割と、概ね順調に進めることはできたと考える。

一方で、10指標については、めざそう値から遠ざかる結果となった。（3～7ページを参照）

10年間の市民アンケートを通してみると、全体として、年齢層が上がるほど環境への意識が高い傾向にあることが示され、今後さらに若い世代や無関心層へのアプローチ方法の見直しなどが必要であると考えられる。

また、市民アンケートによる各施策の重要度・満足度については、施策「次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます。」が「重要度は高いが、満足度が低い」となっており、市民満足度の向上に向け、取組の見直しが必要であると考えられる。（「資料2－③（参考）」の58ページを参照）

倉敷市第三次環境基本計画では、

豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくために、「人づくり」をキーワードとし、これを5つの基本目標の礎となる「共通目標」とし、重点分野に位置づけている。その中で、市民の環境意識の向上や日々の実践促進、子どもたちへの環境教育の充実などを掲げている。

令和3年度は、環境をテーマにした絵本や、セミなどの生き物調査などをきっかけに、子どもや若い世代に環境への関心をもってもらえる取組を始めている。

また、令和4年度に向けては、ターゲットを意識した新規事業の企画や既存事業の見直しなどを進めている。

■各基本目標にかかる展開事業、指標の達成度及び「目標から遠ざかった指標」の考察

●基本目標 1

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

- ①野生動植物の種の保存など生物多様性の確保を図り、森林・農地・水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全・再生するとともに、人と自然のふれあいを確保・推進した。
- ②都市公園の整備や街路樹の設置など、良好な都市環境の整備に努めるとともに、まちの緑化にあたっては、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で緑化を推進した。
- ③歴史的資産（自然、歴史・文化）を継承・活用するとともに、自然環境に配慮しつつ、緑豊かで快適な景観づくりを進めた。
- ④地域と産業とが連携・協力することにより、雇用の維持創出・地域経済の活性化、環境関連技術の開発・向上や環境投資による環境配慮型経営の促進を図った。

めざそう値を達成した	計画策定時より良好	めざそう値から遠ざかった
2 指標／12 指標	7 指標／12 指標	3 指標／12 指標

<目標から遠ざかった指標>

【1-1-2】身近な自然を守る活動を行っている人の割合

「まったく行っていない」のうち、「関心はあるが、何をしたらいいのかわからない」が減少し、「関心はあるが、時間がない」が増えている。特に、「まったく行っていない」30歳代のうち、「関心はあるが、時間がない」が10年前と比較して、約20ポイント増となった。

⇒「行っていない」のうち約6割は、関心はあるが何をしたいのかわからない、時間がないと回答しているため、例を示しつつ、特別な時間を設けなくてもできるような、小さなことから取り組んでもらえるような啓発が必要である。年齢が上がるにつれて「行っている」割合が高いため、若い世代をターゲットとしたアプローチ方法の検討が必要である。

【1-2-2】庭木や生垣など身近な緑化に努めている人の割合

20歳代のうち、「関心がない」の割合が、10年前と比較して、約30ポイント増となっており、若年層における意識が希薄になりつつあることがうかがえる。

⇒年齢が上がるにつれて「行っている」割合が高く、また近年は、賃貸、マンションに住む人が増えているなかで、庭がない状況もあるため、庭木・生垣に限定することなく、若い世代に緑を大切にする・緑に親しむといった気持ちを育てていく必要がある。

【1-4-2】地産地消を心がけている人の割合

「まったく行っていない」のうち、理由として「関心がない」が、どの世代でも主なものであった。

⇒年齢が上がるにつれて「行っている」割合が高い傾向にある。現在、「地産地消カード」「マンガで食育」等の事業を行っているが、さらに若い世代や無関心層の参加意欲を引き出せるような工夫が必要である。

●基本目標 2

水と空気と大地がきれいで，安心して暮らせるまち

- ①河川・海域・地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成を目指すとともに，土壤汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等の適正な運用を図った。
- ②大気汚染に係る環境基準が未達成な地域はその速やかな達成を目指すとともに，健康被害防止の観点から，引き続き大気汚染防止に取り組んだ。
- ③騒音・振動規制法や悪臭防止法等に基づく対策，P R T R制度に基づく化学物質の使用実態等の情報管理を実施した。また，広報等による普及啓発や環境美化活動を支援し，ポイ捨てや不法投棄のないまちづくり，環境衛生意識の向上を図った。

めざそう値を達成した	計画策定時より良好	めざそう値から遠ざかった
2 指標／8 指標	4 指標／8 指標	2 指標／8 指標

<目標から遠ざかった指標>

【2-1-1】日頃から水環境の改善を意識して行動している人の割合

「いつもしている」の割合が減少し，「いくらか行っている」が増え，取組頻度が減っている。

⇒20歳未満を除いて，年齢が上がるにつれて「行っている」「どちらかというとしている」割合が高い傾向にあるため，20代・30代や無関心層の参加意欲を引き出せるような工夫が必要である。

【2-2-3】通勤通学や日常の移動手段として，自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合

「常にしている」「ときどきしている」の割合が減少し，「全くしていない」が10年前と比較して，約10ポイント増となり，「全くしていない」のうち，理由として「利用したいが，利用できる公共交通機関がない」が主なものであった。

⇒自転車や徒歩，公共交通機関を使ったエコな通勤をすることが，温暖化対策だけでなく自身の健康の維持・向上にも効果的であるなど，相乗効果を生み出すことを啓発するとともに，生活利便施設等に公共交通でアクセスしやすい，コンパクトなまちづくりを進める必要がある。

●基本目標 3

リデュース，リユース，リサイクルが徹底され，循環型社会が形成されたまち

- ① 5 R の実践，生産・消費段階における資源の浪費の抑制，廃棄物の減量化・資源化を推進した。
- ② 排出される廃棄物は，再生利用に努め，再生利用が不可能なものについては，焼却による熱回収を行ったうえでの減容化や最終処分などの適正処理を実施した。また，不法投棄の防止や事業者の指導等を行った。

めざそう値を達成した	計画策定時より良好	めざそう値から遠ざかった
1 指標／5 指標	2 指標／5 指標	2 指標／5 指標

<目標から遠ざかった指標>

【3-1-1】ごみの発生抑制に配慮した行動をしている人の割合

「いつもしている」「どちらかというとしている」の60歳以上の割合は約9割であった。

⇒年齢が上がるにつれて「行っている」「どちらかというとしている」の割合が高い傾向にある，ごみ発生抑制対策について，若い世代を中心に，実践につなげていく工夫が必要である。

【3-2-2】リサイクル率

H27年度，H28年度は，水島清掃工場の基幹改良工事のため，リサイクル率の高い水島エコワークス（燃やせるごみの焼却施設）で家庭ごみを処理したことから一時的にリサイクル率が向上している。また，H30年度は，豪雨災害のため，家庭ごみが災害ごみとして処理され，リサイクル率の高い水島エコワークスで処理できなかったことにより，数値が下がっている。

⇒全世代を対象として，出前講座，広報紙を通じて，ごみの発生抑制・ごみの分別・資源化のための取組や啓発が必要である。

（R6年度末で水島エコワークスが運転停止となり，R7年度からは，新しく建設する（仮）西部クリーンセンターの施設が供用開始となる予定である。新施設では，焼却時の熱を利用して発電を行う。）

●基本目標 4

地球温暖化対策の取組により，低炭素社会が形成されたまち

- ①市全体の温室効果ガス排出量を削減するために，省エネルギー機器・設備の積極的な導入や温室効果ガス排出の少ないエネルギーへのシフト等を推進した。
- ②太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入，低炭素社会の形成に向けた普及啓発を行った。

めざそう値を達成した	計画策定時より良好	めざそう値から遠ざかった
2 指標／5 指標	2 指標／5 指標	1 指標／5 指標

<目標から遠ざかった指標>

【4-1-1】家庭で温暖化対策「グリーンくらしきエコアクション」に取り組んでいる人の割合

「取り組んでいる人」の割合が基準値を大きく下回っており、「グリーンくらしきエコアクション」がどのようなものか分からない人が約半数を占めている。

⇒「グリーンくらしきエコアクション」は，家庭や事業所でできる節電・節水など地球にやさしく，温室効果ガスの削減につながるエコな行動のことである。まずは，「グリーンくらしきエコアクション」を認知してもらい，多くの人が自然とエコアクションに取り組めるような，啓発・環境学習の方法の検討が必要である。

●基本目標 5

市民一人一人が、環境意識を持ち行動するまち

- ①市民、市民公益活動団体事業者、行政等が連携するとともに、講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座の拡充を図った。
- ②家庭、学校、地域、事業者が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた学習プログラムづくりを進め、環境教育・環境学習を推進した。

めざそう値を達成した	計画策定時より良好	めざそう値から遠ざかった
0 指標／5 指標	3 指標／5 指標	2 指標／5 指標

<目標から遠ざかった指標>

【5-1-2】環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践している人の割合

「環境に関する講座や講演会等の環境学習を受けたことがある」が減少しているため、「いつも実践している」も減少した。「実践している人」のうち、20歳未満と70歳以上の割合が高かった。

⇒学校などで学ぶ機会が多い20歳未満、20歳代は他の世代よりも「受けたことがある」割合が高い。また、年配者は昔から自然に触れる機会が多く、環境に配慮した行動を自然と行えているものと思われる。30～60歳代の親世代をターゲットとした、日常生活の中で親子で楽しく自然と取り組むことにつながる事業が必要である。

【5-2-3】自然にふれる活動に参加している子どもの数

H25年度から環境学習センターでの観察会、体験会などの新たな取組による利用者の増加はあったが、既存事業の利用者の減少のほうが大きく、H27年度から減少している。また、新型コロナウイルスの影響により、R2年度は激減している。

⇒子どもたちが自然とふれあえる機会を拡大するとともに、満足度の高いカリキュラムの検討が必要である。

倉敷市第二次環境基本計画に係る実施事業（令和2年度実績）

資料2－②（参考）

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標1：多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します

【基本方針】：身近な自然環境の保全・再生に努め、地域の自然環境を豊かにしていくために、地域固有の生態系の確保、野生動植物の種の保存など生物多様性の確保を図り、地域の特性に合わせて、森林・農地・水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全・再生するとともに、人と自然のふれあいを確保・推進します。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.111 身近な自然と水辺の保全	市民環境団体への支援を通じて、観察会や環境保全活動を協働で実施する	継続	・市民が幅広く参加できる自然観察会、講座等を開催した。（自然観察会7件、博物館講座6件） ・「自然史博物館友の会」による自然観察会等の開催を援助した。（友の会主催自然観察会5件）なお、一部の自然観察会、講座は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため中止した。	自然史博物館
			・倉敷市環境学習センターや岡山県の観察会等の開催を援助した。	環境政策課
	人びとが憩い安らげる、自然環境・水辺空間を保全・整備する	継続	・水質表示看板による溜川の水質の啓発及びごみ回収船による清掃活動を実施した。	環境政策課
			・地区住民のスポーツレクリエーションの場となる近隣公園として、また海と港をコンセプトとした公園である「玉島みなと公園」の維持管理を実施した。	公園緑地課
			・倉敷用水を中心とした、幅約22m、往復約600mの緑道と、芝生広場を備えた緑地からなる約2.1haの水と緑豊かな潤いと憩いの空間である「倉敷みらい公園」の維持管理を実施した。	
			・「まび水辺の楽校」維持管理（空き缶やごみの回収、巡回パトロールを毎月実施。なお、7月の豪雨災害以降、活動休止）	真備支所・市民課（環境係）
	自然環境に配慮した公共工事を推進する	継続	・自然環境に配慮した公共工事实施（11件） ・市土木職員を対象に環境配慮型公共事業研修を1回実施	環境政策課
No.112 希少野生生物の生息・生息環境の保全	希少野生動植物保全の普及啓発及び地域住民と協働しての環境保全活動の実施	継続	・ミズアオイ群生地 of 保全活動： ヌートリア食害防護フェンスの設置など、ミズアオイ自生地 of 整備・管理に協力した。市民に対して観察会等 of 啓発活動を行った。	環境政策課
			・スイゲンゼニタナゴ個体群 of 保全： 自然保護団体等と協力して工事实施等に伴い、保全に関する協議・保護移動を実施した。（7件）	
	希少野生動植物の分布や生息状況を把握する	継続	・希少野生生物 of 生息の可能性がある地域の公共工事を把握し、必要に応じて環境省や専門家と協力して、配慮工事を要請した。（調査・協議・対策を15回実施）	環境政策課
	生物多様性戦略の取り組み	継続	・生物多様性審議会（委員14人）を設置し、会議を3回実施した。	環境政策課
			・高梁川流域圏域において、生物多様性エコツアーを推進するため、エコツアー of 開催に関心のある個人・団体に対し、実践的な講習会を実施した。	
	外来生物の駆除対策等を実施する	継続	・ジャンボタニシ of 防除対策について、HPや広報紙等で情報提供した。	農林水産課
No.113 自然とのふれあいの促進	種松山野草園の管理運営	継続	・野草園 of 維持管理を実施した。	環境政策課
	探鳥コース・巨樹の維持管理	継続	・自然保護監視員や市民からの情報をもとに、巨樹・老樹 of 案内板を1件及び探鳥コース of 案内板を1件修繕した。	環境政策課
	水辺教室・海辺教室等 of 水生生物調査	継続	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、高梁川河原で水生生物調査などの観察を中止した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、磯（海辺）で水生生物調査などの観察を中止した。	環境政策課
	自然保護監視員 of 委嘱	継続	・自然保護監視員研修会を1回実施した。 ・連絡会議や定期的な報告書により、市内自然環境 of 状況、外来生物侵入 of 状況について情報収集を行った。	環境政策課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標2: まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成をめざします

【基本方針】:うるおいと安らぎのある生活空間を形成するために、都市公園の整備や街路樹の設置など、良好な都市環境の整備に努めるとともに、まちの緑化にあたっては、公共の場所だけでなく、遊休地の活用など民有地の緑化も推進します。
多様な機能を持つ緑地を維持・創出していくために、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成をめざします。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.121 緑の保全	街路緑地帯等の適正管理	継続	・街路樹管理の実施(市道の街路樹や緑地の剪定・害虫防除を行い, 良好な道路環境の維持を行った。144路線)	公園緑地課
	地域との協働により緑の保全を推進する	継続	・地元団体等と協力して, 国立公園の管理を行った。(鷲羽山, 王子が岳, 由加山, 通仙園の園地清掃・剪定等を実施)	公園緑地課
	森林等の緑を保全するとともに, ふれあいの場を整備維持管理する	継続	ふれあいの森, 美しい森の美化・維持管理を実施した。 ・ふれあいの森管理(16. 39ha) ・倉敷美しい森管理(4. 36ha) ・真備美しい森管理(6. 00ha) ・愛宕山公園管理(3. 60ha)	農林水産課
			・松くい虫予防対策として, 薬剤散布や被害木の伐倒を実施(薬剤散布13ha, 伐倒61㎡)した。	
	不要樹木のリサイクルを推進する	継続	・不要樹木を市営苗圃で管理し, 引き渡しを実施(243本)	公園緑地課
	公共施設のブロック塀を生垣に更新する	継続	・要望が無かったため未実施	公園緑地課
	公共施設の壁面緑化等を推進する	継続	・保育園及び認定こども園庭の芝生維持管理を行った。(令和2年度末現在:累計13園)	保育・幼稚園課
			・幼稚園庭の芝生化(茶屋町東幼稚園)及び維持管理を行った。(令和2年度末現在:累計4園)	教育施設課
・学校・園の壁面緑化(市立学校・幼稚園計136校園で実施)			教育企画総務課	
・小中学校庭の芝生の維持管理を行った。(令和2年度末現在:累計21校)			教育施設課	
No.122 緑化の推進	市民(地域)との協働により, まちの緑化を推進する(緑化推進員, 花の銀行, 地区花いっぱい団体)	継続	<花と緑あふれるまちづくり事業> ・フラワーロード事業(倉敷中央通り, 鷲羽山通り, 水島商店街通りにフラワーボックス 約1,900個を設置) ・もてなし花壇事業(公共施設, JR駅等にフラワーボックス約2,000個を設置) ・地区花いっぱい事業(事業に申込のあった団体に花苗を無料配付し, 花壇の維持管理等の活動を実施:団体数121団体) ・花の銀行活動実施(44支店で花の種子配付 配付数2万袋) <緑化推進員の設置> ・推進員26人に対して連絡会を開催し, 意見交換を行うとともに緑化の勉強会等を実施し知識向上を図った。 <倉敷市花いっぱいコンクールの実施> ・家庭や職場・学校・自治会等で四季折々に育てられた花と緑の優秀な花壇を顕彰し, 普及啓発と市民参加による都市緑化の推進を図ることを目的に実施した。(23件の応募, 11件表彰)	公園緑地課
			緑化団体等との協働により, 啓発事業を推進する	
	市民等の緑化実施に対して, 支援・助成を行う	継続	・生垣補助(補助件数6件) ・記念樹の配付(結婚及び誕生記念に苗木配付948本) ・花の苗, 種の配付(花いっぱい運動や緑化フェアや環境イベント等で配付) ・花壇設置補助(補助件数1件)	公園緑地課
	耕作放棄地の再生作業等に対して助成を行う	継続	・耕作放棄地の再生作業への助成 国の交付金で対応できない農地に対する再生利用活動に対し補助金を交付した。(再生作業, 土壌改良等補助)	農林水産課
	No.123 都市公園等の整備	市民に身近な公園等の整備・管理を行う	継続	・高崎公園ほか17公園の整備, 施設改修を行った。 ・水島緑地福田公園のトイレ及び中央エントランスの改修を行った。
緩衝緑地の維持管理		継続	・県への維持管理費負担金(水島緩衝緑地事業費負担金)	公園緑地課
都市公園の適正な管理		継続	・適正な管理の実施(公園内の清掃, 草取り, 樹木剪定・防除など 都市公園854箇所・遊園251箇所)	公園緑地課
			・12公園38施設更新を行った。	
			・高齢者の生きがい対策として公園等の清掃管理委託実施(247箇所)	健康長寿課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標3:瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

【基本方針】:瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川にはぐくまれた自然と、伝統ある歴史、文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力であり、今後も歴史的資産を活用するとともに、自然環境と調和した都市美を保全・創出して行きます。
先人達が守り、育て、つくりあげてきたかけがえのない自然、歴史・文化を継承するとともに、人びとの五感、記憶を通じて、ふるさと景観として共感できる倉敷市の姿として将来に伝えていきます。
地域の特性を活かした固有の美を尊重した生活環境の創造を目指し、風格のあるいきいきとした都市景観の形成に努めていきます。都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、うるおいのある緑豊かで快適な景観づくりを進めていきます。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.131 景観資源等の保全・活用・整備	市民への普及啓発を推進する	継続	・景観絵画を「私の大好きな町の景観」を題材として募集し、小学校から319点、中学校から9点の応募があり、会場では入賞作品を中心に展示した。(展示期間12月12日～17日) ・魅力的な景観まちづくりの推進に向けて「景観まちづくり教育」についてHPに掲載した。	都市計画課
	所有者・管理者との協議を通じて、個々の景観資源の保全活用等に関する計画を作成する	継続	・良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木としての指定するための検討を進めた。市内の民間で所有している候補樹木を調査した。	都市計画課
	建築物等の新築・増改築など歴史的な町並み景観の保存を図るために必要な助成・支援等を行う	継続	伝建地区等修理修景補助 ・伝統的建造物群保存地区内の建物の修理修景に対する補助(6件) ・伝統美観地区内の建物の修理修景に対する補助(1件) ・下津井町並み保存地区内の建物の修理修景に対する補助(2件) ・玉島町並み保存地区内の建物の修理修景に対する補助(1件)	文化財保護課
			倉敷市まちづくり基金事業 ・古くなった町家・古民家を、地域のまちづくり活動や賑わいの拠点等として再生整備する事業に対して、まちづくり基金を活用して支援を行った。町家・古民家の再生整備に対する補助(6件)	まちづくり推進課
			・旧街道景観整備事業の補助実施(建築物1件)	都市計画課
	景観形成重点地区候補地において地区整備計画を策定する	継続	・倉敷市景観計画改定に伴い、倉敷駅周辺地区の指定及び、児島ジーンズストリート地区の候補地追加に向けて、改定作業を進めた。 ・景観計画の改定に伴い、倉敷駅周辺地区を景観形成重点地区に指定し、景観形成基準等を設定した。	都市計画課
No.132 眺望を保全するための施策の強化・充実化	倉敷市景観条例に基づく届出制度の徹底を図る	継続	・届出制度リーフレットによる周知を実施した。 ・届出件数 建築物50件(+事前協議24件)、工作物196件 ・都市景観審議会定例会を6回(全体会議は2回)開催し、大規模な建築物の新築等21件について、審議会に諮問した。	都市計画課
	倉敷川畔美観地区周辺眺望保全計画の位置づけ	継続	・美観地区周辺の眺望を保全するため、景観計画に眺望保全計画を位置づけ、特定届出対象行為として変更命令等が行える制度の運用を平成27年度より開始した。(令和2年度対象建築物案件1件)	都市計画課
	より強化した景観基準を定め、地域特性に応じた景観形成を推進するための規制誘導を行う	継続	・倉敷市景観計画改定に伴い、景観形成重点区域における「景観形成基準」や建築物等の形態意匠、屋上工作物等に関する基準、建築物等の最高高さ制限に関する基準を設定した。	都市計画課
	広告物の景観形成の配慮指針を定める	継続	・倉敷市景観計画改定に伴い、倉敷駅周辺地区の景観形成重点区域指定エリアを「屋外広告物モデル地区」として指定し、その基準等を設定した。	都市計画課
	倉敷市屋外広告物条例により、周辺の景観を阻害しないよう、かつ、町並みの魅力を高めるよう取り組む	継続	・屋外広告物の手引きやパンフレットを作成し、周知を実施 ・違反広告物の実態調査を実施し、屋外広告物の是正効果の検証を行った。 ・簡易除去作業(はり紙22件、立看板0件)	都市計画課
	広告物の大きさ、量、設置箇所等の基準や禁止地域等ゾーニングの見直しを検討する	継続	・広告物の大きさ、量、設置箇所等の基準等の見直しを検討した。景観計画改定に伴い、倉敷駅周辺地区の「屋外広告物モデル地区」について、その基準等を設定した。	都市計画課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標4:環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【基本方針】:技術的イノベーションや低炭素型への構造転換などの事業者の取り組みと、その後押しを担う行政の施策を効果的に組み合わせることで、環境保全と産業・経済の持続的な発展を目指し、雇用の維持創出・地域経済の活性化を図っていきます。環境保全を企業の社会的責任と位置付け、環境関連技術の開発・向上や環境投資による環境配慮型経営を促進します。地域と産業とが連携・協力することにより、環境と地域の社会・経済との調和が保たれた持続可能な社会の実現を目指します。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.141 事業者の環境対策や環境関連ものづくりの促進	「エコアクション21地域事務局」との連携による、取り組みの推進	継続	・岡山県エコアクション21地域事務局(岡山県環境保全事業団)における運営委員会に参加し、エコアクション21推進体制について協議を行った。 ・中小事業者の経営層をターゲットに普及啓発セミナーを開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。 ・市内のエコアクション21認証・登録事業者に対する更新補助制度(補助金)の運用<3社に補助した。>	環境政策課
	倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の<クールくらしき80>プロジェクトを計画的に推進する	継続	「プロジェクト2:中小事業者の環境経営支援」の計画的な推進 ・中小事業者向け、くらしき省エネセミナーを開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。 ・倉敷市環境保全協定等を活用した省エネ、省CO2対策など	環境政策課
			・中小企業者の省エネルギー設備等の導入に対し、7件の補助を実施	環境政策課
	企業の地域貢献活動への促進を図る	継続	・イオンとの地域貢献包括連携協定締結(H23.7.19)の取組実施	観光課
			・大規模小売店舗届出店舗に対して、環境配慮による地域貢献を促進した。	商工課
			・アダプト・プログラムの実施(ボランティア保険への加入、アダプト・サインやほうきやごみ袋等を支給:活動企業 パソナ岡山倉敷支店、玉島信用金庫鶴形支店、(株)片山工務店など)	市民活動推進課
			・環境学習センターエコギャラリーにおいて、水島地域の取組をパネル展示等により紹介した。 ・環境関連のイベントで企業出展ブースを設けることで企業の環境保全活動への促進を図る予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント中止により実施できなかった。	環境政策課
			・中央図書館2階のビジネスサポートコーナーに、企業のCSR報告書を置き、閲覧・貸出用に提供した。	中央図書館
			・緑のカーテン推進のため、市民、企業にゴーヤの種を配布した。	環境政策課
			・公共施設等の屋根及び土地貸しによる太陽光発電システム導入 計6施設 発電能力合計202.4kW	環境政策課
	グリーン購入に関する情報の提供	継続	・HP等によりグリーン購入に関する情報提供を行った。	環境政策課
	地産地消を推進する	継続	・くらしき農業まつりは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。 ・地産地消イベントによる農産品のPRを行った。※但し、コロナにより事業縮小 ・HP(地産地消ニュース)やメルマガによる地産地消イベント等のPRを行った。※但し、コロナにより事業縮小	農林水産課
			・HPによる地場産物レシピなどの紹介 ・こどものための食育フェアでの啓発(朝水揚げされたばかり魚(水槽)をのぞき、市特産農産物や加工品の販売などを通じて地産地消の啓発) ・食育メール(ピオスメール)で職員への啓発 ・FMくらしき(COOL CHOICE～未来のために、いま選ぼう～)での啓発	健康づくり課
	環境保全協定に基づき、事前に協議を行い、施設の改善、揮発性化合物の削減対策について指導する	継続	・施設の新増設等を行う際、事前に協議を実施し、環境保全対策の徹底を図るよう指導した。(協議件数48件)	環境政策課
No.142 環境分野の研究・開発、事業展開の促進	中小企業が実施する研究開発・販路開拓・産業財産権所得・人材育成などに対して助成を行う	継続	・補助金交付(交付実績 研究開発2件、農林水産物8件、産業財産権取得件21件、人材育成38件、販路開拓13件、共同出展型販路開拓1件、事業承継・M&A1件、女性起業家支援2件、人材確保8件 計94件)	商工課
	商店街団体等が実施する各種事業に対して助成を行う	継続	・環境対策事業に関する助成(助成実績0件)	商工課
	立地企業に対する助成及び設備投資に対して助成を行う	継続	・企業立地促進奨励金(交付実績4件)(うち、企業誘致促進奨励金対象1件を含む) ・設備投資促進奨励金(交付実績62件)(環境配慮企業に対する優遇措置あり)	商工課
No.143 地域資源を活用した持続的な経済活動の促進	地元産品、特産品の消費推進を行う	継続	【再掲No.141】	農林水産課
	本市の「個性と魅力」を情報発信し、地場産業等を観光資源として活かすツアーを実施する	継続	・産業観光バスツアー(地場企業などをバスで見学するツアー)を、計6回計画していたが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため全て中止となった。	観光課
			・「くらしき「個性と魅力」発信事業」において、大都市圏でくらしき地域資源(特産品・EV等)をPRする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となった。	商工課
			【再掲No.112】	環境政策課

●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

◆分野別目標1:良好な水環境の保全に努めます

【基本方針】:私たちが健康で安心して生活できるよう、河川や海域などの公共用水域や地下水の水質について、水質汚濁に係る環境基準の達成を目指し、良好な水環境の整備に取り組みます。土地利用において、健全な土壌環境を維持するため、土壌汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等の適正な運用を図ります。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.211 生活排水 処理対策 の総合的 な推進	倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンに基づき、計画的に下水道整備を推進します	継続	・管きょ:約10.0km整備	下水経営計画課
	既存の管きょ、処理場、ポンプ場について、予防保全型への転換と維持管理費・工事費の最適化や長寿命化支援事業の活用によりコスト縮減を図る	継続	計画的維持管理 ・管きょ、マンホール等の維持管理(管きょ清掃及びマンホール、取付管等の修繕、管路内面補修等を実施:維持補修件数150件) ・水島ほか3下水処理場、16ポンプ場の維持管理等(主なもの:阿津ポンプ場雨水ポンプ機械設備工事) ・倉敷雨水貯留センター、流域関連7ポンプ場の維持管理等	下水建設課 下水施設課
	倉敷市下水道全体計画(H29～)の区域設定に基づき、浄化槽の設置促進を行うとともに、下水が使える区域は公共下水道への接続切替の促進を行う	継続	・浄化槽設置に対する助成措置を実施した。(281基) ・民間住宅団地の汚水処理施設の改善経費への助成措置を実施した。(1件) ・雨水流出抑制施設の新設又は改造に要する経費の助成を実施した。(42基) ・既存家屋の下水接続のための助成措置を実施した。(水洗便所改造補助金等182件、利子補給50件)	合併浄化槽設置推進室 下水経営計画課 下水普及課
	下水道の日(9月10日)及び市の催事に併せ、市民に下水道普及及び意識の高揚と啓発活動を行う	継続	・下水道展開催(水リサイクル親子探検隊等で、「紙のとけ方実験」「下水道クイズ」「下水道アンケート」等を実施) ・ポスター、標語募集及び表彰(ポスター・標語表彰者数14名) ・小学4年生を対象とした下水道出前授業の実施(出前授業実施校2校 受講生徒235人) ・水洗化普及指導員による戸別訪問での下水道接続指導の実施(訪問数1,827件)	下水経営計画課 下水普及課
	第2期倉敷市生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策に関する啓発を行う	継続	・生活排水対策に関するリーフレットの配布 ・小中学校等に対し、出前講座及び施設見学における環境学習の実施(12件)	環境政策課
	児島湖流域環境保全推進協議会の事業計画に基づき、生活排水対策に関する啓発を行う	継続	・新型コロナウイルス感染症防止対策により児島湖流域清掃大作戦を中止 ・啓発ポスターの展示(応募数175点) ・水質保全基金の手続き(助成団体数4団体)	環境政策課
No.212 排水規制 による公 共用水域 などの水 質汚濁防 止	倉敷市公共用水域等水質測定計画に基づき、水質の測定・監視を実施する	継続	・河川21地点(内3地点は国交省が調査)、海域21地点、地下水10地点について、水質の測定・監視を実施した。	環境政策課
	市民からの苦情及び魚斃死及び油流出等の水質事故に係る調査を随時実施する	継続	・ため池等での魚の斃死、水路等への油類の流出や高汚濁排水の流出について調査を実施し、事業所に対して再発防止を指導した。	環境政策課
	最終処分場(埋立処分場)の放流水、河川等の周辺環境の水質検査を行う	継続	・最終処分場(東部最終処分場、西部最終処分場、井津井最終処分場、真菰谷最終処分場等)の放流水や井戸水について水質検査を毎月実施した。	環境施設室
			・産業廃棄物最終処分場等下流の河川、池及び地下水について、年2回6地点の水質調査を実施し、周辺環境の保全を図った。	産業廃棄物対策課
	工場等の発生源監視を行うとともに、排出水の規制・指導を実施する	継続	・124事業場(339検体)に対して立入調査を実施し、排出水の水質調査を実施し、違反事業場に対して、水質改善の指導等を実施した。	環境政策課
			・環境情報管理統合システムの運用により、効果的な事業者指導を実施した。	
	特定事業場から公共下水道への排水及び浄化槽の水質検査を実施する	継続	・公共下水道への排水水質検査の実施(48事業場)	下水普及課
			・不適正管理の浄化槽(850件)の調査・改善指導等を実施した。	合併浄化槽設置推進室
	小規模工場・事業場などに対しても、市民からの苦情・申立てがあった場合は、調査・水質検査・改善指導等を行う	継続	・小規模事業場に対して、調査・改善指導等を実施した。	環境政策課
	土壌汚染状況を調査し、潜在化する土壌汚染地域を早期発見することで、健康被害の防止に努める	継続	・大規模開発前の土壌調査等の指導を実施した。(土壌汚染対策法第4条に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出書の受理(47件))	環境政策課

●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

◆分野別目標2:クリーンな大気環境の保全に努めます

【基本方針】:私たちの健やかな暮らしに影響を及ぼすことがないよう、大気汚染に係る環境基準が未達成な地域はその速やかな達成を、既に達成している地域は良好な水準を目指すとともに、健康被害防止の観点から、引き続き大気汚染防止に取り組む。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.221 大気汚染物質発生源に対する規制・指導	工場や事業場に立入調査を実施し、施設の届出状況や自主測定結果の確認、施設の排ガス中のばい煙測定などを実施する	継続	・施設の届出状況や自主測定結果の確認、立入調査等を実施した。 (立入調査92件、排出ガス測定28施設等) 【再掲No.212】	環境政策課
	環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には、事前に協議を行い、施設の改善、揮発性化合物の削減対策について指導する	継続	【再掲No.141】	環境政策課
	市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制のための啓発を行う	継続	・ノーマイカーデーについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止	環境政策課
			・スマート通勤岡山への参加(11月) ・市職員チャレンジ・エコ通勤実施 参加者4人 ・バス利用の意識啓発(バスの乗り方やマナー、運賃の支払い方法等について、小学生にバス教室を実施)については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止	交通政策課
	アイドリングストップ・エコドライブなどの啓発を行う	継続	・アイドリングストップ啓発活動を実施した。 ・大規模小売店舗立地届出時に啓発看板を掲げる指導を実施した。	環境政策課
	美観地区周辺の渋滞対策	継続	・観光客対策として、倉敷市役所の駐車場を解放し、市役所と美観地区を往復するシャトルバスを運行する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	観光課
	次世代型エコカーの普及促進	継続	・電気自動車等(123台)への補助を実施した。	環境政策課
No.222 大気汚染状況の常時監視による、市民の健康被害発生の防止	市内に配置された測定局と移動測定車により、大気汚染物質の常時監視を実施する	継続	・市内24ヵ所の大気測定局と大気環境測定車により常時監視を実施した。	環境政策課
	発生源の特定に向けた降下ばいじんの分析調査を行う	継続	・事業場及び測定局において、降下ばいじんの分析調査を実施した。	環境政策課
	発生源である工場や事業場への立入や、排出状況を確認するための調査や規制及び指導を実施する	継続	【再掲No.221】	環境政策課
	微小粒子状物質(PM2.5)の大気中濃度の常時監視を実施する	継続	・10測定局で常時監視を実施した。 ・PM2.5の1時間値と日平均値の状況等を速報値として環境監視センターHPで公開した。	環境政策課
	県との協力のもと、オキシダントが高濃度になりやすい時期を「大気汚染防止夏期対策期間」とし、休日を含めた監視体制をとり、光化学オキシダント濃度の常時監視を強化する	継続	・夏期対策期間は休日を含めた監視体制をとり、光化学オキシダント濃度が上昇した場合に情報・注意報を発令し、FM放送やインターネット、メールマガジン配信、広報車等による周知を実施した。 また、水島地区の主要工場に窒素酸化物等の排出削減を要請した。	環境政策課
	有害大気汚染物質の排出状況を把握するための調査を実施する	継続	・市内7ヵ所(美和・松江・塩生・春日・乙島・監視センター・呼松)で毎月調査実施した。	環境政策課
	大気汚染の影響による健康被害を予防し、市民の健康保持及び増進を図る	継続	・水泳教室(公害健康被害予防対策事業) 基礎体力の増進と健康の回復を図ることを目的とし、市内居住の気管支ぜん息児童・生徒を対象に全10回の水泳訓練教室を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ・健康相談事業(公害健康被害予防対策事業) 一般市民を対象に、医師・栄養士・保健師が呼吸器疾患(ぜん息等)に関する相談に応じる呼吸器の健康相談を行った。(全9回、延参加者数:12人)	医療給付課

●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

◆分野別目標3: 安心・安全な生活環境の実現に努めます

【基本方針】: 安心・安全な生活環境を確保するために、騒音規制法、振動規制法や悪臭防止法等に基づき、継続して対策を行います。事業者等が適正に化学物質の管理・使用を行うように指導するとともに、PRTR制度に基づき、使用実態等の情報について管理・提供していきます。また、化学物質に対する不安解消のために、化学物質に関する正確な情報をわかり易く説明・提供するよう努めていきます。さらに、環境衛生意識の向上を図るために、広報等による普及啓発や環境美化活動を支援し、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを進めていきます。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.231 悪臭・騒音・振動の規制などによる、市民生活環境の改善及び保全	騒音規制法、振動規制法に基づき、発生源への立入調査を実施する	継続	・苦情が寄せられた工場等に対して立入を実施し、発生原因を調査し、防音・防振対策について指導を実施した。 ・法に基づく届出が提出された際、届出者に防音・防振について指導を実施(騒音届出211件・振動届出159件)	環境政策課
	騒音規制法、振動規制法に基づき、環境騒音、交通騒音、交通振動の実態把握を行う	継続	・環境騒音測定5地点、自動車騒音4地点 ・道路に面する地域の面的評価11区間 ・新幹線騒音及び振動3地点 ・瀬戸大橋騒音3地点	環境政策課
	悪臭防止法に基づき、発生源への規制や指導を実施する	継続	・工場や事業場への立入調査を実施した。	環境政策課
	悪臭物質発生工場での調査測定を実施、また、市民からの悪臭苦情に対する調査測定を実施する	継続	・工場・事業場での敷地境界・排水水の特定悪臭物質測定を環境監視センターで実施した。(延べ16回)	環境政策課
	出前講座やリーフレットの配布等、啓発活動を実施する	継続	・アイドリングストップに係るリーフレットの配布を実施した。 ・大規模小売店舗立地届出時に早朝や夜間に係る騒音・振動への配慮を指導した。	環境政策課
	犬ねこ等適正飼育啓発員を養成する	継続	・養成研修未実施(新型コロナウイルス感染症防止対策のため) ・サポーター数累計185人(令和2年度末現在)	生活衛生課
No.232 化学物質による汚染状況の把握、排出事業者規制による、生活環境の保全	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、発生源に対する監視や指導とあわせて、環境中等のダイオキシン類調査を実施する	継続	・排ガス中ダイオキシン類調査(6施設) ・排水中ダイオキシン発生源調査(2事業所) ・公共用水域ダイオキシン類調査(15地点) ・大気環境調査(2地点) ・土壌中ダイオキシン類調査(8地点) ・地下水ダイオキシン類調査(3地点)	環境政策課
	PRTR制度に基づいて事業所からの化学物質の排出量の届出の集計を行い、結果の公表を行う	継続	・届出受理及び届出結果公表した。(届出件数154事業所)	環境政策課
	新たに健康影響が懸念される化学物質について情報の収集や提供を行う	継続	・関係機関からの情報収集(県や環境省・経済産業省) ・収集した情報の提供(PRTR市民ガイドブックを閲覧・配布等)	環境政策課
No.233 地域の環境美化の推進	年2回地区清掃を実施するとともに、全市一斉ごみ0キャンペーンなどを実施する	継続	・地区住民の奉仕清掃作業により搬出された雑草及び土砂等の処理を業者に委託し(一部直営)、清掃を実施した。(実施件数693件、土砂等処理量329.1㎥、草処理量245.5t)	環境衛生課
			・本市と倉敷市環境衛生協議会との共催の全市一斉ごみ0キャンペーンは中止。(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため) ・各地区環境衛生協議会が実施する一斉清掃は中止。(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため)	
			【再掲No.211】	環境政策課
			・沙美海水浴場の海開き前に、地元住民、学校、企業等と連携して行う海岸清掃活動は中止。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)	企画経営室
			・高梁川流域クリーン一斉行動事業 高梁川流域圏域の市町で清掃活動を実施した。 (4市1町で実施、参加人数11,280人、ごみ回収量10.26t)	生涯学習課
	倉敷市環境衛生協議会事業運営への補助など、地域の主体的な取組を支援する	継続	・倉敷市環境衛生改善地区が行う事業のうち、ごみステーション整備(91件)、水道設備の新設(2件)又は器具等の購入(114件)に必要な経費に対して補助金を交付した。 ・環境衛生改善の普及を図るため、倉敷市環境衛生協議会事業の運営補助を行った。 ・地域の環境美化活動を支援するため、花壇等への花の苗の購入費や除草作業などの費用に対して補助を行った。(26支部)	環境衛生課
	広報やパンフレット等による普及啓発により環境美化意識の向上を図る	継続	・飼い犬ふん害対策「イエローカード作戦」を実施し、必要な資材を23団体に提供した。 ・飼い犬のふん害でお困りの市民に、犬のふん放置禁止を啓発する看板を配布した。(看板374枚) ・狂犬病予防注射会場のうち73会場において、倉敷市環境衛生協議会と協働し、飼い主へ直接、犬のふん持ち帰りを呼びかけるポケットティッシュとチラシの配布を行った。 ・犬のふん放置対策として、「イエローカード作戦」を行った。市は市民環境団体等と協働して、必要な資材を提供した。	環境衛生課
	不法投棄の防止と早期発見の体制強化を図る	継続	・不法投棄でお困りの市民を対象に、不法投棄禁止を啓発する看板を配布した。(看板142枚) ・倉敷市シルバー人材センターに不法投棄多発箇所のパトロールを委託した。(委託箇所児島塩生、福田町福田) ・移動式監視カメラを、不法投棄が多発している12箇所 に一定期間設置した。 ・不法投棄の情報を早朝・夜間・休日でも受け付けられるよう、「不法投棄110番」を設置した。	環境衛生課

●基本目標3 リデュース, リユース, リサイクルが徹底され, 循環型社会が形成されたまち

◆分野別目標1:生産,消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

【基本方針】:市民・事業者・行政がそれぞれ役割を理解し, 廃棄物の減量化・資源化を推進するため, 5R(Refuse,Reduce,Reuse,Recycle,Regenerate)の実践がなされている社会の形成を目指します。排出段階ではもちろんのこと, 生産・消費段階においても, 資源の浪費を抑え, ごみとなる可能性のあるもの全ての排出抑制を推進していきます。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.311 ごみとなる可能性のある全ての排出の抑制	災害廃棄物処理計画の改定	新規	平成30年7月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の経験や課題を踏まえ, 倉敷市災害廃棄物処理計画を改定した。	一般廃棄物対策課
	一般廃棄物処理基本計画の改定	新規	国の指針に沿った目標値に対する実績評価及びこれまでの取組施策の効果を検証し, 更なるごみ減量化を推進するための施策及び目標値を定めた一般廃棄物処理基本計画を策定した。	一般廃棄物対策課
	市民のリサイクル意識の向上, 分別の徹底, ごみの減量・適正処理についての意識啓発を図る	継続	・リサイクルフェアの開催(令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ・暮らしとごみ展の開催(本庁舎・各支所で小中学生から募集したポスター・標語の展示を行った。応募作品267点) ・スマートフォンを利用した「ごみ分別アプリケーション」の配信 ・広報くらしき別冊を作成・配布した。	一般廃棄物対策課
	生ごみ資源化事業の推進	継続	・船穂地区で生ごみ収集・堆肥化事業を実施した。(323世帯126t)	一般廃棄物対策課
	家庭でのごみ減量の推進	継続	・地区町内会等での出前講座推進 ・生ごみ水切りの推進(環境イベント, 出前講座等などの啓発活動) ・マイバック・マイ箸運動の推進(県下統一ノーレジ袋デー(毎月10日)にスーパーの店頭で市民団体と協働で啓発イベントを実施, 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ・家庭ごみ減量チャレンジ冊子及び雑がみ回収用紙袋を小学4年生に配付し, 夏休みに各家庭でごみ減量の取り組みを進めた。(59校参加 4, 549部配付)	一般廃棄物対策課
	倉敷市マイバック・マイ箸運動推進協力店認定制度の推進	継続	・倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度により, 認定店舗に, 認定証の交付, ポスター・のぼりなどの広報物品を貸与した。(マイバッグ協力店数:11事業者48店舗, マイ箸協力店数:3事業者6店舗)	一般廃棄物対策課
No.312 市民・事業者の自主的な活動の促進	生ごみ処理容器(コンポスト・ボカシ容器・生ごみ処理機)を購入する世帯に助成を行う	継続	・堆肥化容器購入助成(補助基数201基) ・生ごみ処理機購入助成(補助基数119基)	一般廃棄物対策課
	家庭からの資源物について, 集団回収を実施するごみ減量化協力団体へ報奨金を交付する	継続	・子ども会や町内会などに報奨金を交付した。(実施団体数957団体・回収重量9, 356t)	一般廃棄物対策課
	家庭からの生ごみを生ごみ堆肥センターで有機堆肥にし再利用する	継続	・堆肥センターで, 有機堆肥の生産(約136tの農業残さや家庭生ごみから約98tの有機堆肥を生産)	農林水産課
	漁業団体が収集したゴミの運搬処理を行う	継続	・収集物運搬処理(処理量約9t)	農林水産課

●基本目標3 リデュース, リユース, リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

◆分野別目標2:廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本方針】:排出される廃棄物は、再生利用に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による熱回収を行ったうえでの減容化や最終処分などの適正処理を実施し、廃棄物が環境に与える負荷を可能な限り抑えます。また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理経費の節減に努めます。不法投棄による環境破壊を防止するため、違法行為には厳正に対処するとともに、事業者等の意識の向上に努めます。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.321 廃棄物の再生利用の促進	マイバック・マイ箸運動を推進する	継続	・マイはし作り体験(県市等が実施する環境イベントで実施した。) ・啓発用ティッシュの配布 ・【再掲No.311】	一般廃棄物対策課
	生ごみ処理容器(コンポスト等, 生ごみ処理機)を購入する世帯に助成を行う	継続	【再掲No.312】	一般廃棄物対策課
	先進的なリサイクル関係施設等の整備等についての助成	継続	・先進的なリサイクル事業の施設整備事業経費の一部を補助を実施 令和2年度実績:0件	産業廃棄物対策課
	一般廃棄物減量資源化計画書の提出指導の実施	継続	・大規模事業主に対し、計画書の提出を求めた。(計画書211件) ・事業所に対して、個別訪問を実施し、分別指導を行った。(事業所数68件)	一般廃棄物対策課
	廃食用油のバイオディーゼル燃料化事業の実施	継続	・廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を精製し、公用車に使用 令和2年度は、20, 995L回収し、8, 585L作成した。	一般廃棄物対策課
	リサイクル推進センターを拠点としたリユース事業や各種講座の開催	継続	・リサイクル推進センター(クルクルセンター)で、木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを実施した。(来館者数10, 558人, リサイクル体験者数177人, 再生木材家具・衣類・書類・マイバッグ引渡し数17, 002点)	一般廃棄物対策課
	地域美化推進員制度による, 地域のごみの減量・資源化を推進	継続	・倉敷市地域美化推進員制度の活用によるごみの減量化及び資源化の推進指導を実施した。	環境衛生課
	処理施設に搬入されたびんの選別・再資源化	継続	・びん搬入量: 2,217.96t, 生きびん排出量:104.34t, カレット排出量:2,131.02t	環境施設室
	リサイクル協力店等からの回収したペットボトル再商品化	継続	・リサイクル協力店からの回収実施(93店舗, 回収量394t) ・地区ステーション等回収実施(回収量268t)	一般廃棄物対策課
	回収体制の整備・充実	継続	・ごみステーション収集(倉敷, 水島, 児島, 玉島, 船穂, 真備地区 合計約5,500箇所) ・各地区環境センター等でのごみ受入れ ・使用済み食用油を倉敷市環境衛生協議会が回収拠点を設け, 月1回収を実施 ・電話等での事前申込による粗大ごみの個別収集実施	一般廃棄物対策課
			・市内在住の要介護者や障がい者のみの世帯のうち, 独力でごみ出し困難な世帯を対象に戸別収集(ふれあい収集)を実施した。(実施世帯数:98世帯)	
	使用済み小型家電のリサイクル	継続	・粗大ごみとして回収されたものの中から, 28分類全品目をピックアップ方式により回収した。(回収量944t)	一般廃棄物対策課
	事業系びんを再資源化する業者へ助成を行う	継続	・業者への助成実施(処理量472t)	一般廃棄物対策課
	家庭ごみの組成分析調査	継続	・倉敷市内6地区(倉敷・水島・児島・玉島・船穂・真備)でごみステーションに出された燃やせるごみについて組成分析を行った。	一般廃棄物対策課
No.322 廃棄物の適正処理による環境負荷の抑制	不法に投棄された廃家電及び市の施設では処理が困難な廃棄物の適正処理	継続	・不法投棄家電の適正処理(163台) ・乾電池・古タイヤ・モーターバイク等を処理委託した。(処理量:乾電池約118t, モーターバイク約4t)	一般廃棄物対策課
	廃棄物処理法, 自動車リサイクル法に基づき, 事業者への許可, 指導, 立入調査を行う	継続	・一般廃棄物処理業許可件数135件(収集運搬業124件, 処分業6件, 処理施設設置5件)	一般廃棄物対策課
			・産業廃棄物処理業等許可件数351件(収集運搬業132件, 処分業84件, 処理施設135件) ・自動車リサイクル法(引取業80件, フロン類回収業36件の登録, 解体業16件, 破砕業11件の許可) ・産業廃棄物処理施設等への立入調査, 焼却炉等の適正な維持管理について指導, 運搬車輛検査を実施した。 ・多量に産業廃棄物を排出する事業者に対し, 減量・再生利用等を盛り込んだ処理計画を作成し, 実行するよう指導した。(指導事業者数:115事業所))	産業廃棄物対策課
	焼却場, 処分場などのごみ処理施設を適正に運営する	継続	・一般廃棄物処理施設(焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設, 粗大ごみ処理施設, 最終処分場等)の適正な運営(維持管理)を行った。(一般廃棄物処理施設の維持管理情報(処分量, 排ガス測定結果, 処理水測定結果等)は, 毎月HPで公表)	環境施設室
			・水島清掃工場の第2期長期包括管理委託が適正に行われているか監視を行い, 安全で安定したごみの処理を実施した。	
			・白楽町ごみ焼却処理場及びし尿処理施設の一部を安全かつ安心に解体撤去を行い, ストックヤード等の集約整備を行った。 [実績額] 12,416,556円:解体・整備工事施工監理業務委託 993,036,779円:解体・整備工事	
			・(仮称)倉敷西部クリーンセンターの整備運営事業者選定業務及び設計・工事監理業務を実施した。 [実績額] 24,408,000円:事業者選定支援業務委託 10,340,000円:設計・工事監理業務委託	
			・汚泥再生処理センター整備事業について, 発注支援業務を実施した。 [実績額] 7,084,000円:発注支援業務委託	
	不法投棄の防止や事業者の指導等を行う	継続	・警察OB4名を監視指導員として採用し, 産業廃棄物の不適正処理や不法投棄等に対する監視・指導を実施した。(立入, 指導件数年2,179件)	産業廃棄物対策課
	航空機による上空監視, パトロール等による不法投棄の防止	継続	・民間警備会社に委託し, 平日夜間及び休日のパトロールを実施(年162回) ・ヘリコプターによる上空監視(年4回)及びセスナ機による啓発広報(年1回)を実施 ・不法投棄防止用カメラによる監視活動を実施	産業廃棄物対策課
	マニフェストシステムの徹底, 啓発活動の推進	継続	・HP, チラシ等を活用して産業廃棄物に関する情報を提供した。 (例年講師として出席している産業廃棄物の排出事業者や処理業者等を対象とした民間主催の講習会は, 新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。)	産業廃棄物対策課

●基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

◆分野別目標1:温室効果ガス削減の取組を推進します

【基本方針】:低炭素社会の実現に向けては、すべての主体が地球温暖化問題に対する意識を高め、実際に行動することが、大きな推進力になります。限りある資源とエネルギーを大切に、自然環境との調和を図る、環境にやさしいライフスタイルの普及が必要不可欠です。低炭素社会の形成を目指し、すべての市民・事業者・行政が自ら率先して省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーへのシフトを心がけ、市全体の温室効果ガス排出量を削減するよう努めます。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.411 ライフスタイルの見直しによる温室効果ガスの排出抑制	平成22年度に策定した「倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を、市民・事業者に対して周知・徹底を図る	継続	・区域施策編「クールくらしきアクションプラン」の概要版を市民や事業者に配布した。 【再掲No.141】	環境政策課
	市民、事業者、行政等の協働により「倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の進行管理を実施する	継続	・「倉敷市地球温暖化対策審議会」で、計画の進捗状況について報告した。(1回実施)	環境政策課
	「グリーンくらしきエコアクション」(G－KEA)の普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る	継続	・G－KEA改訂版を各種環境イベントで広く配布し、普及啓発を実施した。 また、G－KEAの内容を市民に周知した。	環境政策課
	「くらしきグリーンメイト(緑のカーテン推進員)」とともに緑のカーテンを普及促進する	継続	・グリーンメイトの登録呼びかけ(登録者数183人) ・緑のカーテンコンテスト実施(市民、事業者合計;36作品) ・市民にゴーヤの種を5,000袋配布	環境政策課
	NPO等との連携によるイベント開催など、市民への啓発と温室効果ガス削減の取組を推進する	継続	・地球温暖化対策に係る出前講座及び施設見学における環境学習の実施(19件) ・伊東家の省エネ体験(イオンモール倉敷で実施した。)(7回) ・こどもエコライフチャレンジの実施(小学校1校実施)	環境政策課
	公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動を推進する	継続	【再掲No.221】	交通政策課
	市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制のための啓発を行う	継続	【再掲No.221】	環境政策課
継続		【再掲No.221】	交通政策課	
No.412 省エネルギー設備等の導入による温室効果ガスの排出抑制	運輸・民生部門の省エネ、CO2削減対策を推進するため、市民への設備等の購入に対して助成を行う	継続	【再掲No.221】	環境政策課
	市が所有する電気自動車等を活用して、市民へ電気自動車の普及啓発を行う	継続	・環境交流スクエアに設置する簡易水素ステーション及び市が導入した燃料電池自動車を活用した普及啓発を実施した	環境政策課
	電気自動車充電設備の整備を推進する	継続	・充電設備設置(普通1件、V2H充放電設備2件)への補助制度を実施した。	環境政策課
	倉敷市公共施設低炭素配慮指針に基づき、公共施設の低炭素化を推進する	継続	・倉敷市公共施設低炭素配慮指針の運用(指針の周知、新エネや省エネ機器の導入実績の情報共有や勉強会を目的に倉敷市公共施設低炭素化検討委員会を1回開催)	環境政策課
・CO2削減ポテンシャル診断事業については、診断希望施設がなかったため、事業を実施しなかった。 ※国の補助事業(補助率10分の9)				

●基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

◆分野別目標2:地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します

【基本方針】:「晴れの国おかやま」という太陽エネルギーの利用に有利な気象条件や、電気自動車の生産地である等、地球温暖化対策の鍵となる特性を有しており、これらの地域特性を活かした、資源・エネルギー循環型の社会を目指します。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.421 家庭への再生可能エネルギー設備の導入促進	住宅用太陽光発電システムを設置した家庭に助成を行う	継続	・既築住宅に対し、178件の設置補助を実施した。	環境政策課
	倉敷市が定める認定基準に適合する低炭素住宅「次世代エコハウス」に対する助成を行う	継続	・35件の補助を実施した。	環境政策課
	住宅用太陽熱温水器を設置した家庭に助成を行う	継続	・6件の補助を実施した。	環境政策課
	住宅用燃料電池システムを設置した家庭に助成を行う	継続	・50件の補助を実施した。	環境政策課
	定置型リチウムイオン蓄電池を設置した家庭に助成を行う	継続	・208件の補助を実施した。	環境政策課
	補助事業者の排出削減分をクレジット化し、「J-クレジット制度」を活用した温室効果ガス削減事業を実施する	継続	・くらしきサンサン倶楽部2,041世帯分1,037tのクレジットを創出(売却実績2, 616t)	環境政策課
	「グリーンくらしきエコアクション(G-KEA)」の普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る	継続	【再掲No.411】	環境政策課
	再生可能エネルギー(太陽光発電システム以外)設備の導入が進むよう普及啓発を行う	継続	・STOP温暖化くらしき実行委員会構成団体により、各種イベントへ出展し普及啓発を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった。	環境政策課
No.422 公共施設への再生可能エネルギー設備の率先導入	倉敷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	継続	・倉敷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく省エネ・温暖化対策の推進	環境政策課
	市の事業活動に伴うエネルギー使用量を把握するとともに、省エネ中長期投資計画を策定する	継続	・エネルギー使用量の把握 ・省エネ中長期投資計画の策定 ・施設設備機器台帳、管理標準の作成・更新 ・再生可能・未利用エネルギーの検討 ・エネルギー管理規定の運用 ・電気需要平準化の対策	環境政策課
	公共施設の省エネルギー対策を実施する	継続	・「節電くらしきガイドライン」を配布し、全庁で節電を実施した。	環境政策課
	(くらしき流ESCO事業)公共施設の省エネルギー対策を実施する	継続	・ライフパーク倉敷、消防局倉敷消防署合同庁舎、児島消防署、児島支所、玉島支所、真備支所、芸文館、倉敷公民館、玉島図書館の9施設を継続した。 ・倉敷市民会館の工事を竣工し、ESCOサービスを開始した。 ・他施設の導入可能性について検討した。	公有財産活用室
	【再掲No.121】公共施設の壁面緑化等を推進する	継続	・保育園及び認定こども園庭の芝生維持管理を行った。(令和2年度末現在:累計13園)	保育・幼稚園課
			・学校・園の壁面緑化(市立学校・幼稚園計136校園で実施)	教育企画総務課
			・小中学校庭の維持管理を行った。(令和2年度末現在:累計21校)	教育施設課
			・幼稚園庭の芝生化(茶屋町東幼稚園)及び維持管理を行った。(R2末現在:累計4園)	
			・要望が無かったため未実施	公園緑地課
	公共施設へ再生可能エネルギー設備を導入する	継続	【再掲No.141】	環境政策課
		継続	・児島下水処理場消化ガス発電事業(75kW)を平成27年度より開始し、平成28年度50kWを追加し合計125kWの発電事業とした。電力は自家消費するとともに引き続きCO2の排出量を削減する。 【R2年度発電電力量 約66万kWh】 ・引き続きJクレジットの創出を行っている。	下水施設課
	【再掲No.412】倉敷市公共施設低炭素配慮指針に基づき、公共施設の低炭素化を推進する	継続	・倉敷市公共施設低炭素配慮指針の運用(指針の周知、新エネや省エネ機器の導入実績の情報共有や勉強会を目的に倉敷市公共施設低炭素化検討委員会を1回開催)	環境政策課
			・CO2削減ポテンシャル診断事業については、診断希望施設がなかったため、事業を実施しなかった。 ※国の補助事業(補助率10分の9)	

●基本目標5 市民一人一人が、環境意識を持ち行動するまち

◆分野別目標1:環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

【基本方針】:これまでの環境学習の機会をさらに充実させるとともに、環境学習・環境活動を支える人材(地域・NPO)の育成を図ることで、人間と環境との関わりについて正しい知識をもち、自らが責任をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人を増やすことを目指します。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.511 環境学習の機会の提供	講演会、環境イベント等への出展、自然観察会、出前講座、環境学習講座等の充実を図る	継続	・6／6, 6／28環境フェスティバル(体験型環境学習, エコフードコーナー, 環境講演会などのイベント)＜新型コロナの影響のため中止＞ ・【再掲No.113】 ・各種環境学習講座の実施(22件295人参加) ・各種出前講座の実施(16件575人参加) ・【再掲No.141】	環境政策課
	市民学習センターや公民館での環境学習講座の充実を図る	継続	・市民学習センターや公民館で、一般廃棄物対策課と連携したくらしき市民講座「包んで結んでくらしを豊かに～ふろしきエコバッグをつくろう!～」といった、環境をテーマにした講座を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～10月中旬まで全講座を中止した。(市民学習センター:1講座19名受講, 公民館:0講座)	市民学習センター
	環境学習センターでの環境学習・講座等の充実を図る	継続	・環境交流スクエア西棟4階の「環境学習センター」を環境学習の拠点施設として活用した。 (エコライブラリー・エコギャラリー・環境学習教室の施設利用実績3, 722人, イベント・講座等参加者数3,127人)	環境政策課
			・流域連携事業として、各学校の令和3年度の学習計画策定に間に合うよう、令和2年8月に関係市町の教育委員会、小中学校へ「倉敷市環境学習センター」の利用案内を送付するとともに教育委員会へ訪問した。	
	自然史博物館事業の推進	継続	・第29回特別展「岡山県のレッドデータ生物2020」を開催した。 (来場者数6,126人) ・特別陳列「新着資料展2020＜総合＞」「畠田和一貝類コレクション展2, 3」「新着資料展＜チョウ・ガ＞」「新着資料展＜甲虫など＞」「むしむしサロン」「野鳥の色鉛筆画と剥製のコラボ展」「みんなの動物ラボ」「第28回しぜんしくらしき賞作品展」を開催した。 ・「まちかど博物館」の新規貸出設置(14施設に32台) ・「倉敷市立自然史博物館研究報告」の発行(550部) ・専門分野の寄稿・講演(112件) ・自然史資料の収集(標本約31,600点, 文献2,597点) ・市民が幅広く参加できる自然観察会、講座等を開催(13件) ・「友の会」による自然観察会等の開催の援助(5件) ・自然に関する問い合わせ対応(1,033件) ・外部への講師派遣(25件) なお、「11月3日は自然史博物館まつり」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	自然史博物館
	環境に関する情報の収集及び適切な情報の提供を行う	継続	・HPの充実 ・広報紙掲載(広報くらしき等) ・記者クラブ、小中学校等への情報提供 ・環境関連の講座やイベント情報の配信	環境政策課
No.512 環境学習や環境活動を支える人(地域・NPO)の育成	地域の環境学習活動を推進するための市民パートナーの養成や活動支援に努め、市域全体の環境保全活動の活性化を図る	継続	・環境学習センター登録団体連携事業(八間川調査隊等を実施した。) ・環境学習センター登録団体による会議室や展示室の無料使用(実績延べ7件) ・環境学習センター登録団体又はエコライブラリー利用登録者に環境学習用器材(ワットチェッカー, 燃費計, 小型顕微鏡等)の無料貸出 ・【再掲No.411】	環境政策課
	高梁川流域7市3町の大学・企業・各種団体等によるネットワーク組織によって、流域の自然、歴史・文化、産業、町並み等をテーマとした学校教育の補完や企業研修等を実施。圏域の将来を担う人材育成とコミュニティの意識向上を図る。	終了	—	企画経営室
	行政、企業、市民団体等が情報共有や取組を共有できるネットワークの形成をめざす	継続	・STOP温暖化くらしき実行委員会の開催＜5回開催＞(事務局:環境学習センター) ・【再掲No.411】 ・環境学習を通じた人材育成・まちづくりを考える協議会(事務局:公益財団法人 水島地域環境再生財団)への参画 など	環境政策課

●基本目標5 市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

◆分野別目標2:次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

【基本方針】:家庭、学校、地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進し、また、家庭、学校、地域、事業者が相互に連携した取組を行うことにより、将来を担う子どもたちが環境に配慮した行動のよき実践者となるように、環境教育・環境学習の推進を目指します。

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策No.	事業の概要	R1からの区分	令和2年度実績	担当課
No.521 これからの時代を担う子供たちの環境教育の充実	企業、市民団体等と連携した、環境教育を推進する	継続	【再掲No.411】 【再掲No.511】	環境政策課
	各学校が計画的に教科学習や体験的な学習に取り組み、環境教育を充実する	継続	・全小・中学校で、環境教育全体計画、指導計画に基づき、教科や総合的な学習の時間を中心に環境教育に取り組んだ。	教委・指導課
	発達段階に応じた環境学習プログラムづくり	継続	・「自然保護」「水質・大気」「地球温暖化対策」といった3つのカテゴリに分けたプログラムを作成し講座を実施した。	環境政策課
	山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくり	継続	【再掲No.113】	環境政策課
			・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため漁業体験学習を中止した。	農林水産課
	広報、事務局の支援等を通じ、「こどもエコクラブ活動」の支援を実施する	継続	・広報、会員登録受付、環境に関する情報の提供等を行った。	環境政策課
	市民団体等と連携して、出前講座を実施する	継続	【再掲No.411】	環境政策課

倉敷市第二次環境基本計画「めざそう値」
令和 2 年度市民アンケート調査結果

倉敷市環境政策課

I アンケート調査の概要

1 調査目的

倉敷市では「自然と人が共生し 未来につなぐ 健全で恵み豊かな環境」の実現をめざし、令和2年度までを計画期間とする「第二次環境基本計画」に基づいて、さまざまな環境施策に取り組みました。

このアンケート調査は、市民のみなさまが環境について日頃感じていることや、身近な環境についての満足度及び意向等を調査し、計画目標の達成状況把握などに活用することで、今後の市政運営に役立てていくものです。

2 実施状況

(1) 調査対象

令和2年9月末現在、市内に居住する16歳以上の市民の中からコンピュータで無作為に抽出した2,000人(過去に同調査で調査対象となった人を除く)

(2) 調査期間

令和3年1月8日(金)～令和3年2月15日(月)

(3) 調査方法

上記調査対象の2,000人に対して郵送による調査

(4) 調査項目

問番号	設問内容	目的
—	回答者の属性について	回答者の属性を把握するため
問 1～問 17	環境分野ごとの意識や関心度について	めざそう値を把握するため
問 18	環境分野ごとの重要度と満足度	市民が感じている施策別の重要度・満足度を把握するため

※構成比率について

回答の構成比率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%になりません。

Ⅱ アンケート回答者属性

「倉敷市第二次環境基本計画「めざそう値」市民アンケート調査」について、令和3年1月8日から2月15日にかけて実施し、2,000人に対してアンケート票を郵送したところ、1005人から回答があり、回答者属性は次のとおりでした。

(回収率50.3%)

[単位 上段:回答者数(人), 下段:構成比率(%)]

1 性別

男性	女性	未回答
413	576	16
41.1%	57.3%	1.6%

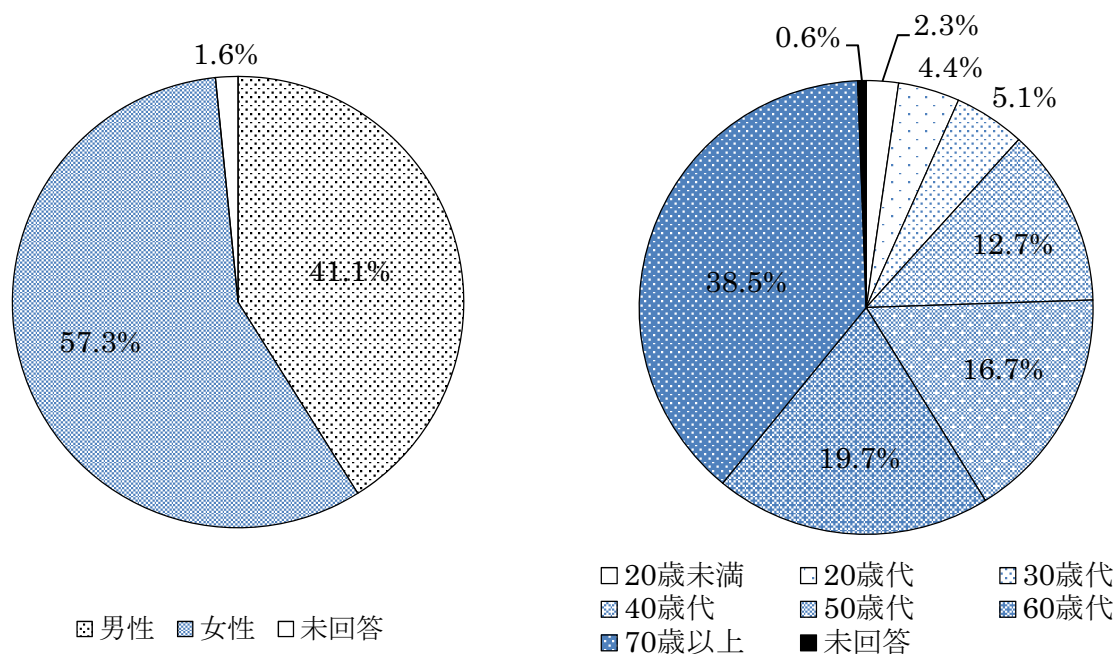
2 年齢別

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	未回答
23	44	51	128	168	198	387	6
2.3%	4.4%	5.1%	12.7%	16.7%	19.7%	38.5%	0.6%

3 地域別

倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	未回答
491	158	114	134	25	31	14	33	5
48.5%	15.3%	12.4%	11.8%	2.5%	3.3%	1.7%	4.3%	0.2%

【グラフ 回答者属性:性別・年齢別 回答者構成比率】



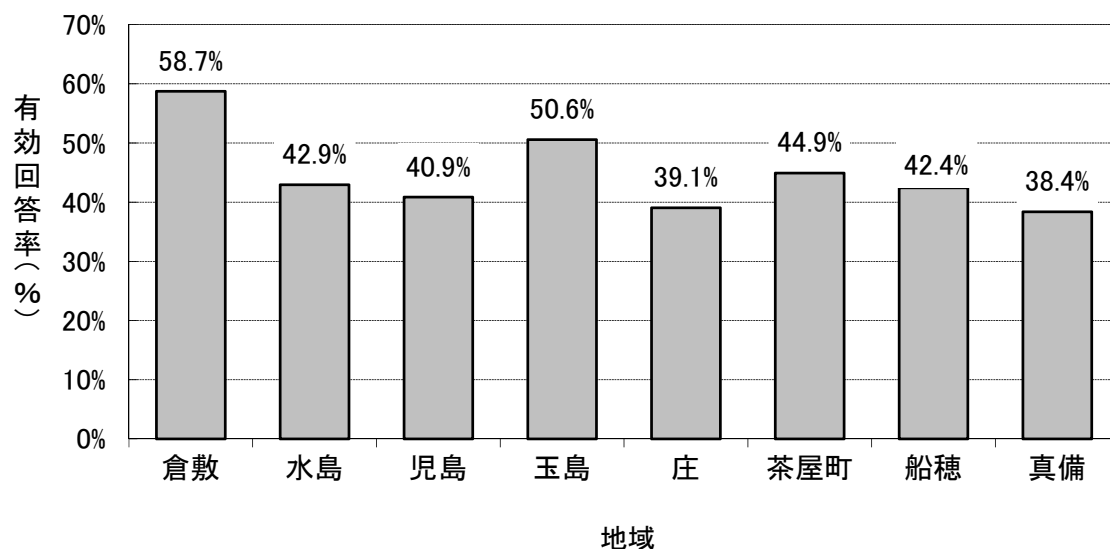
【表 回答者属性:性別・年齢別 回答者・構成比率】 [単位 回答者数(人), 構成比率(%)]

年齢	回答者数	年齢別構成比率	性別					
			男		女		未回答	
			回答者数	構成比率	回答者数	構成比率	回答者数	構成比率
20歳未満	23	2.3%	9	2.2%	14	2.4%	0	0%
20歳代	44	4.4%	22	5.3%	22	3.8%	0	0%
30歳代	51	5.1%	22	5.3%	29	5.0%	0	0%
40歳代	128	12.7%	42	10.2%	85	14.8%	1	6.3%
50歳代	168	16.7%	67	16.2%	100	17.4%	1	6.3%
60歳代	198	19.7%	81	19.6%	114	19.8%	3	18.8%
70歳以上	387	38.5%	169	40.9%	212	36.8%	6	37.5%
未回答	6	0.6%	1	0.2%	0	0%	5	31.3%
合計	1005	100%	413	100%	576	100%	16	100%

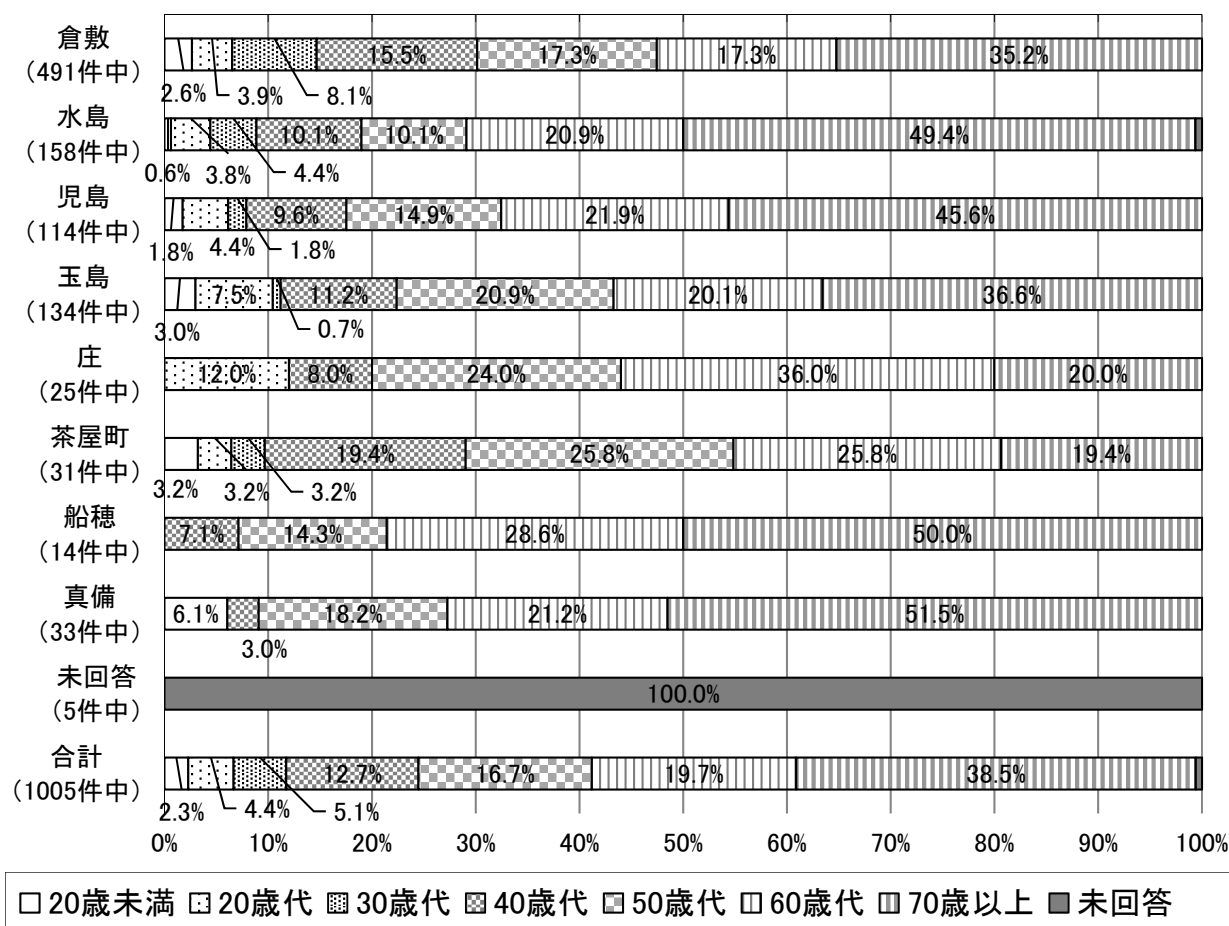
【表 回答者属性:地域別回答者数 回答率】

地域	アンケート発送について		アンケート回答について		
	地域別人口構成比率(%) (R2.9 末)	発送数 (人)	回答者数 (人)	有効回答率 (%)	回答者 構成比率 (%)
		①	②	②/①	②/全回答者数
倉敷	41.8%	836	491	58.7%	48.9%
水島	18.4%	368	158	42.9%	15.7%
児島	14.0%	279	114	40.9%	11.3%
玉島	13.3%	265	134	50.6%	13.3%
庄	3.2%	64	25	39.1%	2.2%
茶屋町	3.5%	69	31	44.9%	3.1%
船穂	1.6%	33	14	42.4%	1.4
真備	4.3%	86	33	38.4%	3.3%
未回答	—	—	5	—	0.5%
合計	100%	2,000	887	50.3%	100%

【グラフ 回答者属性:地域別有効回答率】



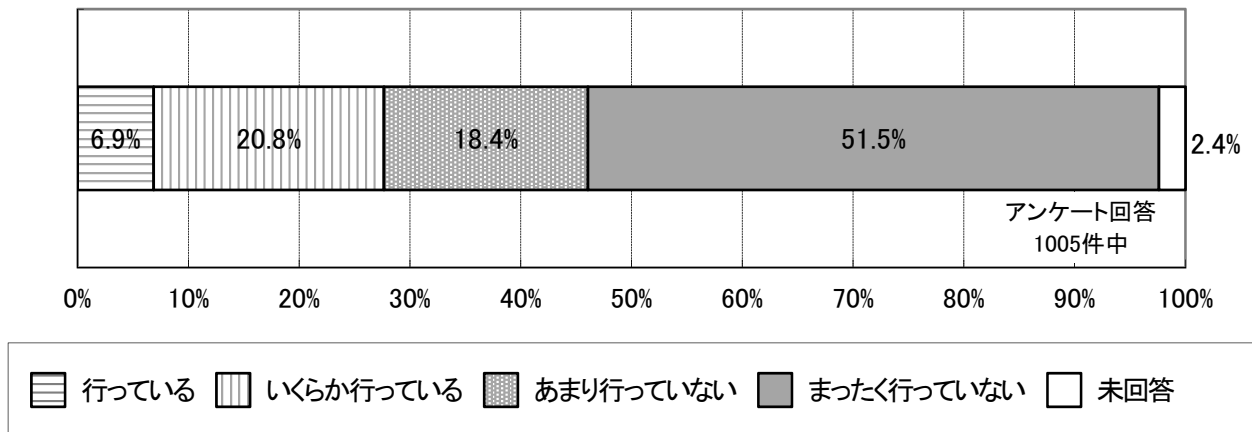
【グラフ 回答者属性・年齢別 回答者構成比率】



Ⅲ アンケート調査結果

《問1》 身近な自然を守るための活動を行っていますか。

【グラフ1：合計・回答構成比率】

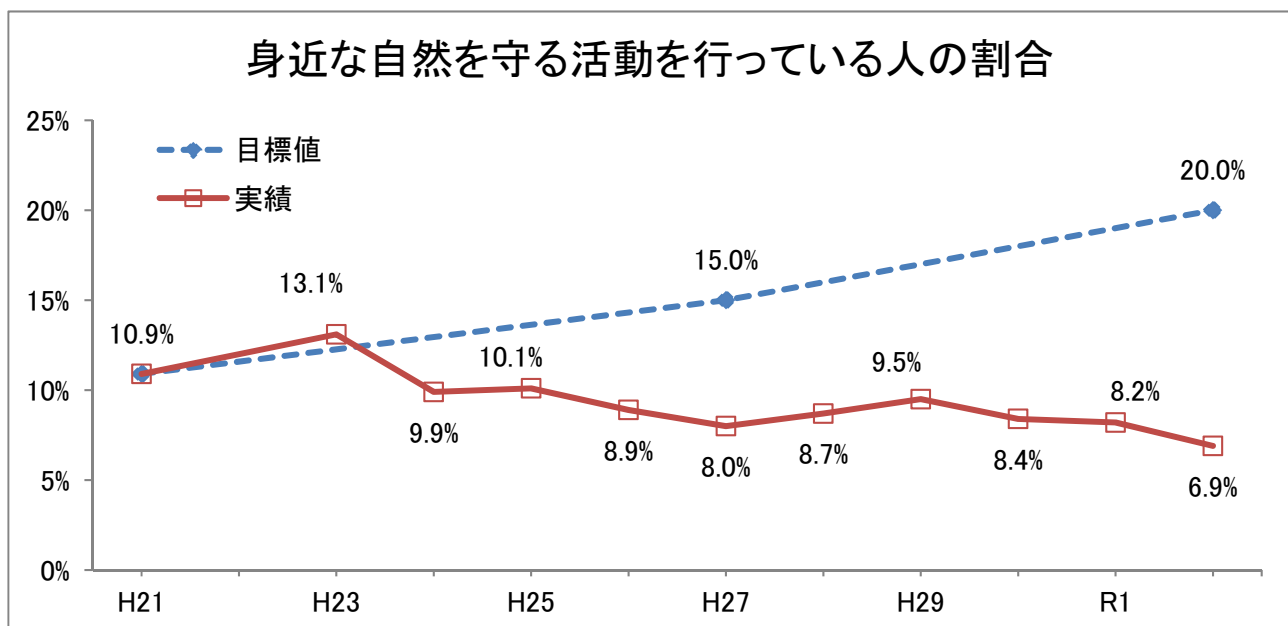


【基本目標1分野別目標1(分野1)】

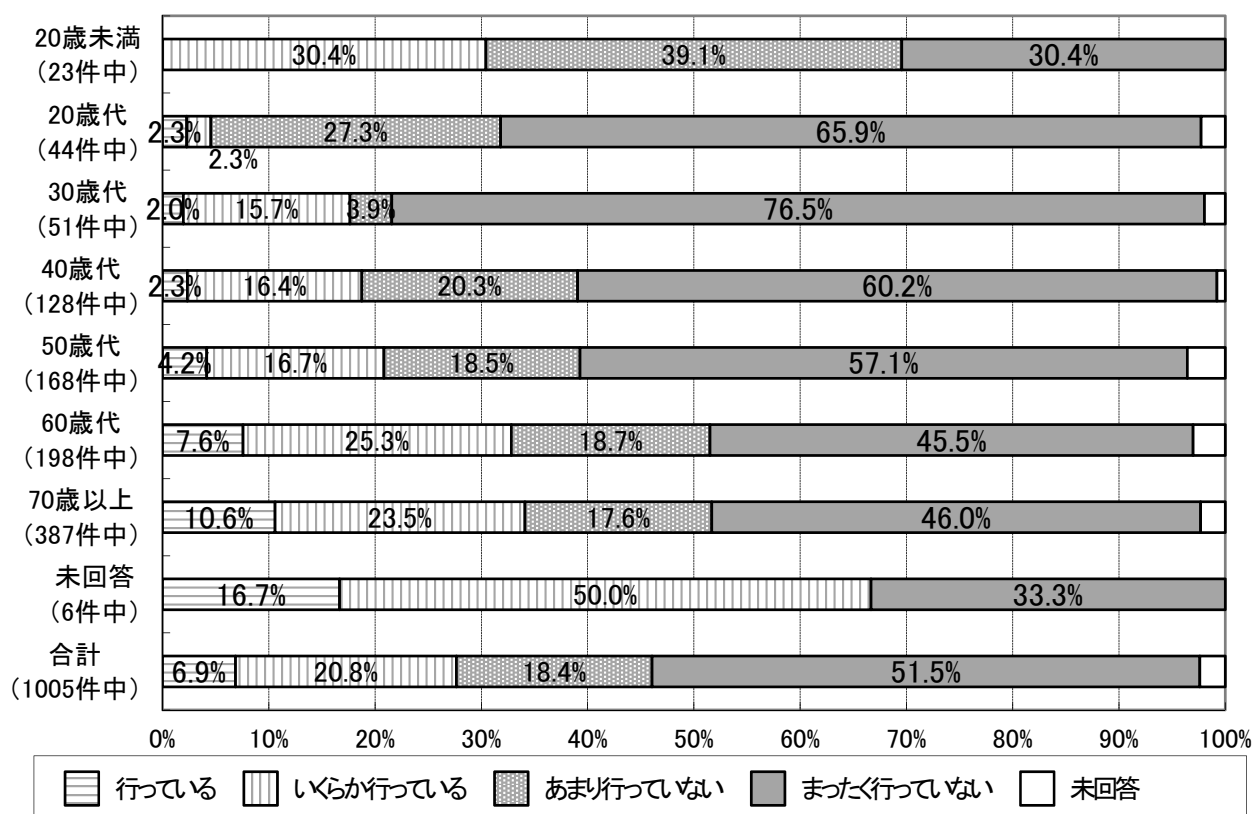
多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します

【めざそう値：年度別推移】

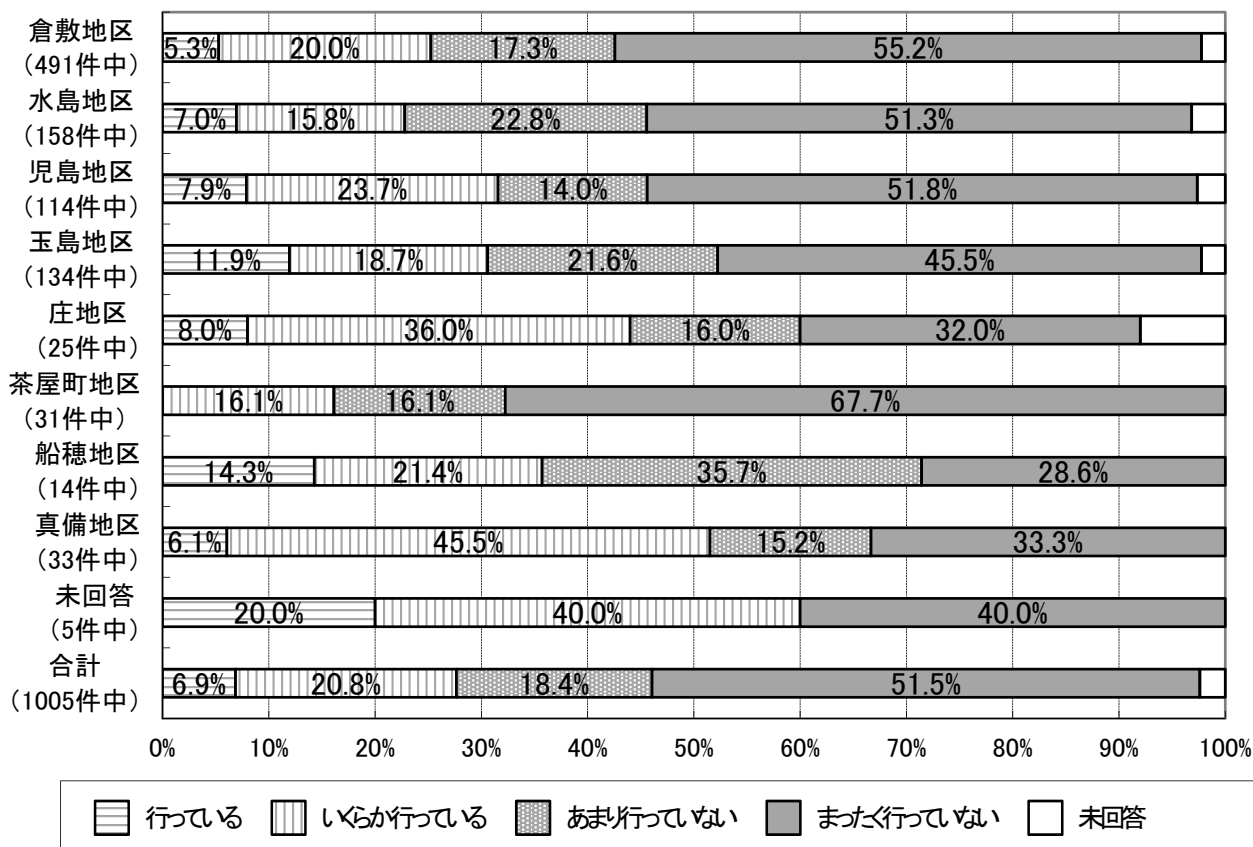
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「行っている」人の割合	10.9%	6.9%	15%	20%



【グラフ1：年齢別・回答構成比率】

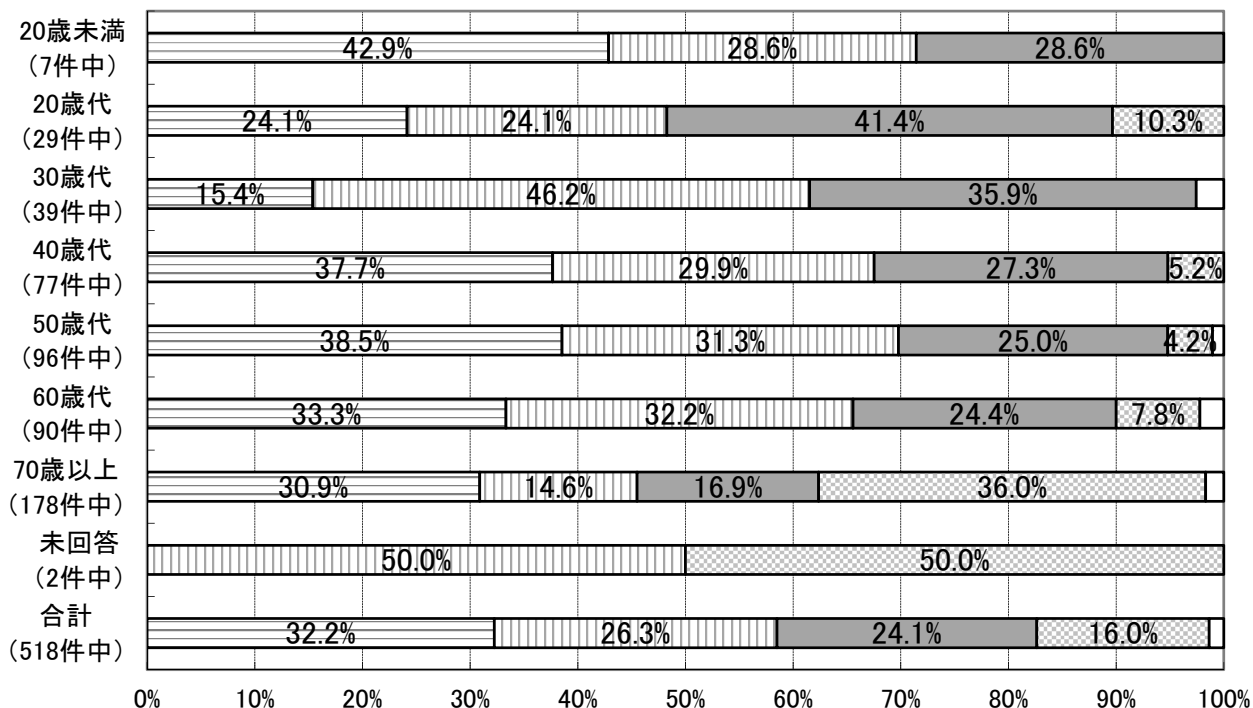


【グラフ1：地域別・回答構成比率】



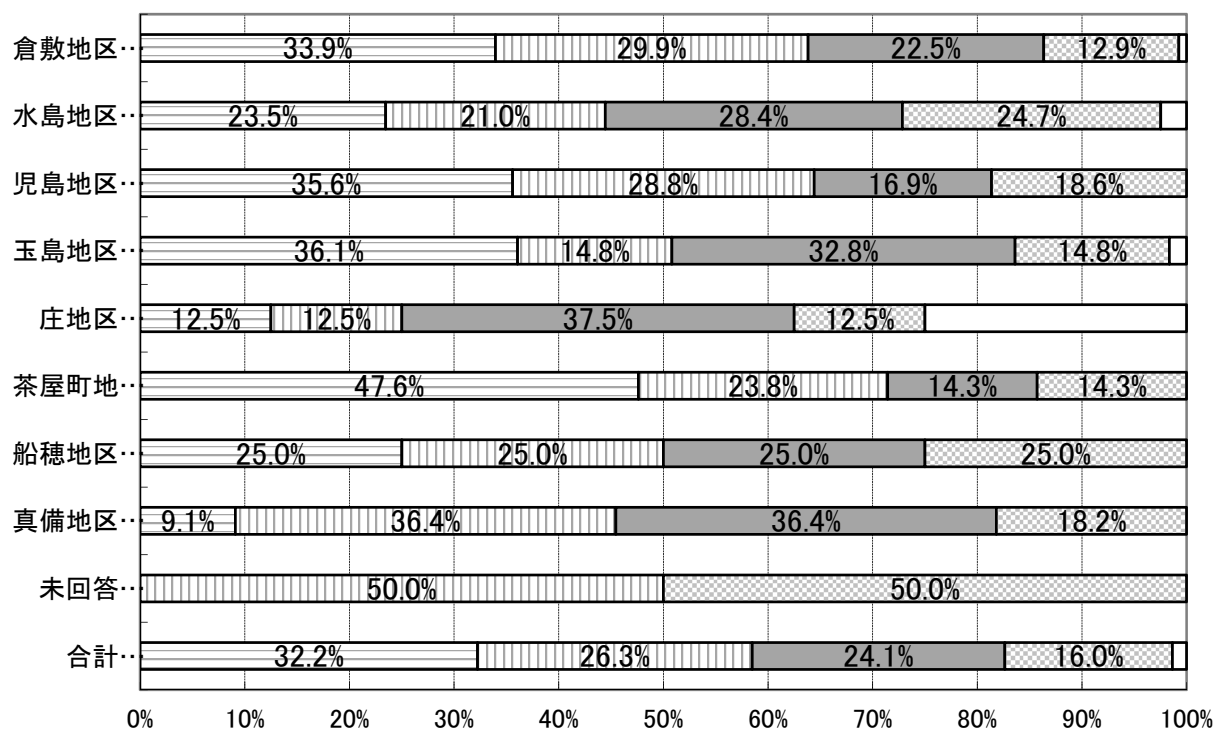
《問1-1》 問1で「4. まったく行っていない」と答えた方におたずねします。
「まったく行っていない」理由がありましたら、教えてください。

【グラフ1-1：年齢別・回答構成比率】



興味はあるが、何をしたらいいのかわからない
 興味はあるが、時間が足りない
 興味がない
 その他()
 未回答

【グラフ1-1：地域別・回答構成比率】



興味はあるが、何をしたらいいのかわからない
 興味はあるが、時間が足りない
 興味がない
 その他()
 未回答

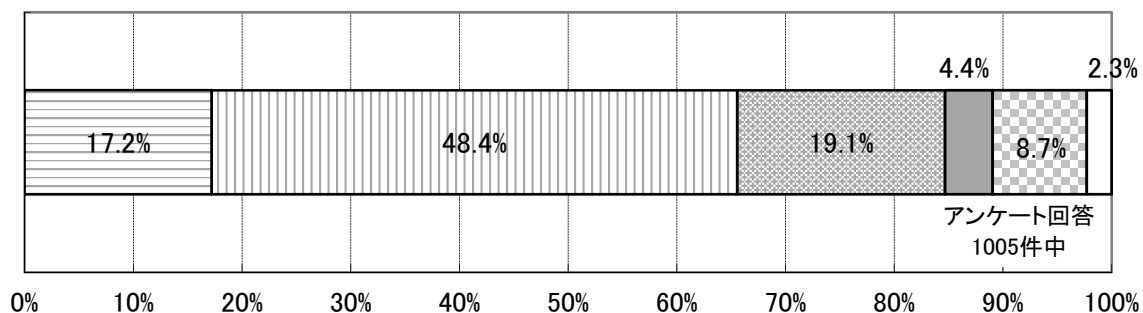
《問1－1》問1で「4. まったく行っていない」と答えた方におたずねします。
「まったく行っていない」理由がありましたら、教えてください。

※その他(カッコ内回答) 要約

	内容	件数
1	身体的な理由(体調不良, 身体が不自由, 高齢)	63
2	機会, 情報がない	3
3	時間がない(仕事, 家事, 育児, 趣味で忙しい)	4
4	コロナ禍で外出を控えている	3
5	人に会いたくない	3
6	以前は緑化運動に加入していた	1
7	個人で気を付けている	1
8	考えたことがなかった	1
9	自然にしてさわらないこと	1
10	町内会の用水掃除等はしている	1
11	やる気がない	1
12	団体で行うことは好きでない	1
13	外出が少なく交流が少ない	1
14	未回答	3

《問3》 公園や街路樹などの身近な緑に満足していますか。

【グラフ3：合計・回答構成比率】



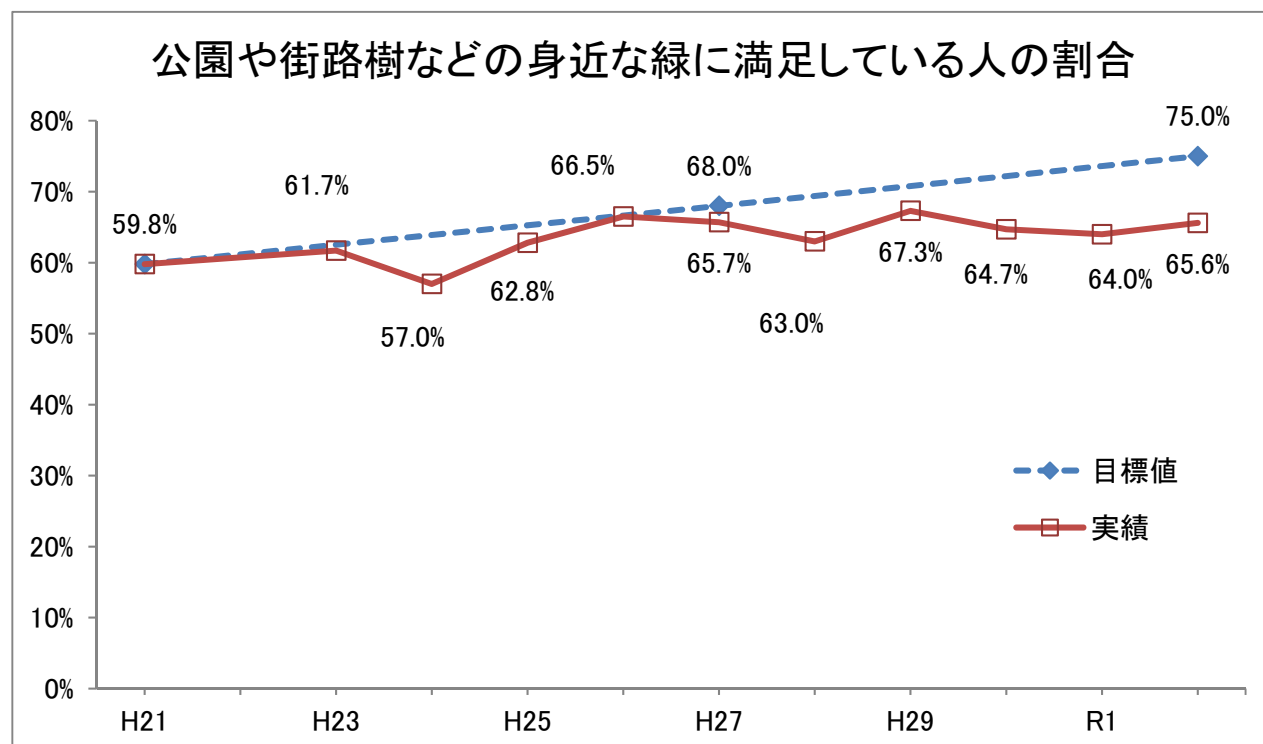
満足
 どちらかという満足
 どちらかという不満
 不満
 わからない
 未回答

【基本目標1分野別目標2(分野2)】

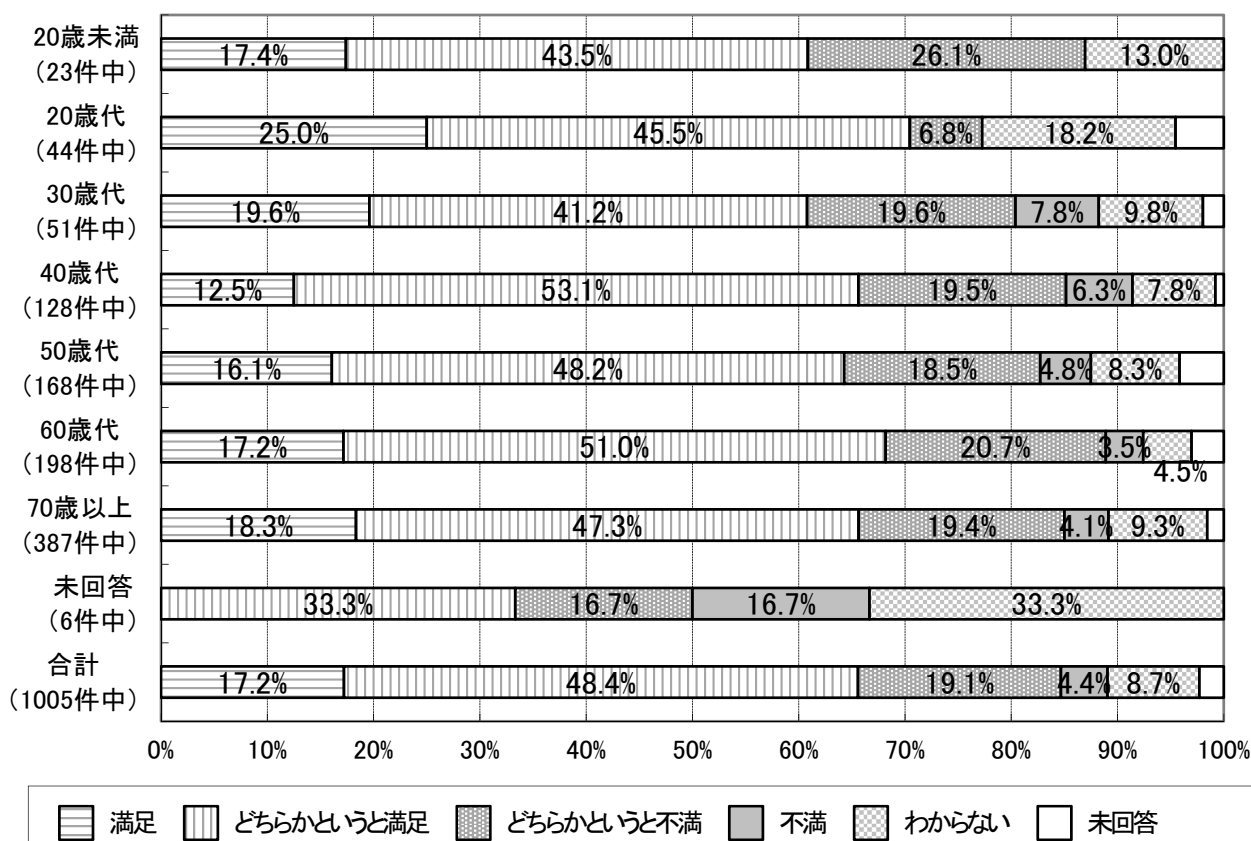
まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

【めざそう値：年度別推移】

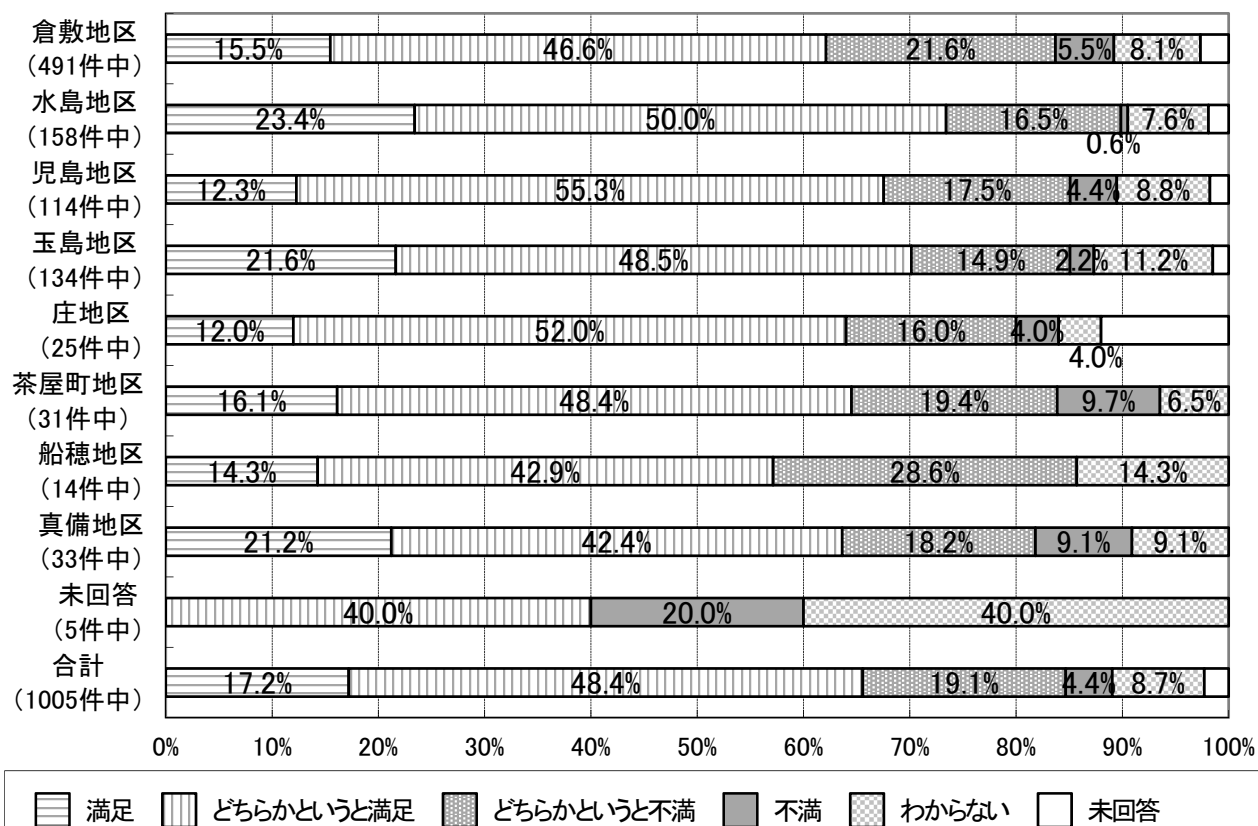
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「満足」+「どちらかという満足」の人の割合	59.8%	65.6%	68%	75%



【グラフ3：年齢別・回答構成比率】

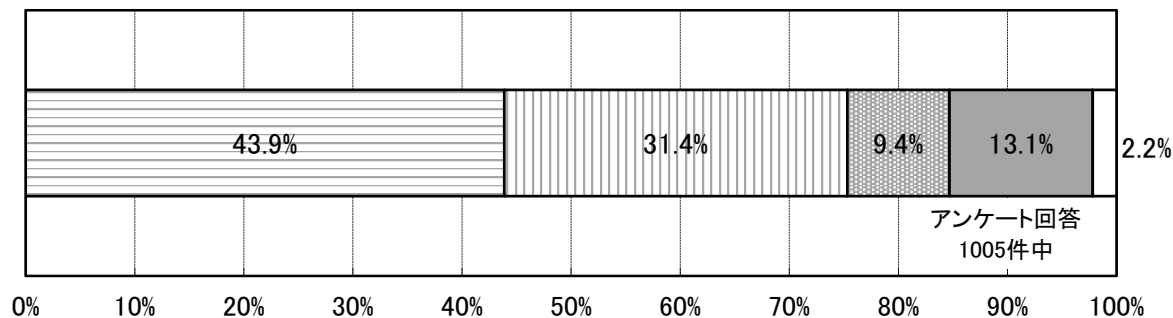


【グラフ3：地域別・回答構成比率】



《問4》 庭木や生垣、鉢植えやプランター栽培などの身近な緑化を行っていますか。

【グラフ4：合計・回答構成比率】



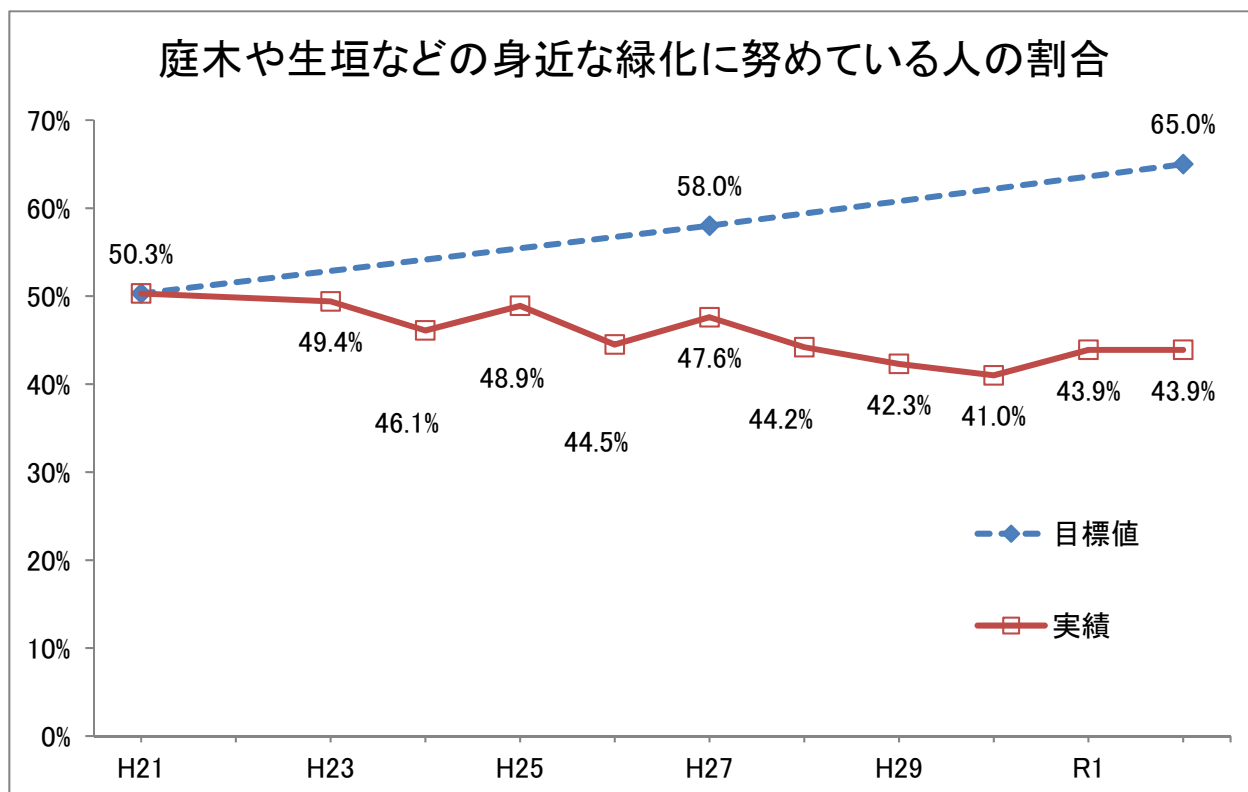
☐ 行っている
 ☐ いくらか行っている
 ☐ あまり行っていない
 ☐ まったく行っていない
 ☐ 未回答

【基本目標1分野別目標2(分野2)】

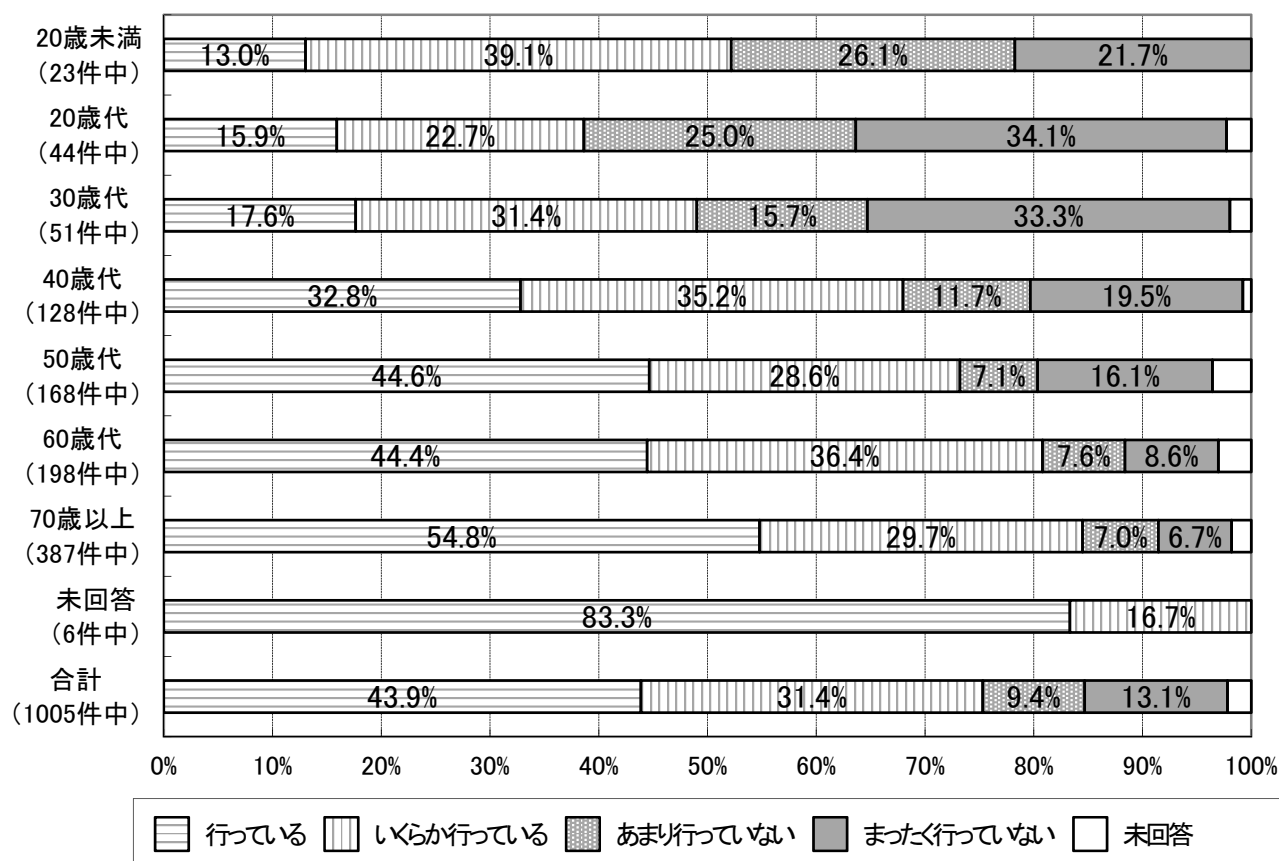
まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

【めざそう値：年度別推移】

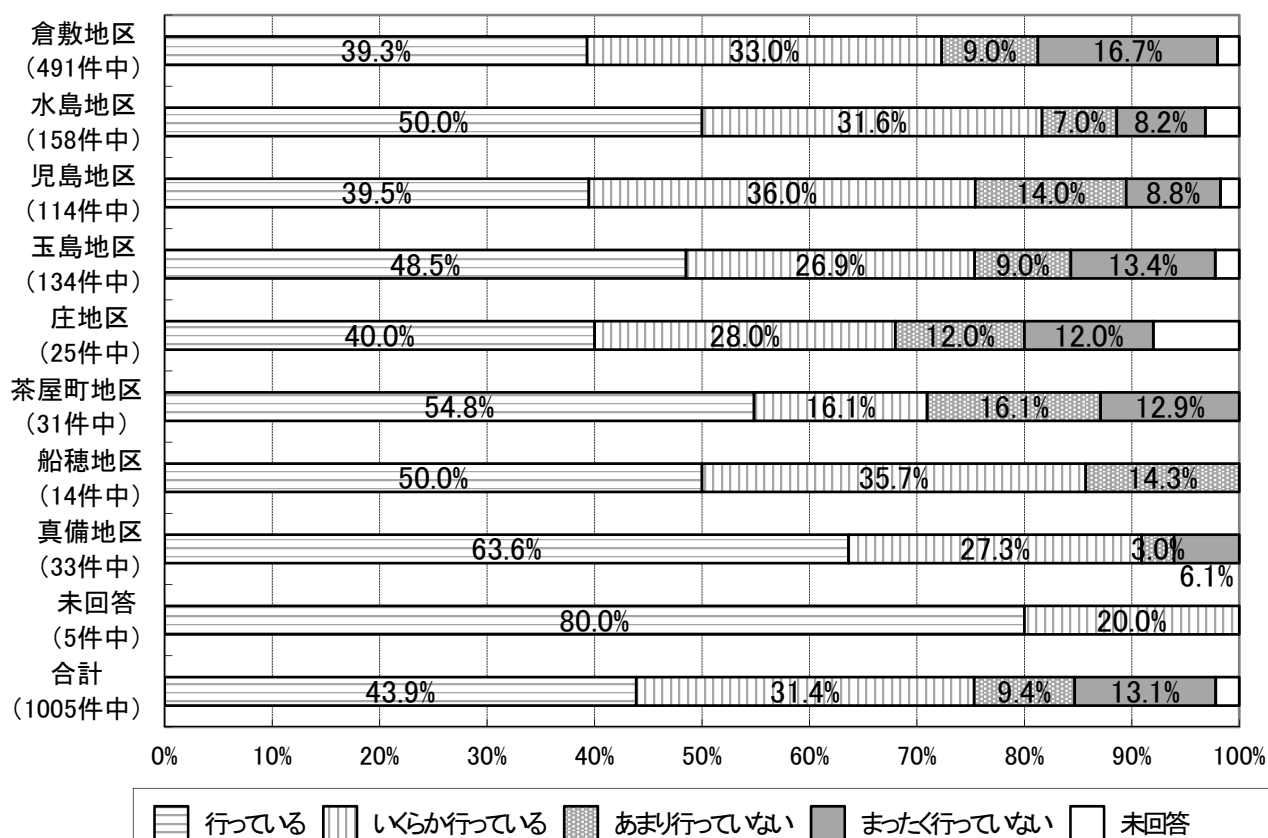
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「行っている」の人の割合	50.3%	43.9%	58%	65%



【グラフ4：年齢別・回答構成比率】

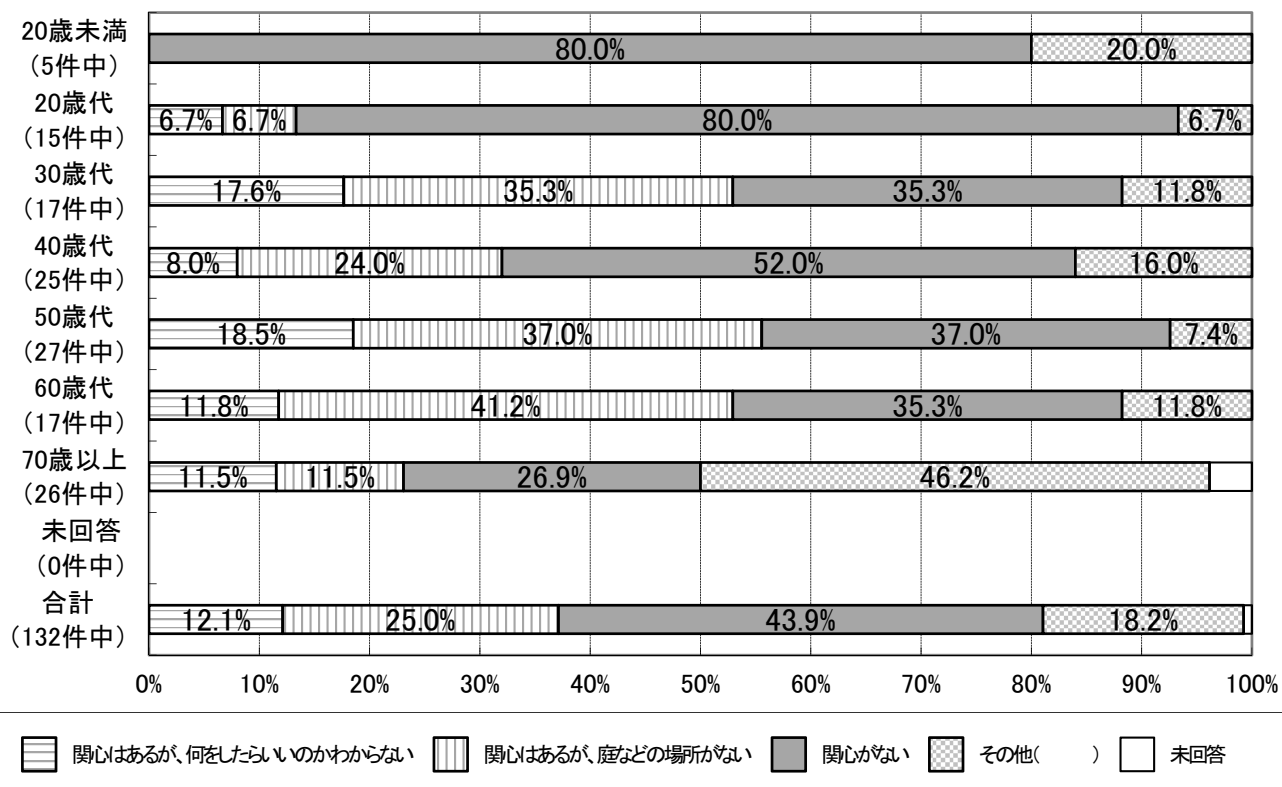


【グラフ4：地域別・回答構成比率】

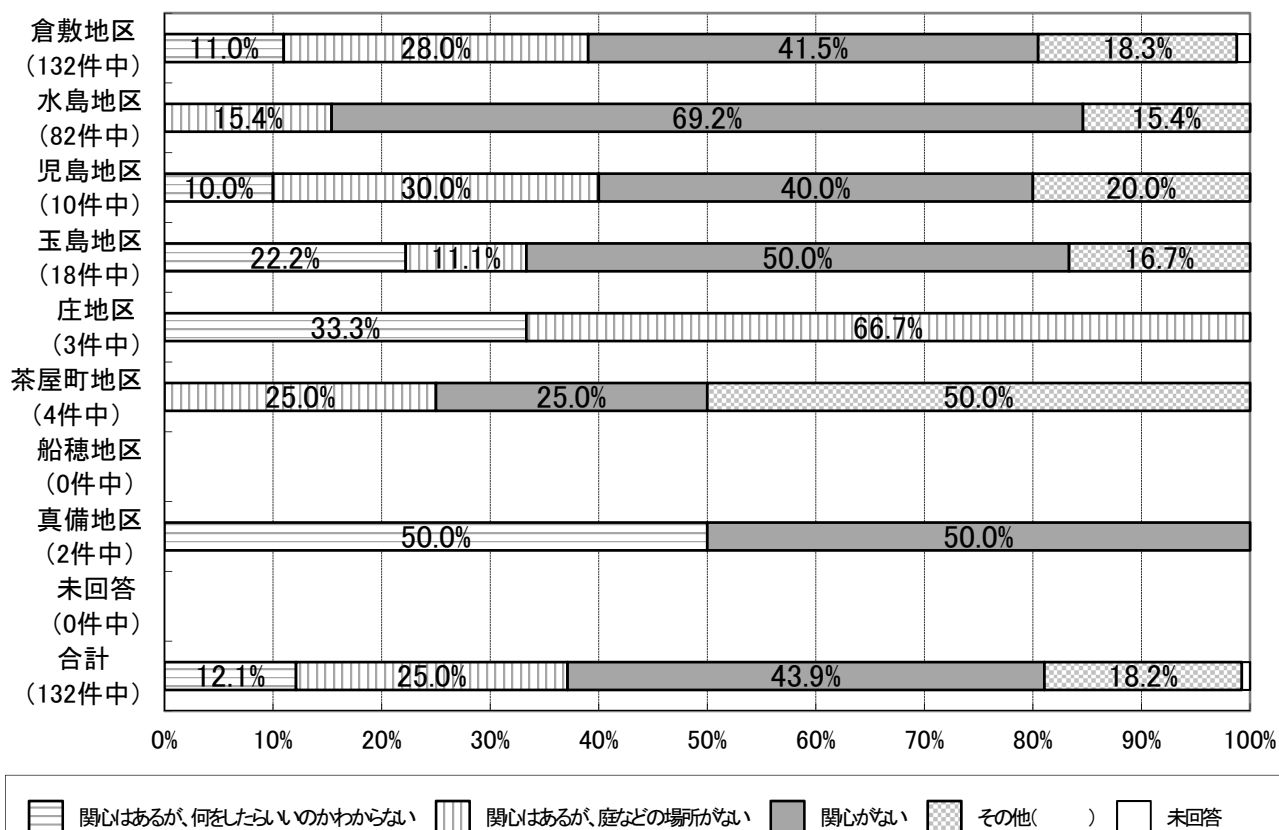


《問4－1》 問4で「4. まったく行っていない」と答えた方におたずねします。
「まったく行っていない」理由がありましたら、教えてください。

【グラフ4－1：年齢別・回答構成比率】



【グラフ4－1：地域別・回答構成比率】



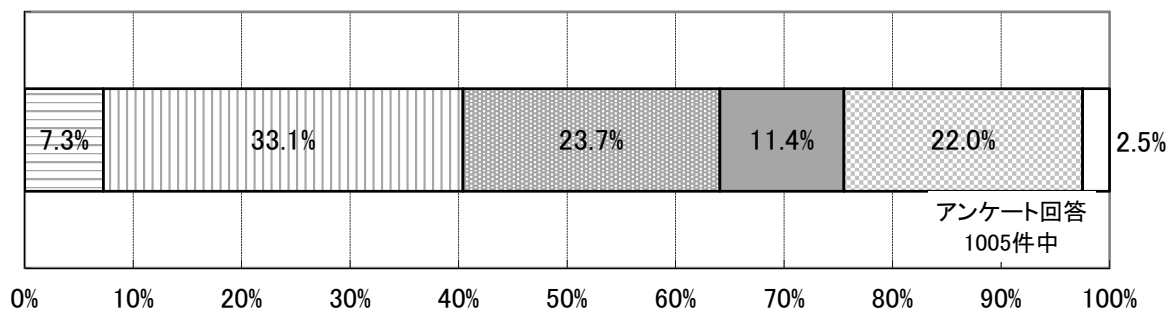
《問4－1》 問4で「4. まったく行っていない」と答えた方におたずねします。
「まったく行っていない」理由がありましたら、教えてください。

※その他(カッコ内回答) 要約

	内容	件数
1	身体的な理由(体調不良, 身体が不自由, 高齢)	8
2	手入れする時間がない	4
3	家族の人がやってくれている	4
4	うまくいかない	3
5	虫が嫌い	2
6	やる気がない	1
7	未回答	2

《問5》地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていますか。

【グラフ5：合計・回答構成比率】



できている

 どちらかというとできている

 どちらかというとできていない

 できていない

 わからない

 未回答

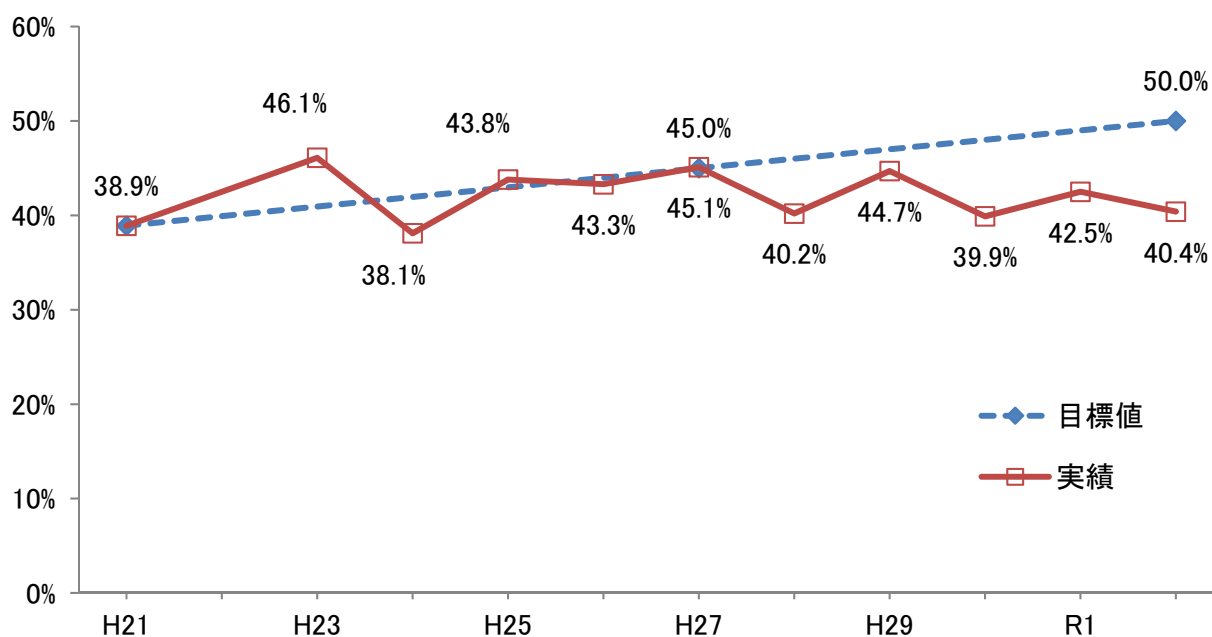
【基本目標1分野別目標3(分野3)】

瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

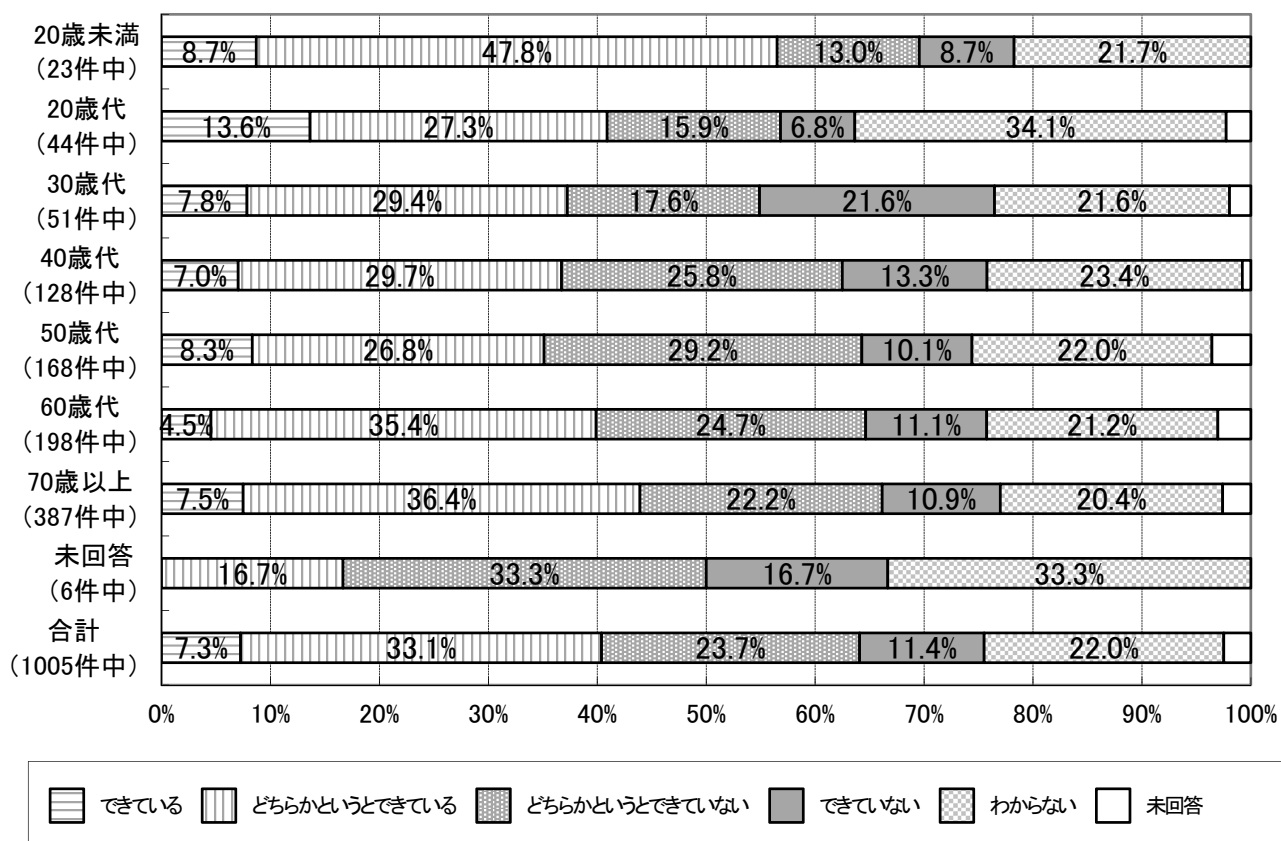
【めざそう値：年度別推移】

	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「できている」+「どちらかというとできている」人の割合	38.9%	40.4%	45%	50%

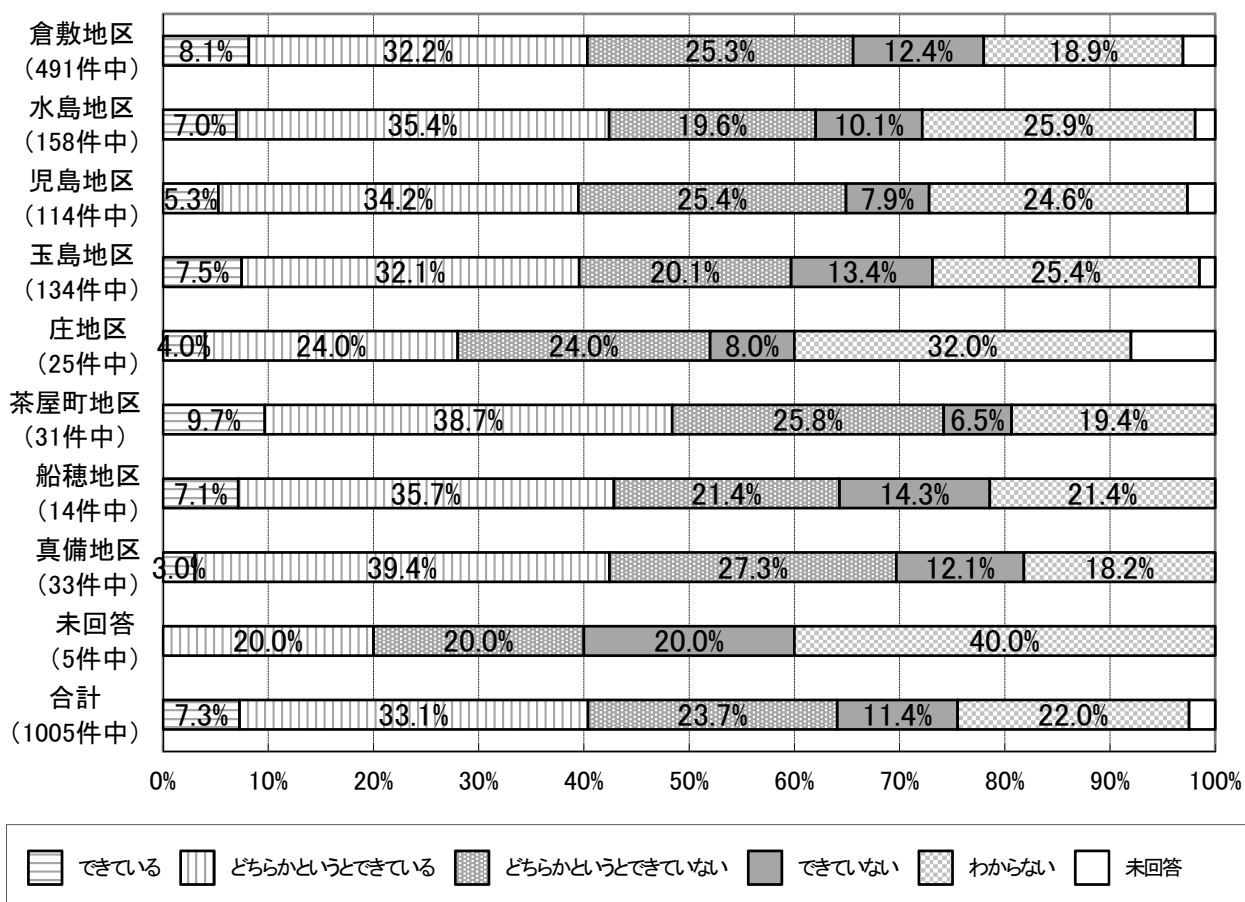
地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができて いると思う人の割合



【グラフ5：年齢別・回答構成比率】

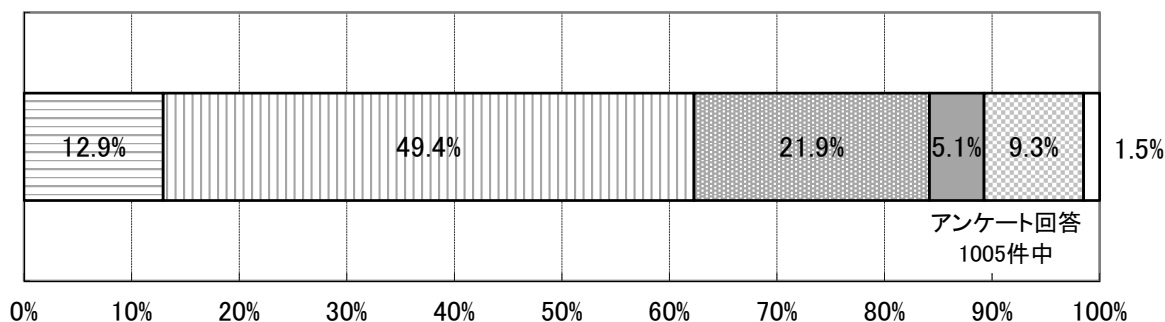


【グラフ5：地域別・回答構成比率】



《問7》 身近な生活環境の中での眺め(景観)に満足していますか。

【グラフ7:合計・回答構成比率】



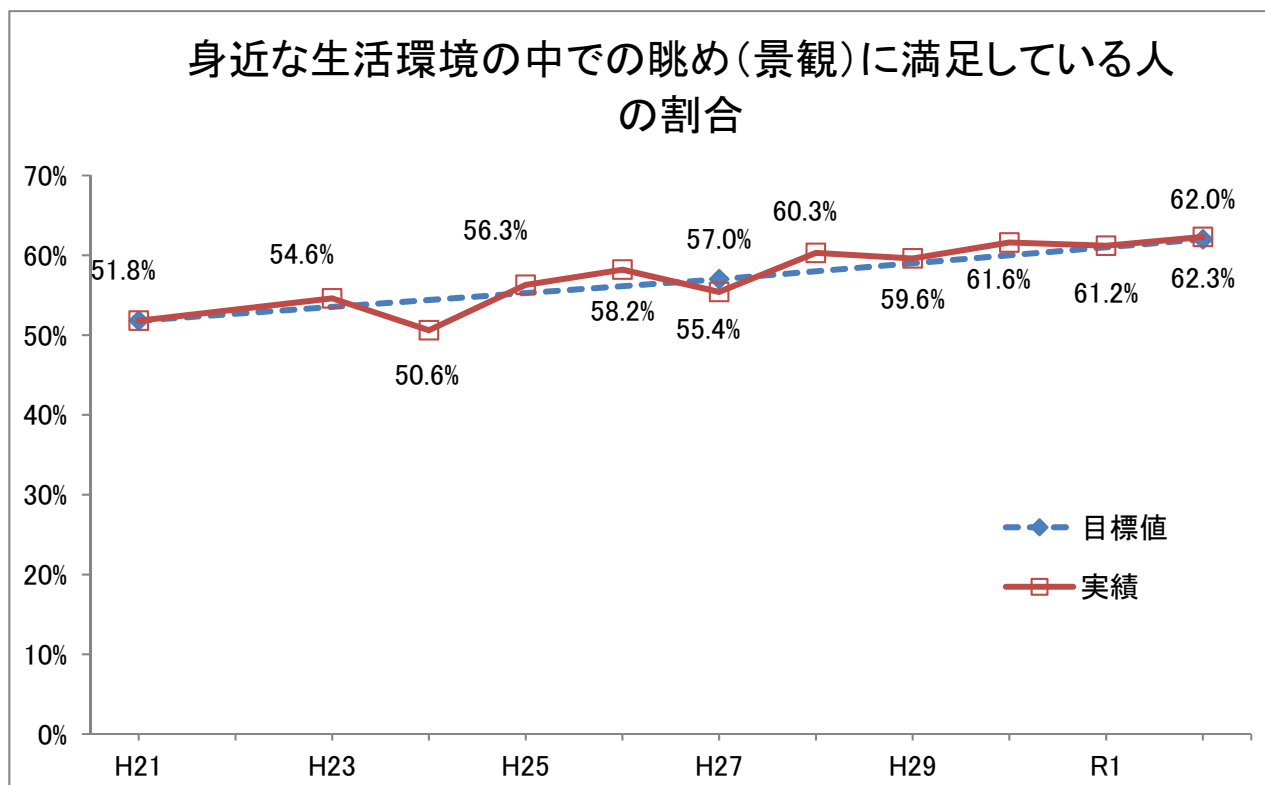
満足
 どちらかという満足
 どちらかという不満
 不満
 わからない
 未回答

【基本目標1分野別目標3(分野3)】

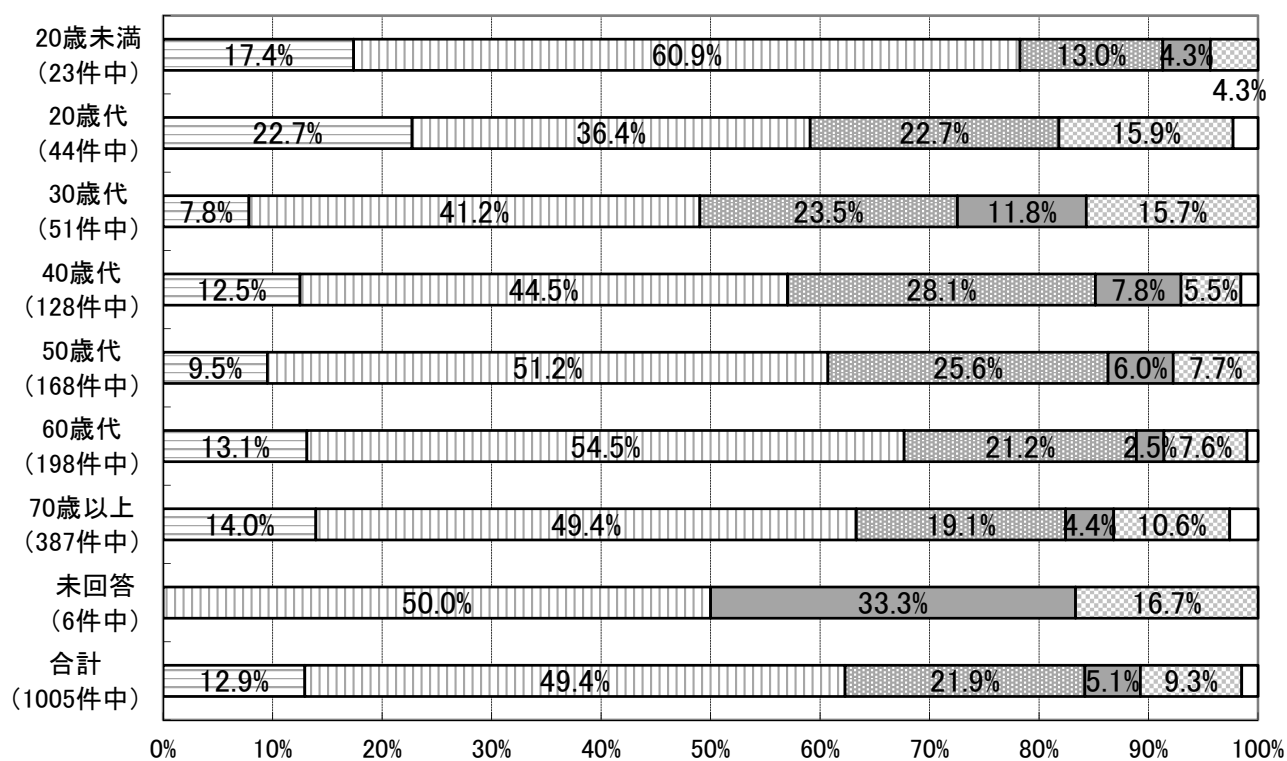
瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

【めざそう値:年度別推移】

	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「満足」+「どちらかという満足」人の割合	51.8%	62.3%	57%	62%

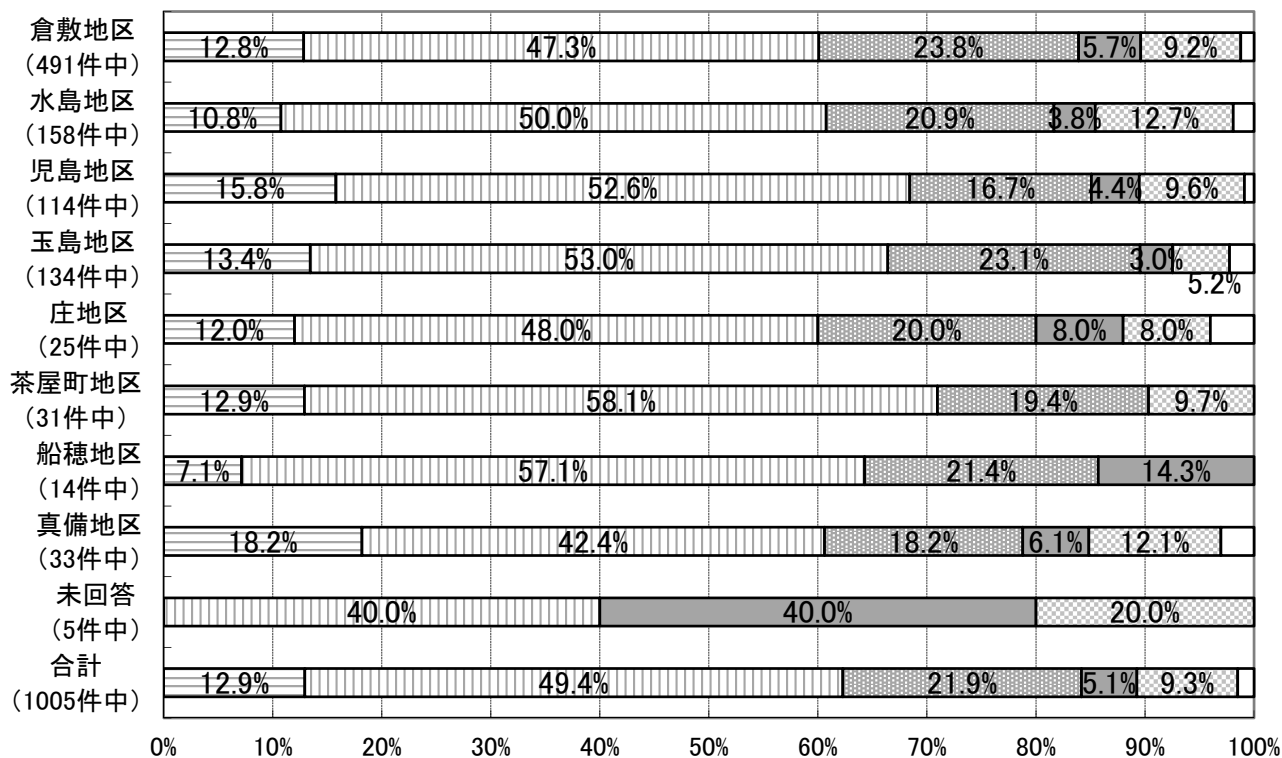


【グラフ7：年齢別・回答構成比率】



満足
 どちらかという満足
 どちらかという不満
 不満
 わからない
 未回答

【グラフ7：地域別・回答構成比率】

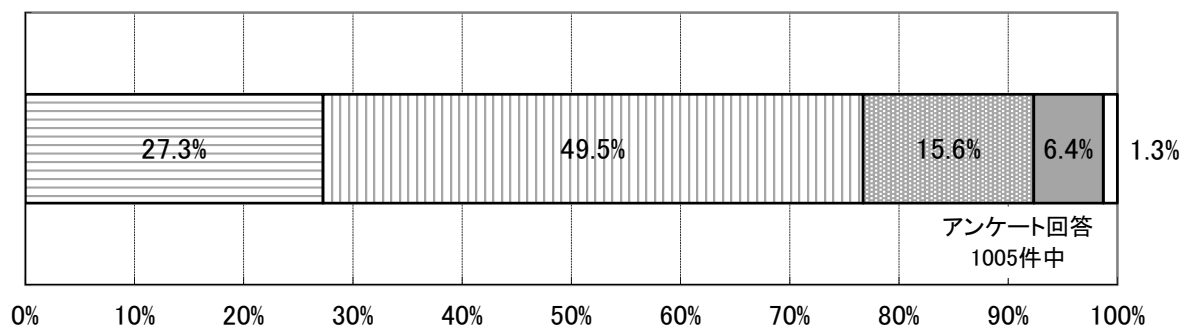


満足
 どちらかという満足
 どちらかという不満
 不満
 わからない
 未回答

《問8》地産地消を心がけていますか。

※「地産地消」とは、「地域で生産されたものを地域で消費する」ことを言います。

【グラフ8: 合計・回答構成比率】



心がけている

 どちらかというと心がけている

 どちらかというと心がけていない

 心がけていない

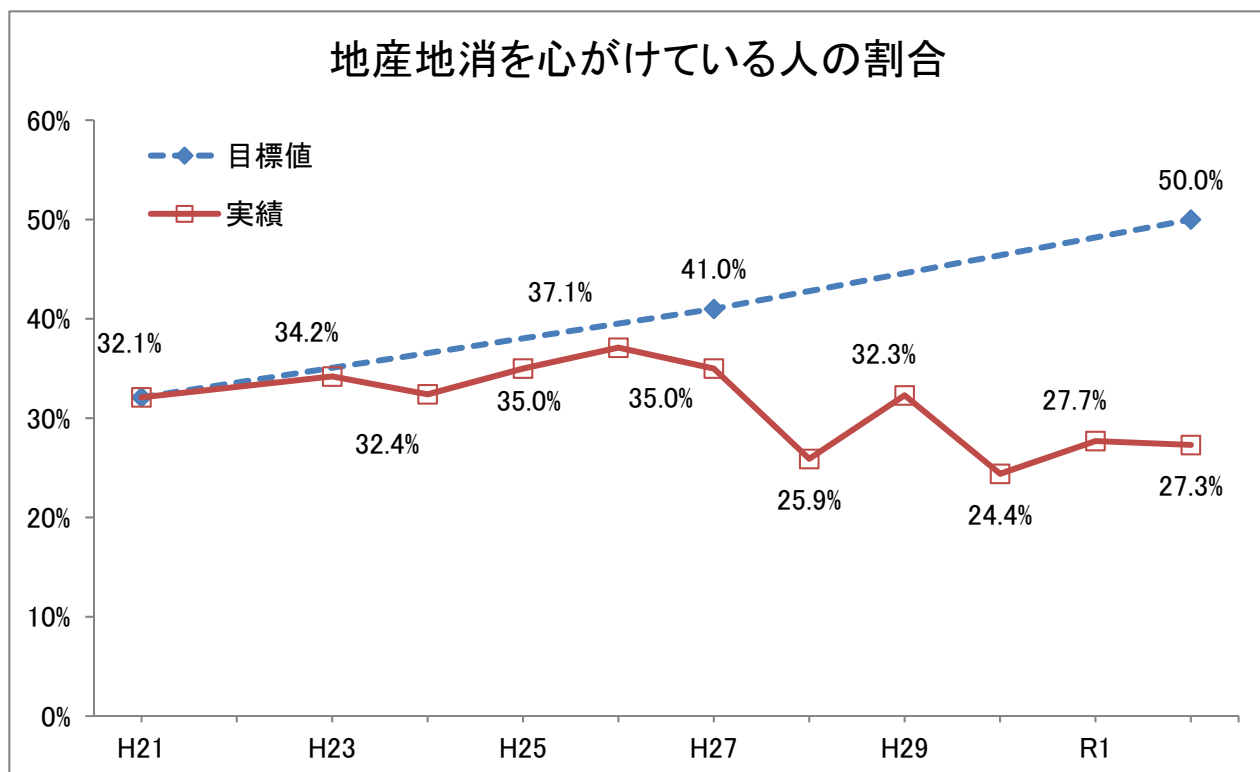
 未回答

【基本目標1分野別目標4(分野4)】

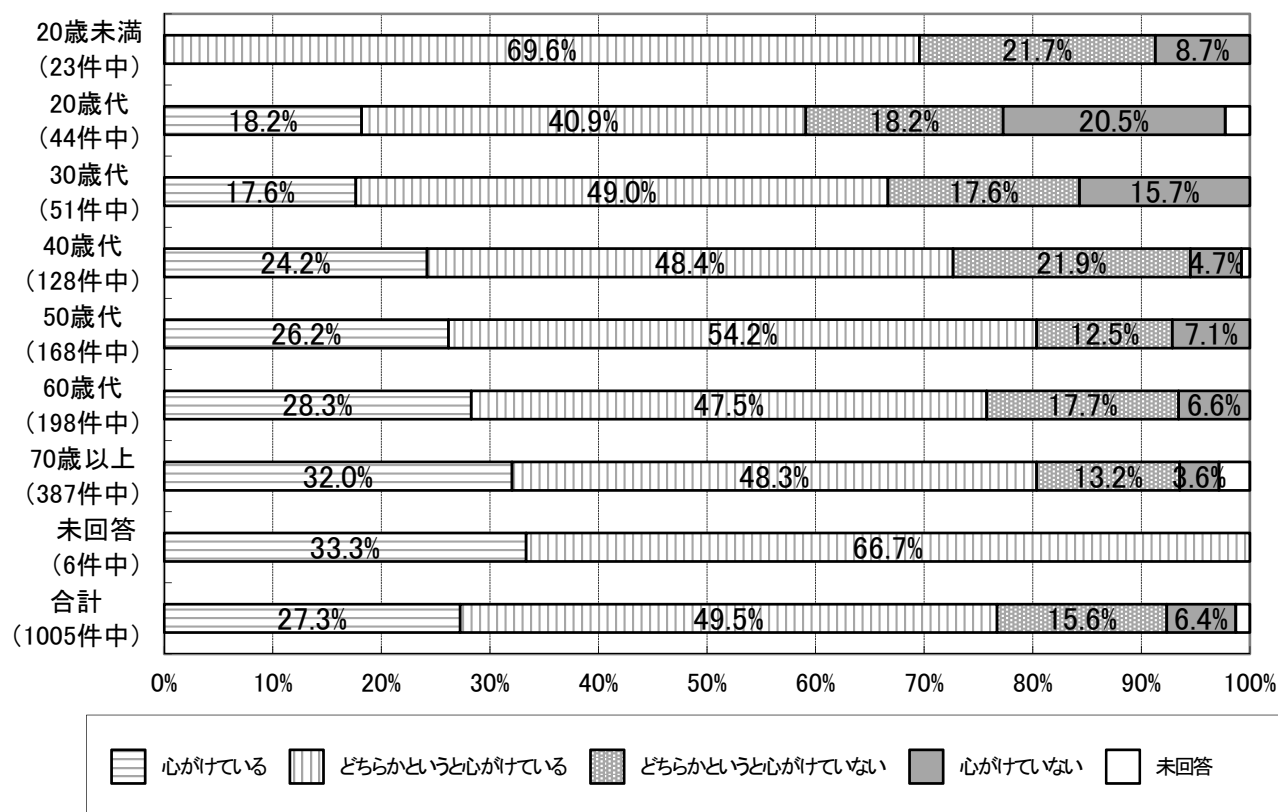
環境と地域の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【めざそう値: 年度別推移】

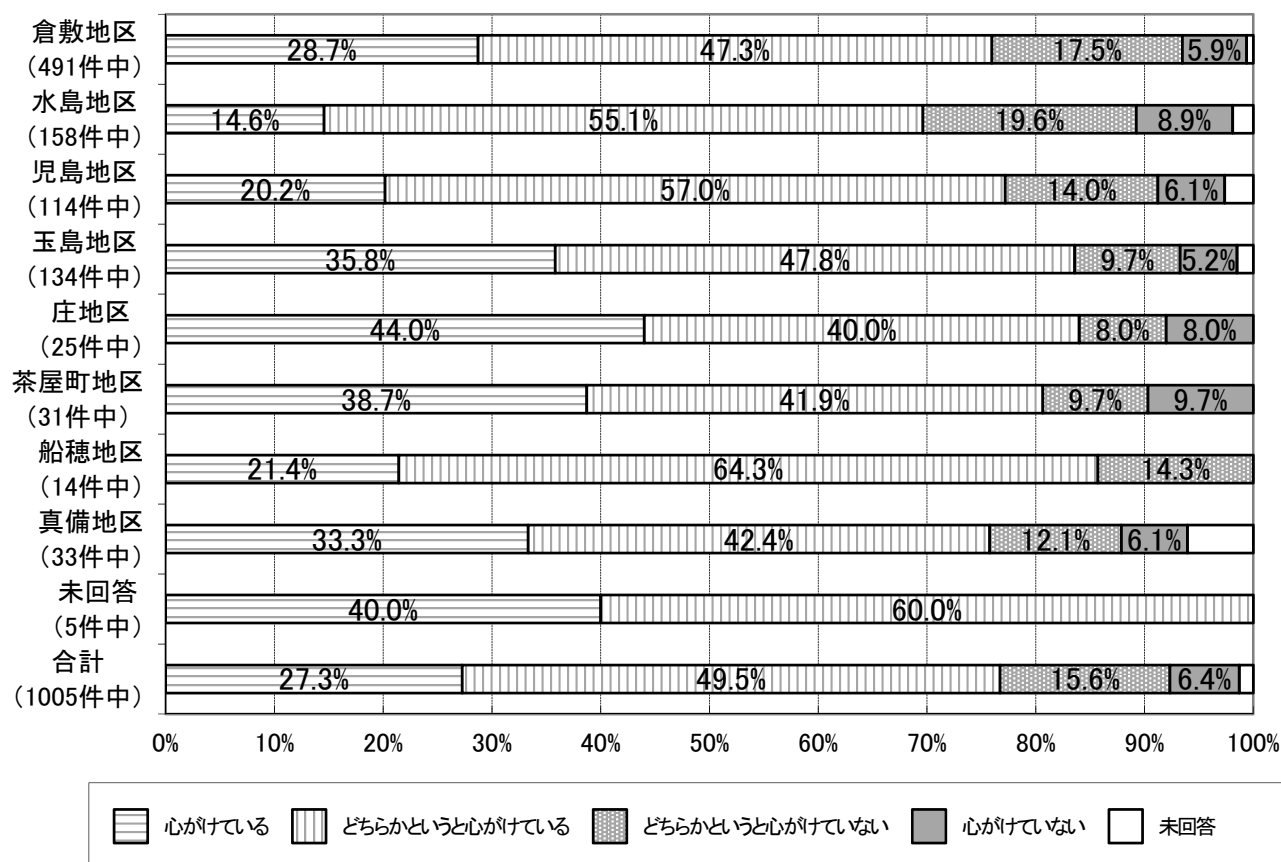
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「心がけている」人の割合	32.1%	27.3%	41%	50%



【グラフ8：年齢別・回答構成比率】

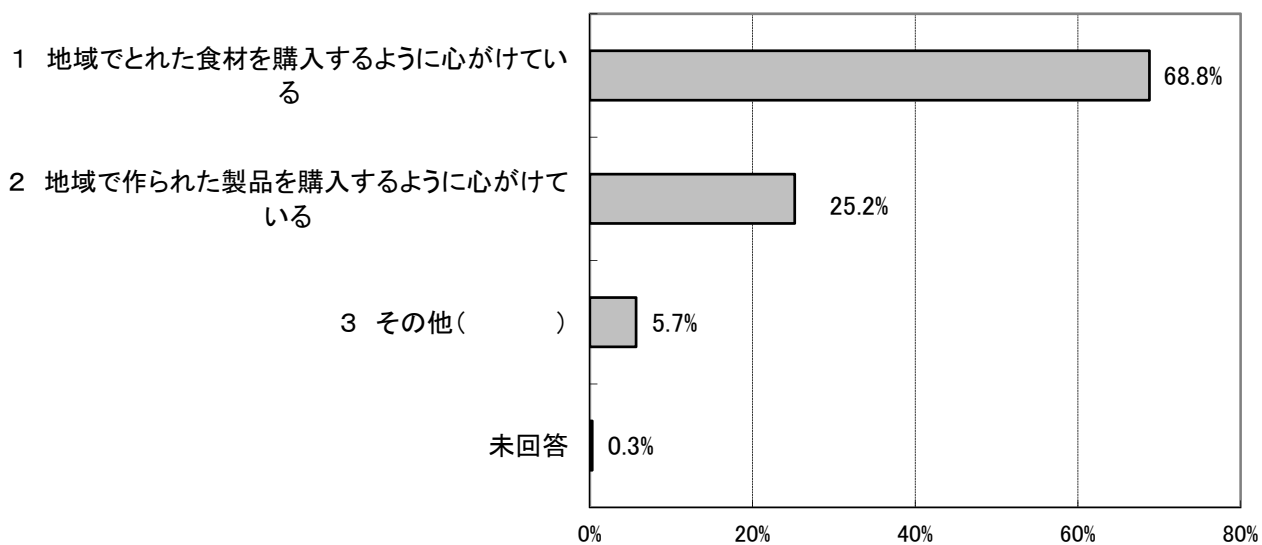


【グラフ8：地域別・回答構成比率】



《問8－1》 問8で「1. 心がけている」と答えた方におたずねします。
 どのようなことに心がけていますか。(複数回答可)

【グラフ8－1：回答構成比率】



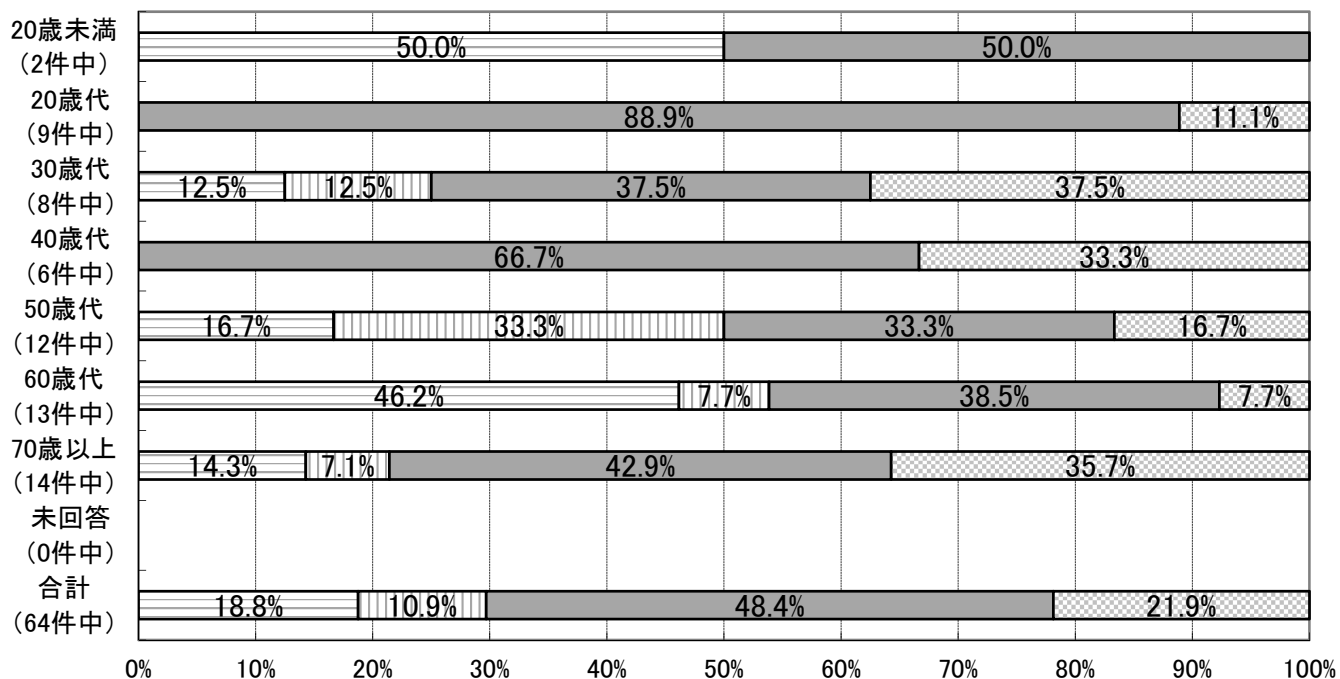
問8で「1. 心がけている」と答えた人は、274人

※その他(カッコ内回答) 要約

	内容	件数
1	自宅などで育てた野菜を食べている	17
2	自分なりに地産地消率アップのための取組をしている	4

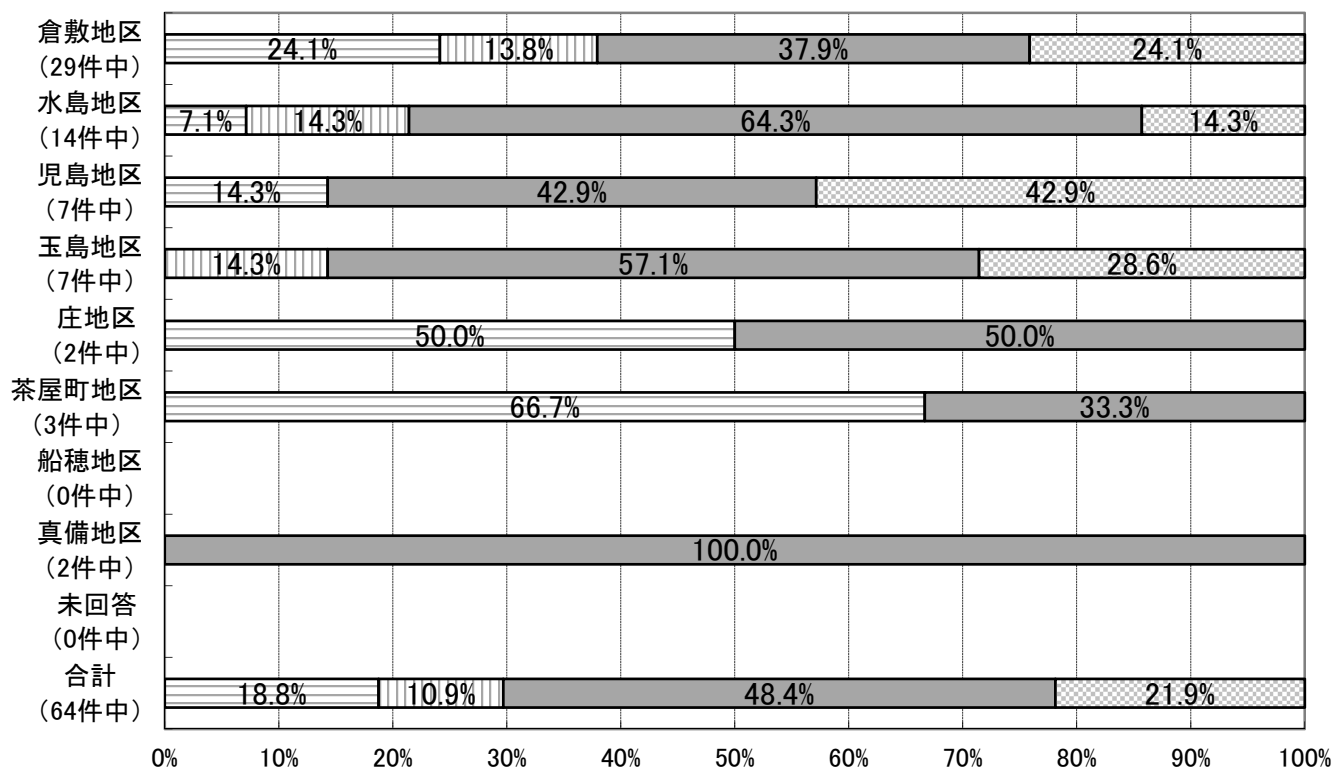
《問8－2》問8で「4. 心がけていない」と答えた方におたずねします。
「心がけていない」理由がありましたら、教えてください。

【グラフ8－2：年齢別・回答構成比率】



興味はあるが、何をしたらいいのかわからない
 地産地消がどうして大切なのかわからない
 関心がない
 その他()
 未回答

【グラフ8－2：地域別・回答構成比率】



興味はあるが、何をしたらいいのかわからない
 地産地消がどうして大切なのかわからない
 関心がない
 その他()
 未回答

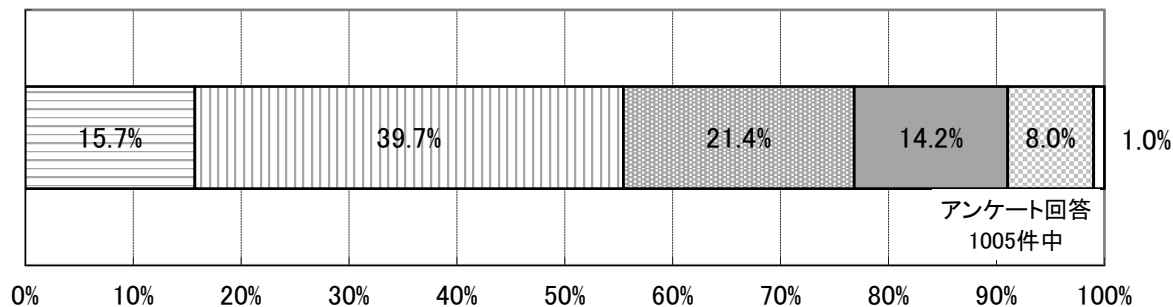
《問8－2》 問8で「4. 心がけていない」と答えた方におたずねします。
「心がけていない」理由がありましたら、教えてください。

※その他(カッコ内回答) 要約

	内容	件数
1	値段が安いものを優先してしまう	8
2	国産のものを買うようにしていて、地域までは気にしていない	1
3	地産のものがどんなものか知らない	1
4	販売所が近くにない	1
5	自分では食材を扱っていない	1
6	地産地消が今の地域で重要な事かどうか分からない	1
7	日々の生活では、近くのスーパーでの買い物になる	1
8	身体がついていけない	1

《問9》 身近な空気がきれいに保たれていると感じていますか。

【グラフ9：合計・回答構成比率】



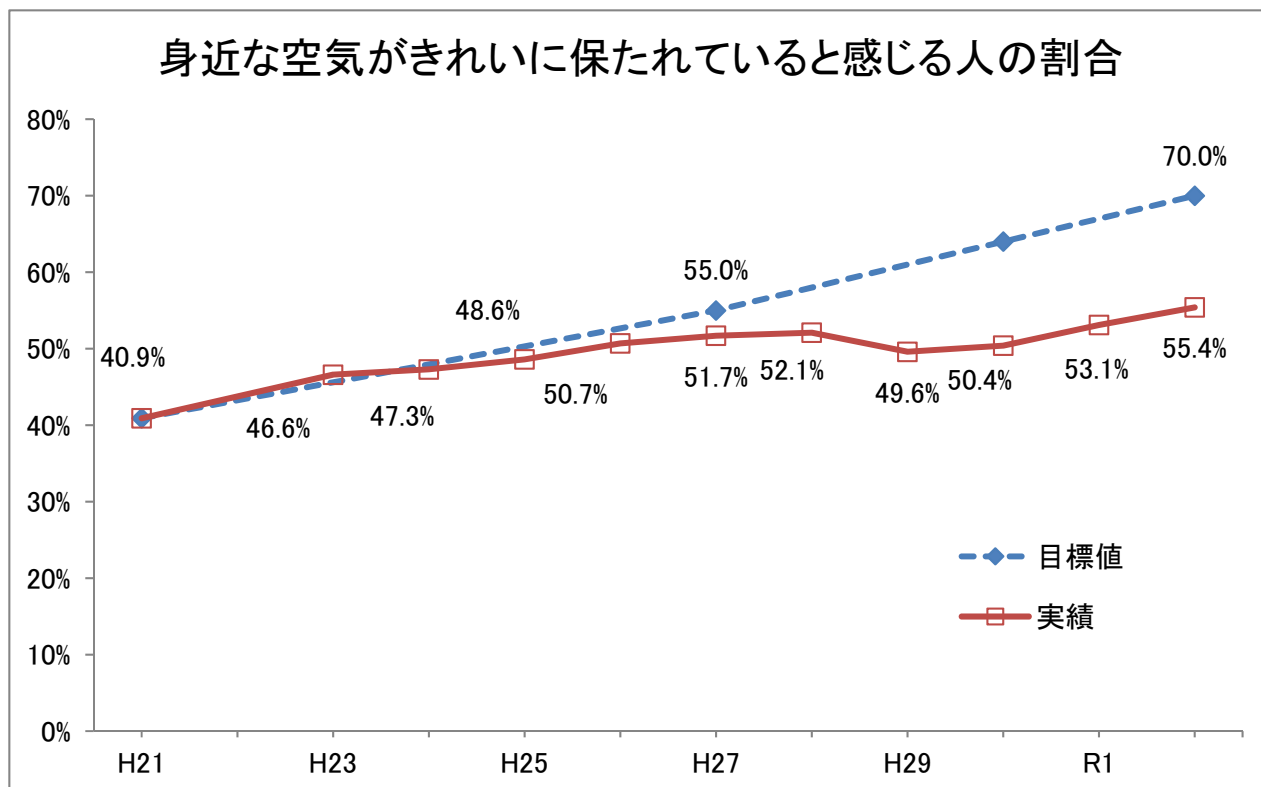
感じている
 どちらかというと感じている
 どちらかというと感じていない
 感じていない
 わからない
 未回答

【基本目標2分野別目標2(分野6)】

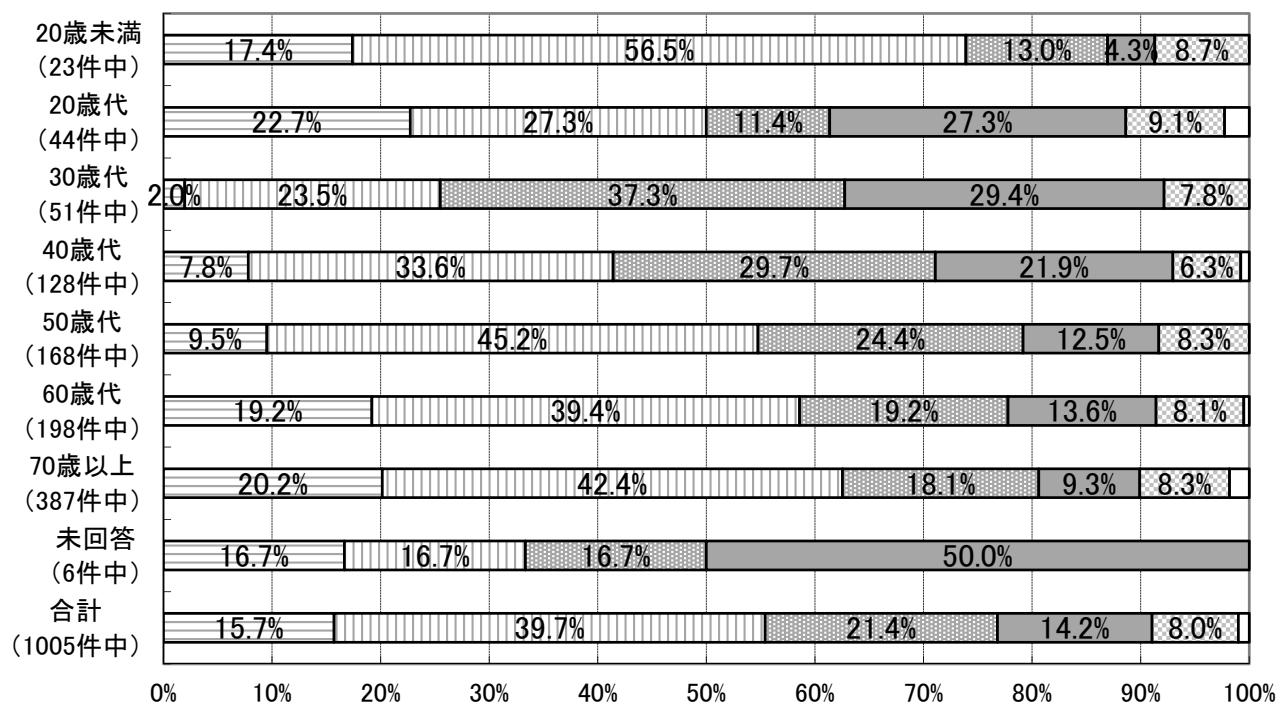
クリーンな大気環境の保全に努めます

【めざそう値：年度別推移】

	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「感じている」+「どちらかというと感じている」人の割合	40.9%	55.4%	55%	70%

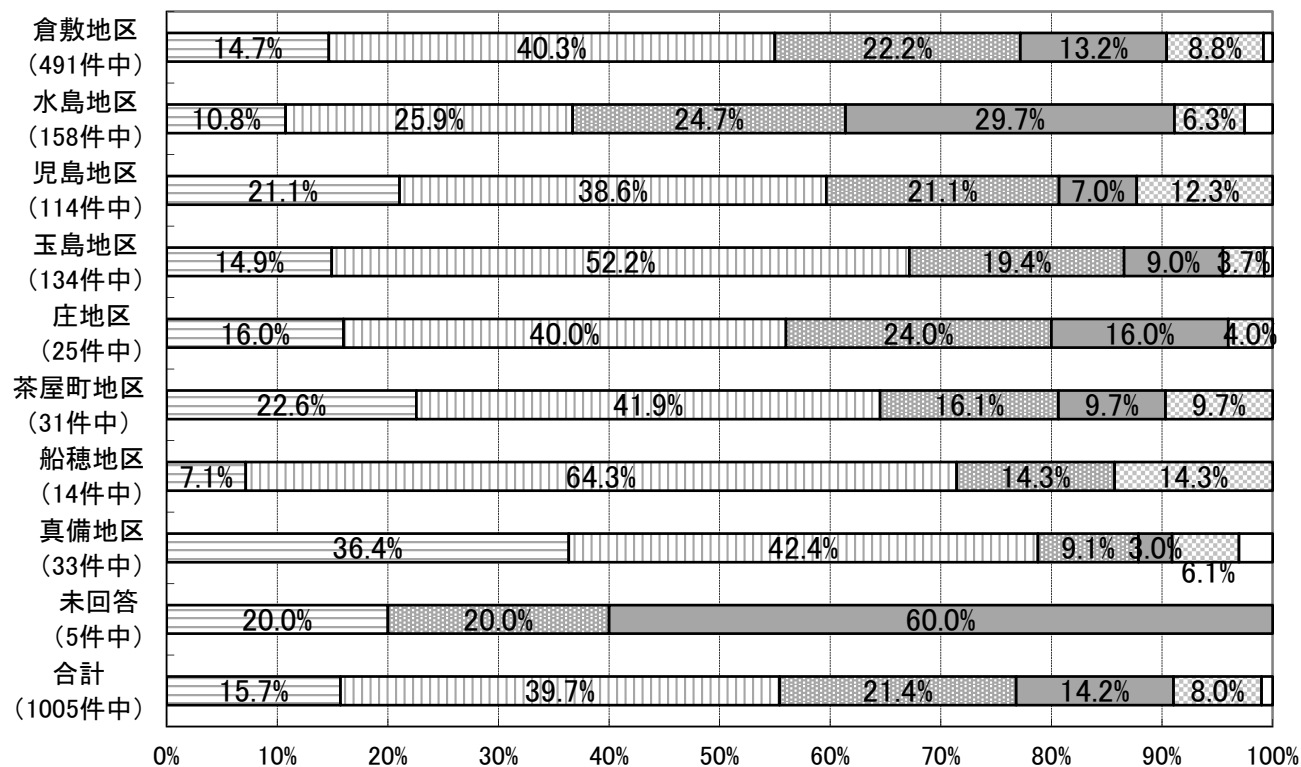


【グラフ9：年齢別・回答構成比率】



感じている
 どちらかというと感じている
 どちらかというと感じていない
 感じていない
 わからない
 未回答

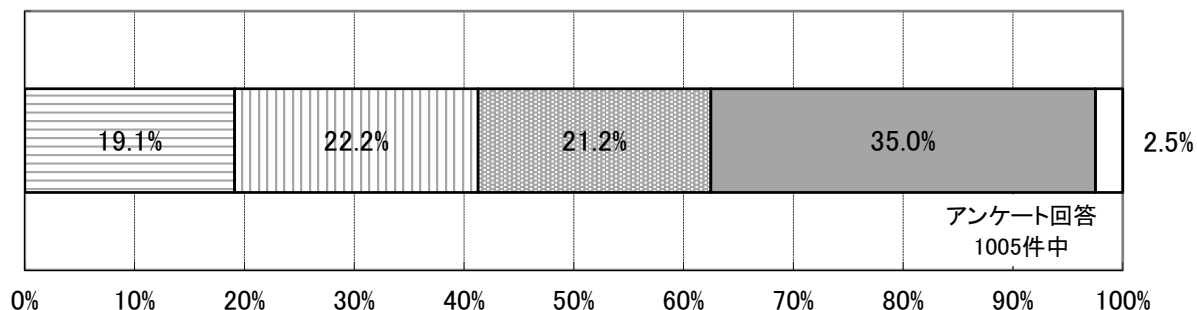
【グラフ9：地域別・回答構成比率】



感じている
 どちらかというと感じている
 どちらかというと感じていない
 感じていない
 わからない
 未回答

《問10》通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩や公共交通機関を利用していますか。
 ※車の使用を控えることで、CO2削減による地球温暖化防止や排気ガス削減による大気汚染の防止につながります。

【グラフ10: 合計・回答構成比率】



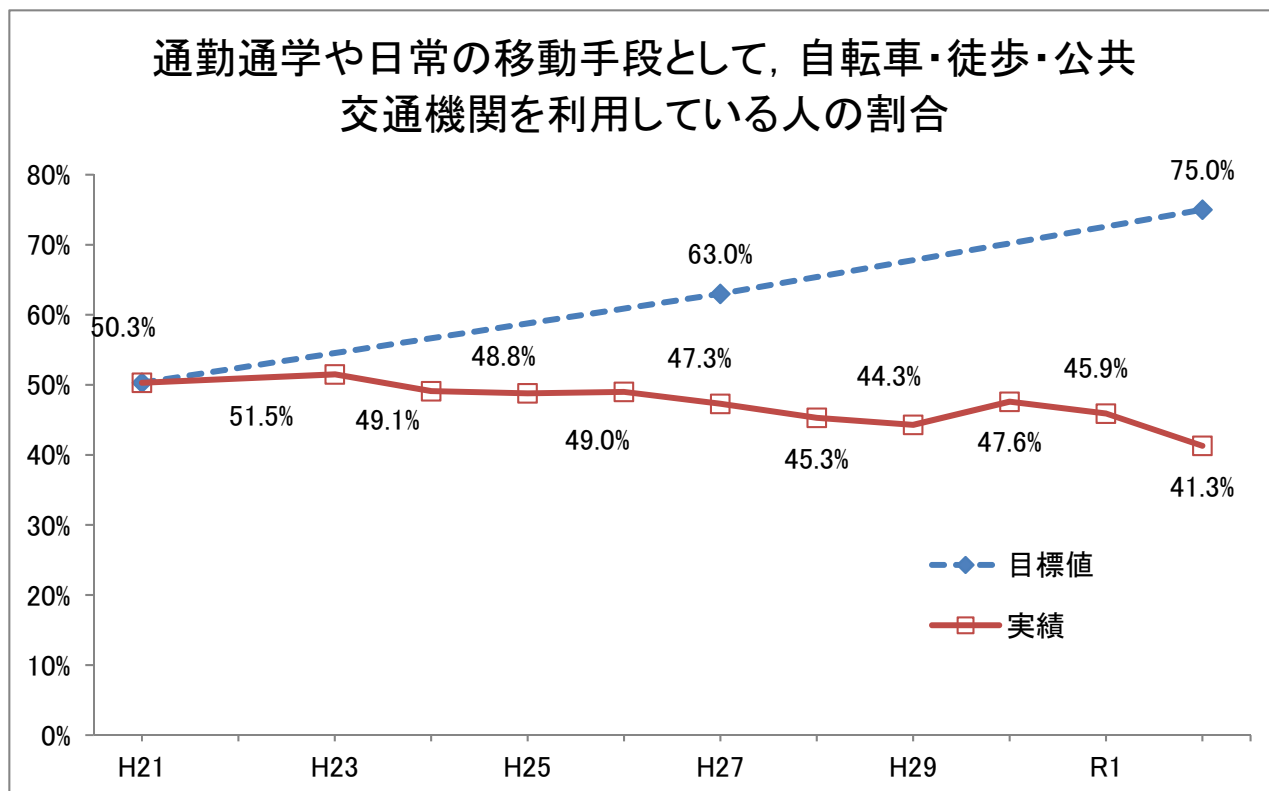
常に行っている
 ときどきしている
 あまりしていない
 まったくしていない
 未回答

【基本目標2分野別目標2(分野6)】

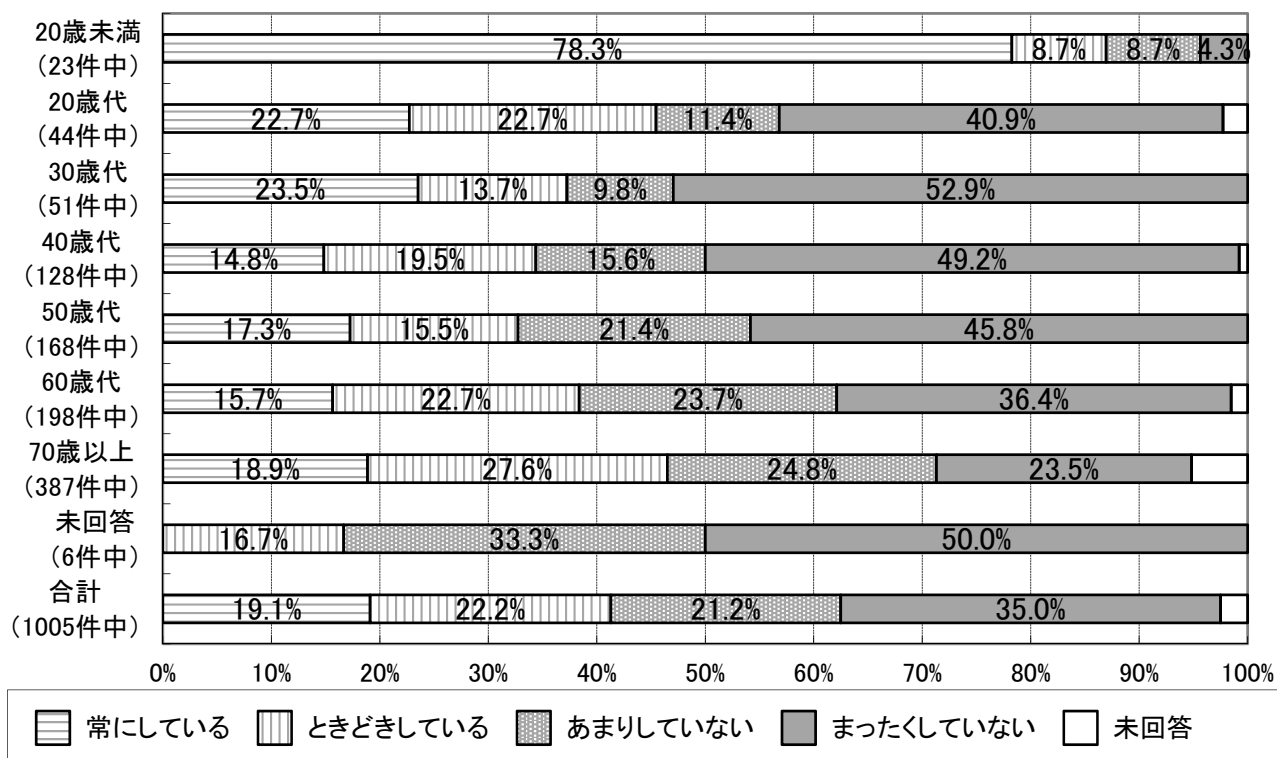
クリーンな大気環境の保全に努めます

【めざそう値: 年度別推移】

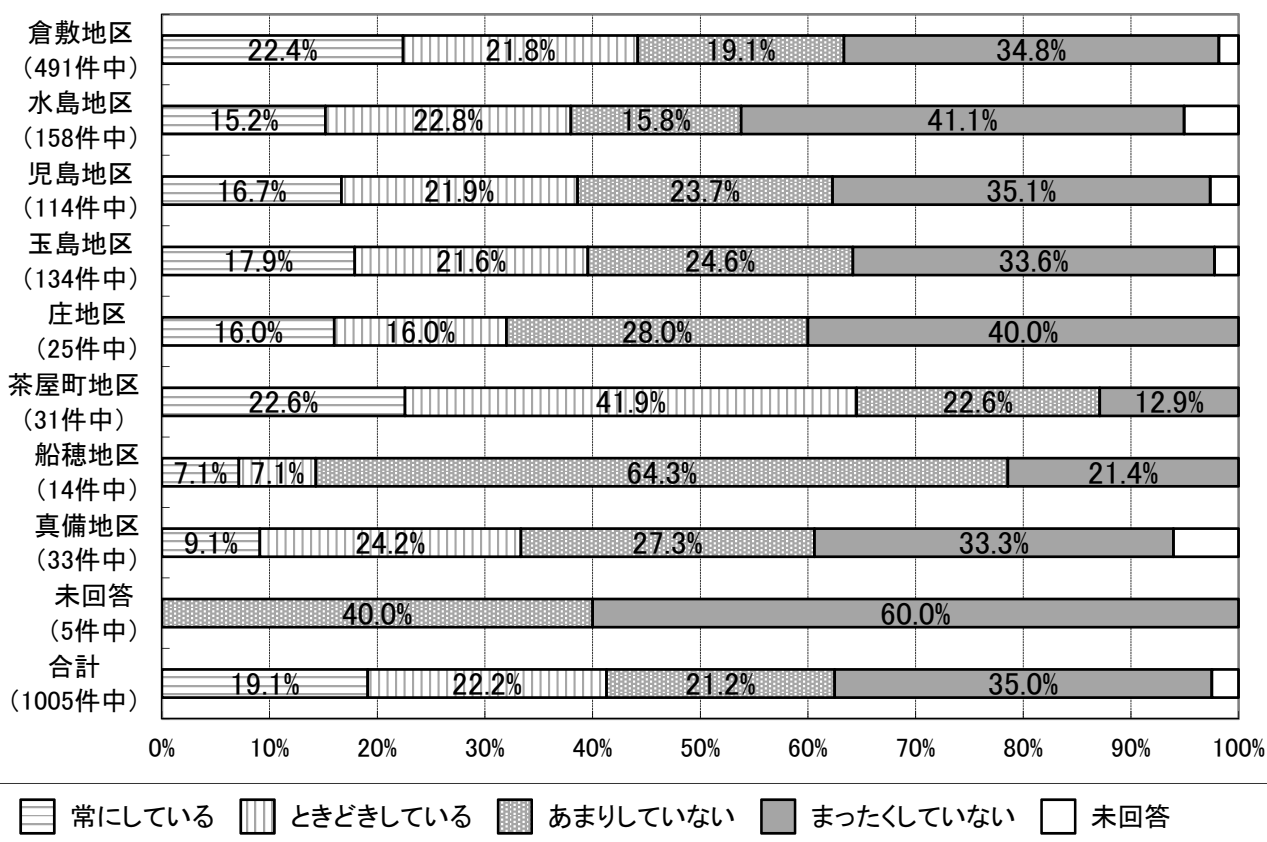
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「常に行っている」+「ときどきしている」人の割合	50.3%	41.3%	63%	75%



【グラフ10：年齢別・回答構成比率】

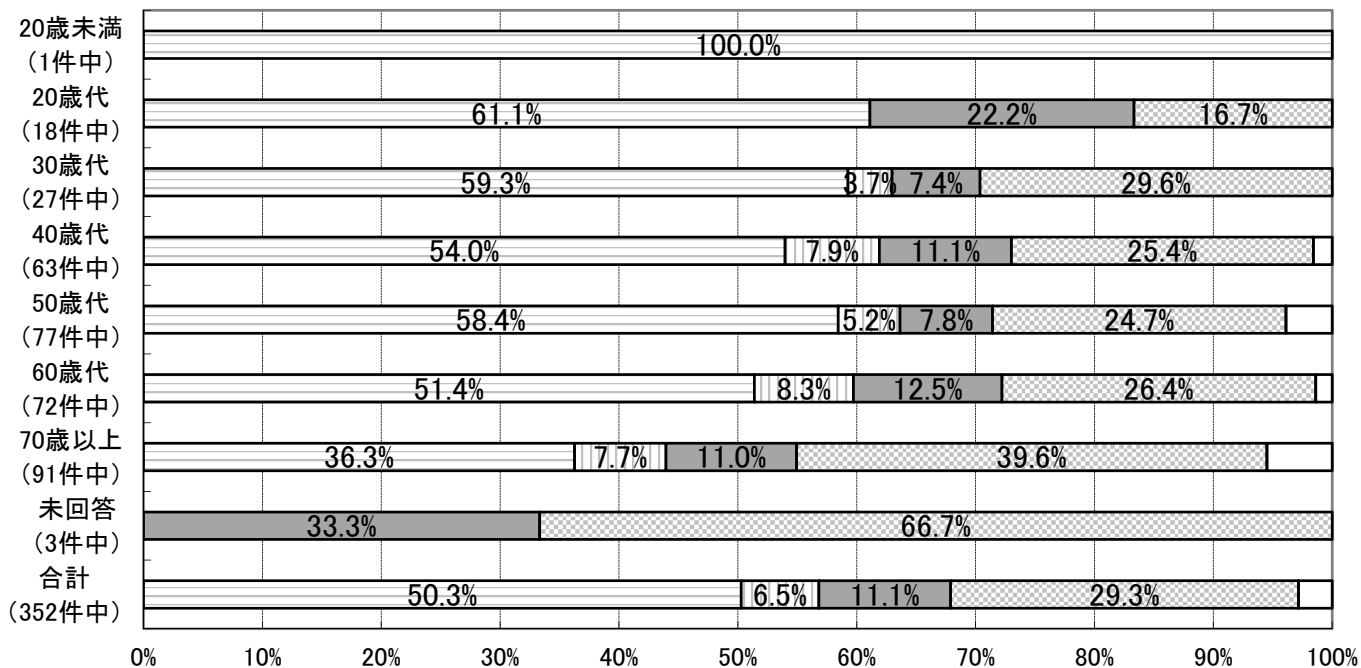


【グラフ10：地域別・回答構成比率】



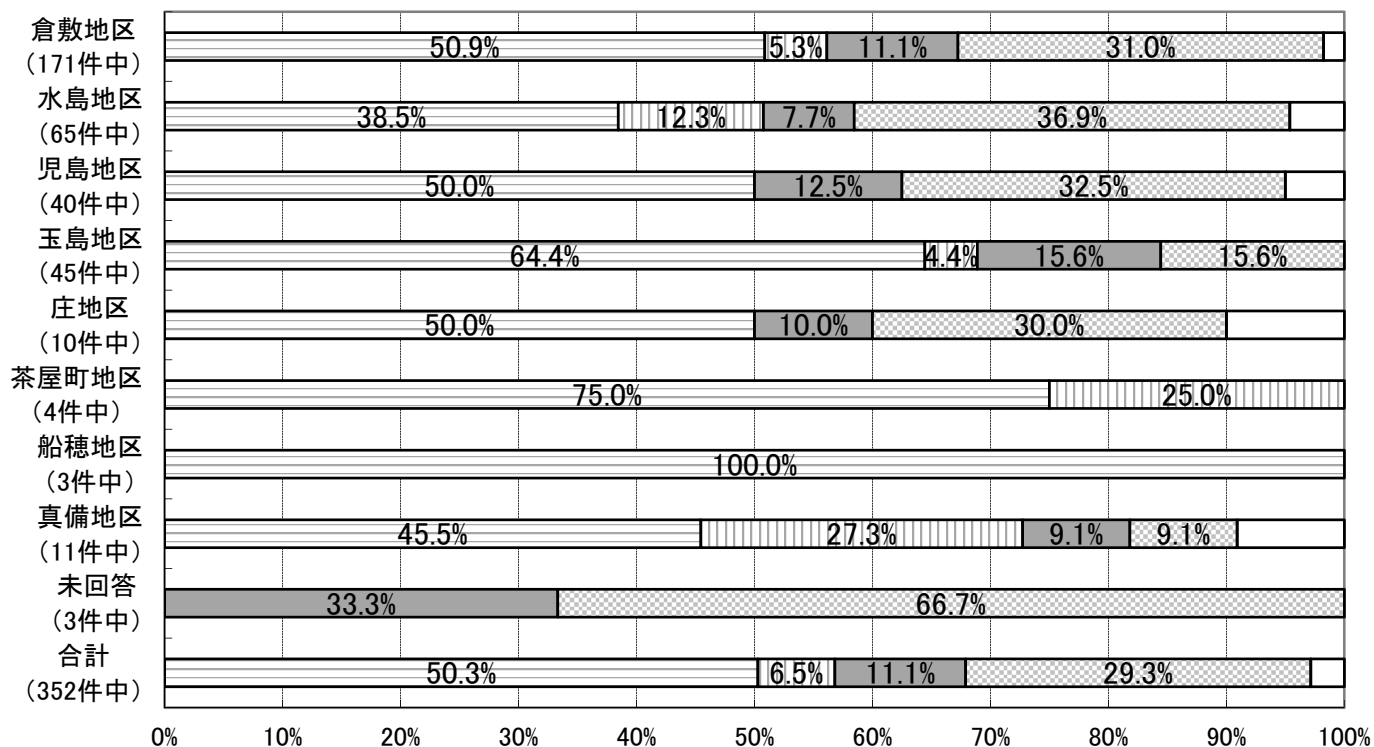
《問10-1》 問10で「4. まったくしていない」と答えた方におたずねします。
「まったくしていない」理由がありましたら、教えてください。

【グラフ10-1：年齢別・回答構成比率】



利用したいが、利用できる公共交通機関がない
 車の使用を控えることで特に効果があるとは思わない
 関心がない
 その他()
 未回答

【グラフ10-1：地域別・回答構成比率】



利用したいが、利用できる公共交通機関がない
 車の使用を控えることで特に効果があるとは思わない
 関心がない
 その他()
 未回答

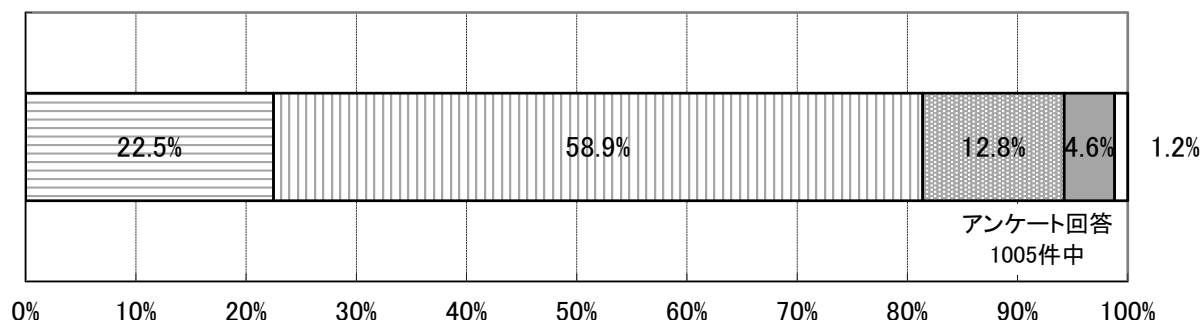
《問10－1》 問10で「4. まったくしていない」と答えた方におたずねします。
「まったくしていない」理由がありましたら、教えてください。

※その他(カッコ内回答) 要約

	内容	件名
1	公共交通機関では不便、時間がかかる	50
2	身体的な理由(体調不良, 身体が不自由, 高齢)	21
3	仕事などの都合	11
4	あまり外出しない	6
5	送迎の為、原付使用、シニアカー使用	10
6	未回答	5

《問11》日頃の生活の中で、水環境の改善(水や水辺を汚さない、きれいにする)を意識して行動していますか。

【グラフ11:合計・回答構成比率】

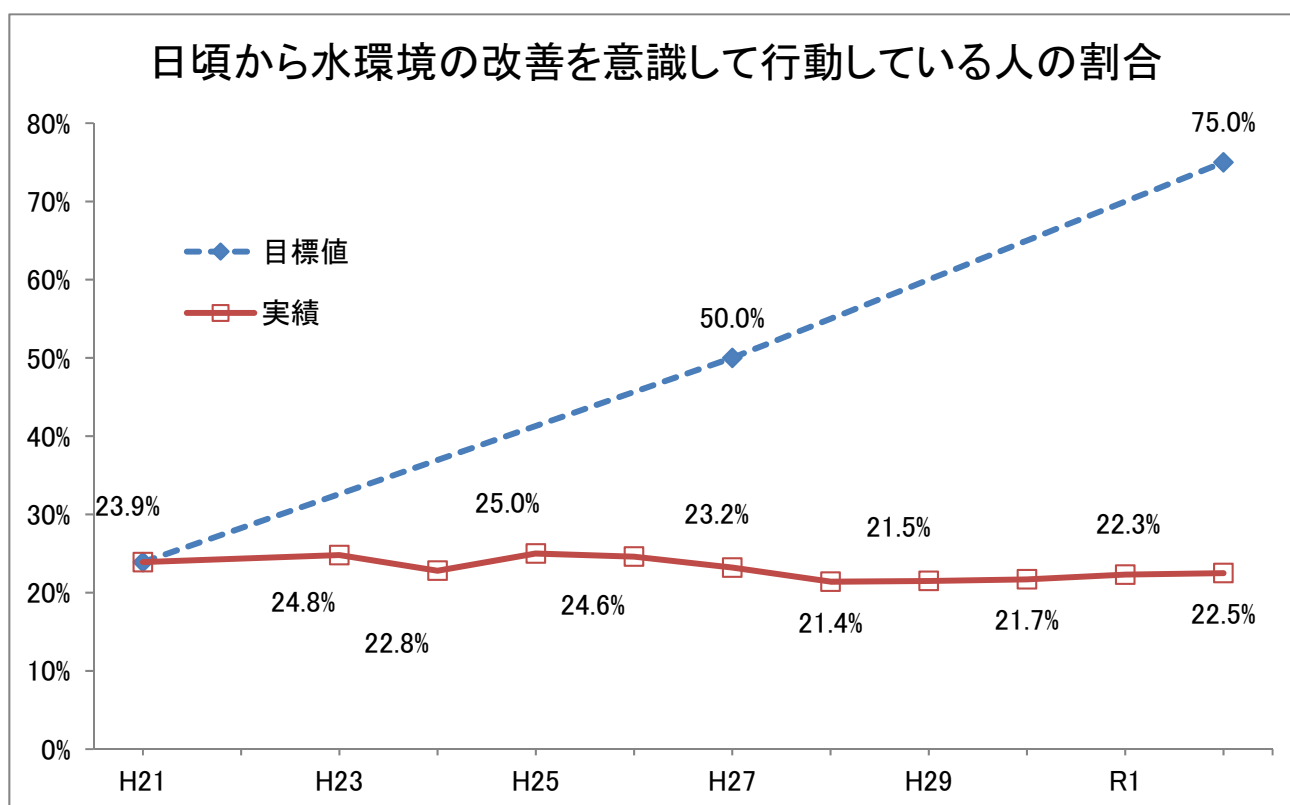


いつもしている
 どちらかというとしている
 どちらかというとしていない
 していない
 未回答

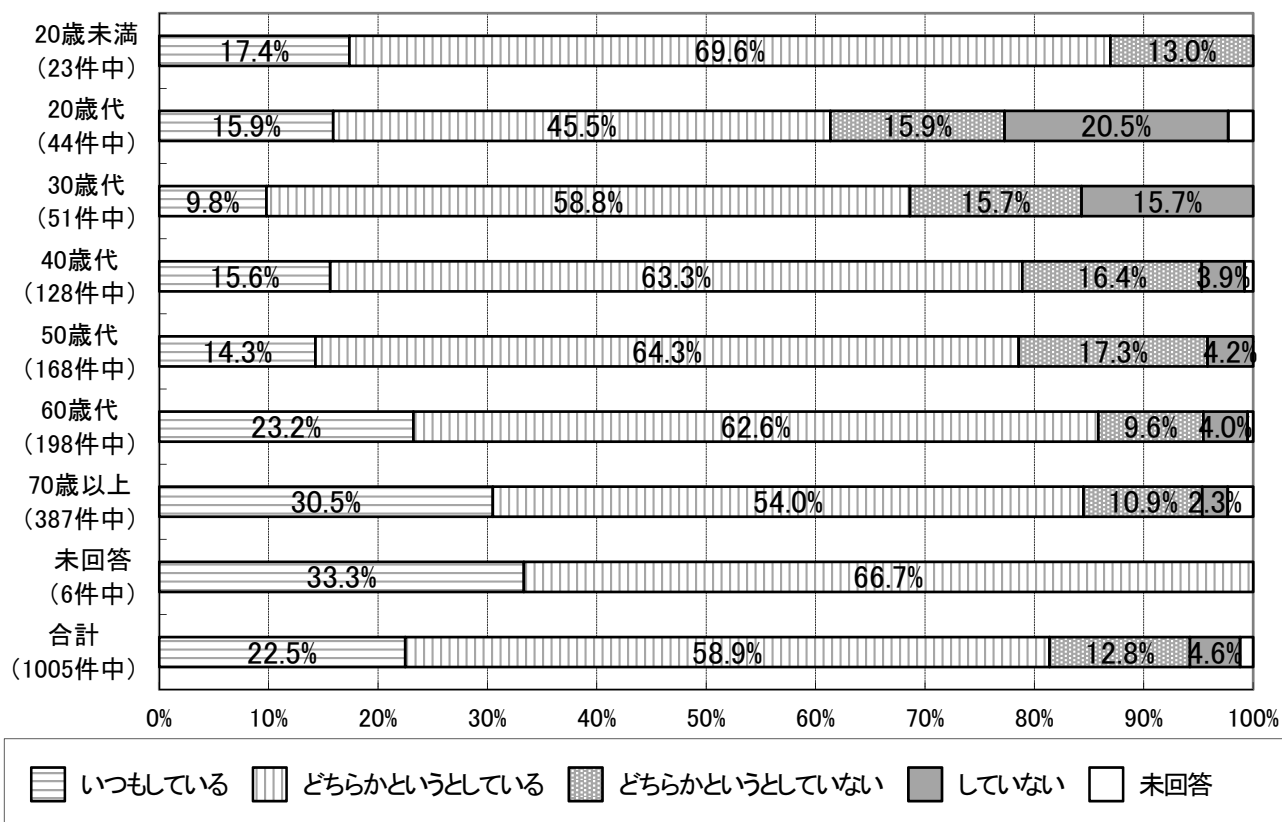
【基本目標2分野別目標1(分野5)】
良好な水環境の保全に努めます

【めざそう値:年度別推移】

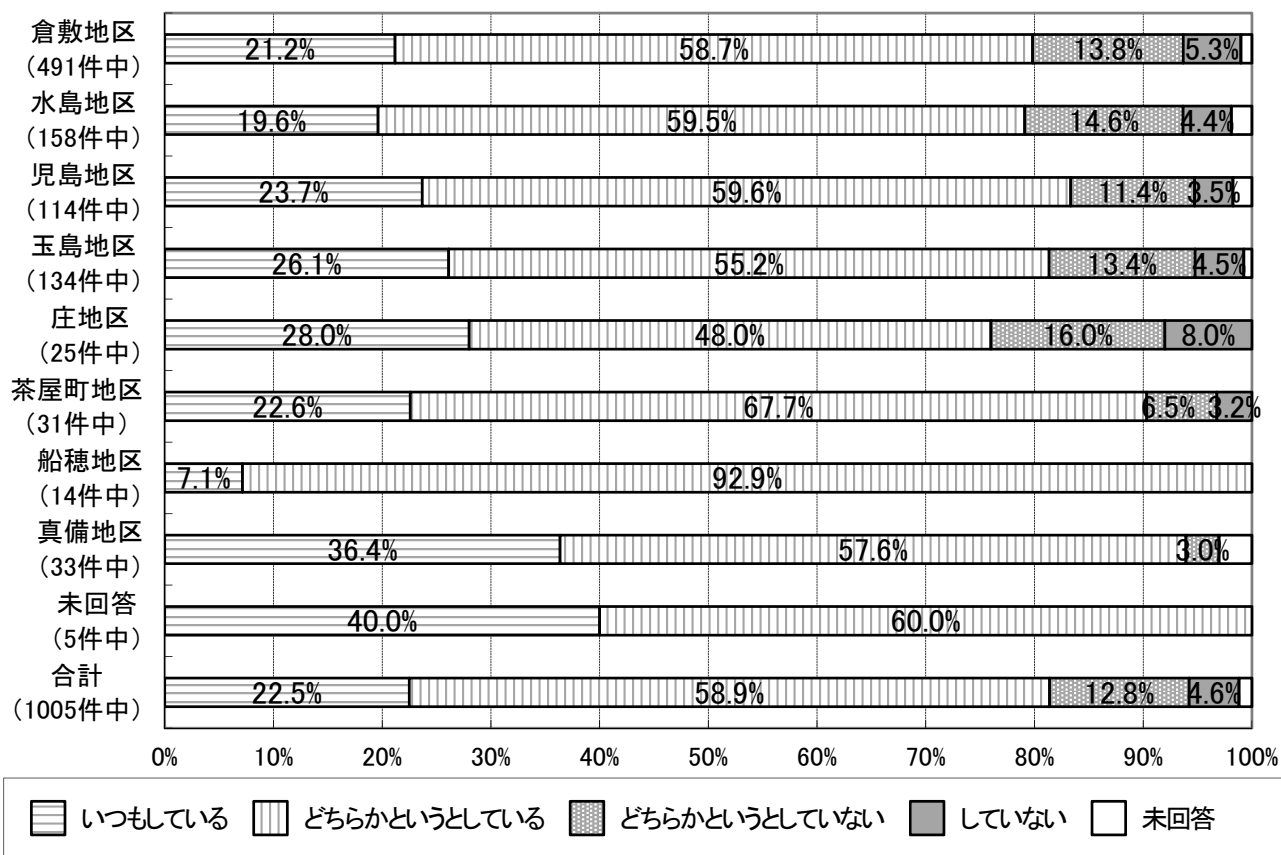
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「いつもしている」人の割合	23.9%	22.5%	50%	75%



【グラフ11：年齢別・回答構成比率】

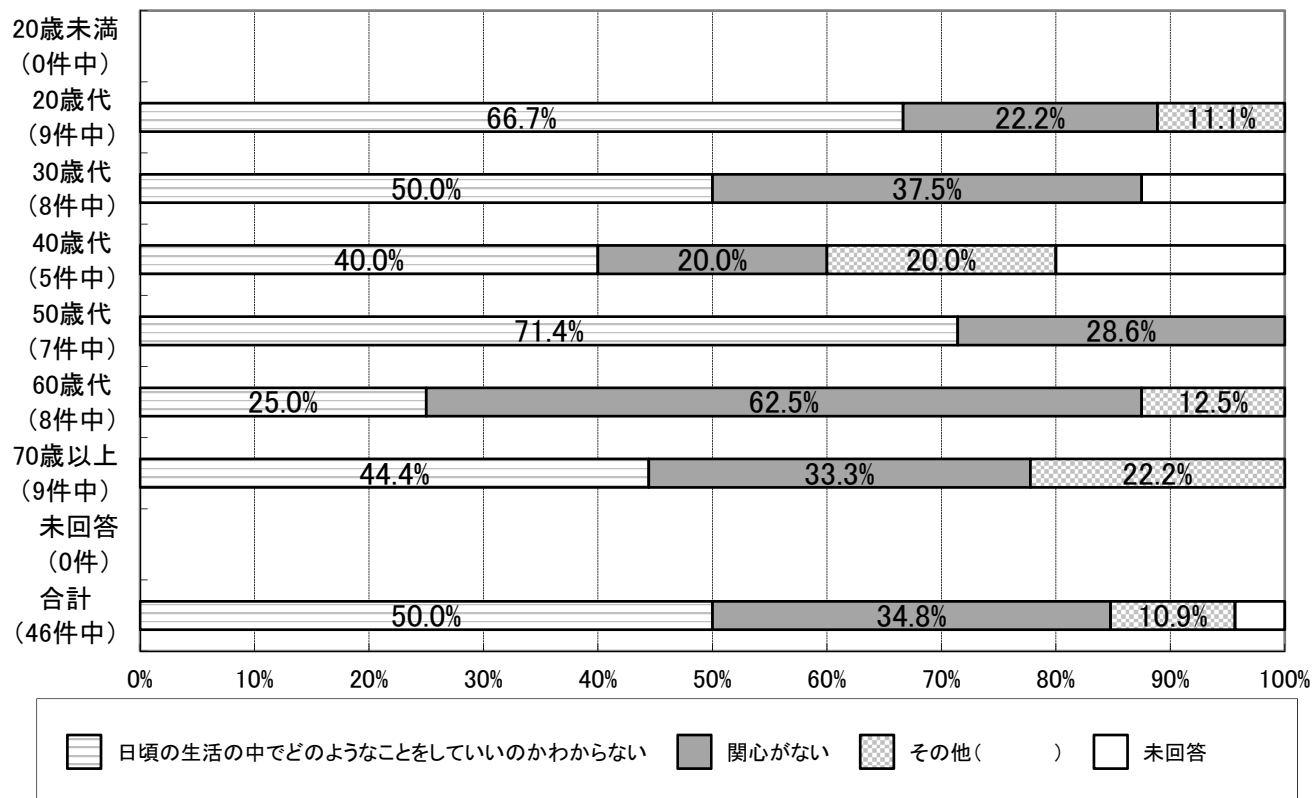


【グラフ11：地域別・回答構成比率】

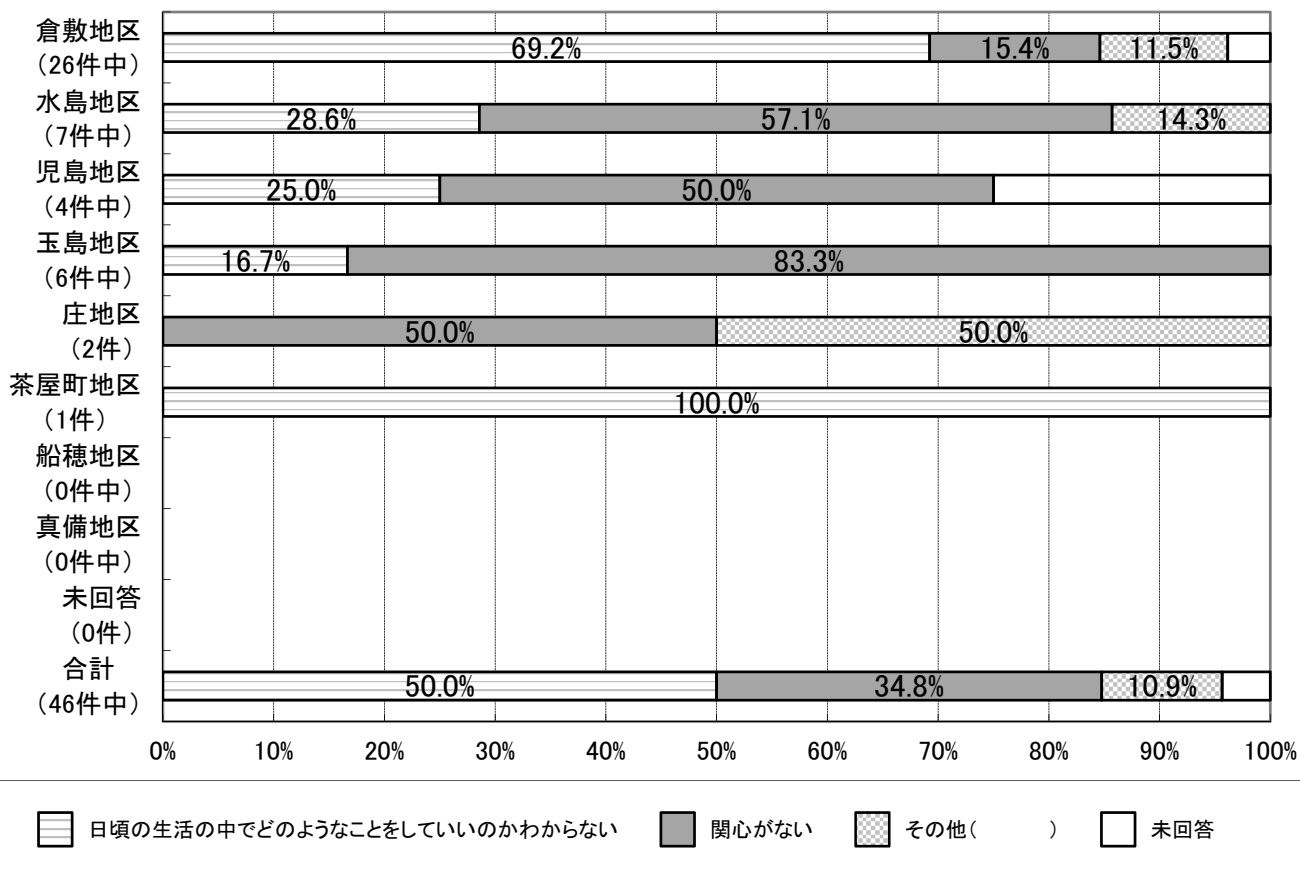


《問11-1》 問11で「4. していない」と答えた方におたずねします。
「していない」理由がありましたら、教えてください。

【グラフ11-1: 年齢別・回答構成比率】



【グラフ11-1: 地域別・回答構成比率】



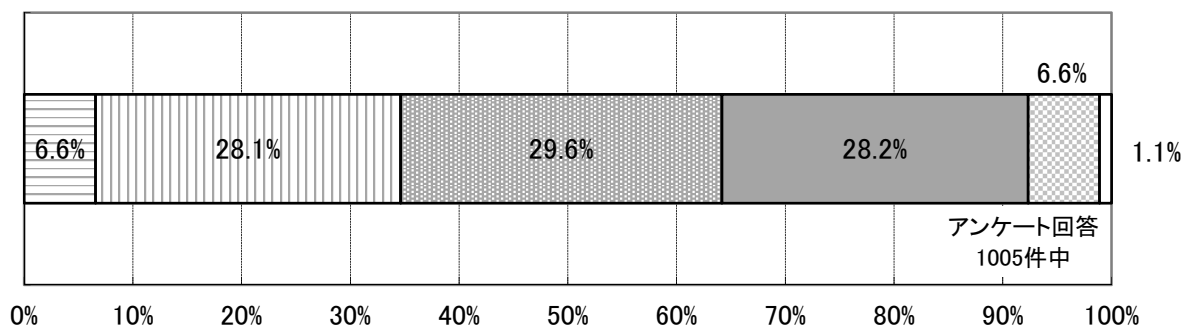
《問11－1》 問11で「4. していない」と答えた方におたずねします。
「していない」理由がありましたら、教えてください。

※その他(カッコ内回答) 要約

	内容	件数
1	身体的な理由(身体が不自由)	1
2	水辺が身近にない	1
3	未回答	3

《問12》 身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じていますか。

【グラフ12: 合計・回答構成比率】



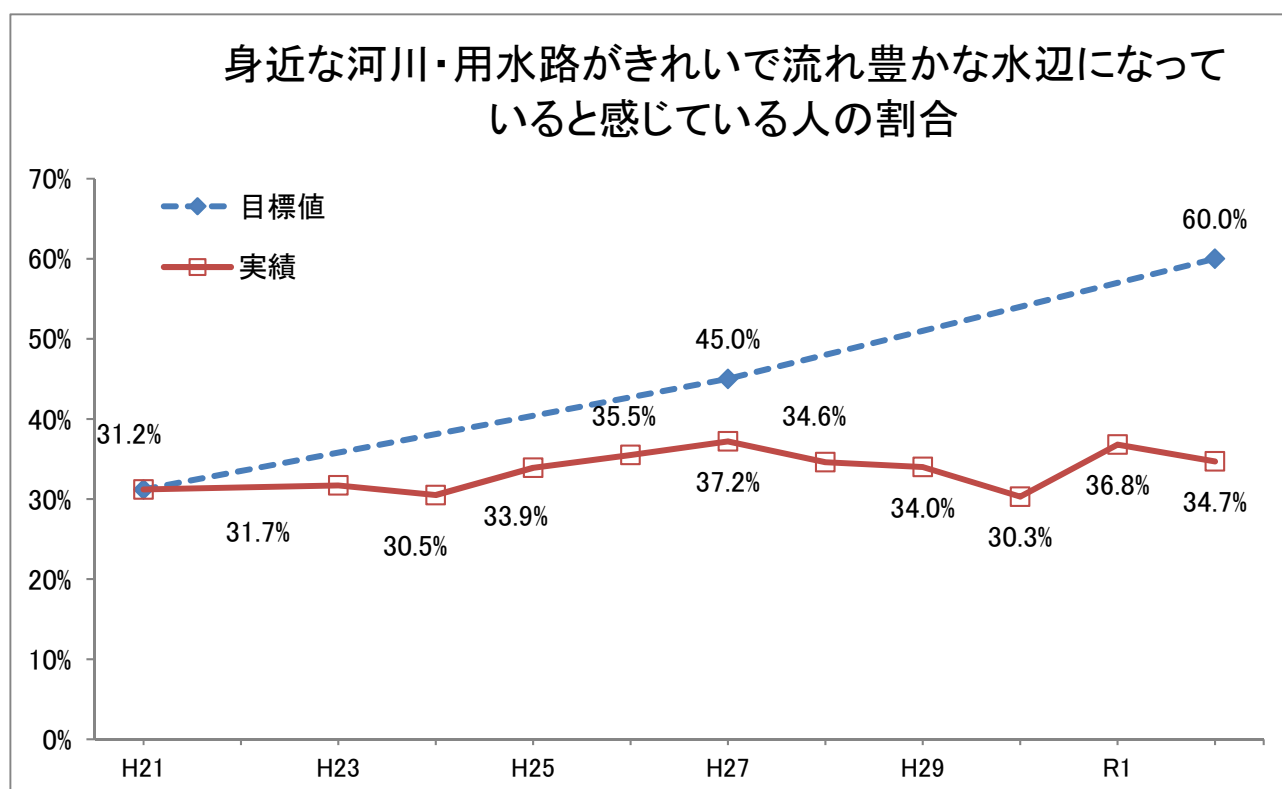
感じている
 どちらかというと感じている
 どちらかというと感じていない
 感じていない
 わからない
 未回答

【基本目標2分野別目標1(分野5)】

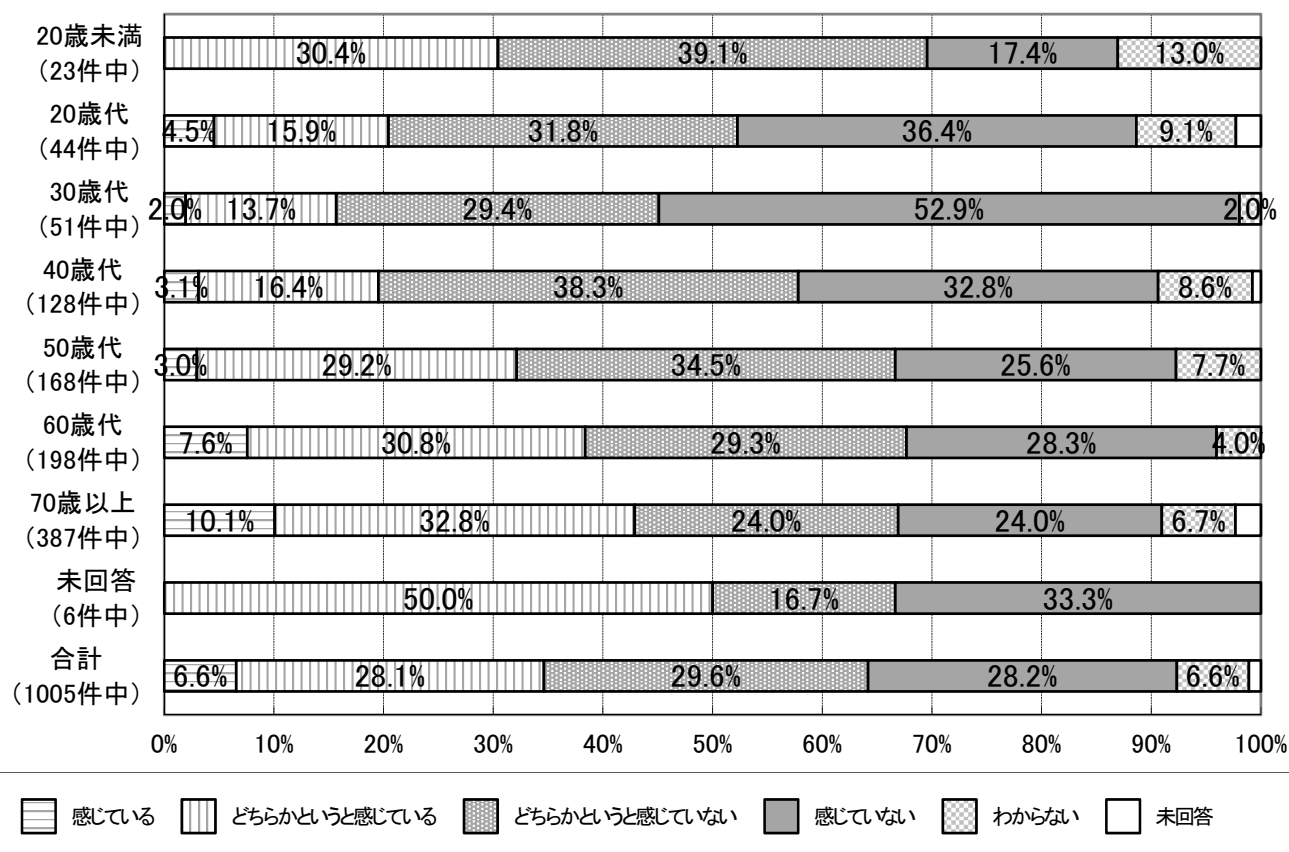
良好な水環境の保全に努めます

【めざそう値: 年度別推移】

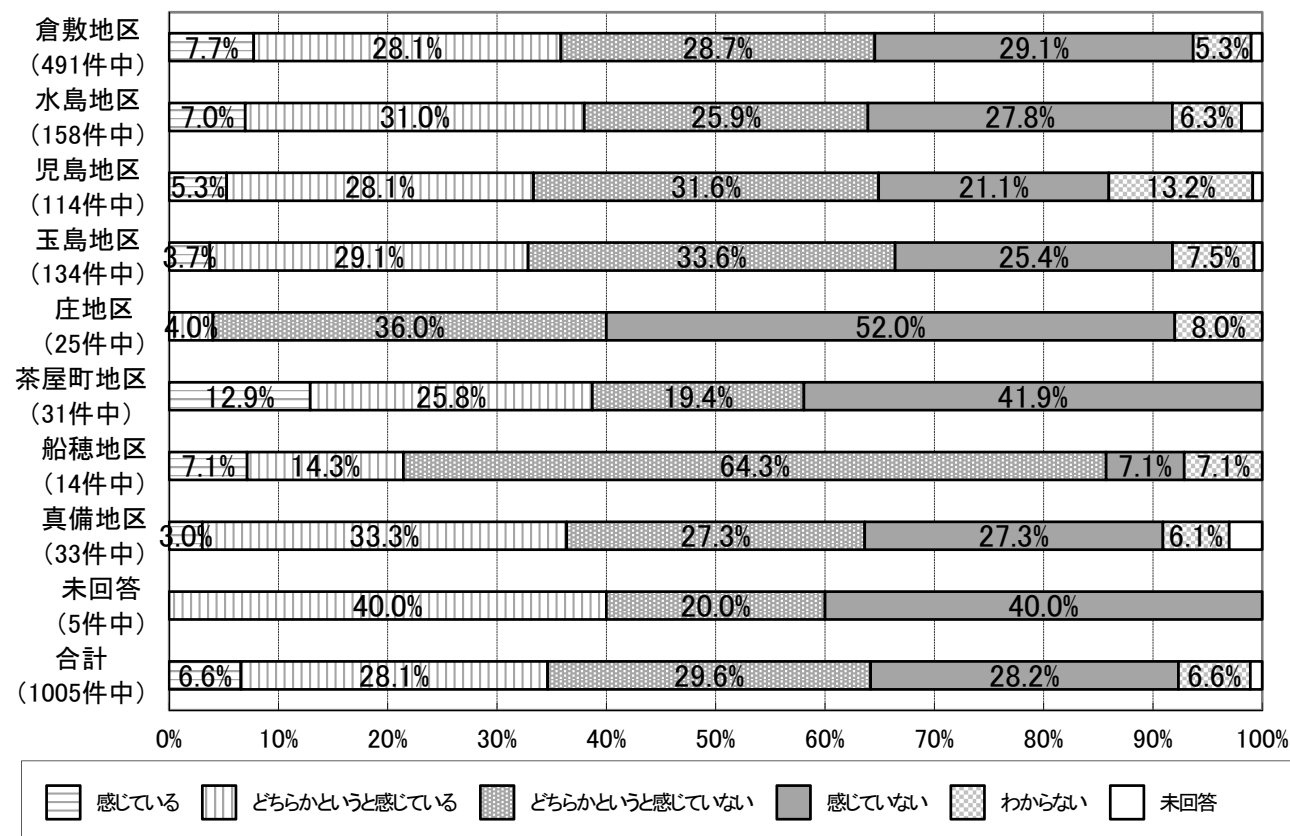
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「感じている」+「どちらかというと感じている」人の割合	31.2%	34.7%	45%	60%



【グラフ12：年齢別・回答構成比率】

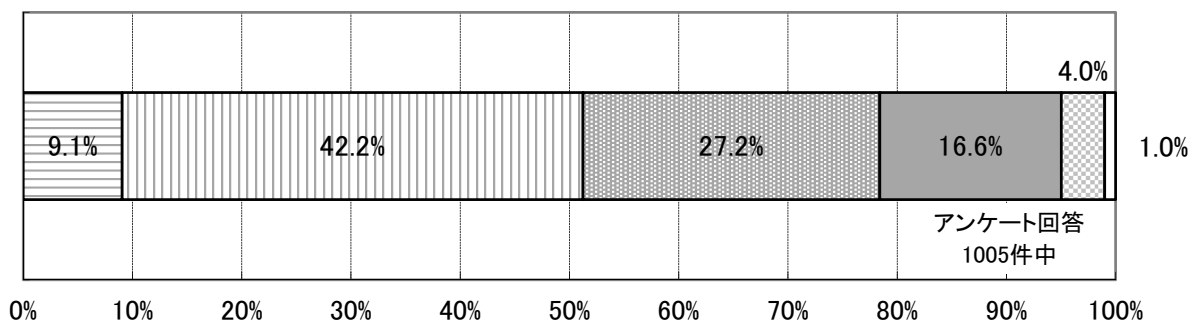


【グラフ12：地域別・回答構成比率】



《問13》 ごみが無く、まちがきれいに清掃されていると感じていますか。

【グラフ13: 合計・回答構成比率】



感じている
 どちらかとうと感じている
 どちらかとうと感じていない
 感じていない
 わからない
 未回答

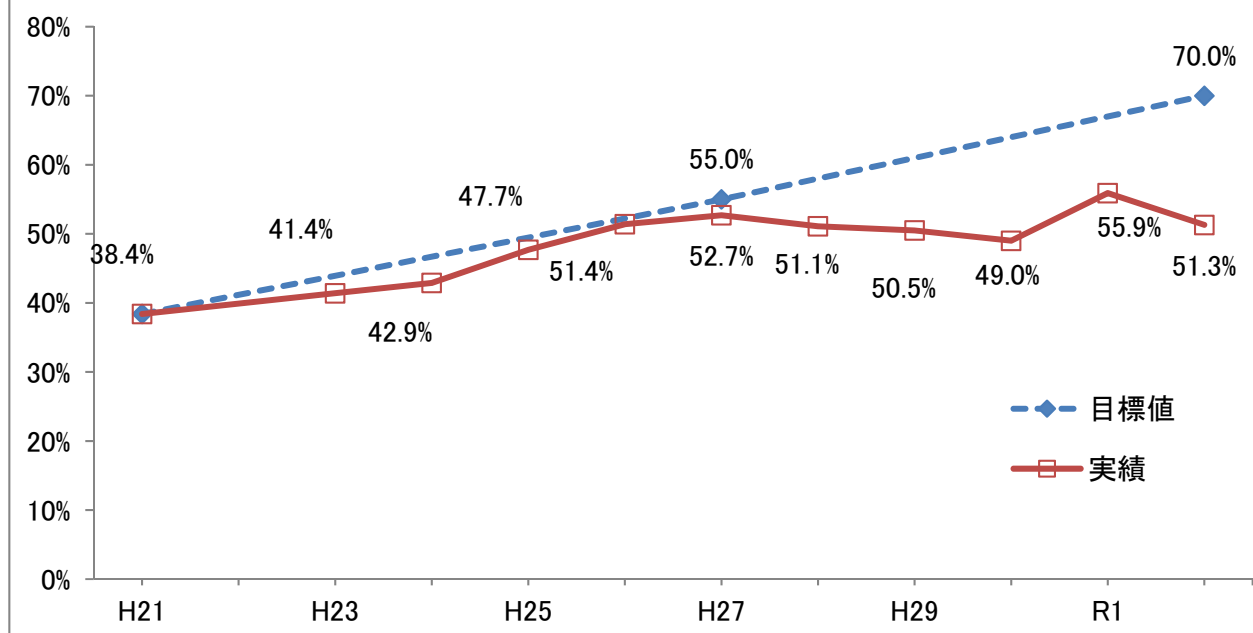
【基本目標2分野別目標3(分野7)】

安心・安全な生活環境の実現に努めます

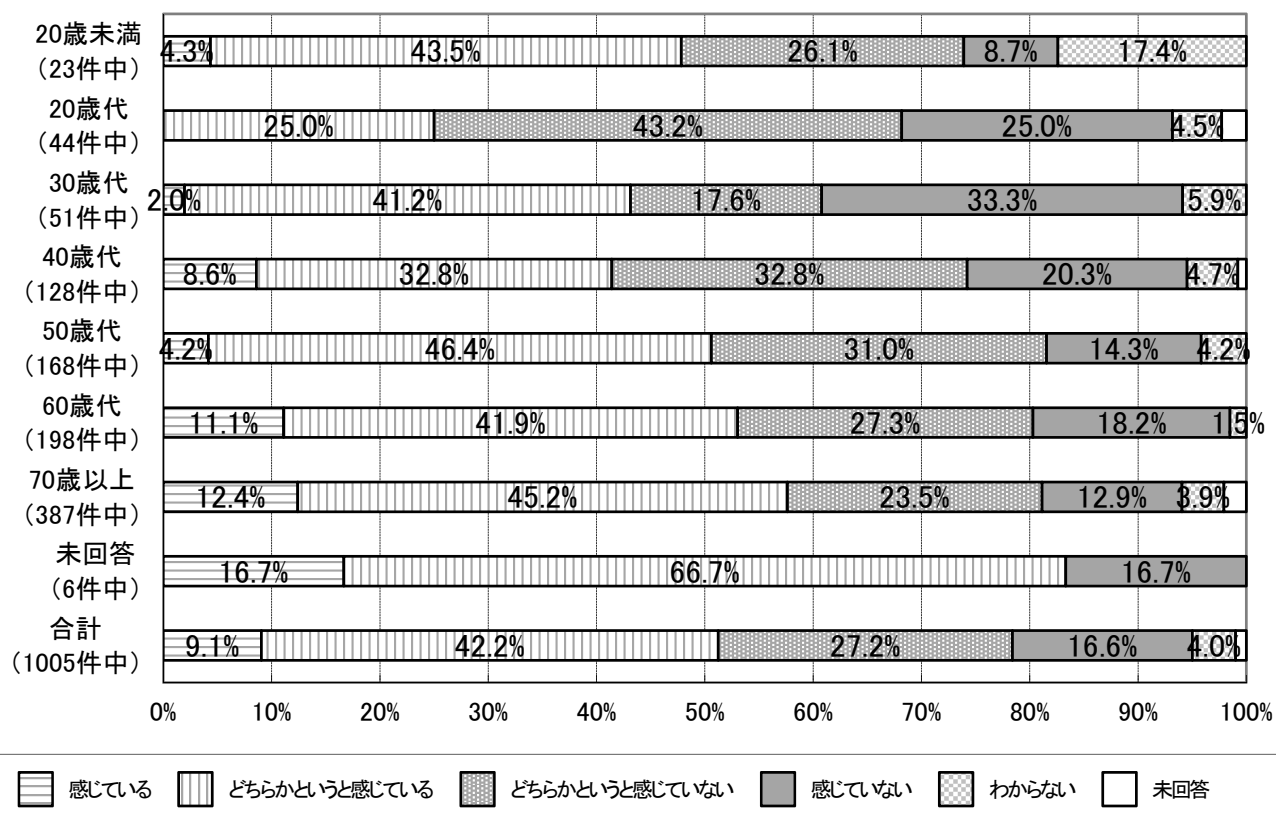
【めざそう値: 年度別推移】

	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「感じている」+「どちらかとうと感じている」人の割合	38.4%	51.3%	55%	70%

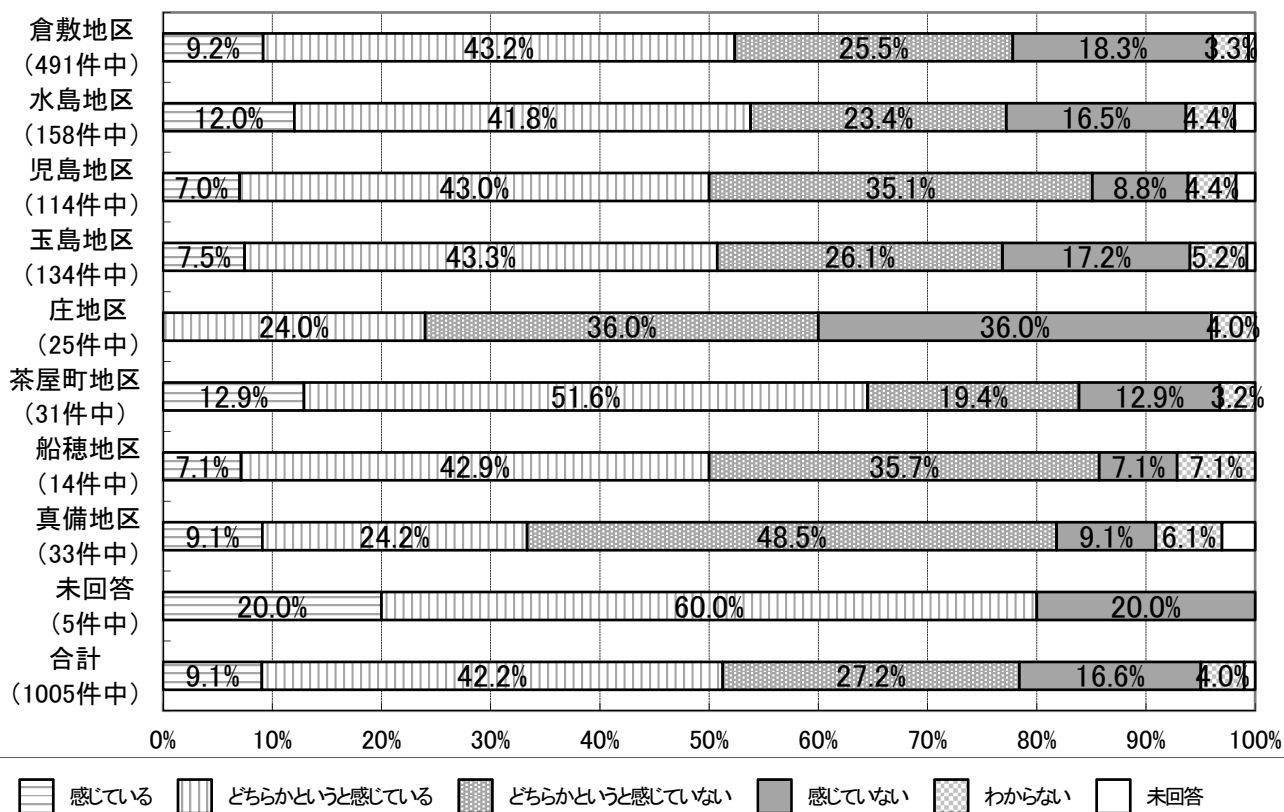
ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合



【グラフ13：年齢別・回答構成比率】



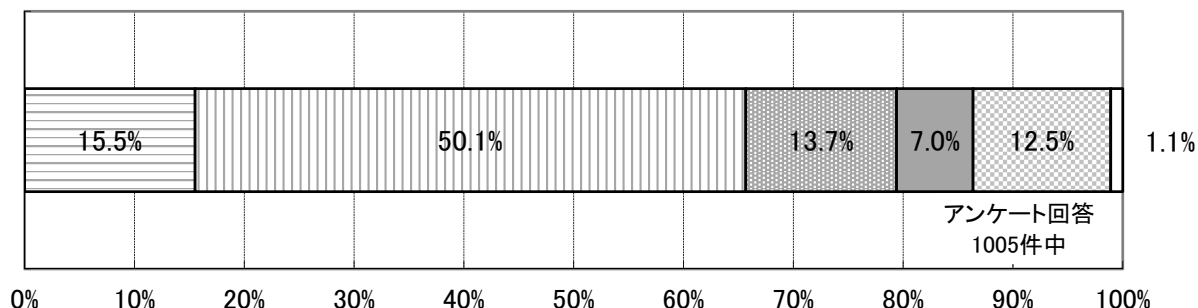
【グラフ13：地域別・回答構成比率】



《問14》環境基準を守るための取組により、心身ともに健康に暮らせていると思いますか。

※人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、行政上の政策目標を定めたものが環境基準です。現在は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められています。市はその目標の確保を図るために各施策を総合的に実施しています。

【グラフ14: 合計・回答構成比率】



そう思う
 どちらかというと思う
 どちらかというと思わない
 そうは思わない
 わからない
 未回答

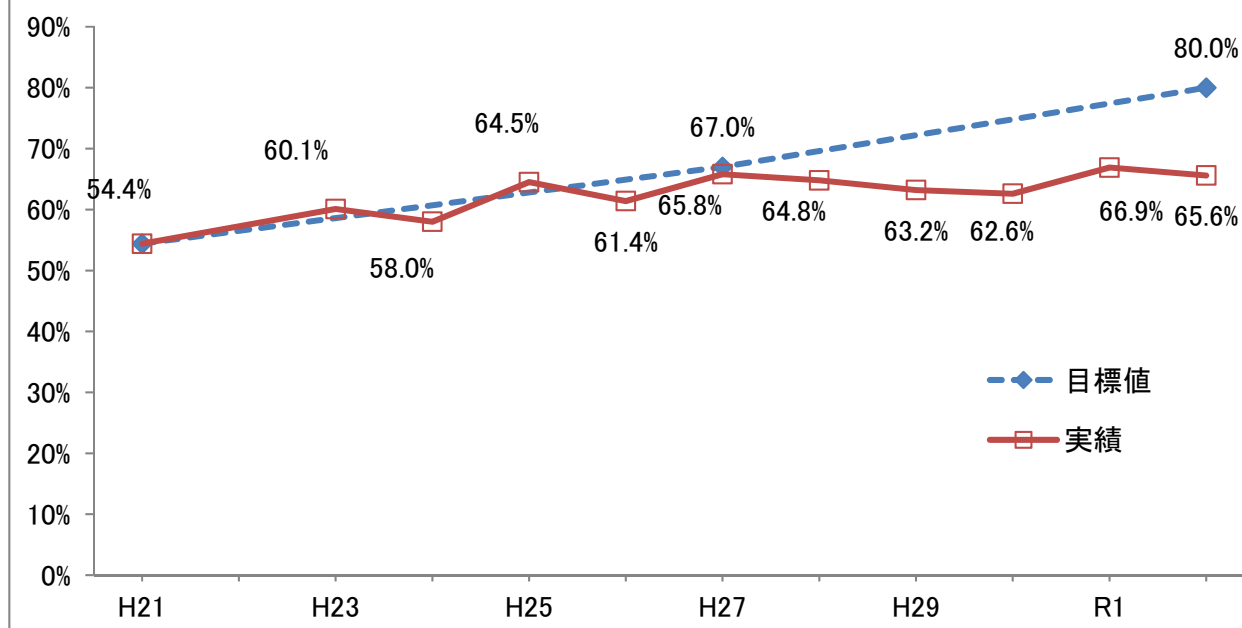
【基本目標2分野別目標3(分野7)】

安心・安全な生活環境の実現に努めます

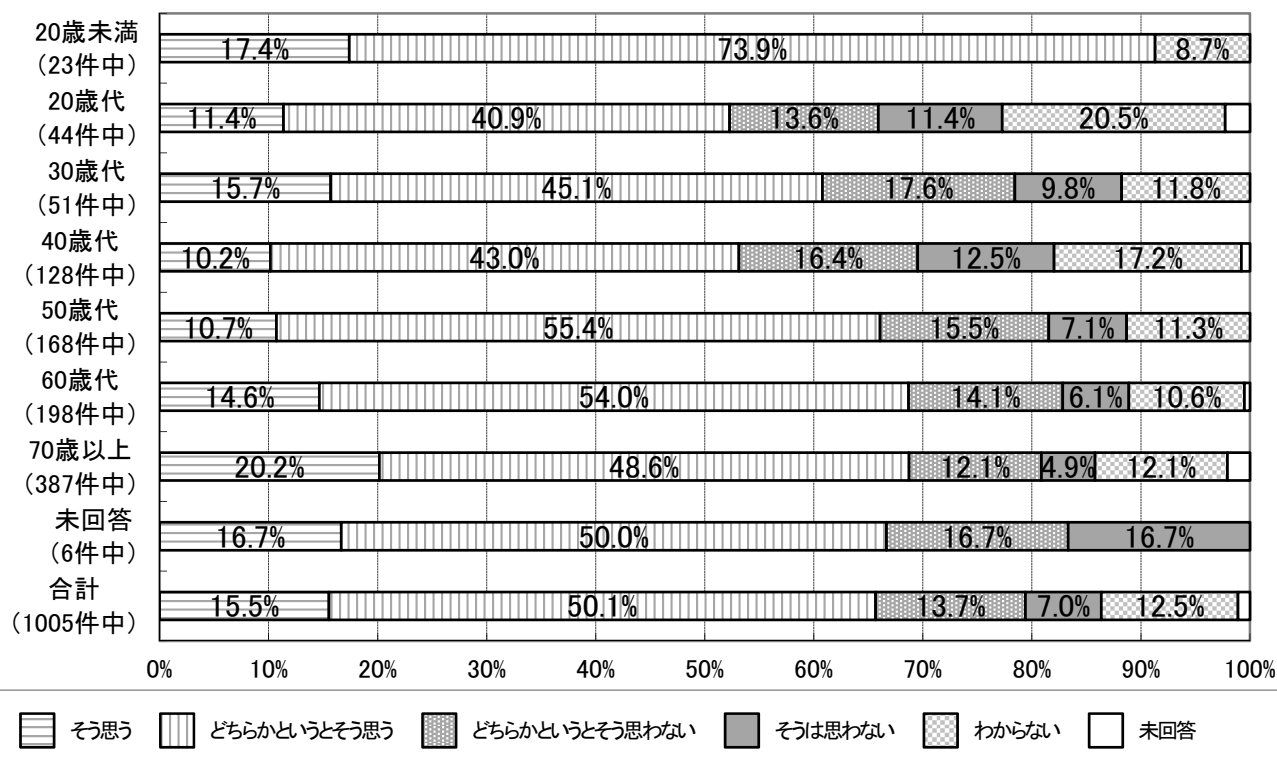
【めざそう値: 年度別推移】

	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「そう思う」+「どちらかという と思う」人の割合	54.4%	65.6%	67%	80%

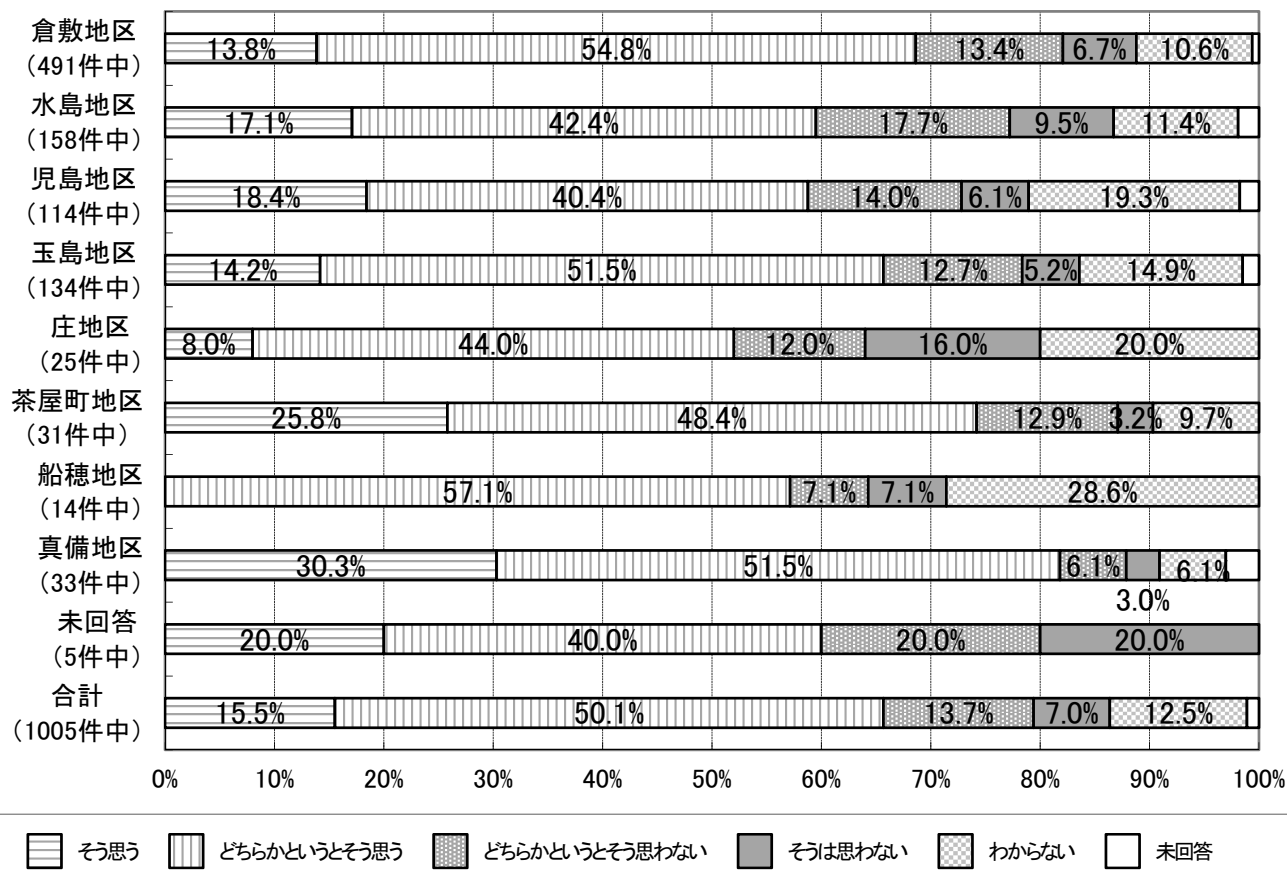
環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らせていると
思っている人の割合



【グラフ14：年齢別・回答構成比率】

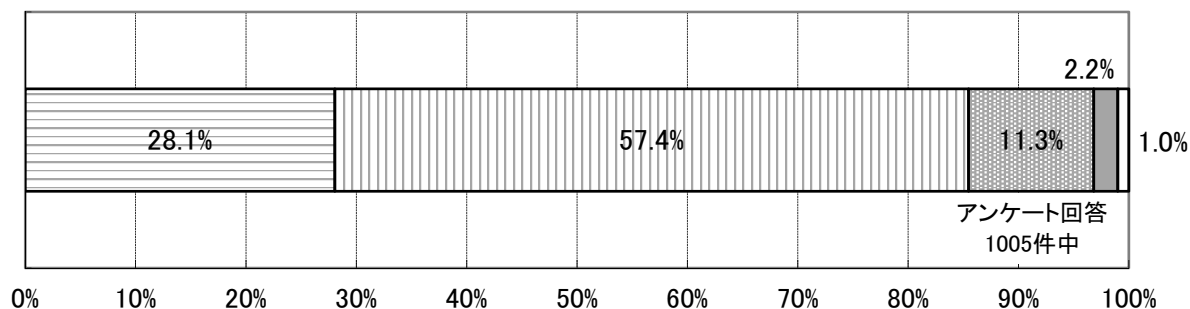


【グラフ14：地域別・回答構成比率】



《問15》 あなたは、ごみの発生及び排出の抑制に配慮した行動をしていますか。

【グラフ15: 合計・回答構成比率】



いつもしている

 どちらかというとしている

 どちらかというとしていない

 していない

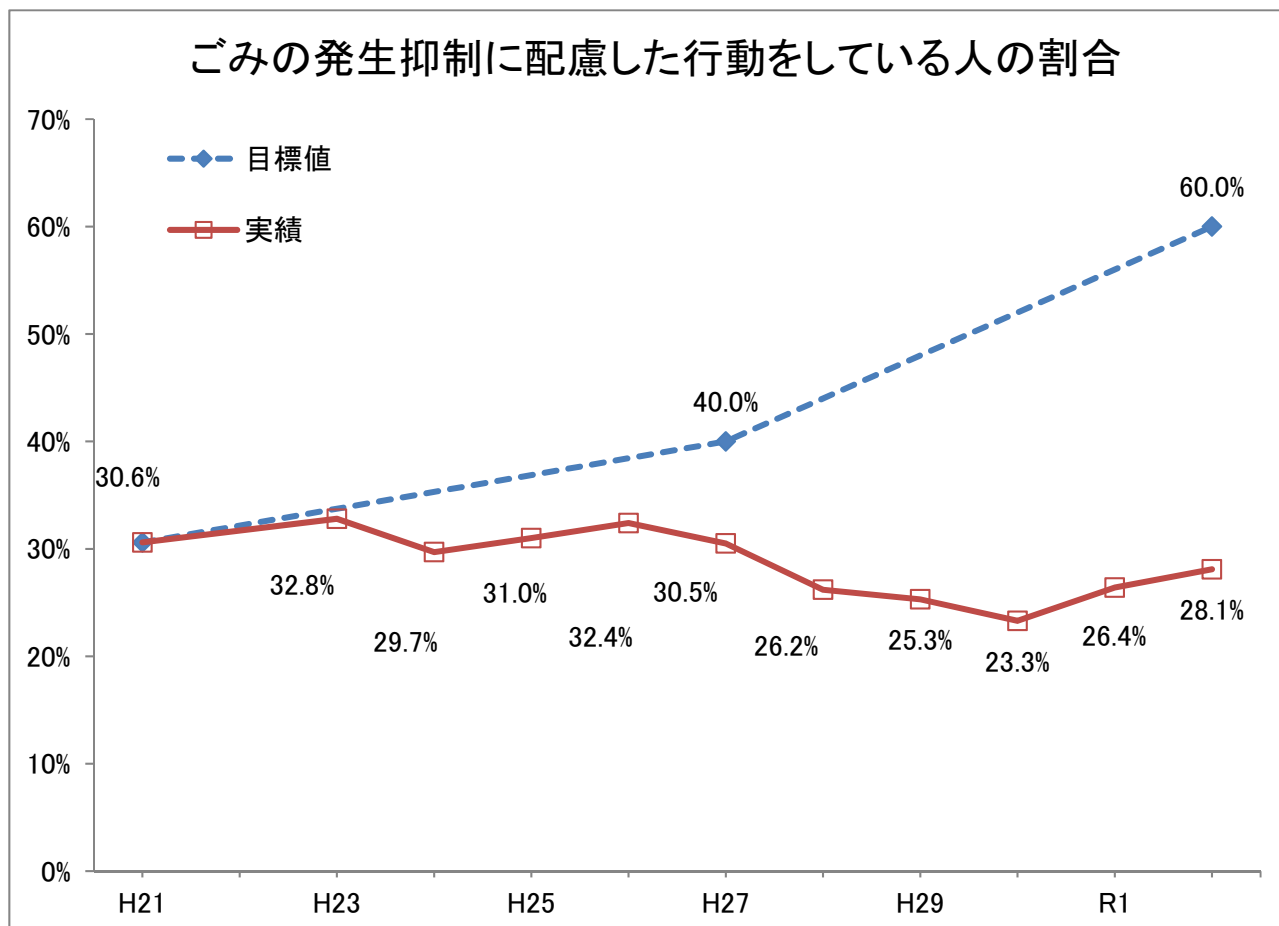
 未回答

【基本目標3分野別目標1(分野8)】

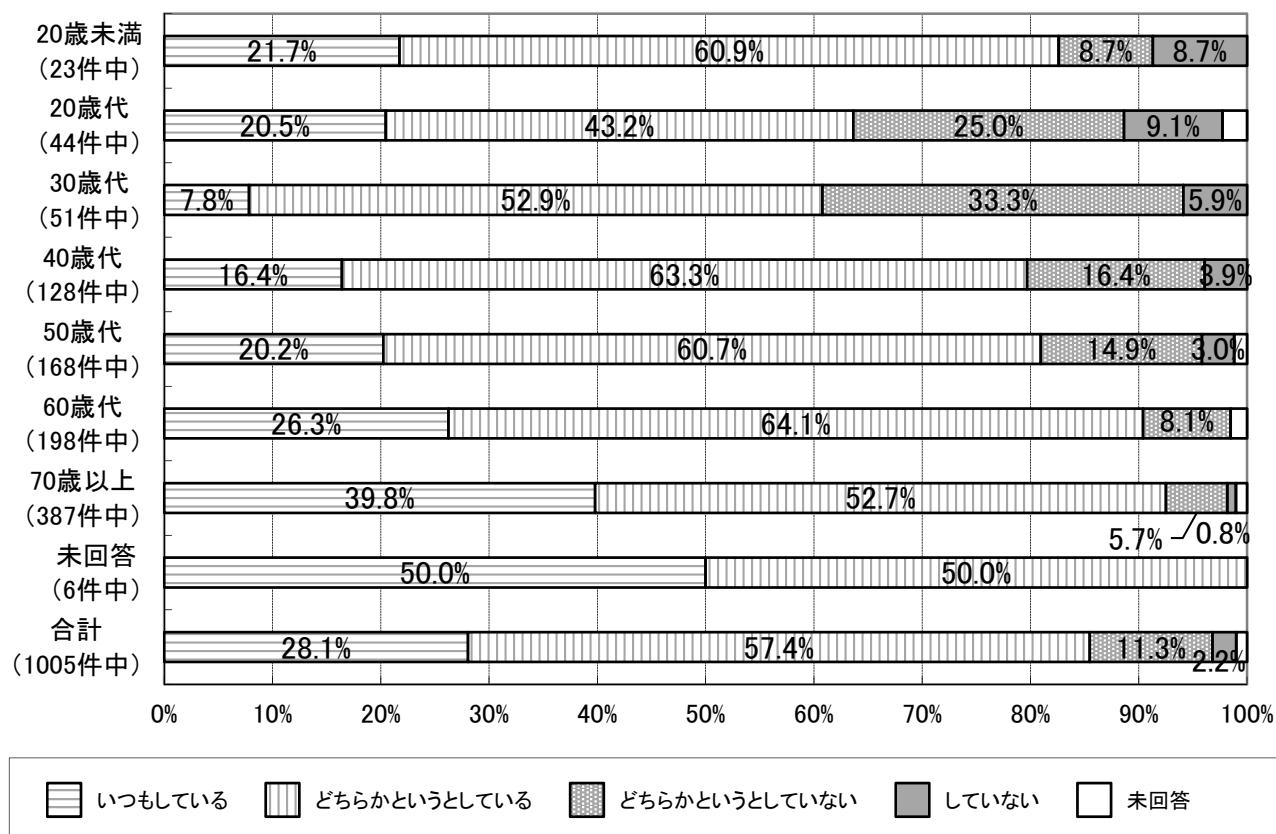
生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

【めざそう値: 年度別推移】

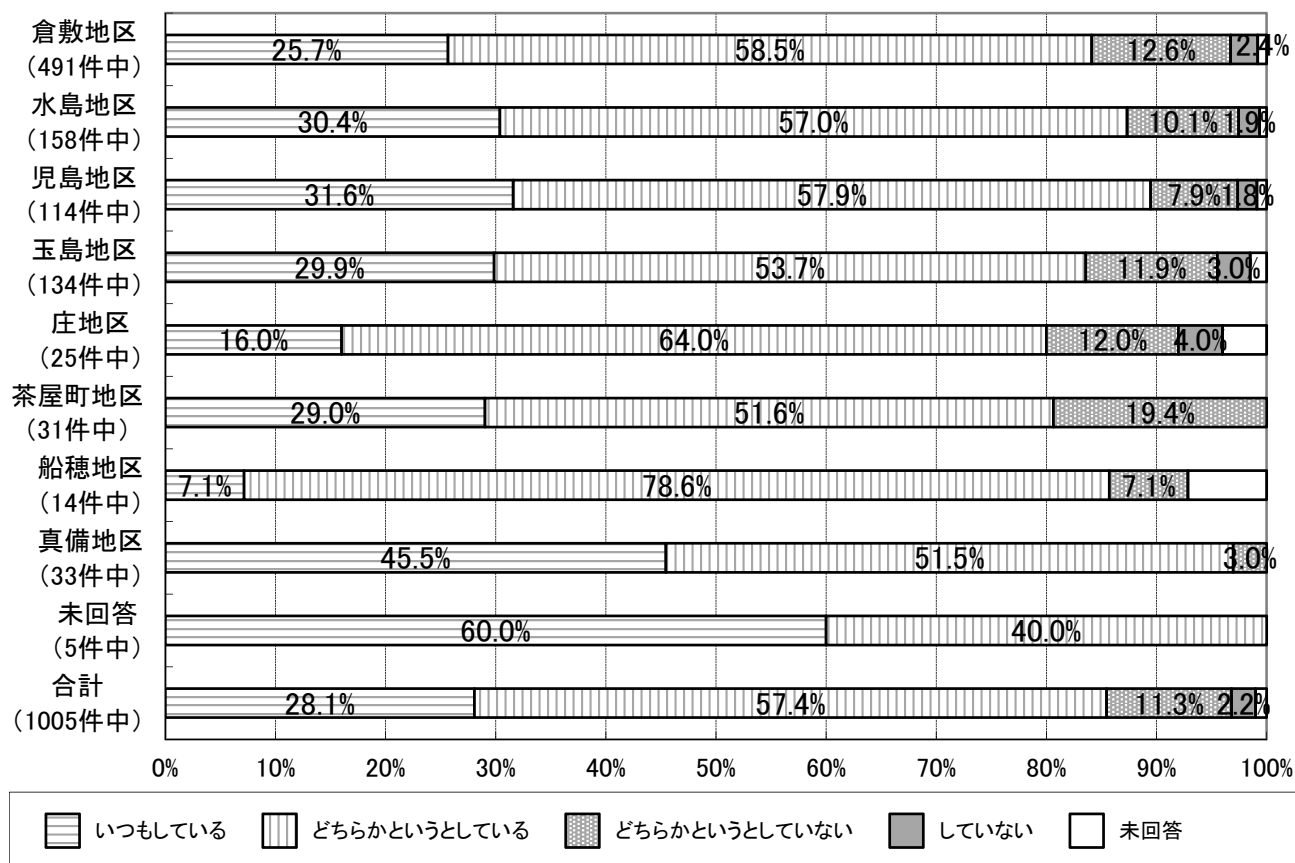
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「いつもしている」人の割合	30.6%	28.1%	40%	60%



【グラフ15：年齢別・回答構成比率】

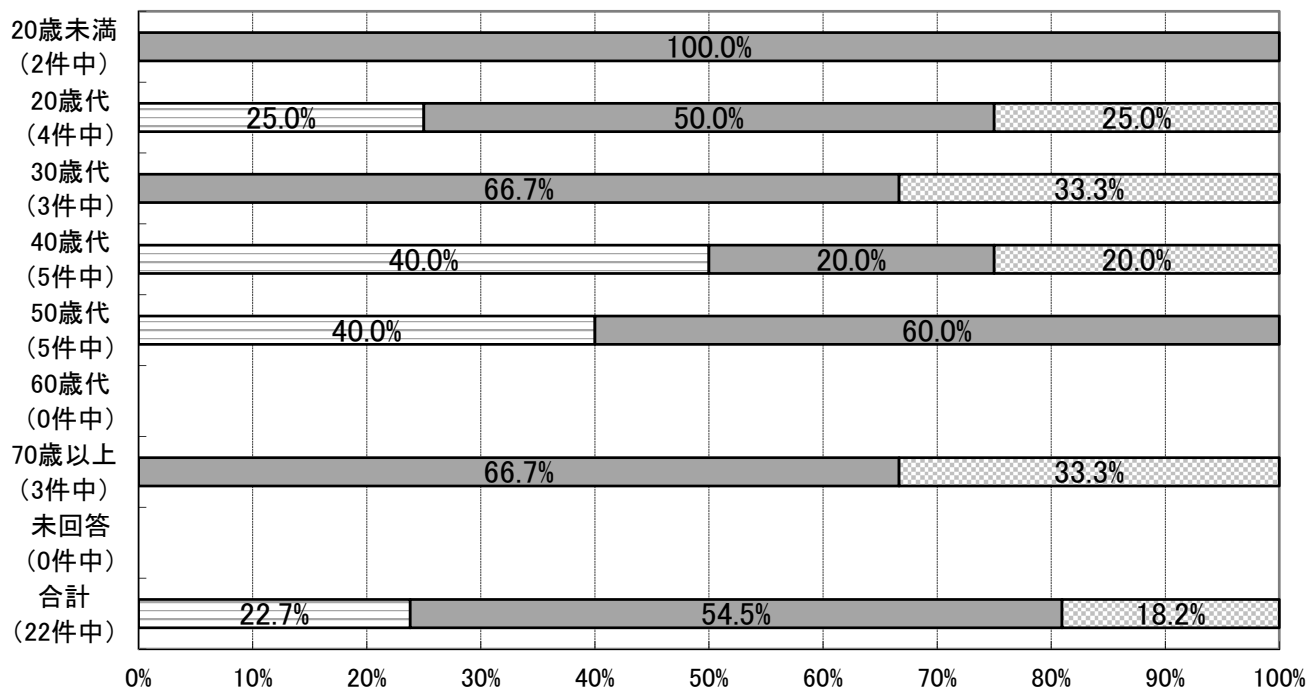


【グラフ15：地域別・回答構成比率】



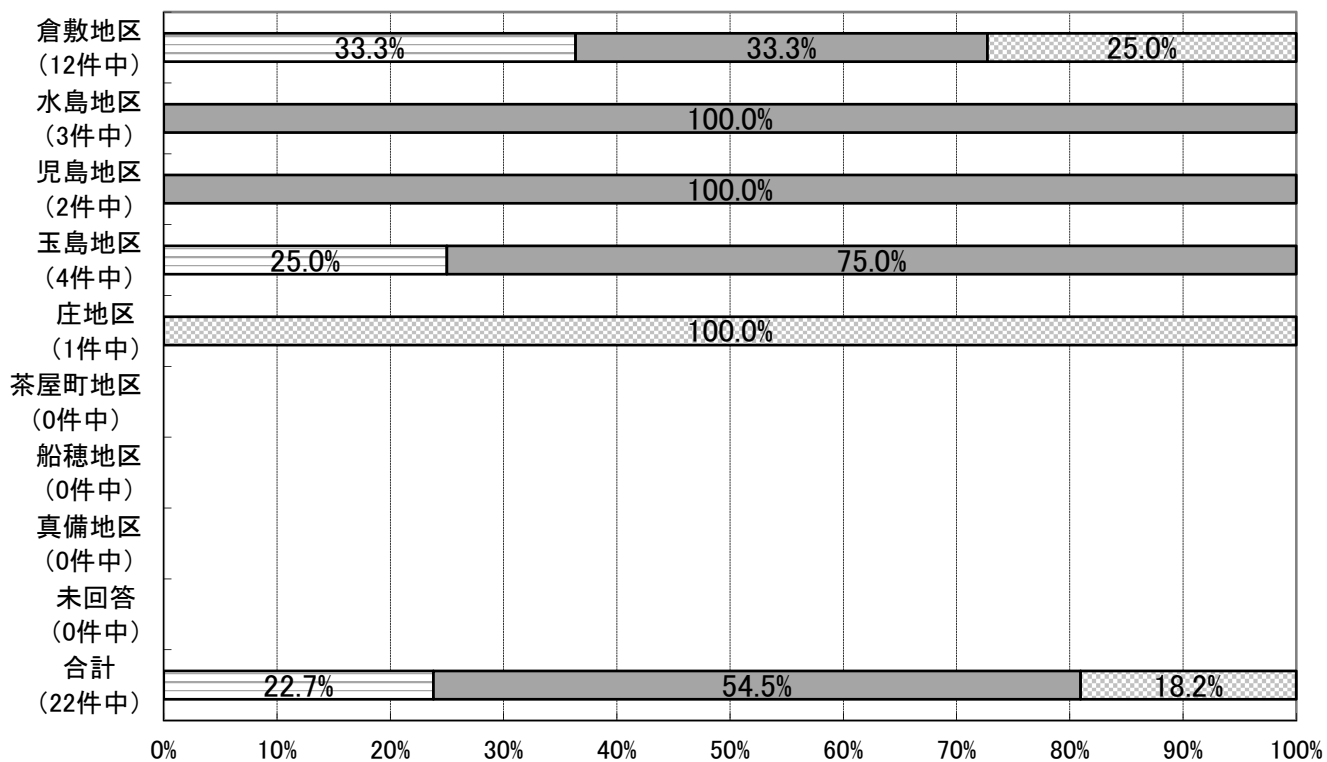
《問15－1》 問15で「4. していない」と答えた方におたずねします。
「していない」理由がありましたら、教えてください。

【グラフ15－1：年齢別・回答構成比率】



☐ 日頃の生活の中でどのようなことをしていいのかわからない ☐ 興味がない ☐ その他()

【グラフ15－1：地域別・回答構成比率】



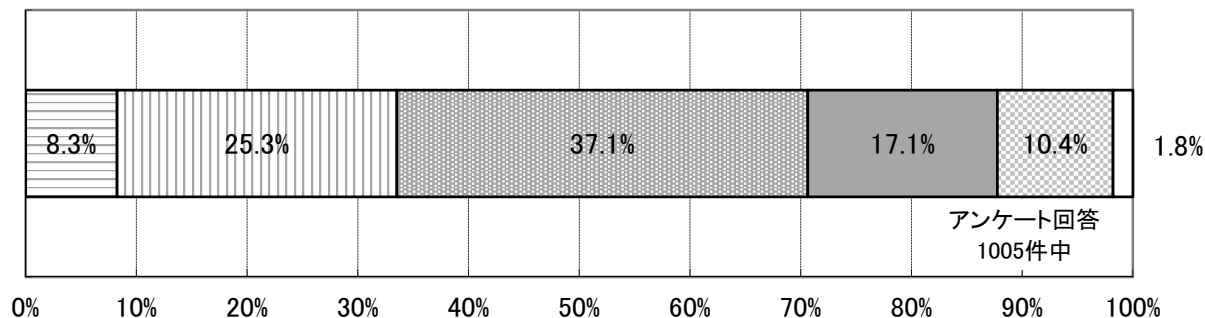
☐ 日頃の生活の中でどのようなことをしていいのかわからない ☐ 興味がない ☐ その他()

※その他(カッコ内回答) 要約

	内容	件数
1	身体的な理由(身体が不自由)	1
2	分別が面倒	1
3	未回答	1

《問16》「もったいない」という意識を共有している社会ができていますか。

【グラフ16: 合計・回答構成比率】



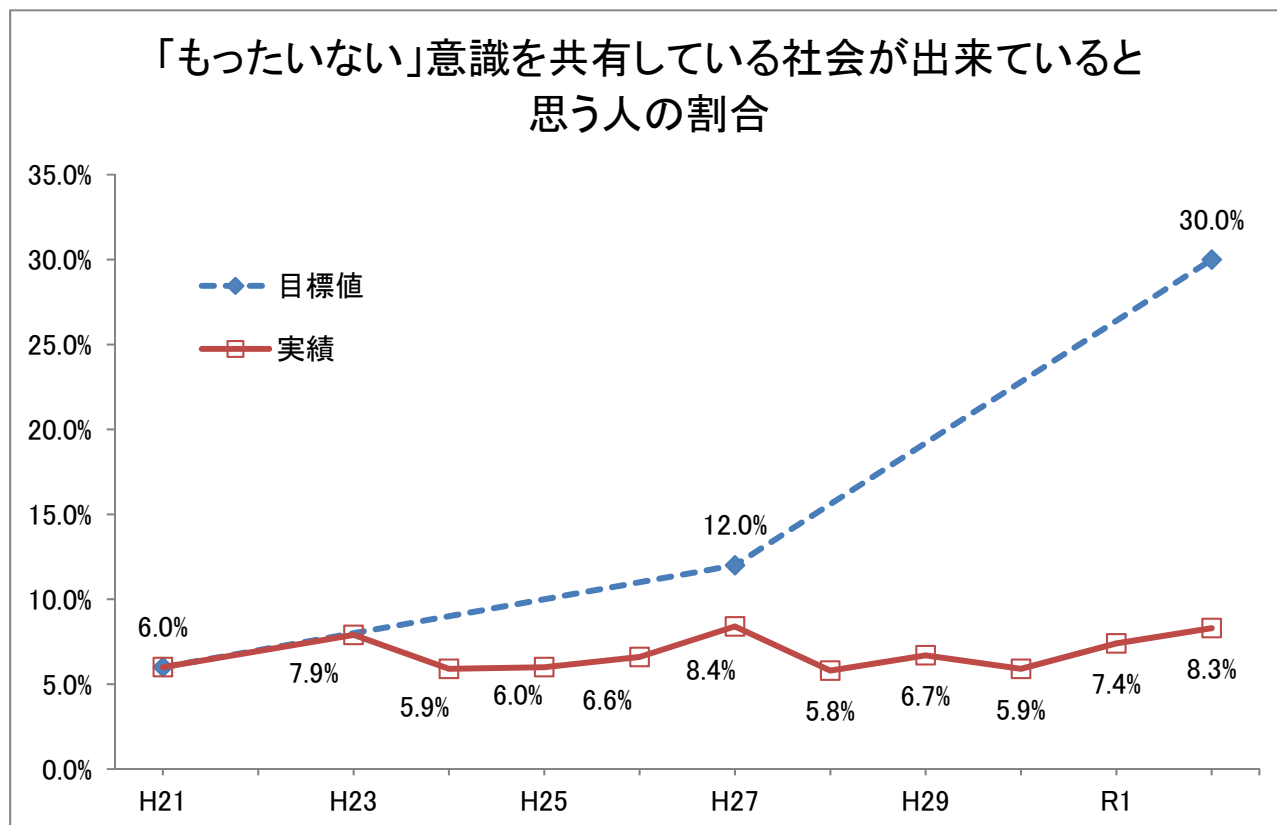
思う
 どちらかと思う
 どちらかと思わない
 思わない
 わからない
 未回答

【基本目標5分野別目標1(分野12)】

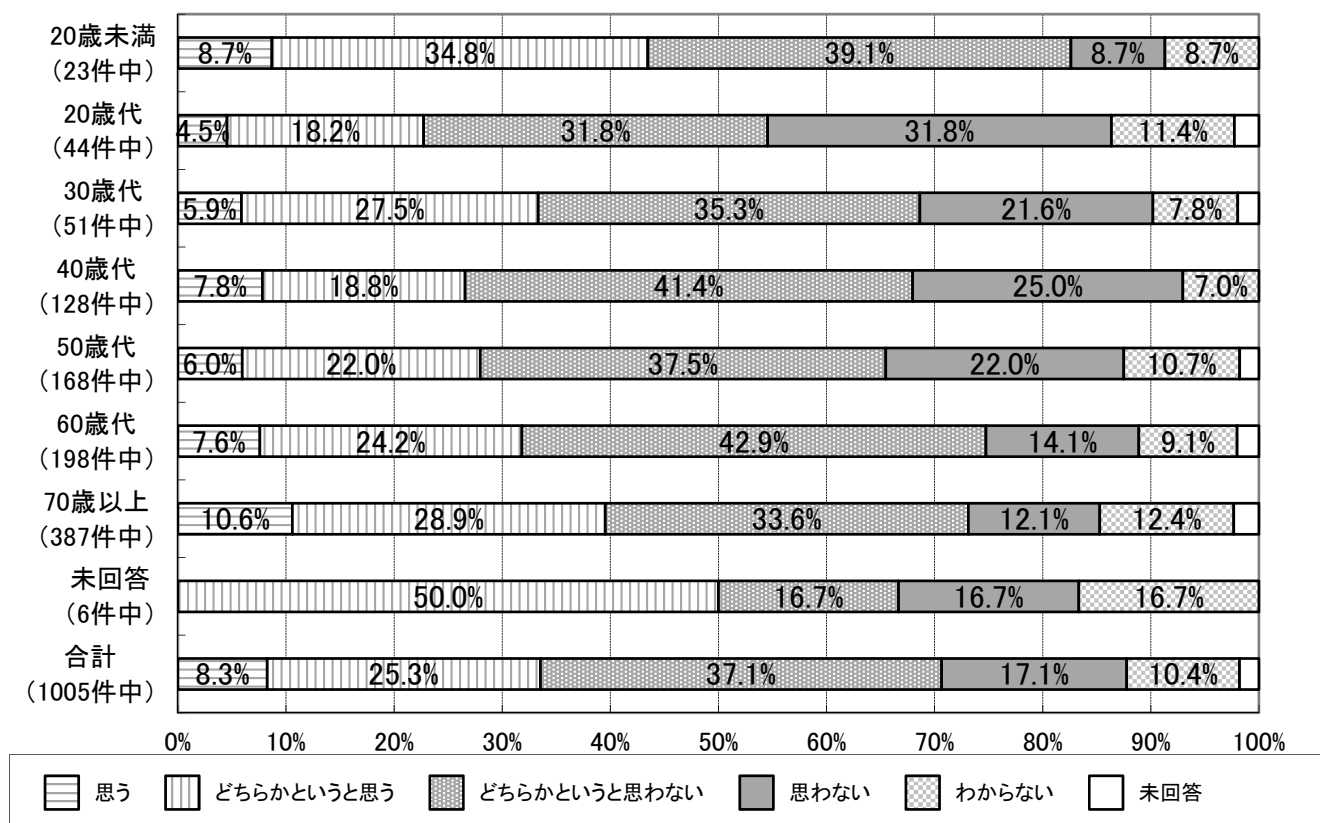
環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

【めざそう値: 年度別推移】

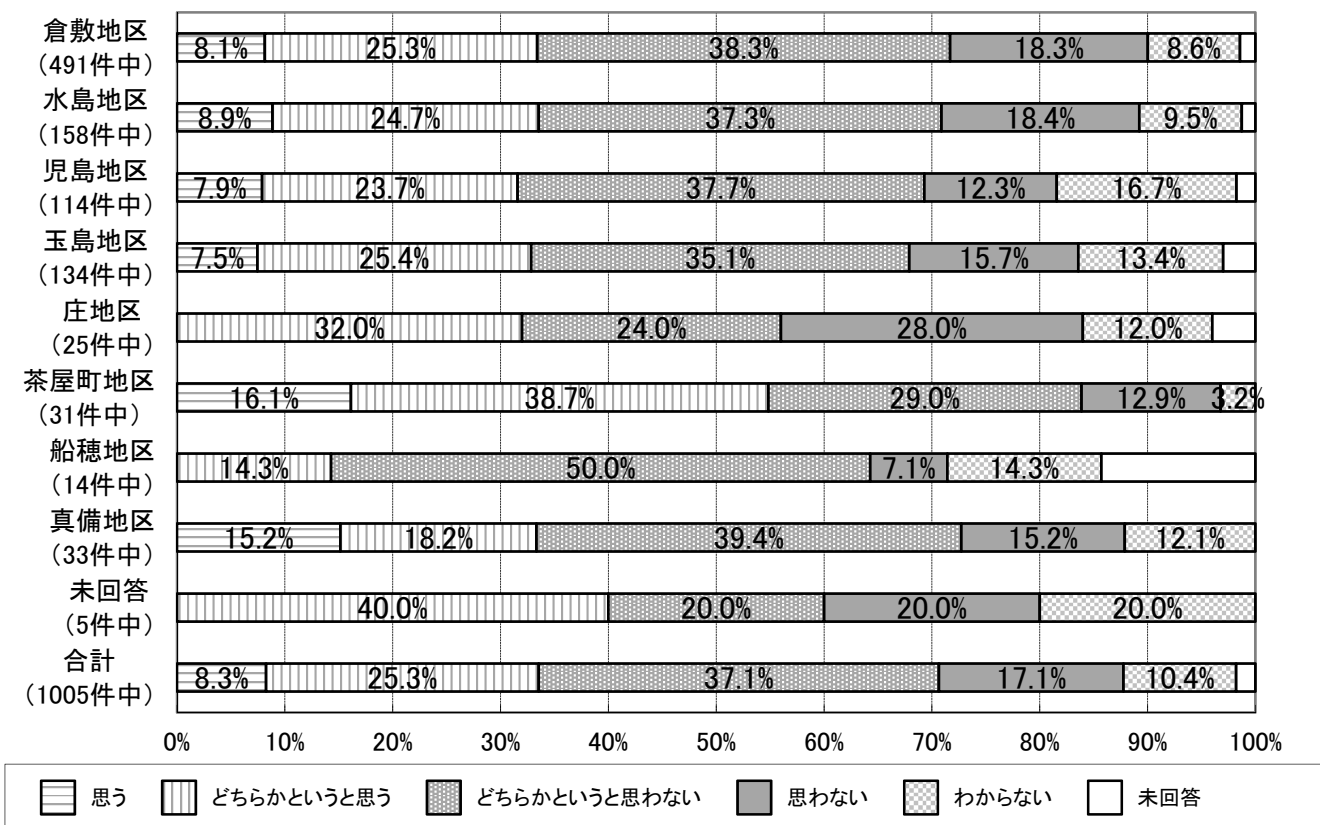
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「思う」人の割合	6.0%	8.3%	12%	30%



【グラフ16：年齢別・回答構成比率】

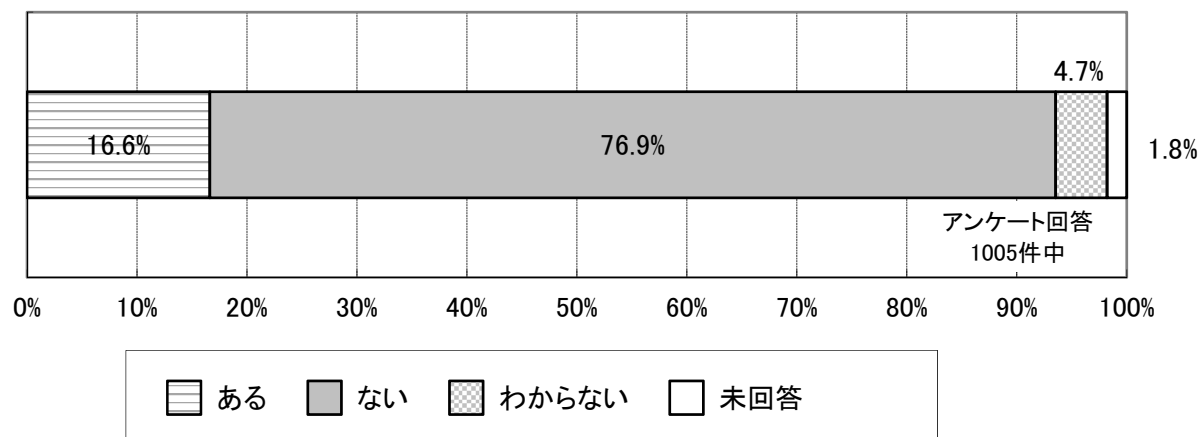


【グラフ16：地域別・回答構成比率】

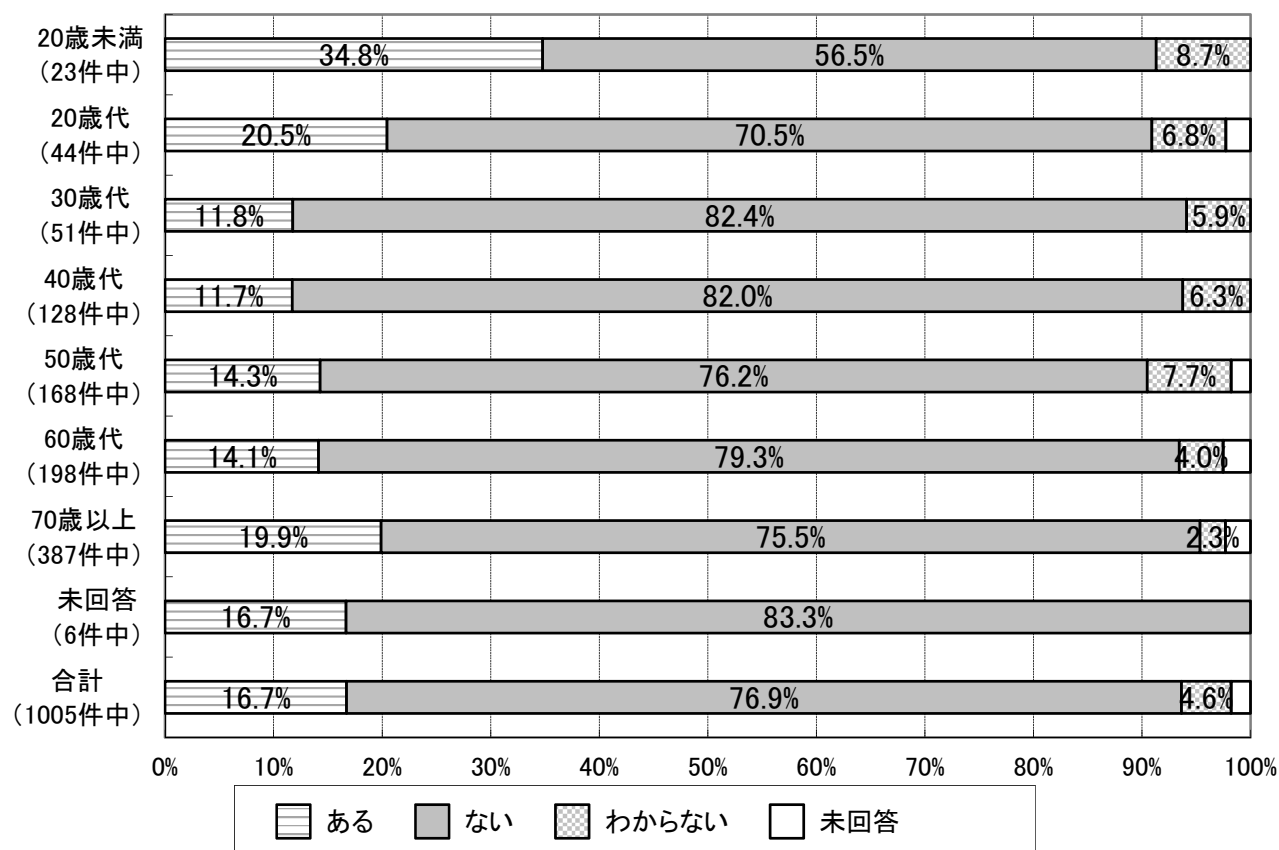


《問17》環境に関する講座や講演会，体験会などの，環境学習を受けたことがありますか。

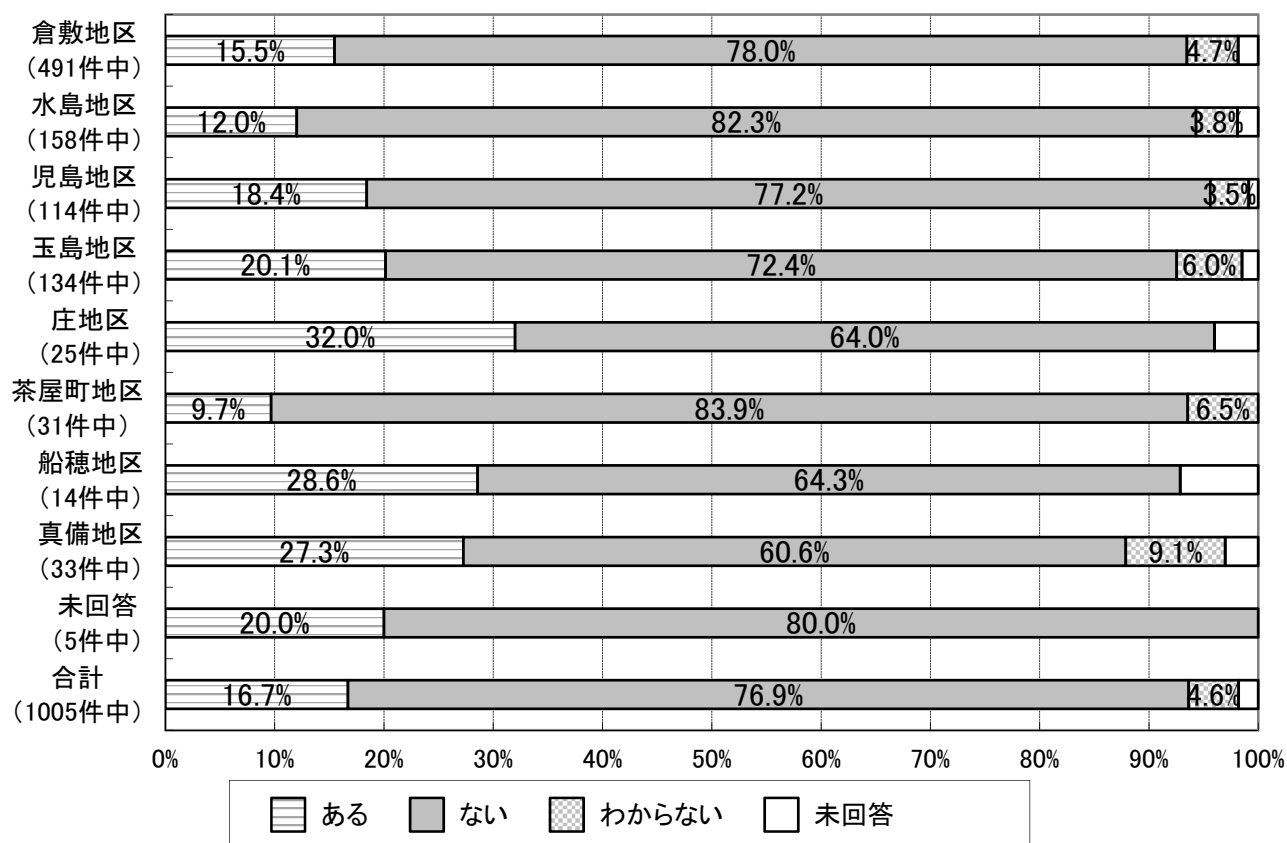
【グラフ17：合計・回答構成比率】



【グラフ17: 年齢別・回答構成比率】



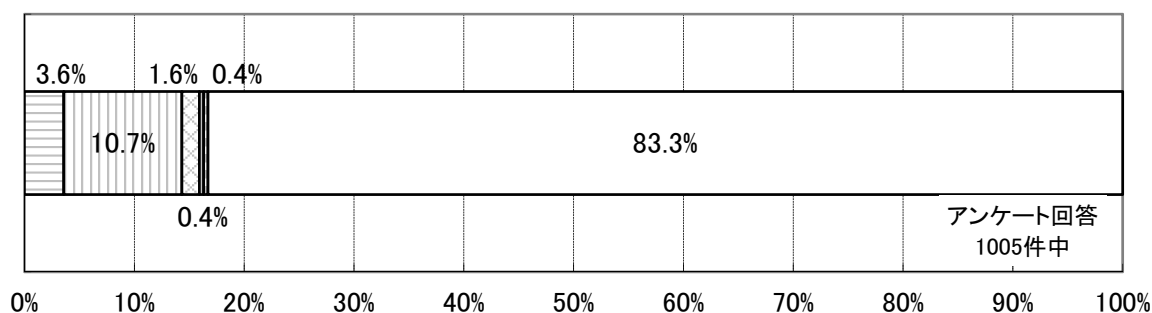
【グラフ17: 地域別・回答構成比率】



《問17-1》問17で「1. ある」と答えた方におたずねします。

環境学習で学んだことを、日常生活の中で実践していますか。

【グラフ17-1：合計・回答構成比率】



いつもしている

どちらかとうとしている

どちらかとうとしていない

していない

未回答

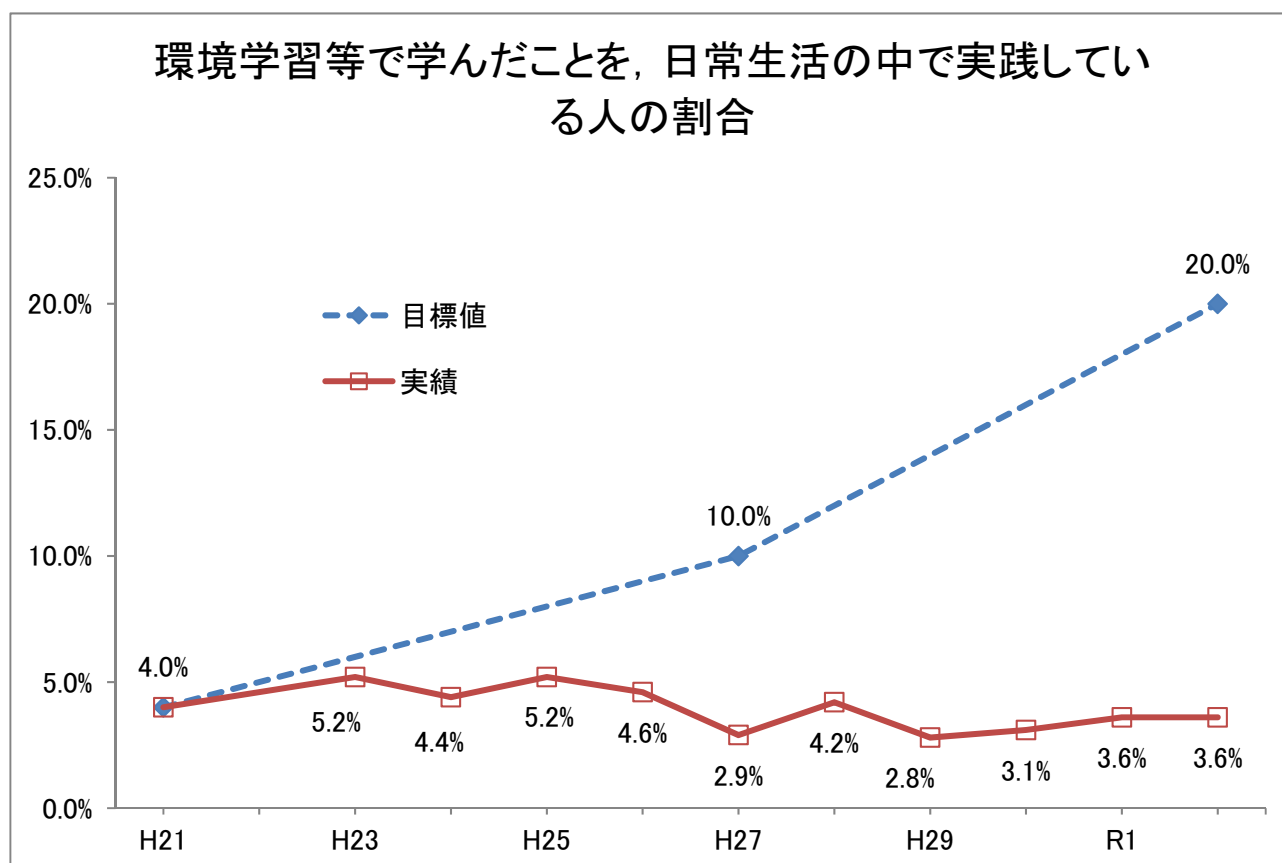
問17でない「わからない」と回答が未回答

【基本目標5分野別目標1(分野12)】

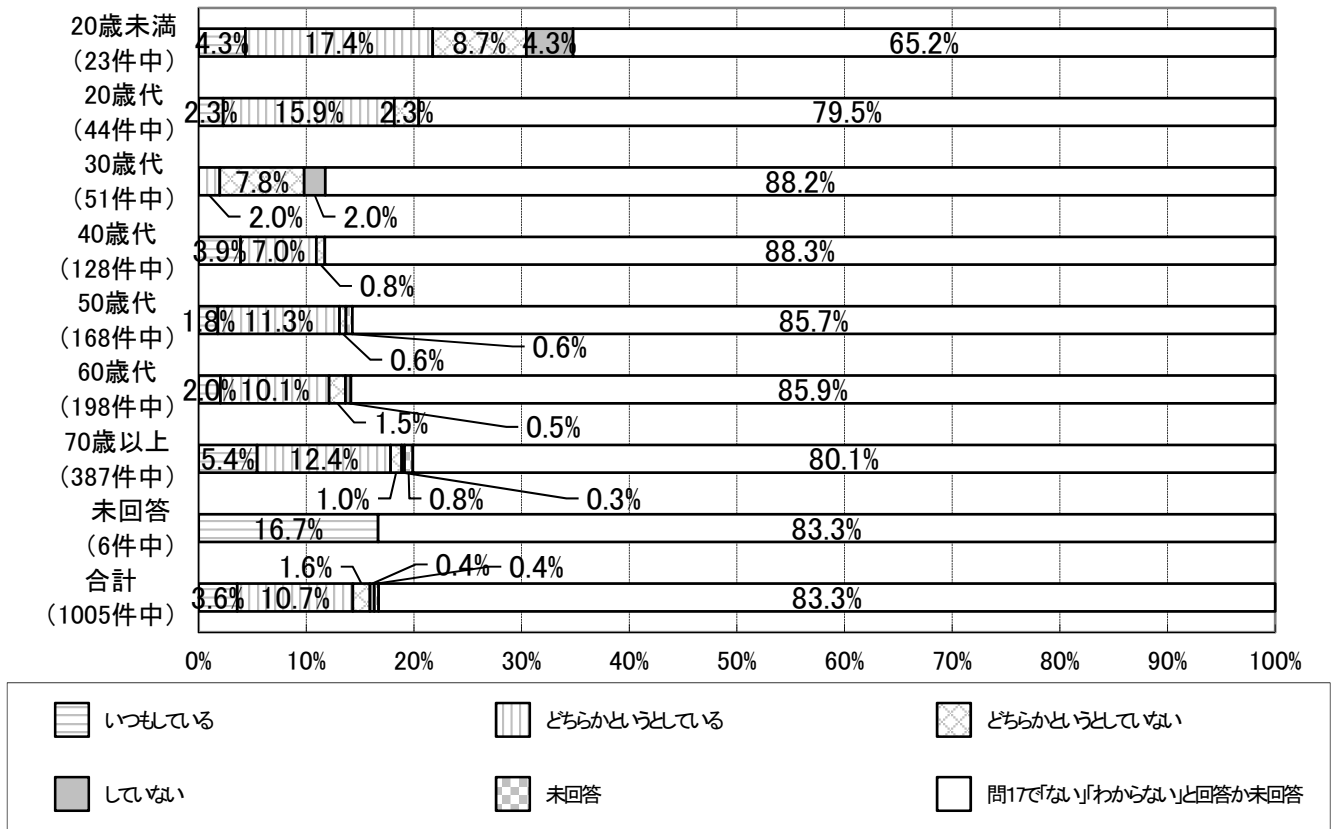
環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

【めざそう値：年度別推移】

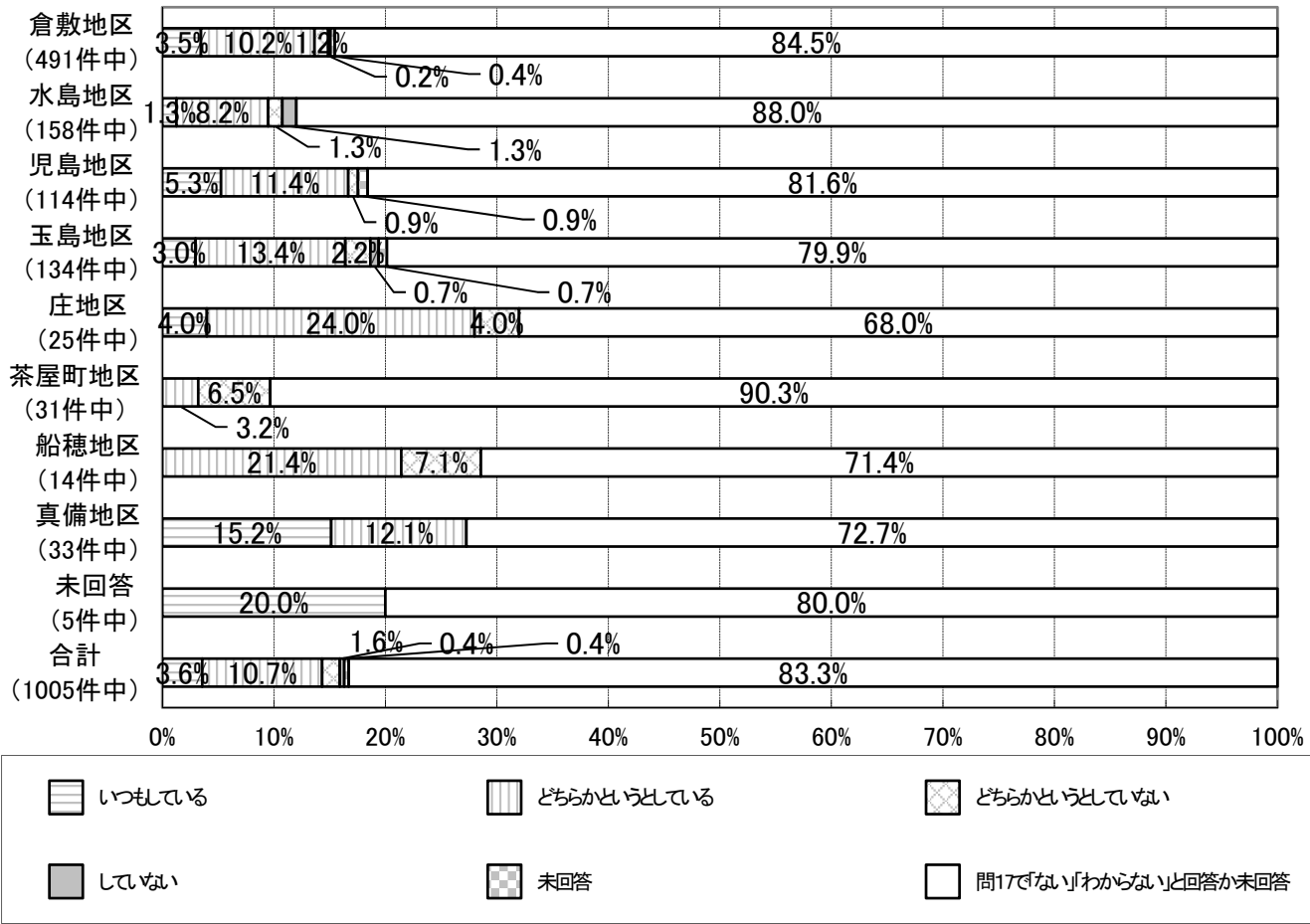
	H21 基準値	R2	H27 目標値	R2 目標値
「いつもしている」人の割合	4.0%	3.6%	10%	20%



【グラフ17：年齢別・回答構成比率】

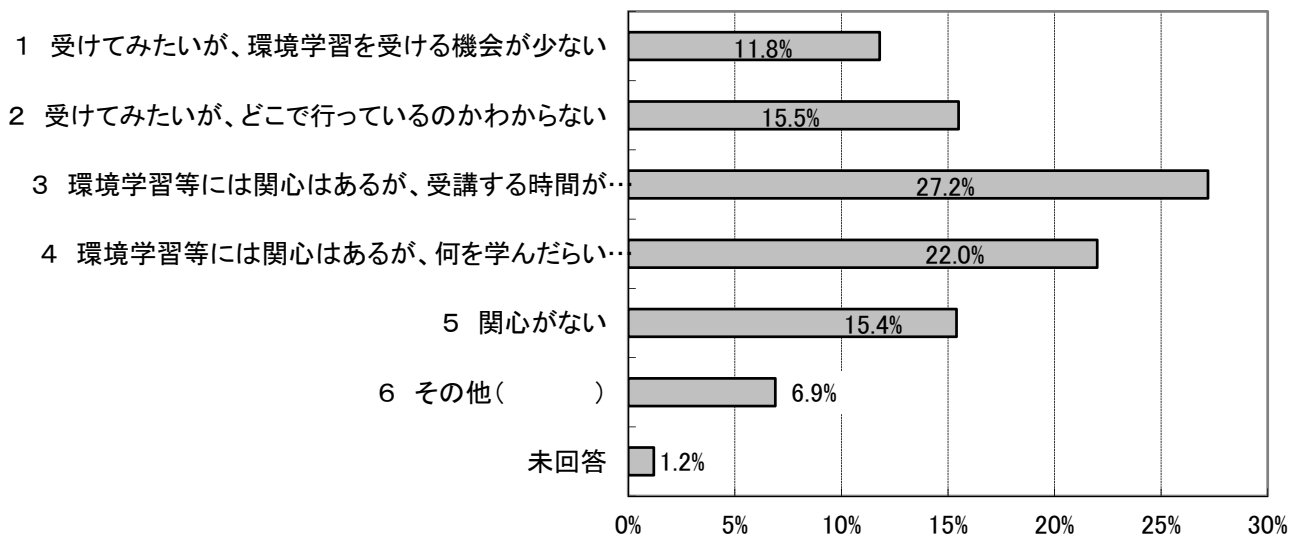


【グラフ17:地域別・回答構成比率】



《問17-2》 問17で「2. ない」「3. わからない」と答えた方におたずねします。
受けたことのない理由がありましたら、教えてください。(複数回答可)

【グラフ17-2: 回答構成比率】



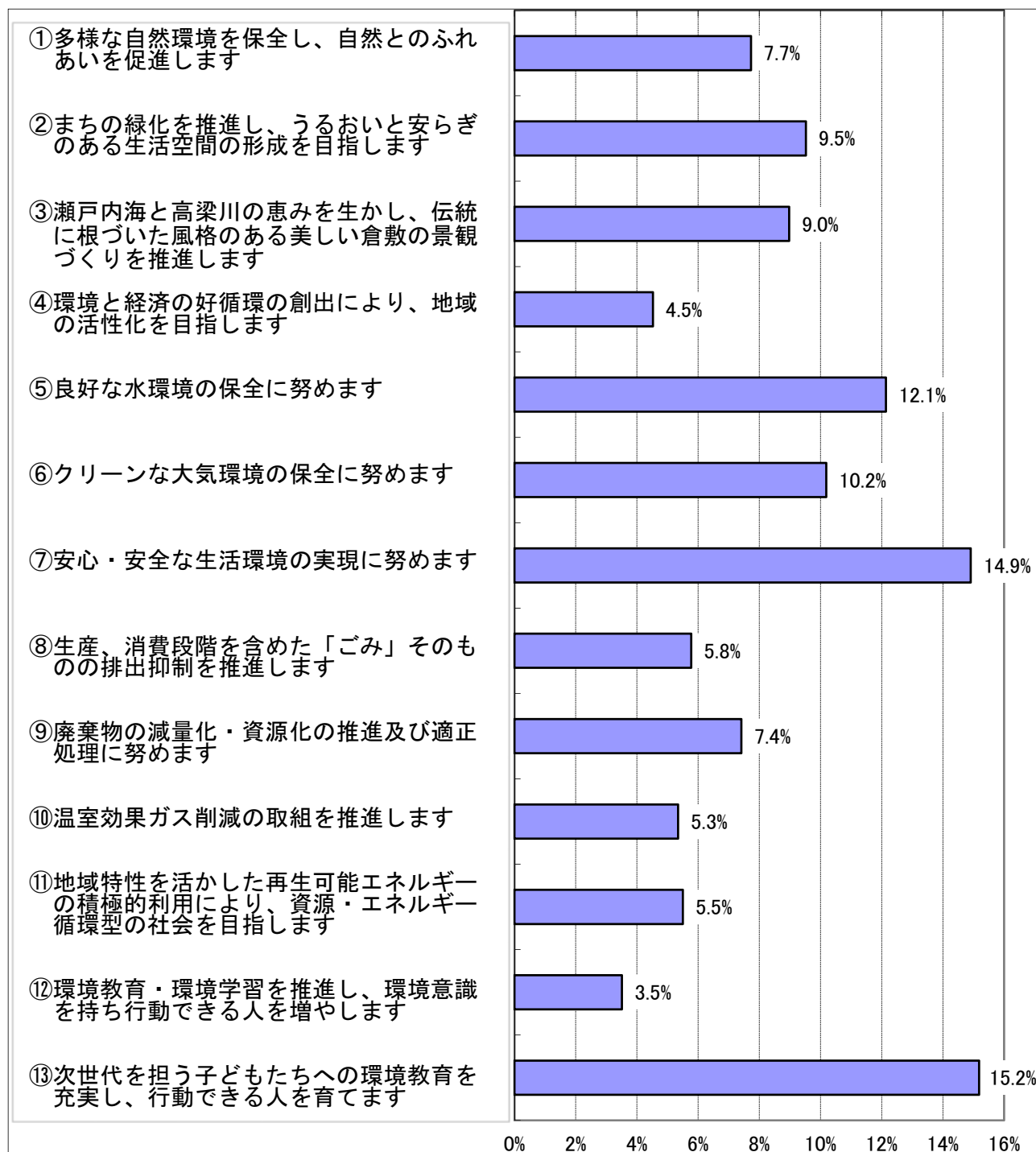
問 17 で「2.ない」「3.わからない」と答えた人は、820 件

※その他(カッコ内回答) 要約

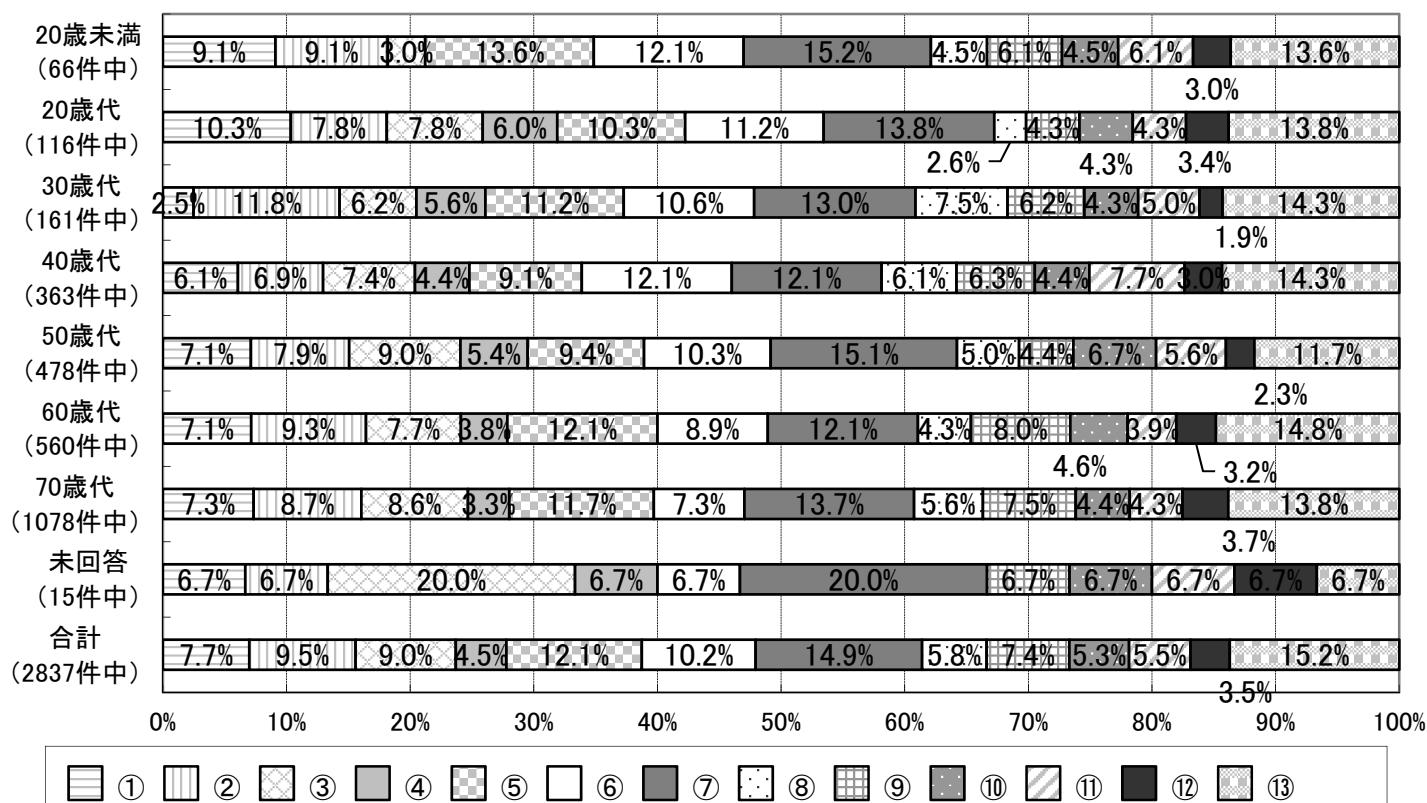
	内容	件数
1	身体的な理由(体調不良, 身体が不自由, 高齢)	6
2	個人的に心がけている	3
3	時間に余裕がない(仕事, 家事, 育児, 介護, 趣味などで忙しい)	4
4	その他	3
5	未回答	5

《問18》倉敷市では、「倉敷市第二次環境基本計画」に掲げた目標を実現するため、平成23年度から下記の施策に取り組んでいます。それぞれの施策に対して、あなたにとって重要と思うものと、現状で効果が上がっている(満足)と思うものを3つまで選んで○印をつけて下さい。

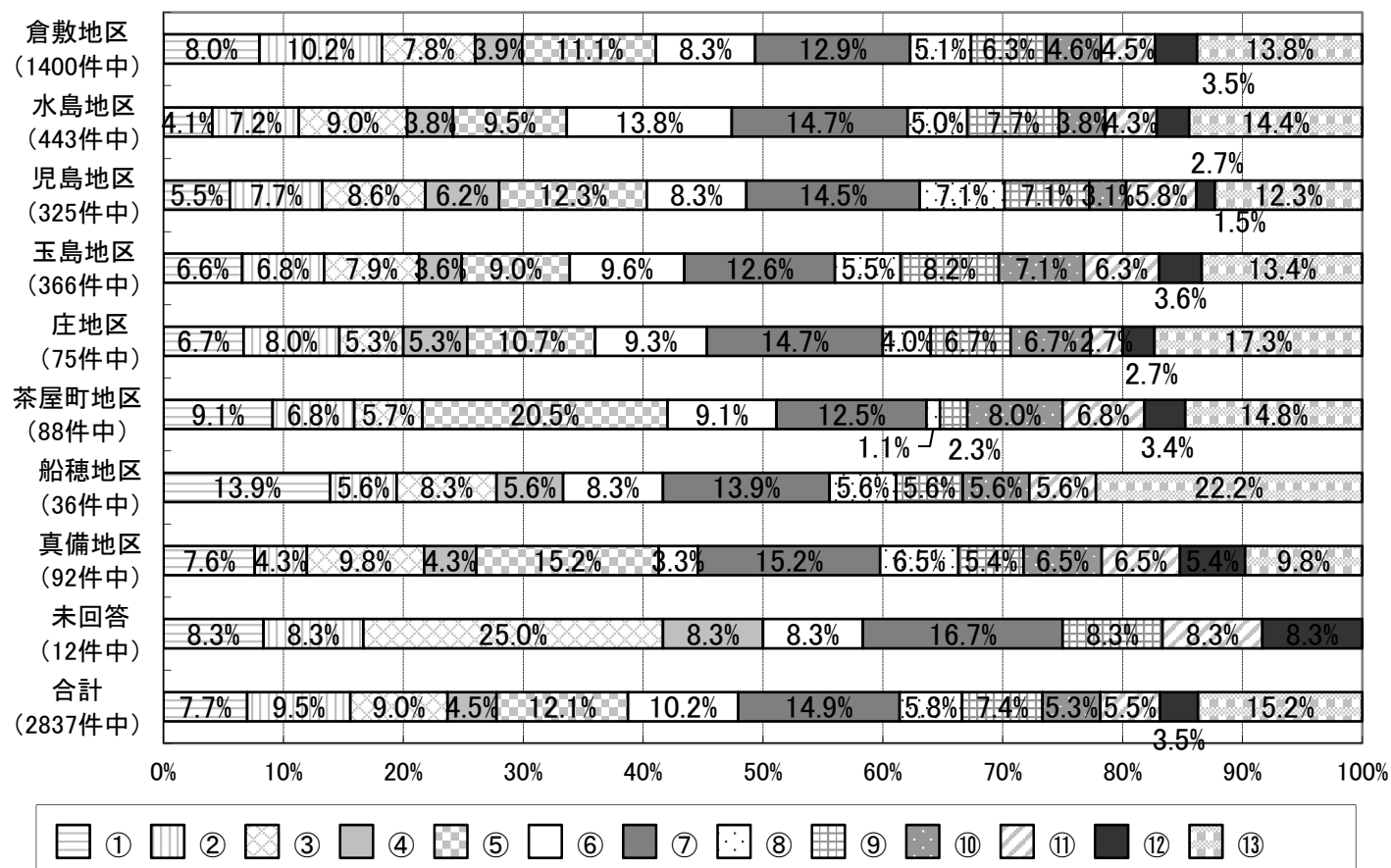
【グラフ18-1:合計・回答構成比率】重要度



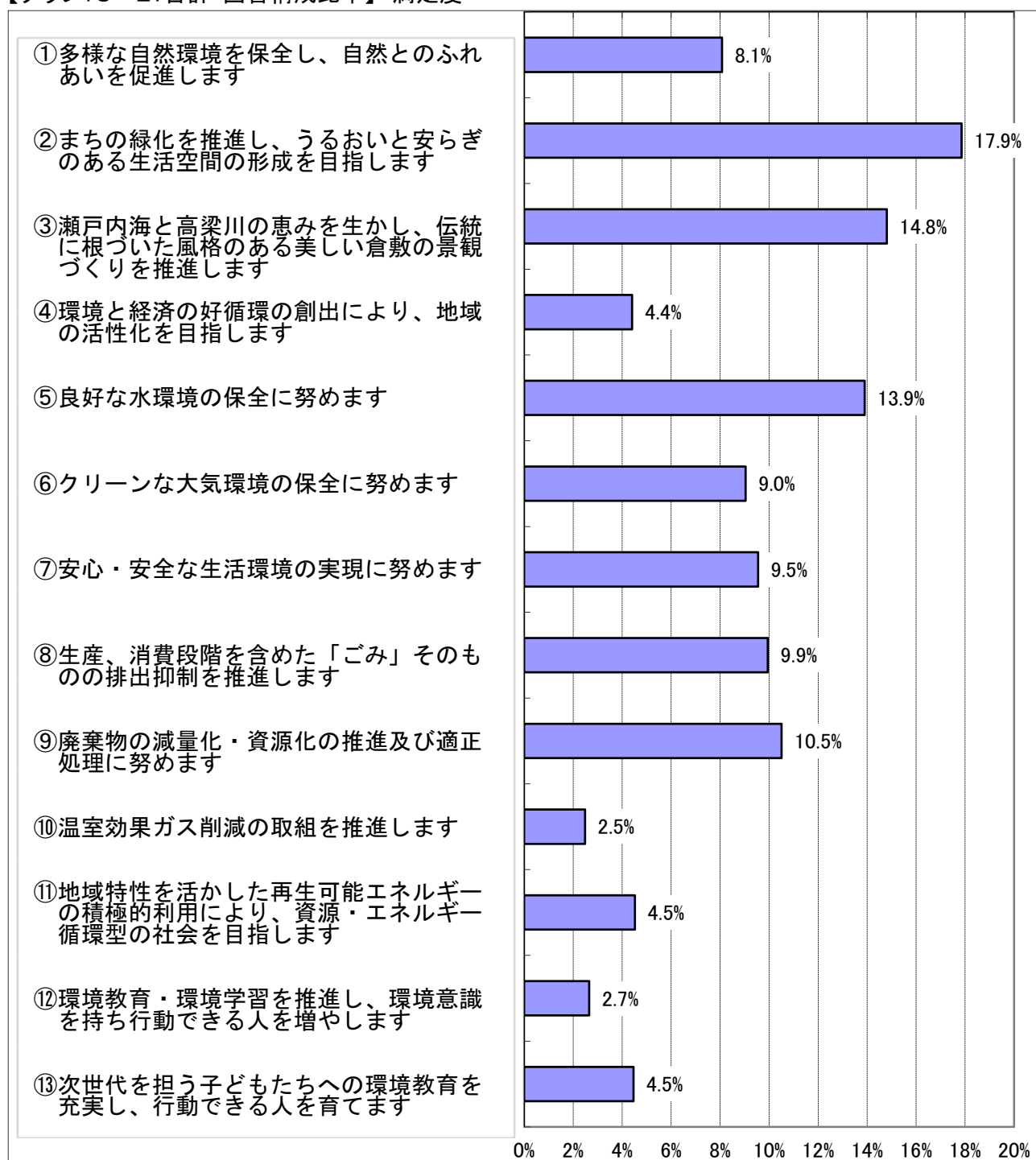
【グラフ18-1:年齢別・回答構成比率】重要度



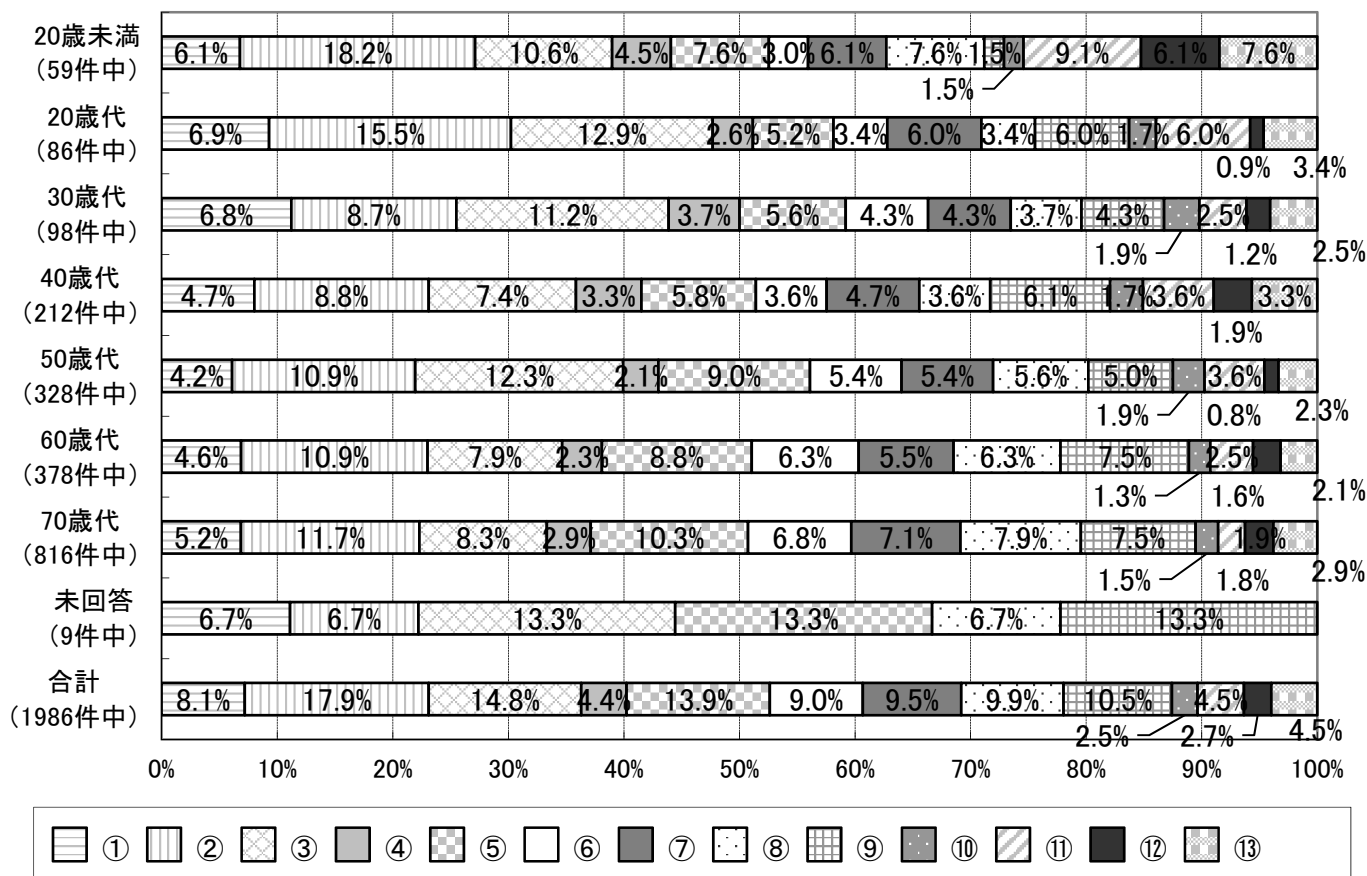
【グラフ18-1:地域別・回答構成比率】重要度



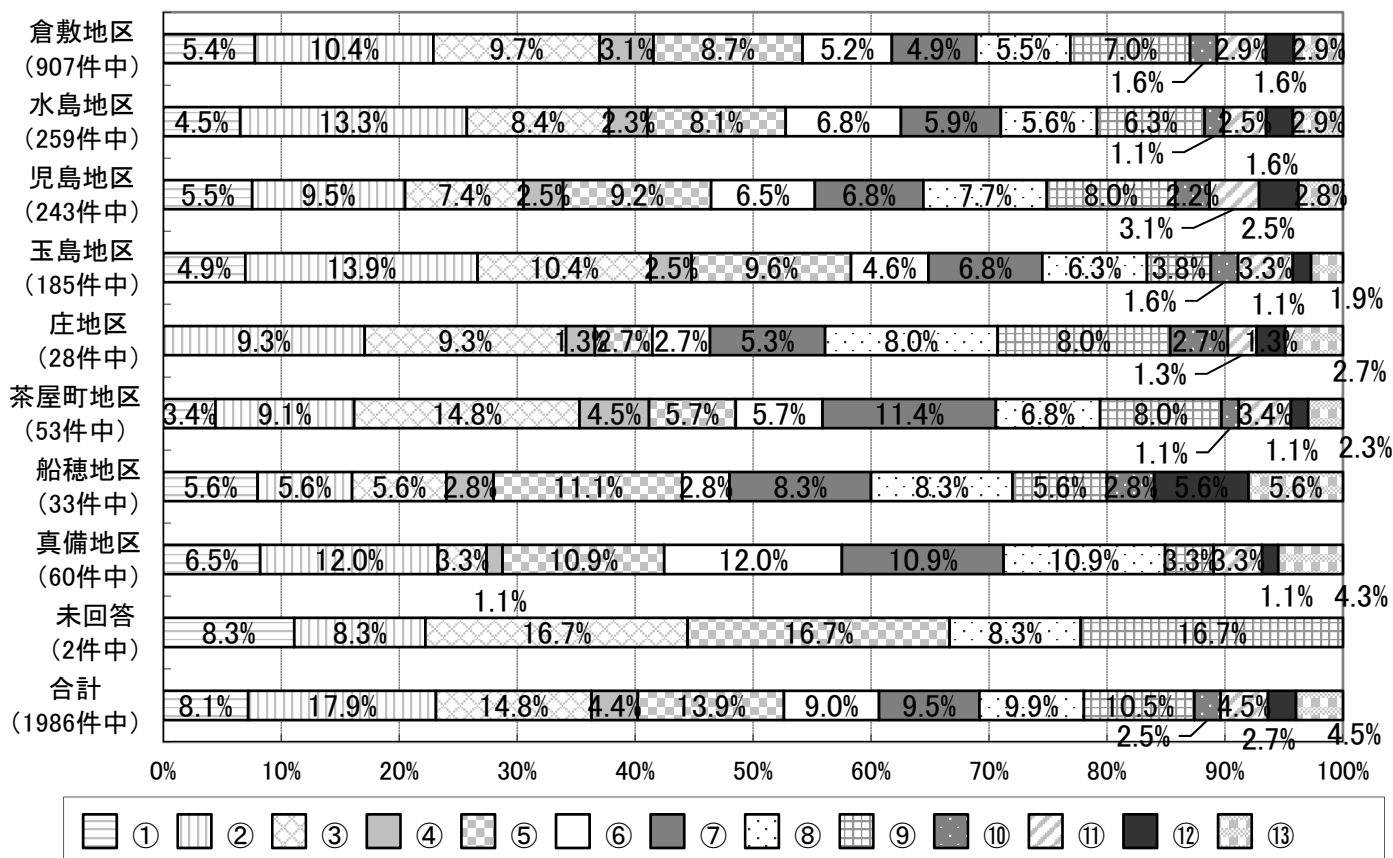
【グラフ18-2: 合計・回答構成比率】 満足度



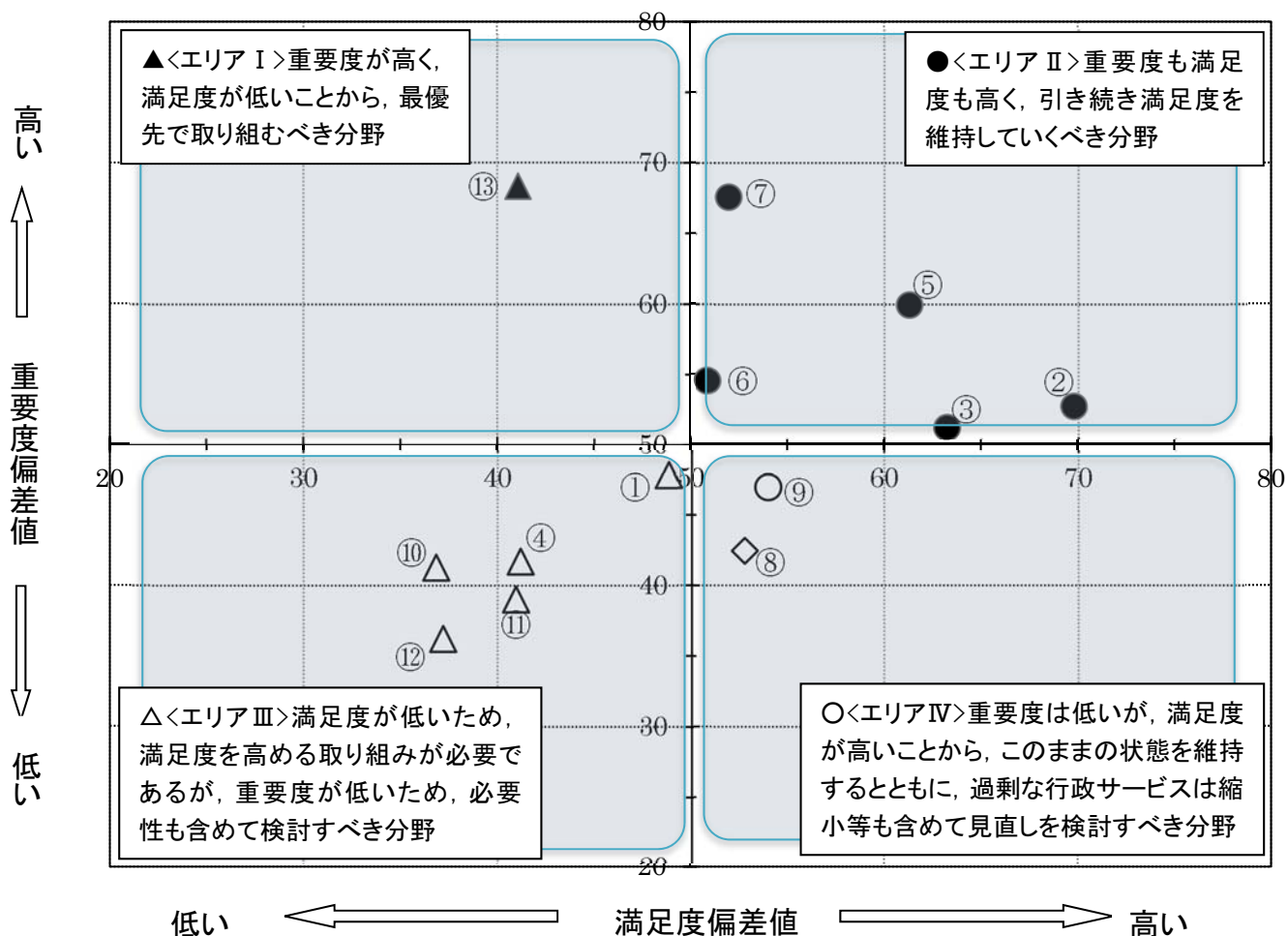
【グラフ18-2:年齢別・回答構成比率】 満足度



【グラフ18-2:地域別・回答構成比率】 満足度



■重要度・満足度マッピンググラフ(偏差値による)



基本目標		重要度偏差値	満足度偏差値
1	①多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	47.8	48.8
	②まちの緑化を推進し、うろおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します	52.8	69.8
	③瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	51.3	63.2
	④環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します	39.0	41.0
2	⑤良好な水環境の保全に努めます	60.0	61.3
	⑥クリーンな大気環境の保全に努めます	54.6	50.9
	⑦安心・安全な生活環境の実現に努めます	67.6	52.0
3	⑧生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します	42.5	52.8
	⑨廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます	47.0	54.0
4	⑩温室効果ガス削減の取組を推進します	41.3	36.8
	⑪地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します	41.7	41.2
5	⑫環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします	36.2	37.2
	⑬次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます	68.3	41.1

倉敷市第三次環境基本計画 実施計画 2021

～ 自然と人との共生し

次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境 ～

目 次

1 実施計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の期間	1
(3) 計画の対象	1
(4) 計画の性格	1
(5) 計画の見直し	1
(6) S D G s	2

2 実施計画シート

基本目標 1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	5
政策	豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	
政策	環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します	
基本目標 2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	9
政策	まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります	
政策	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、 伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	
基本目標 3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、 安心して暮らすことができるまち	13
政策	良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます	
政策	快適な生活環境の確保に努めます	
基本目標 4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、 環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	17
政策	廃棄物の発生抑制・再使用を進めます	
政策	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます	
基本目標 5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	21
政策	温室効果ガス排出量の削減に努めます	
政策	地域特性に応じた適応策を実施します	
共通目標	5つの基本目標を達成するための「人づくり」	27
政策	環境意識を持ち行動できる人を育てます	

3 環境指標一覧

環境指標と「目標値」	31
------------	----

1 実施計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

この実施計画は、令和3年3月策定の『倉敷市第三次環境基本計画』（計画期間：令和3～12年度、以下「環境基本計画」という。）に定められた「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するために必要な事業を明らかにした具体的な計画（事業計画）として策定するものです。

(2) 計画の期間

この実施計画（2021）は、令和3年度の単年度計画です。令和3年3月末日現在の情報で示しています。

（年度）	令和3	令和4	令和5	・・・	令和12
環境基本計画					
実施計画2021					
実施計画2022					
実施計画2023					
～				～	
実施計画2030					

(3) 計画の対象

この実施計画の対象は、環境基本計画に定められた「政策」や「施策」とし、事業については、実りある成果とするための主要なものを盛り込んでいます。

(4) 計画の性格

この実施計画は、毎年度の予算編成と事業執行にあたり、総合性と実効性を確保していくための指針となります。

(5) 計画の見直し

環境基本計画を効果的に推進するためには、今後の社会経済状況や市民の行政需要、本市財政状況等の変化に適切に対応しながら進行管理を行い、計画の実効性と弾力性を確保する必要があります。

そして、環境基本計画の達成状況は、毎年、「政策」ごとに設定されている環境指標の実績値を把握し、目標値と比較することで測定します。

そのため、この実施計画は、環境基本計画とは別冊とし、毎年度の進捗状況を踏まえて、改定をしてまいります。



(6) SDGs

環境基本計画は、第七次総合計画に合わせ、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた計画としています。

したがって、この実施計画も、第七次総合計画や環境基本計画と同様に、世界で定めた目標につながる計画として策定しています。



2 実施計画シート

基本目標 1

自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち

政策領域 ・SDGs

自然環境の保全



政策①

豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します

施策1 多様な生き物が生息する自然環境の保全

- 1-1 すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人々が共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていきます。
- 1-2 市内に生息する生き物について、生息実態調査等を行い、情報提供や知識の普及を推進するとともに、生息環境の保全、野生生物の種の保存など、市内の生物多様性の確保に努めます。
- 1-3 貴重な自然環境の保全・再生のため、公共工事を実施する際には、野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。

施策2 人と自然とのふれあいの確保・促進

- 2-1 人が憩い、安らげる親水性の高い水辺空間をはじめ、里地里山等の様々な場面で自然とふれあえる場の整備や、自然体験活動の機会の充実を図ります。
- 2-2 子どもたちの自然体験活動を支援する指導者やボランティアを育成するため、若い世代が気軽に参加でき、やりがいを感じられるような支援や仕組みづくりなどを行います。

環境指標	現状値 (R元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
身近なところで、生き物（動物、昆虫や植物など）にふれあえる場や機会（イベントを含む）があると思う人の割合＜総合計画指標＞	32.8% (R2)	—	38.0%
自然にふれたり、学んだりする活動に参加している子どもの数＜総合計画指標＞	11,533人	—	14,500人

（注）環境指標にある「生き物（動物、昆虫や植物など）」とは、自然界に生息している、あらゆる動植物を対象としています。

（注）現状値欄に（R2）の記載がある数値については、令和2年度の現状値を示しています。

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	希少野生生物の生息・生育環境の保全事業	希少野生生物の生息・生育環境の保全	スイゲンゼニタナゴやカワバタモロコなどの希少野生生物について、生息状況を調査するとともに、公共工事に伴う保護移動などを実施する。	696
★	身近な自然と水辺の保全事業	身近な自然と水辺の保全	種松山野草園、探鳥コース等の自然とふれあえる場の維持管理や、自然保護監視員制度の運用などを実施する。	851
★	出前自然史博物館事業	高梁川流域圏域での自然に関する教養を高める。	自然観察会「高梁川流域自然たんけん」を開催する（令和3年度は浅口市と新見市を予定）。展示ユニット「まちかど博物館」を公共施設等へ貸し出す。	59
★	教育普及事業、自然史博物館まつり事業	多様な主体と連携して学習機会を提供し、市民の学習意欲を高める。	自然史博物館友の会をはじめ関連団体との協働で、自然観察会、各種講座、自然史博物館まつり等を実施する。学校等への出前講座による講師派遣を行う。	997
★	特別展事業、展示事業	調査研究及び資料収集の成果を展示公開し、教養文化の向上を図る。	特別展「きらめき☆ときめき昆虫展」、「新着資料展」、「しぜんしくらしき賞作品展」等の企画展の開催、及び常設展示の部分的な更新を実施する。	1,031
★	少年自然の家 PFI 施設整備運営事業	自然の中での様々な体験活動を提供し、子ども達の豊かな心を育む。	令和4年4月の再開に向けて、新築・改修等の工事のほか、学校利用抽選会など運営準備作業を行うとともに、PFIを活用し魅力ある体験活動を企画する。	5,100
★	生物多様性エコツアー支援事業	生物多様性の保全を实践する担い手・リーダーの育成	高梁川流域圏域において、生物多様性エコツアーの開催に関心のある個人・団体に対し、実践的な講習会を実施する。	535
★	冒険遊び場支援事業	民間団体が実施する自然体験活動を支援し、活動機会の充実を図る。	民間団体が実施するプレーパーク（冒険遊び場）の開催及びスタッフの研修会実施等を支援する。	286
★	調査研究事業、標本・文献等収集事業	自然史資料を積極的に収集・保管・調査・研究し、次世代へ継承する。	寄贈資料の受入れや標本作製によって、自然史資料を収集・保管し、活用できるよう整理を進める。自然に関する研究成果を、研究報告や専門誌で公表する。	2,591
★	自然史博物館管理運営事業	サービスや社会的価値の向上に努め、より魅力的な博物館をめざす。	広報紙やホームページのほか、SNS等を活用した積極的な広報活動を行う。事業の評価や改善を踏まえ、施設の将来計画に関する調査・検討を進める。	18,953

★は総合計画実施計画記載事業

政策領域 ・SDGs	環境・経済・社会の調和 4 質の高い教育を みんなに 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と資源革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくも責任 つかう責任 17 パートナリシップで 目標を達成しよう
政策②	環境・経済・社会の好循環の創出により、 持続可能なまちづくりを推進します

施策3 環境・経済・社会の総合的向上

- 3-1 事業者エコアクション21等の環境マネジメントシステムに積極的に取り組んでもらい、環境経営を促進します。
- 3-2 事業者との環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には事前に協議を行い、施設の改善、有害な揮発性有機化合物の削減など、環境保全対策の徹底を図るよう指導します。
- 3-3 災害に強いまちづくり、環境保全・地球温暖化対策を進めることで、社会面での安全な圏域づくりによる定住促進や、経済面での圏域経済を支える人材確保につなげ、結果、環境活動の活性化や環境課題のビジネス手法での解決が期待できるなど、三側面の好循環を生み出す統合的取組を多様なステークホルダーと連携しながら推進します。

施策4 環境分野の研究・開発、地域資源の活用

- 4-1 新たな省エネルギー・再生可能エネルギー等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援します。
- 4-2 下水処理過程で排出される汚泥等の有効利用や廃食油を原料としたバイオディーゼル燃料の利用拡大など、バイオマスエネルギーの利用を促進します。
- 4-3 高梁川流域圏を、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏と捉え、地場製品の消費推進や地場産業を生かした事業の実施など、地域資源を活用した持続的な経済活動を促進します。

環境指標	現状値 (R元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
環境マネジメントシステムを導入し、環境経営に取り組んでいる事業者の割合	53.0%	—	58.1%
倉敷市・高梁川流域SDGsパートナーの登録数＜総合計画指標＞	令和3年度 開始	—	150件
企業が補助金を受けて行う、環境に配慮した研究・開発、設備投資の件数	2件	—	5か年計 15件

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	エコアクション 21 推進事業	中小企業の環境経営システムの推進	環境省が推奨する、中小企業向け環境経営システム「エコアクション 21」を推進するため、市内の認証・登録事業者に対して更新時の経費を一部助成する。	410
	工場・事業場における環境保全対策事業	協定を締結している事業場における環境負荷の低減	環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には、事前に協議を行い、施設の改善、揮発性化合物の削減対策について指導する。	-
★	高梁川流域こどもサミット事業	各地域の歴史や文化を学び合うことで、交流を図る。	高梁川流域圏域の中学生在が、SDGs に関するテーマで討論を行う「こどもサミット」を実施する。	-
★	高梁川流域課題解決人材創出事業	高梁川流域圏域で地域の課題解決に取り組む人材の創出・育成を図る。	高梁川流域圏域で地域の課題解決に取り組む人材育成プログラムなどを実施する。	6,640
★	高梁川流域 SDGs 推進事業	高梁川流域圏域において、SDGs の推進を図る。	SDGs 啓発セミナーや、SDGs に資する取組への投資促進に向けた取組などを実施する。	7,154
★	新技術・新製品開発促進事業	市内中小企業者の新技術・新製品の研究開発を促進する。	市内の中小企業者が、新技術・新商品等の研究開発を進めていくために必要な経費の一部を補助する。	17,000
★	高梁川流域地域づくり連携推進事業	高梁川流域圏の市民活動団体間の協働による地域課題の解決を支援する。	倉敷市に拠点を置く団体と高梁川流域の他市町に拠点を置く団体が連携して実施する、流域市町に共通する地域の課題解決につながる事業に補助する。	2,250
★	高梁川流域企業連携型商品開発事業	高梁川流域圏内の企業連携による商品開発の促進を図る。	倉敷市内と高梁川流域圏域の中小企業が連携して行う商品開発に対し、経費の一部を助成し、圏域内での企業連携による新たな技術・商品の開発を支援する。	5,000
	廃食用油燃料化事業	バイオマスエネルギーの利用促進	廃食用油を回収し本市のリサイクルモデル事業である廃食用油のバイオディーゼル燃料化事業を行う。	2,722
★	くらしき地域資源活性化事業(販路開拓支援)	地場産品の販路開拓支援及び地域ブランド化を目的とする。	大都市圏での地場産品の販路開拓支援や販売促進を実施する。また、繊維産業の魅力や高い技術力を国内外に発信するほか、地域ブランド化に繋げる。	12,093
★	高梁川流域地域資源活用推進事業	圏域地域資源を活用し、経済の循環・活性化を図ることを目的とする。	県内大型商業施設での展示即売会、事業者連携や朝市への補助により、圏域地域資源の知名度を向上させるとともに、販路開拓・拡大等を支援する。	24,823
★	データで紡ぐ高梁川流域連携事業	データ活用を通じた地域課題の解決および経済活性化	高梁川流域圏における行政・経済・地理等の各分野の公共的データを一元的に集約し、市民活動・ビジネス・まちづくりに役立つデータ公開に取り組む。	8,414
★	産地供給力・競争力強化支援事業	産地の主体的な生産・供給体制の整備支援による供給力・競争力強化	産地の安定的・継続的な生産体制整備や競争力強化に向けた取組を支援する。また、環境保全型農業の取組を支援する。	37,112
★	ぼっけうめえ農林水産品事業	地産地消の更なる推進と、地域農業の維持・拡大	高梁川流域圏域を対象に、PR イベント等を通して、圏域内の消費拡大を推進するとともに、6 次産業化等の取組を支援することで、農林水産の振興を図る。	6,939

★は総合計画実施計画記載事業

基本目標 2

潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち

政策領域 ・SDGs	緑の保全、緑化の推進 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
政策③	まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります

施策5 豊かな緑の保全、緑化の推進

- 5-1 土砂崩壊防止、土砂流出防止などの土砂災害防止機能や、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有する丘陵地の森林保全に努めます。⑤防
- 5-2 ふれあいの森、美しい森などの美化・維持管理や、地元団体等と協力した国立公園の維持管理など、緑の保全を推進します。
- 5-3 緑の空間の創出に加え、防災・減災の観点から雨水の保水機能・水循環の再生機能に着目し、公共施設の敷地や屋上、壁面等の緑化を推進します。⑤防
- 5-4 住宅や工場、事業所、遊休地等の民有地の緑化促進のため、市民への緑化の啓発や緑化活動への支援を行います。

施策6 都市公園等の整備

- 6-1 身近な都市公園等が不足する地域を優先として、適正な配置になるよう街区公園の整備を進めます。
- 6-2 公園施設等の更新や修繕を計画的に行うほか、公園の適正配置や再整備、民間との連携による緑地の設置・管理の検討を進めます。
- 6-3 災害発生 of 初期に一時的な緊急避難場所となる都市公園では、災害時に役立つ機能を備えた施設の設置など、防災機能の充実に努めます。⑤防

環境指標	現状値 (R元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合 ＜総合計画指標＞	35.1%	—	37.1%
都市公園の整備（1人当たりの面積）	8.2 m ² /人	—	9.0 m ² /人

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
	森林環境保全事業	林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理	森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査・経営管理権集積計画を策定し、森林の適切な整備・管理を図る。	40,054
	ふれあいの森、美しい森管理事業	森林の果たす役割と重要性について、市民への理解と認識を深める。	市民の憩いの場であるふれあいの森、美しい森の美化・維持管理を行う。	16,423
	公立保育所等園庭芝生化事業	公立保育所等の園庭を芝生化し、保育環境改善と子どもの情緒安定を図る。	公立保育園及び認定こども園庭の芝生維持管理を行う。	506
	学校・園壁面緑化事業	自然環境の大切さや身近な緑への関心を深める。	朝顔やゴーヤなどのつる性植物による壁面緑化が、室温の上昇を抑える効果を持つことを学ぶ。	2,748
	校庭芝生化事業	学校等の校園庭を芝生化し、地球温暖化対策及び教育環境の充実を図る。	学校・園の校園庭周辺の芝生化を行うために、芝生を植え付け、散水設備を整備する。	1,082
★	花と緑あふれるまちづくり事業	市民による緑化活動の推進	緑化推進員や花の銀行、地区花いっぱい団体等による地域の道路緑化（フラワーロード）やもてなし花壇の植栽等、市民の緑化活動を支援する。	28,484
★	緑化推進事業	市民の緑化意識の向上	くらしき都市緑化フェアや緑化ポスターコンクール等のイベント開催、記念樹の配布や緑のリサイクル事業等、緑化意識の向上に努める。	3,704
★	公園整備事業	心身の健康維持・増進に寄与する緑とオープンスペースの確保	新たな公園の整備のほか、トイレの水洗化や防球ネットの設置等、各種公園施設の整備を実施する。	89,045
★	都市公園長寿命化再整備事業	公園における安全・安心の確保と維持管理費の平準化	公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の老朽化した公園施設の更新や修繕を実施する。	74,000 (24,000)
★	復興防災公園整備事業	小田川沿いにおける災害時の防災拠点や一時避難所の確保	災害時の防災拠点や一時避難場所となり、平常時は防災教育の場、住民が川を感じ楽しめる場、真備の魅力を発信できる場となる公園を整備する。	122,815

★は総合計画実施計画記載事業

政策領域 ・SDGs	景観づくり 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリプで目標を達成しよう
政策④	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、 伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

施策7 景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成

- 7-1 豊かな山林・農地・水辺資源など、良好な自然環境・自然的景観の維持・保全に努めます。
- 7-2 景観資源の保全や文化財の保護とともに、その資源をまちづくりや観光などに活用することで、市民等の意識を醸成し、貴重な景観資源や文化財を次世代へ受け継いでいきます。

施策8 良好な都市景観の形成

- 8-1 倉敷市景観計画に基づく取組（基準・規制等）を広く市民や事業者などに周知し、適切な誘導を行うことで、地域・まちなみ景観との調和を図り、質の高い都市景観づくりを推進します。
- 8-2 景観に配慮した公共事業により良質な公共空間を創出し、本市の景観をリードすることで、地域の価値や豊かさが高まるような都市景観づくりに努めます。
- 8-3 伝統的建造物群保存地区などの建物の保存や修理などへの支援を行うことにより、歴史ある町並みや景観の保全に努めます。

環境指標	現状値 (R 元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
倉敷市の景観を良くする取組に関わりたいと思う人の割合＜総合計画指標＞	44.1%	—	50.0%
倉敷市の景観が良くなったと感じている人の割合＜総合計画指標＞	35.8%	—	42.0%

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
	産地供給力・競争力 強化支援事業	産地の主体的な生産・供給体制の整備支援による供給力・競争力強化	産地の安定的・継続的な生産体制整備や競争力強化に向けた取組を支援する。また、環境保全型農業の取組を支援する。	37,112
★	まちづくり基金事業	貴重な町並みを守るとともに、市民主体のまちづくり活動を支援する。	町家・古民家等既存ストックを再生活用したエリア活性化や、市民が協同して一定エリアでまとまって取り組むまちづくり活動を支援する。	50,389
★	国指定重要文化財 井上家住宅保存修理 事業	国指定重要文化財である井上家住宅の保存・活用を図る。	国指定重要文化財 井上家住宅の全面解体修理を行う。(防災施設整備事業・公開活用事業を含む。) 工期：平成24年度～令和4年度	11,592
★	文化財保護事業	文化財や史跡の保存、活用を図り、後世に継承する。	文化財や史跡の活用を図るため、草木の伐採や清掃などの環境整備を行う。また、審議会に関することなど、文化財保護全般にわたる事業を行う。	11,519
★	埋蔵文化財保護・調査事業	埋蔵文化財を適切に保護し後世に継承する。	埋蔵文化財の保護、調査、研究及び活用。資料の収集、整理。年報・報告書の発行。 市内の貴重な遺跡の確認調査及び測量調査の実施。	8,529
★	指定文化財保存事業	指定文化財の適切な保存活用を図り、後世に継承する。	指定文化財の保存活用を行うため、環境整備や修理などの必要な措置を講じる。	1,112
★	市民参加による景観 づくりの促進	歴史的・文化的な建造物を後世に引き継ぎ、地域の愛着や誇りを醸成する。	新たな景観形成重点地区や景観重要建造物の指定及び保存・活用に向け、地元住民や団体等と連携し検討するなど、官民協働による景観形成を進める。	-
★	景観形成重点地区景 観向上推進事業	倉敷市の広域的な玄関口にふさわしい風格ある景観形成を促進する。	倉敷駅と美観地区を結ぶ倉敷中央通り沿いの景観形成重点地区指定に伴い、既存不適格となる建築物や屋外広告物等について、改修等の経費を助成する。	5,000
★	旧街道景観整備事業	美観地区に繋がる旧街道沿いの歴史的な町並み景観の保全を図る。	美観地区から西側に続く旧街道沿いの歴史的な町並み景観を保全するため、指定する道路から望見できる建築物等の外観修景にかかる改修等の経費を助成する。	4,000
	倉敷市公共事業景観 ガイドラインの運用	民間事業に先立ち、公共事業が本市の景観政策を先導する役割を担う。	対象施設の基本方針やデザイン・色彩検討のポイントを踏まえた事業を計画し、運用方法に基づく景観デザイン検討を行い、地域の景観を先導する質の高い整備を目指す。	-
★	町家・古民家で紡ぐ魅 力拠点づくりと技術 伝承事業	高梁川流域圏域内の町家・古民家を活用し、新たな魅力拠点を創出する。	圏域内の町家・古民家の保存・再生・活用を図るとともに、それらに必要な技術伝承を行う。また、高質空間として再生された町家・古民家の魅力発信を行う。	5,578
★	伝統的建造物群保存 地区・伝統美観保存 地区・町並み保存地区 保存事業	伝建地区・伝美地区・町並み保存地区内の歴史的な町並みを保存する。	伝建地区・伝美地区・町並み保存地区内における建物を修理・修景する者に支援を行う。	40,000

★は総合計画実施計画記載事業

基本目標 3

水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち

政策領域 ・SDGs	水環境、大気環境の保全 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
政策⑤	★良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます

施策 9 水質汚濁の防止

9-1 水環境の状況を把握するために河川、海域などの水質を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、水質汚濁防止法等に基づく立入検査など、工場・事業場に対して排水基準や総量規制基準の遵守を指導します。また、各種イベントや環境学習等において、生活排水対策の啓発活動を実施します。

9-2 健全な土壌環境を維持するために、土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止措置の指示等による土壌汚染対策を実施します。

9-3 下水道、合併処理浄化槽などの污水处理施設の整備や既存施設の維持管理などを適切に行い、公共用水域における良好な水環境を継続的に実現します。

施策 10 大気汚染の防止

10-1 大気環境の状況を把握するため、市内の大気測定局で、大気汚染物質の常時監視及び測定を行います。

10-2 大気環境を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、工場・事業場に対して大気汚染物質の排出基準や総量規制基準の遵守、施設改善、揮発性有機化合物の削減対策などを指導します。また、アスベスト飛散防止対策や自動車公害対策等を進めます。

10-3 P R T R制度に基づき、化学物質を製造・使用する事業者に対し、適正な届出を指導することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、化学物質の排出量等の情報を提供します。＜ 施策 9 「水質汚濁の防止」 共通 ＞

環境指標	現状値 (R 元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
河川海域のBOD・COD・全窒素・全りん環境基準適合率	73.7%	—	84.2%
大気環境基準達成率＜総合計画指標＞	84.7%	—	85.6%
污水处理人口普及率＜総合計画指標＞	92.7%	—	96.3%

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	水質調査事業	水環境の監視、市民への わかりやすい情報提供	公共用水域や地下水、工場・事業場の排水の測定を実施するとともに、公共用水域の測定結果をホームページ等で市民にわかりやすく情報提供を行う。	14,753
★	水質汚濁防止対策事業	水質汚濁の防止	水質汚濁防止法等に基づく立入検査など、工場・事業場に対して排水基準や総量規制基準の遵守を指導するとともに、生活排水対策の啓発活動を行う。	4,441
	土壌汚染対策事業	土壌汚染の防止	土壌汚染対策法などに基づく必要な手続きの指導等を行う。	-
★	下水道事業	公共用水域の水質汚濁の 防止、生活環境・公衆衛生 の向上	下水道施設の整備や既存施設の維持管理などを適切に行うとともに接続率の向上にも努め、公共用水域における良好な水環境を継続的に実現する。	8,588,450
★	合併処理浄化槽設置 費助成事業	公共用水域の水質汚濁の 防止、生活環境・公衆衛生 の向上	公共下水道が未整備の区域において、合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、浄化槽設置を促進する。	157,755
★	大気調査事業	大気環境の監視、市民への わかりやすい情報提供	市内の大気測定局で、光化学オキシダントや PM2.5 等の大気汚染物質の常時監視を行うとともに、ホームページ等で市民にわかりやすく情報提供を行う。	98,330
★	大気汚染対策事業	大気汚染の発生抑制	工場・事業場に対して、大気汚染物質の排出基準や総量規制基準の遵守、施設改善、揮発性有機化合物の削減対策などを指導する。	6,218
★	ダイオキシン類対策 事業	ダイオキシン類対策	ダイオキシン類排出事業者に対する規制及び指導を行うとともに、環境中のダイオキシン類濃度調査を実施する。	10,742
	化学物質対策事業	事業者による化学物質の 自主的な管理の改善	工場・事業場に対して、PRTR 制度に基づく適正な届出を指導するとともに、化学物質の環境への排出量及び移動量の自主的な管理を事業者へ推進する。	2,631

★は総合計画実施計画記載事業

政策領域 ・SDGs	生活環境の確保 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
政策⑥	快適な生活環境の確保に努めます

施策１１ 騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進

- 11-1 騒音・振動・悪臭の相談が寄せられた工場・事業場等へ立入等を行うとともに、防音・防振・防臭対策について、発生源への指導・依頼等を行います。また、環境騒音※の状況を把握することにより、その改善に努めます。
- 11-2 全市一斉ごみ０（ゼロ）キャンペーンなど、市民や団体、事業者による自主的な地域の環境美化活動を支援します。
- 11-3 不法投棄監視員による巡回・監視活動を強化し、不法投棄※の未然防止や早期発見に努めます。

施策１２ 安全でおいしい水の安定供給

- 12-1 健全な水環境を守るため、啓発活動を進めるとともに、水道利用者の求めるニーズを的確に捉え、水道事業サービスの向上を図ります。
- 12-2 水道施設などの効率化や耐震化を含めた整備を進めるとともに、広域での連携強化も含めて多発する自然災害への対応を強化し、災害時の水道被害を最小限に食い止めることをめざします。 ⑨

環境指標	現状値 (R 元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
清掃活動に参加している人の割合 ＜総合計画指標＞	65.5%	—	72.0%
水道水を飲料水として直接飲んでいる人の割合 (直接飲用率) ＜総合計画指標＞	96.9%	—	97.5%

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	騒音・振動・悪臭対策事業	騒音・振動・悪臭対策	騒音・振動・悪臭の相談が寄せられた工場・事業場等へ立入等を行うとともに、防音・防振・防臭対策について、発生源への指導・依頼等を行う。	4,901
★	地域社会ボランティア「アダプト・プログラム」事業	ボランティア活動を通じて公共施設への愛着を深め協働の機運を高める。	道路、水路などの公共施設の清掃美化活動を行うボランティア団体に対し、ほうきなどの消耗品の支給やボランティア活動保険加入などで活動を支援する。	836
★	環境美化啓発事業	環境美化の促進	「全市一斉ごみ 0 キャンペーン」をはじめとする清掃美化活動の支援、飼い犬ふん害対策（イエローカード作戦など）、ポイ捨て対策などを実施する。	3,992
★	用排水路の清掃委託事業	農業用水路が適正に維持管理されるため、地域の清掃活動を支援する。	市内全域で農業土木委員会を中心に、非農家も含めた管理組合等が、年に 1～3 回程度、町内会等と連携して行う用排水路清掃活動を支援する。	115,070
★	リフレッシュ瀬戸内事業	美しい瀬戸内海を守るため、地域環境美化意識の向上を図る。	6 月、沙美海水浴場の海開きの前に、地元住民、学校、企業等と連携し、海岸清掃活動を実施する。	-
★	不法投棄対策事業	不法投棄物の情報収集、回収及び防止対策	「不法投棄 110 番」の設置などによる情報収集や、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、ボランティア不法投棄監視員によるパトロール強化などを行う。	1,640
★	不法投棄監視事業（不法投棄防止対策事業）	不法投棄の早期発見、未然防止	航空機による上空監視、休日夜間の監視パトロール、不法投棄防止用監視カメラの活用などを行う。	23,723
★	残留塩素濃度の適正管理	安全な水を送り届ける。	市内 15 か所で毎日 1 回の測定結果を局内で共有するとともに、浄水場にて塩素注入量の調整を行い、濃度のばらつきを抑える。また、遠隔監視装置の導入を検討する。	19,490
★	（仮称）水循環イベントの開催	水循環の大切さを利用者とともに考える気運の醸成を図る。	水資源の大切さを考えるきっかけとして、高梁川流域の利水団体をはじめとする各関係団体と将来の高梁川の水源、水質について考える催しを実施する。	320
★	水道水の利用促進事業	直接飲用率の向上	水道展、出前講座、広報紙、HP の内容の見直しに加え、動画配信サービス等、デジタルコンテンツを活用した PR を行う。	4,137
★	管路の計画的更新と耐震化	災害による被害を最小化する。	新しい整備計画を策定し、将来の水需要減少を見据えたダウンサイジングを図り、災害対策として管路の更新を効率的に進める。	4,117,781

★は総合計画実施計画記載事業

基本目標
4

リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち

政策領域 ・SDGs	廃棄物の発生抑制・再使用        
政策⑦	廃棄物の発生抑制・再使用を進めます

施策 1 3 廃棄物の発生抑制

- 13-1 市民・事業者・行政のそれぞれが相互に連携・協働し、循環型社会※の形成のため食品ロス削減の推進など“できるだけごみにしない”という、廃棄物の発生自体を抑制するリデュースを進めていきます。
- 13-2 生ごみの水切りの啓発や家庭向けの生ごみ処理容器の購入補助など、廃棄物の減量化を進めます。
- 13-3 内陸部から河川を通じて流入する「海ごみ」の発生抑制のため、普及啓発を行います。

施策 1 4 廃棄物の再使用促進

- 14-1 リサイクル推進センター（クルクルセンター）の体験講座などを通じて、生活の中で不要になったものを捨てる前に「まだ使えないか」「他の利用方法がないか」の再考を促進するなど、再使用につなげる取組を推進します。
- 14-2 リサイクル推進センターを拠点とした、木製品・衣類・書籍、エコバッグ等のリユース事業などを通じて、再使用の推進に努めます。

環境指標	現状値 (R 元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 ＜総合計画指標＞	509 ㌒	—	469 ㌒
事業ごみ（一般廃棄物）の年間排出量 ＜総合計画指標＞	70,849 t	—	66,817 t

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	ごみの適正処理・減量・リサイクル啓発事業	ごみの減量、適正処理、リサイクルの啓発	「リサイクルフェア」や、食品ロス・海洋ごみ・3R を啓発テーマとする「暮らしとごみ展」の開催の実施など、啓発を行う。	7,494
	循環型社会推進事業	循環型社会形成の推進	産業廃棄物の排出抑制、資源の循環利用を促進するためのモデル的な事業に対し、施設設置費用の一部を補助する。	7,500
★	ごみ減量化対策事業	家庭ごみの減量化・資源化	再生資源物の集団回収を行う PTA、子ども会等の団体活動を奨励し、報奨金を交付するとともに、各家庭の生ごみ処理容器購入に対する補助金を交付する。	83,388
★	学校における食育の推進	学校教育活動全体を通じて、児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるようにする。	学校給食に地場産物を計画的に取り入れたり、指導教材の充実を図ったりしながら、学校における食育を推進する。	-
★	環境意識啓発事業	環境意識啓発、環境・経済・社会の好循環の創出	大学と連携して制作した、環境をテーマにした絵本を活用して、子どもや若い世代向けに環境意識啓発を行う。	-
★	高梁川流域河川ごみ等調査啓発事業	海ごみの発生抑制等	海ごみの発生要因である河川ごみの発生抑制や生態系に及ぼす影響等に関する啓発活動を実施する。	206
	リサイクル推進センター管理運営事業	ごみの減量、適正処理、リサイクルの啓発	市民が自主的にごみの減量とリサイクルに取り組むことを目的に、体験講座の開催や啓発事業を実施する。また、木製家具の修理再生販売や古着・古本の無償提供を行う。	15,625

★は総合計画実施計画記載事業

政策領域 ・SDGs	廃棄物の再生利用 4 質の高い教育をみんなに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
政策⑧	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます

施策15 廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進

15-1 燃やせるごみや資源ごみ等、ごみの分別徹底を図るとともに、回収したペットボトル等の資源ごみについては再商品化事業者に引き渡すなど、リサイクルを推進します。

15-2 新たに、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等を整備し、安定的かつ適切な廃棄物処理を行うとともに、エネルギーの回収や資源循環の促進を図ります。

施策16 廃棄物の適正処理

16-1 排出事業者に対し、訪問指導等で、徹底した廃棄物の減量化・資源化を促すとともに、処理事業者に対し、現地調査や搬入物検査等で、適正処理に向けた指導・監督を行うなど、適正処理を推進します。

16-2 広報紙や事業者向けパンフレット等で廃棄物適正処理の協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図ります。

16-3 産業廃棄物の処分に当たっては、電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムの利用を推進することで不適正処理の防止を図ります。

環境指標	現状値 (R元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
リサイクル率※＜総合計画指標＞	11.4% (46.0%) 注	—	22.3%
最終処分率※	1.8%	—	1%台以下を維持

(注) () 内の数値は資源循環型施設分を含むリサイクル率(参考値)。施設は令和6年度末で事業終了。

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	ごみの適正処理・減量・リサイクル啓発事業	ごみの減量、適正処理、リサイクルの啓発	「リサイクルフェア」や、食品ロス・海洋ごみ・3R を啓発テーマとする「暮らしとごみ展」の開催の実施など、啓発を行う。	7,494
★	ペットボトル回収事業	ペットボトルの回収、資源化	協力店のスーパー等に設置した回収箱から回収したペットボトルや、資源ごみとしてごみステーションから回収したペットボトルを資源化する。	79,042
	資源ごみ再資源化事業	古紙・古布の資源化	市の処理施設へ搬入された古紙・古布について、再資源化業者に引き渡し、資源化を行う。	11,409
	家電リサイクル事業	特定家電や小型家電の資源化	特定家電や小型家電について、再資源化業者へ引き渡し、資源化を行う。	33,735
★	(仮称)倉敷西部クリーンセンター整備事業	ごみ処理施設等の整備	ごみ処理施設の集約化及びエネルギーの回収・有効利用の促進を図るため、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、市民ごみ持ち込み施設の整備を行う。	752,970
★	(仮称)白楽町汚泥再生処理センター等整備事業	ごみ処理施設等の整備	浄化槽汚泥等の再生利用を図るため、汚泥再生処理センターの整備を行う。	213,323
★	事業ごみ適正処理指導事業	事業ごみの適正処理の指導	事業ごみの受入時に不適正廃棄物の混入を確認する搬入検査や一般廃棄物減量資源化計画書の作成・提出を求めるなど事業者に対して指導を行う。	-
	産業廃棄物適正処理推進事業	処理業者等に対する適正処理の指導	産業廃棄物処理業者等への立入調査を実施し、産業廃棄物の適正処理に関する指導を行う。	23,550
	産廃排出・処理業者監視・指導事業	排出事業者等による不適正処理の防止	排出事業者等に対して、産業廃棄物の適正な保管及び処理についての指導を専門に行う職員を配置し、監視指導体制を強化する。	22,121

★は総合計画実施計画記載事業

基本目標 5

脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち

政策領域 ・SDGs

温室効果ガスの削減



政策⑨

☆温室効果ガス排出量の削減に努めます

施策17 事業者・公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入

- 17-1 事業者や公共施設への省エネルギー機器・設備や、太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギー設備の導入を進め、市全体の温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 17-2 住宅やオフィスビル等について、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の導入などによる建物のエネルギー収支ゼロ化を推進します。
- 17-3 環境負荷の低減や省力化のため、流通事業者が進める輸送網の集約や輸配送の共同化に資する施設や設備の整備に対し、助成制度による支援を行います。
- 17-4 市のごみ処理施設等で自家発電した電力を市の他施設で消費できる仕組みを構築し、電力の地産地消を推進します。

施策18 環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルへの転換

- 18-1 医療・福祉施設、商業施設や住居等が、利便性の高い公共交通沿線にまとまって立地し、これらの生活利便施設等に公共交通でアクセスできるなど、コンパクトなまちづくりを推進し、自動車利用の低減やエネルギーの効率的な利用等に繋がります。
- 18-2 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、環境性能に優れた自動車の普及を推進します。
- 18-3 省エネルギー・再生可能エネルギー設備が導入されるよう、助成制度を実施するとともに、普及啓発等を行います。
- 18-4 市民に対し、グリーンくらしきエコアクション※の実践など、環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を行います。

環境指標	現状値 (R元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
市全体から排出される温室効果ガスの削減割合 ＜総合計画指標＞（H25年度 34,519 千t-CO ₂ 比）	5.0%削減 (H29)	—	8.3%削減 (※)
産業部門での年間温室効果ガス排出量	26,401 千t-CO ₂ (H29)	—	26,208 千t-CO ₂ (※)
世帯当たりの年間温室効果ガス排出量 ＜総合計画指標＞	5,037kg-CO ₂ (H29)	—	4,300kg-CO ₂ (※)
太陽光発電システムの導入件数（10kW未満） ＜総合計画指標＞	18,642 件	—	25,000 件

（注）現状値欄に（H29）がある数値については、令和元年の数値が未公表のため、最新の数値（平成29年度）を掲載しています。
また、上記（※）があるめざそう値については、今後、国と県の動向を見ながら、再設定します。

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	学校屋内運動場照明 LED 化事業	環境に配慮した学校施設 を整備する。	小学校・中学校・高等学校の屋内運動場照明の LED 化を 計画的に進める。令和 3 年度は東中学校他 3 校で実施す る。	44,000
★	道路照明維持管理事 業	道路照明等の LED 化によ り電気使用料削減を図 る。	市内の道路照明・トンネル照明等の LED 化を進めるとと もに、地域に対しても補助金を交付し、防犯灯の LED 化 を促進させる。	144,748
★	エネルギー使用量削 減推進事業	市の施設のエネルギー使 用量と温室効果ガスの排 出量の削減	省エネ法により義務づけられたエネルギー使用量の削 減計画を策定し、市の施設のエネルギー使用の合理化を 図る。	5,461
★	水道施設における環 境負荷の低減	省エネルギー化の推進等 による環境負荷の低減	片島浄水場における空調設備の更新及び照明の LED 化 実施。	24,638
★	ESCO 事業	施設設備の省エネ改修工 事を実施し CO ₂ 排出量の 削減とコストを縮減す る。	省エネ改修工事を実施済みの 10 施設の ESCO 事業を継 続し、設備が老朽化している施設を対象に、新たに ESCO 事業を導入する。	306,685
★	認定エコハウス・太陽 光発電等導入促進事 業	認定エコハウス・太陽光 発電等の導入促進	認定エコハウスの普及促進と、住宅用の太陽光発電シ ステムやリチウムイオン蓄電池などの導入促進を図るた め、各種補助金を交付する。	71,096
	企業誘致推進事業	地域経済の活性化や雇用 の維持・創出、税収の増加 を図る。	企業の立地・設備投資に対して奨励金を交付する。市内 物流業者の環境負荷軽減に係る設備投資も対象。	874,761
★	(仮称)倉敷西部クリ ーンセンター整備事 業	電力の地産地消の推進	(仮称)倉敷西部クリーンセンターの整備に伴い、施設 で発電した電力を、自営線及び自己託送等で他の公共施 設へ供給する仕組みを構築する。	-
	倉敷市職員チャレン ジエコ通勤	渋滞緩和、公共交通の維 持、CO ₂ 排出削減、健康増 進	5 日/月の利用を上限として、4 人で 1 つの駐車場枠をシ ェアし、普段は公共交通機関、自転車、徒歩などでエコ 通勤を行う。	-
★	電気自動車等導入費 補助事業	電気自動車等の導入促進	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・充電設備 及び燃料電池自動車の導入促進を図るため、各種補助金 を交付する。	22,500
★	中小企業への省エネ 設備導入促進事業	事業者の省エネ設備導入 促進	専門家による省エネ診断に基づき、CO ₂ 削減効果が一定 量以上見込まれる設備更新を行う中小企業に対し、補助 金を交付する。	15,000
★	脱炭素型ライフスタ イル普及啓発事業	環境に配慮したライフス タイルの普及啓発	市民に対し、グリーンくらしきエコアクションの実践な ど、環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を行う。	-

★は総合計画実施計画記載事業

政策領域 ・SDGs	適応策の実施       
政策⑩	☆地域特性に応じた適応策を実施します

施策１９ 市民生活・事業活動等への影響に対する適応策

- 19-1 気候変動によって既に起こっている影響や今後起こり得る影響に対処するため、情報を収集・整理し、地域特性に応じた適応策を計画的に実施します。
- 19-2 熱中症予防のため、市民への普及啓発を進めます。
- 19-3 感染症対策のため、下水道施設を整備することにより、病原体を媒介する蚊等の発生を抑制します。
- 19-4 災害時の電源利用として、電気自動車等と住宅等の間で相互に電力供給するために活用する充放電設備（V2H）や外部給電器等の設置を促進します。
- 19-5 生物多様性の保全を図るため、生物分布の経年変化を把握し、調査結果を公表するなど、自然環境への意識や理解の醸成を図ります。

施策２０ 頻発化・激甚化が懸念される災害への適応策

⑤防

- 20-1 下水道施設の整備、雨水利用の促進等に取り組みます。
- 20-2 市道整備時に、歩道の舗装を透水性舗装とすることで、降った雨を直接河川や水路に流さずに地下に浸透させ雨水の流出を抑制します。
- 20-3 田んぼダムの導入、ため池ハザードマップの整備、農業用ため池の改修等に取り組み、大雨などに対する防災・減災を図ります。
- 20-4 立地適正化計画に基づき、土砂災害や水害などの災害リスクの低い場所へ、居住と都市機能の誘導を図ります。
- 20-5 大規模災害マニュアルや土砂災害マニュアルを作成し、局地的な集中豪雨等による水害や土砂災害に対応します。
- 20-6 ハザードマップやタイムラインを作成し、「自助・共助・公助」の防災理念のもと、防災訓練や防災教育などを通じて、市民のさらなる防災・減災意識や知識の向上を図ります。
- 20-7 平成３０年７月豪雨災害の経験や課題を踏まえ、災害廃棄物処理計画の改定や官民共通の初動マニュアルを作成します。
- 20-8 自然災害から事業者が従業員・資産を守り、業務の早期復旧体制を作るためのBCP（事業継続計画）の策定を促進します。
- 20-9 災害発生時の情報収集拠点となる倉敷館などの観光施設に停電時でも利用できる無線公衆ＬＡＮを整備し、観光客の安心・安全の確保を図ります。

環境指標	現状値 (R元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
熱中症搬送患者数	317人	—	300人以下を維持
自主防災組織カバー率＜総合計画指標＞	73.3%	—	90%

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	適応策普及啓発事業	適応策の普及啓発	市民・事業者に対し、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である適応策について、情報提供・普及啓発を行う。	-
	熱中症予防啓発事業	熱中症を予防し、発症者を減らす。	救急講習会、ホームページ、SNS で普及啓発することにより、熱中症を予防する。	-
	熱中症予防普及啓発事業	熱中症予防に関する普及啓発	熱中症が増加する夏季を中心に市民に対して正しい知識と予防について普及啓発を行う。	-
★	下水道事業	公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境・公衆衛生の向上	下水道施設の整備や既存施設の維持管理などを適切に行うとともに接続率の向上にも努め、公共用水域における良好な水環境を継続的に実現する。	8,588,450
★	感染症対策事業	感染症を予防する。	正しい知識の普及啓発。患者発生時には二次感染防止のための保健指導及び接触者への健康診断を行う。また1・2類感染症発生時の患者移送体制の整備を行う。	224,872
★	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築する。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた国家的プロジェクトであるワクチン接種を迅速かつ円滑に実施する。	3,125,030
★	電気自動車等導入費補助事業	電気自動車等の導入促進	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・充電設備及び燃料電池自動車の導入促進を図るため、各種補助金を交付する。	22,500
	自然環境基礎調査事業	生物多様性の保全	自然環境への意識や、理解の醸成のため、生物分布の経年変化を把握し、調査結果を公表する。	-
	道路新設改良事業街路事業	降った雨を直接河川や水路に流さずに地下に浸透させ雨水の流出を抑制する。	市道整備時に透水性舗装を用いた歩道の整備を進める。	9,300
★	田んぼダム普及啓発事業	大雨時での内水被害の軽減を図る。	大雨時、水田内に雨水を貯留させて、下流域の内水被害を軽減させる「田んぼダム」の普及啓発を行う。	630
★	ため池防災減災事業	農業用水の確保と決壊による災害への防災・減災を図る。	ため池の改修・廃止を行う。また防災上重要なため池について、ハザードマップの作成・周知を行うとともに、水位監視システムを設置する。	157,317
	届出制度の活用	災害リスクを踏まえた居住や都市機能の誘導を図る。	立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、土地開発業者等に対して、災害リスクに関する情報や本計画の趣旨等を積極的に提供する。	-
	大規模水害対応事業	大規模水害時の迅速的確な対応	大規模災害マニュアルや土砂災害マニュアルを作成、改訂し、それに沿った訓練を実施する。訓練の反省を活かしマニュアルをさらに改訂することにより、局地的な集中豪雨等による水害や土砂災害に対応する。	-
★	高梁川流域データ活用による防災力強化事業	高梁川流域圏域で共同利用できるシステムの活用推進を図る。	防災関連オープンデータを活用し、容易に地域の防災マップ等を作成することができるシステムを提供する。	3,725

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	高梁川流域防災力強化事業	高梁川流域圏域の一体性を醸成し、圏域内の防災力強化を図る。	高梁川流域圏域の防災力強化を目的に、住民の自主的避難を促すための防災講演会や避難所運営演習等を実施する。	1,129
★	学校防災教育推進事業	防災に関する知識や実践力を身につけるとともに防災意識の向上を図る。	小学校において、地域の災害リスクや避難行動を考える学習資料として活用するハザードマップや、マイ・タイムライン検討ツールの逃げキッドを作成する。	1,987
★	災害予防事業	市民の防災意識向上を図る。	災害に強いまちづくりめざし、防災意識向上のため、防災知識の啓発や全市一斉総合防災訓練等を実施するとともに、地区防災計画の策定支援を行う。	3,503
★	水防センター整備事業	高梁川流域の大規模水害発生時に、水防活動等を円滑に行う。	災害時は水防活動の現場指令や水防団員の待機等のために、平常時は水防活動訓練や防災学習等で活用できる施設を整備。(令和2年度～5年度)	-
★	地域健康危機管理体制推進事業(情報提供)	緊急時に迅速かつ有効な対応ができるよう健康危機管理体制を強化する。	新たな感染症の発生や大規模災害時に備え、平時から市民に適切な情報提供を行い、危機管理意識の向上を促す。	-
	SDGs 災害廃棄物処理官民連携事業	発災時に、官民連携による速やかな災害廃棄物処理体制構築のため、平時から連携を強化する。	平成30年7月豪雨災害の課題と経験を踏まえ、令和2年度に策定した倉敷市災害廃棄物処理計画(改定版)及び官民共通の初動マニュアルを活用し、発災時のスムーズな体制構築のため、官民連携による図上訓練等を行う。	152
	がんばる中小企業応援事業	地域経済を支える市内中小企業者の新たな事業展開を支援する。	市内中小企業者が行う、BCP策定、事業継続力強化計画策定に係る経費の一部に対する助成。	11,505
★	高梁川流域誘客環境整備事業	観光客の利便性を向上させ、観光満足度と再来訪意欲を高める。	フリーWi-Fiの整備など、圏域へ観光誘客するための基盤整備を行うことで、観光客の利便性と、観光満足度の向上を図る。	13,700
★	災害予防事業(危機管理課分)	頻発する災害に備えるため、災害対策本部機能を強化する。	情報収集の多機能化、伝達手段の多様化、IT化の推進など、災害対策本部機能の充実強化を図る。	27,563
★	緊急情報提供無線システム管理運営事業	災害時、緊急情報を迅速・確実に市民提供する。	災害発生時、市民に対し緊急情報を迅速かつ確実に提供するため、緊急情報提供無線システムの管理運営を実施する。	52,216
★	安全・安心な施設情報の発信事業	安全・安心な施設情報を利用者に発信することで安全体制を確立する。	防火・防災管理上の基準に適合するホテル、旅館等不特定多数が宿泊する施設や大規模な就業施設、大学等の情報を消防局ホームページで発信する。	-
★	地域健康危機管理体制推進事業(関係機関との調整)	緊急時に迅速かつ有効な対応ができるよう健康危機管理体制を強化する。	新たな感染症の発生や大規模災害時に医療の確保が迅速に行えるよう関係機関との調整を図る。	319
★	真備緊急治水対策事業	小田川の安全性向上及び災害時等の緊急車両の通行等を確保する。	国と市で協力して、小田川の堤防道路を7m程度に拡幅等を行い、堤防強化を図る。	15,500
★	避難経路等確保事業	避難時に支障となる狭い道路を解消し、安全な避難道路等を確保する。	真備町岡田78号線や真備町有井6号線等の拡幅等を行い、安全な避難道路等の確保を図る。	194,100

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	水江橋梁（仮称）新設事業	外水による浸水被害を防止する。	小田川合流点の付替え事業に伴い、船穂町水江に橋りょうを新設する。	124,000
★	建築物耐震診断等助成事業	建築物の耐震診断を促進することによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減する。	木造住宅、その他建築物の耐震診断等の費用の一部を助成する。	13,280
★	建築物耐震改修等助成事業	建築物の耐震改修を促進することによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減する。	木造住宅及び耐震診断が義務化された一定の大規模施設の耐震改修工事や、危険なブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成する。	120,409
★	浸水対策事業	浸水被害から、市民の生命・財産を守る。	排水機場などの各施設の改修等を行う。	432,190
★	災害備蓄品整備事業	防災協定や災害時備蓄品の充実等により防災体制の一層の強化を図る。	避難所開設時における避難生活用品や、災害対応資機材などを整備する。また、一般企業・業界団体等と防災協定を拡充し、防災体制の強化を図る。	57,884
★	備中地区消防相互支援事業	高梁川流域 6 消防本部全体の消防力を高める。	高梁川流域 6 消防本部がもてる能力及び資機材を融通し合う又は協力することにより、流域全体の消防力を高める。	-
★	備中地区消防指令業務共同運用事業	備中地区 6 消防本部で消防指令業務を共同運用し、消防力の強化を図る。	消防通信指令業務の共同運用に係る検討／令和元年度末に作成した基本計画及び実施計画をもとに、消防指令業務の共同運用について検討を進める。	-
★	消防団機庫建設事業	消防団施設の強化	老朽化した消防機庫の建替えを行う。児島方面隊味野分団第 4 部の機庫新築工事、地質調査及び機庫用地造成工事を行う。	34,700
★	自主防災組織育成事業	自主防災組織の結成促進と活動の活性化を図る。	出前講座等を活用して自主防災組織の結成促進と活動の活性化を図る。新規結成組織には、避難誘導灯や緊急告知 FM ラジオ等の災害備蓄品を支給し、組織の運営を支援する。	12,028
★	要援護者避難支援事業	災害に備えた避難支援体制を整え、配慮を要する方の支援の充実を図る。	特に配慮を必要とする被災者に対応するため、災害時の福祉避難所の充実を図る。市と自主防災組織・民生委員・倉敷市社会福祉協議会・警察・消防機関との間で災害時要援護者の情報を共有するために、災害時要援護者からの情報提供の同意確認を行う。	10,190
★	高梁川流域救急隊員合同研修事業	救急隊員の質の向上	高梁川流域の消防本部の救急隊員を対象に、その資質向上のため、救急医療に関する分野に精通した講師を招へいし、研修会を行う。	-
★	救急高度化推進整備事業	救命率の向上	心肺停止となった人に対し、すぐそばにいる人が適切な応急手当ができるよう応急手当の講習を開催し、救命率の向上を図る。	-

★は総合計画実施計画記載事業

政策領域
・SDGs

環境意識の向上



政策⑪

★環境意識を持ち行動できる人を育てます

施策2-1 市民への環境学習の推進

21-1 環境学習の拠点である環境学習センターにおいて、講座や体験学習、施設見学などの充実を図り、市民の環境意識の向上、日々の実践を促進します。

21-2 市民意識啓発・知識習得のため、子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習・体験の場や機会が得られるよう、環境関連の出前講座や施設見学、自然観察会や環境イベント等の充実を図ります。

21-3 ホームページや広報紙のほか、SNSを活用し、環境に関する情報発信を行います。

21-4 地域やNPO等の団体と連携・協働し、環境学習や体験活動を進めます。

施策2-2 次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進

22-1 市民・団体・事業者・行政などが相互に連携を図りながら、家庭・学校・地域など多様な場で、環境学習プログラムづくりや山・川・海の自然環境を生かした体験型学習プログラムづくりなど、子どもたちへの環境教育の充実を図ります。

22-2 自らの学びを支援するため、計画的に施設や設備を充実させるとともに、より魅力的な事業を実施するよう努めます。

環境指標	現状値 (R元)	実績値 (R3)	5年後めざそう値 (R7)
環境学習満足度＜総合計画指標＞	88.9%	—	90.5%
環境教育・環境学習講座受講者数	13,380人	—	14,500人

「政策」や「施策」を効率的・効果的に実施するための主要な事業一覧

	事業名	目的	実施内容	R3 予算額 (千円)
★	郷土くらしきを大切にする心育成プロジェクト事業	郷土倉敷を愛し、親しみ、心豊かに成長できるよう、心の育成を図る。	自分たちの学校生活や身の回りの環境を、よりよく改善する方法について協議するため「倉敷こどもミーティング」などを開催する。	92
★	教育普及事業、自然史博物館まつり事業	多様な主体と連携して学習機会を提供し、市民の学習意欲を高める。	自然史博物館友の会をはじめ関連団体との協働で、自然観察会、各種講座、自然史博物館まつり等を実施する。学校等への出前講座による講師派遣を行う。	997
★	生涯学習推進事業	市民へ学習機会を提供するとともに、市政に関する啓発を図る。	市民への学習機会の提供と市政に関する啓発として出前講座を実施する。また、市職員等に対する生涯学習の啓発として、生涯学習研修会を実施する。	698
★	出前自然史博物館事業	高梁川流域圏域での自然に関する教養を高める。	自然観察会「高梁川流域自然たんけん」を開催する（令和3年度は浅口市と新見市を予定）。展示ユニット「まちかど博物館」を公共施設等へ貸し出す。	59
★	環境フェスティバル実施事業	市民への環境意識啓発	6月の環境月間に、幅広い市民層を対象に、各種団体・企業等と連携して、環境関連啓発イベントを実施する。	4,521
★	環境意識啓発事業	環境意識啓発、環境・経済・社会の好循環の創出	大学と連携して制作した、環境をテーマにした絵本を活用して、子どもや若い世代向けに環境意識啓発を行う。	-
★	高梁川流域河川ごみ等調査啓発事業	海ごみの発生抑制等	海ごみの発生要因である河川ごみの発生抑制や生態系に及ぼす影響等に関する啓発活動を実施する。	206
★	環境学習推進事業	市民への環境学習の推進	親子で参加できる自然体験学習や、地域での環境学習を担う人材を育成するため、講座や施設見学などの環境学習を推進する。	5,299
★	環境学習センター運営事業	環境学習の拠点運営	環境関連図書、環境学習用機材、会議室の貸出など、環境学習センターを運営する。	12,960
★	食育推進事業	市民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む。	第二次倉敷市食育推進計画に基づき、倉敷市食育推進会議や「くらしき3ベジプロジェクト」の推進、食育イベントの開催、食育普及媒体の活用等により、関係団体・機関と連携・協働して食育を推進する。	1,275
★	学校における食育の推進	学校教育活動全体を通じて、児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるようにする。	学校給食に地場産物を計画的に取り入れたり、指導教材の充実を図ったりしながら、学校における食育を推進する。	-
★	環境交流スクエア管理運営事業	市民の環境に対する理解及び学習を促進するとともに、相互交流を図る。	環境交流スクエアを適切に維持、管理及び運営する。	85,675
★	高梁川流域こどもサミット事業	各地域の歴史や文化を学び合うことで、交流を図る。	高梁川流域圏域の中学生が、SDGsに関するテーマで討論を行う「こどもサミット」を実施する。	-

★は総合計画実施計画記載事業

3 環境指標一覽

環境指標と「目標値」

基本目標		政策	
1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	①	豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します
		②	環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します
2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	③	まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります
		④	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します
3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	⑤	良好な水環境・クリーンな大気環境の保全に努めます
		⑥	快適な生活環境の確保に努めます
4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	⑦	廃棄物の発生抑制・再使用を進めます
		⑧	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます
5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	⑨	温室効果ガス排出量の削減に努めます
		⑩	地域特性に応じた適応策を実施します
共通	5つの基本目標を達成するための「人づくり」	⑪	環境意識を持ち行動できる人を育てます

指標	単位	基準値	めざそう値	
		R 元	5 年後 (R7)	10 年後 (R12)
身近なところで、生き物（動物、昆虫や植物など）にふれあえる場や機会（イベントを含む）があると思う人の割合＜総合計画指標＞	%	32.8	38.0	43.0
自然にふれたり、学んだりする活動に参加している子どもの数＜総合計画指標＞	人	11,533	14,500	18,000
環境マネジメントシステムを導入し、環境経営に取り組んでいる事業者の割合	%	53.0	58.1	61.5
倉敷市・高梁川流域SDGsパートナーの登録数＜総合計画指標＞	件	令和3年度開始	150	300
企業が補助金を受けて行う、環境に配慮した研究・開発、設備投資の件数	件	2	5 か年計 15	10 か年計 30
身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合＜総合計画指標＞	%	35.1	37.1	38.5
都市公園の整備（1人当たりの面積）	m ² /人	8.2	9.0	9.5
倉敷市の景観を良くする取組に関わりたいと思う人の割合＜総合計画指標＞	%	44.1	50.0	57.0
倉敷市の景観が良くなったと感じている人の割合＜総合計画指標＞	%	35.8	42.0	49.0
河川海域のBOD・COD・全窒素・全りん環境基準適合率	%	73.7	84.2	100
大気環境基準達成率＜総合計画指標＞	%	84.7	85.6	86.4
汚水処理人口普及率＜総合計画指標＞	%	92.7	96.3	97.1
清掃活動に参加している人の割合＜総合計画指標＞	%	65.5	72.0	75.0
水道水を飲料水として直接飲んでいる人の割合（直接飲用率）＜総合計画指標＞	%	96.9	97.5	98.0
1人1日当たりの家庭ごみ排出量＜総合計画指標＞	グラム	509	469	440
事業ごみ（一般廃棄物）の年間排出量＜総合計画指標＞	t	70,849	66,817	62,814
リサイクル率＜総合計画指標＞	%	11.4	22.3	25.3
最終処分率	%	1.8	1%台以下を維持	1%台以下を維持
市全体から排出される温室効果ガスの削減割合＜総合計画指標＞（H25年度 34,519 千t-CO ₂ 比）	%	5.0	8.3	11.6
産業部門での年間温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	26,401	26,208	26,043
世帯当たりの年間温室効果ガス排出量＜総合計画指標＞	kg-CO ₂	5,037	4,300	3,800
太陽光発電システムの導入件数（10kW未満）＜総合計画指標＞	件	18,642	25,000	30,000
熱中症搬送患者数	人	317	300人以下を維持	300人以下を維持
自主防災組織カバー率＜総合計画指標＞	%	73.3	90	100
環境学習満足度＜総合計画指標＞	%	88.9	90.5	92.0
環境教育・環境学習講座受講者数	人	13,380	14,500	15,500

倉敷市第二次緑の基本計画の施策の体系図

倉敷市第二次緑の基本計画

～豊かな緑と水に囲まれた環境、

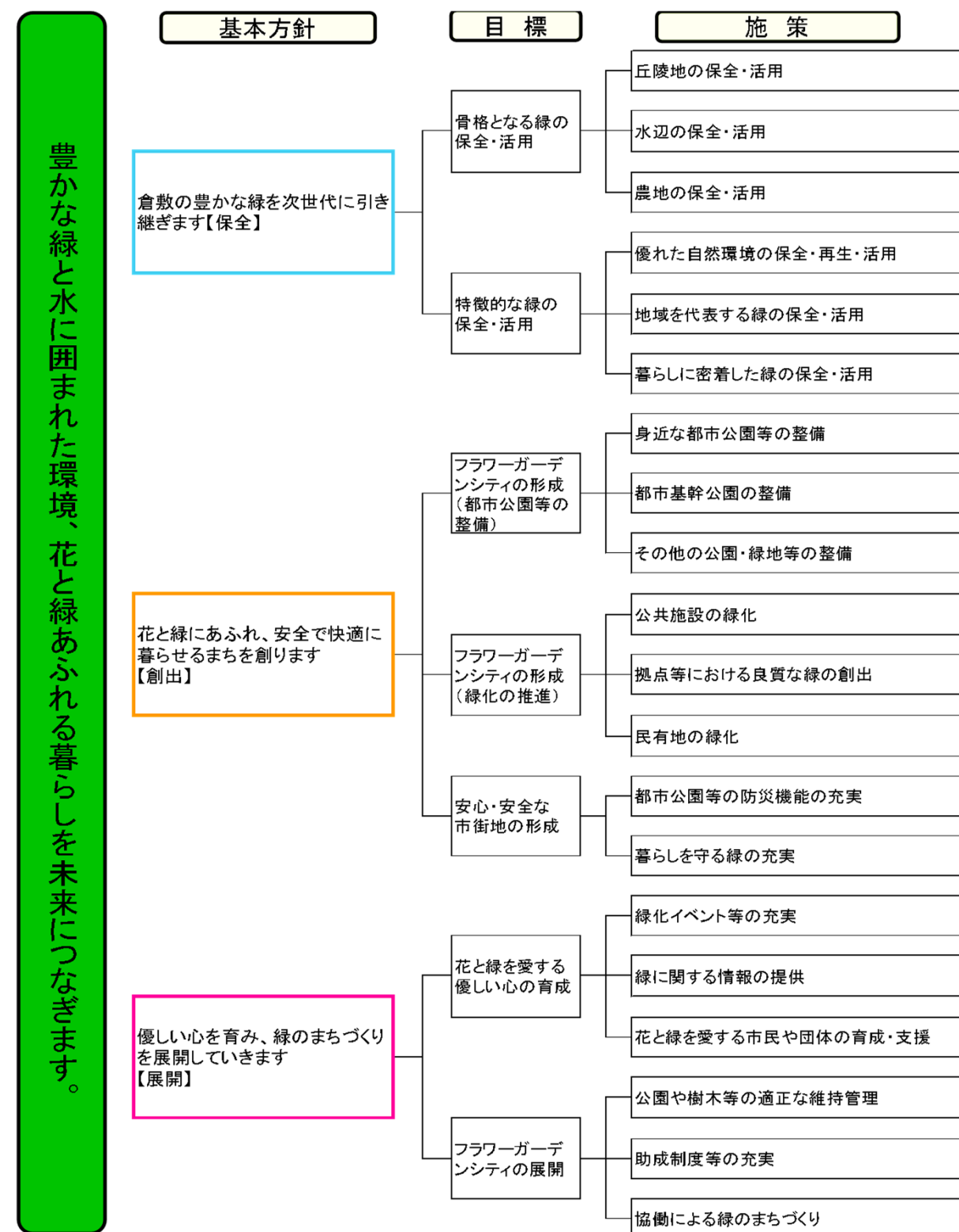
花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。～

第二次緑の基本計画に係る第 1 期実施計画
(令和 2 年度実績及び令和 3 年度計画)

- 基本方針 1 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます
- 基本方針 2 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります
- 基本方針 3 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます

倉 敷 市
土木部公園緑地課

【基本理念】



目標とする指標の進捗状況

<基本方針1> 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます（緑の保全）

○指標1 緑地率（緑地の確保）

区分	実績値 (H28)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	目標年次 (R17)
市街化区域	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.3%	7.7%
	872.0ha	873.7ha	872.9ha	874.5ha	879.3ha	929.2ha
市域全体	17.2%	17.2%	17.2%	17.2%	17.2%	17.5%
	6,073.8ha	6,084.6ha	6,089.8ha	6087.0ha	6095.2ha	6,170.5ha

<基本方針2> 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります（緑の創出）

○指標2 都市公園等の整備（一人当たり面積）

区分	実績値 (H28)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	目標年次 (R17)
都市公園	8.1㎡/人	8.1㎡/人	8.1㎡/人	8.2㎡/人	8.2㎡/人	10.0㎡/人
	392.2ha	393.3ha	392.7ha	393.6ha	394.0ha	476.3ha
都市公園等	14.9㎡/人	15.0㎡/人	15.1㎡/人	15.0㎡/人	15.0㎡/人	17.2㎡/人
	721.3ha	724.3ha	725.6ha	723.1ha	723.2ha	818.5ha

※都市公園等とは、都市公園及び公共施設緑地の合計

○指標3 身近な都市公園等に歩いていける地域の割合（市街化区域）

区分	実績値 (H28)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	目標年次 (R17)
身近な都市公園等に 歩いていける地域の割合	78.0%	78.4%	78.8%	79.2%	79.4%	80.0%

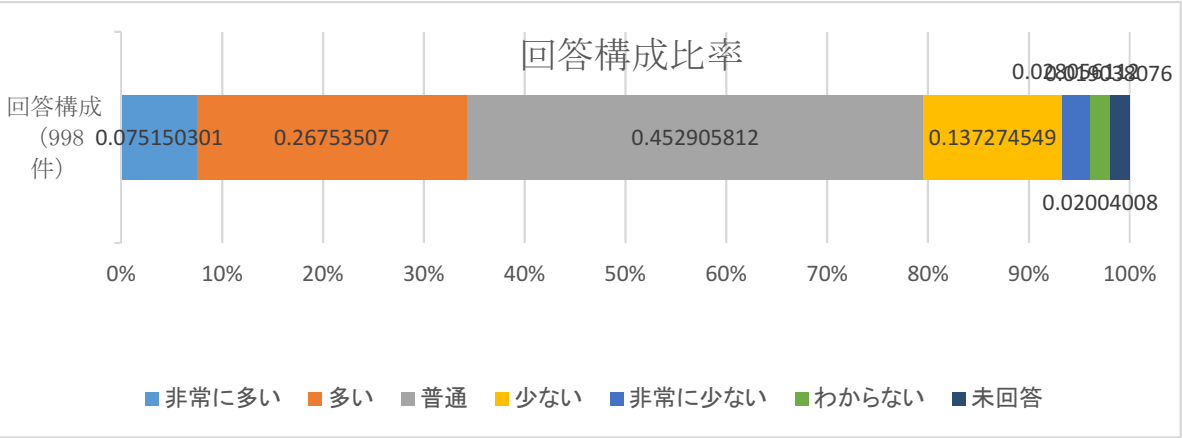
※身近な都市公園等： 街区公園、近隣公園、地区公園、遊園、開発遊園、住宅遊園、子ども広場

※歩いていける地域： 街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

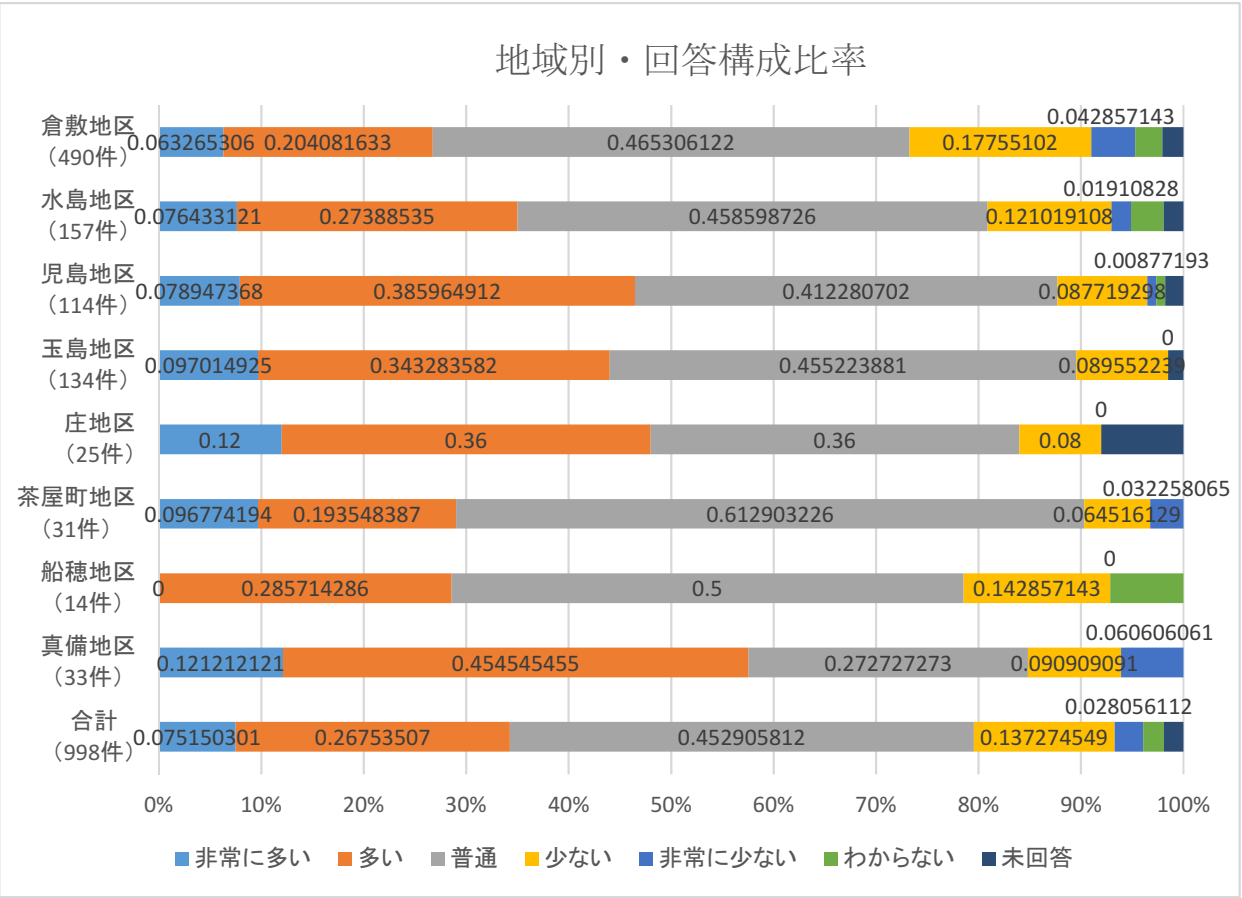
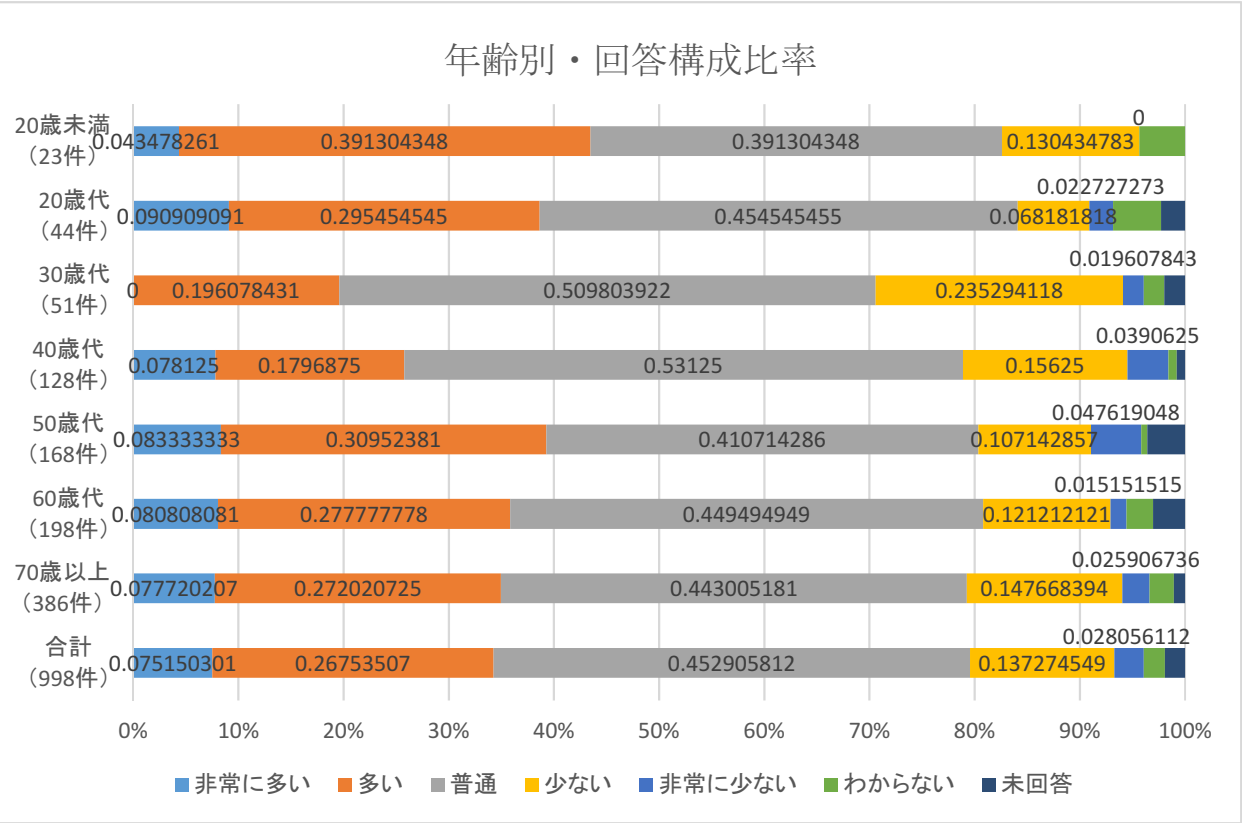
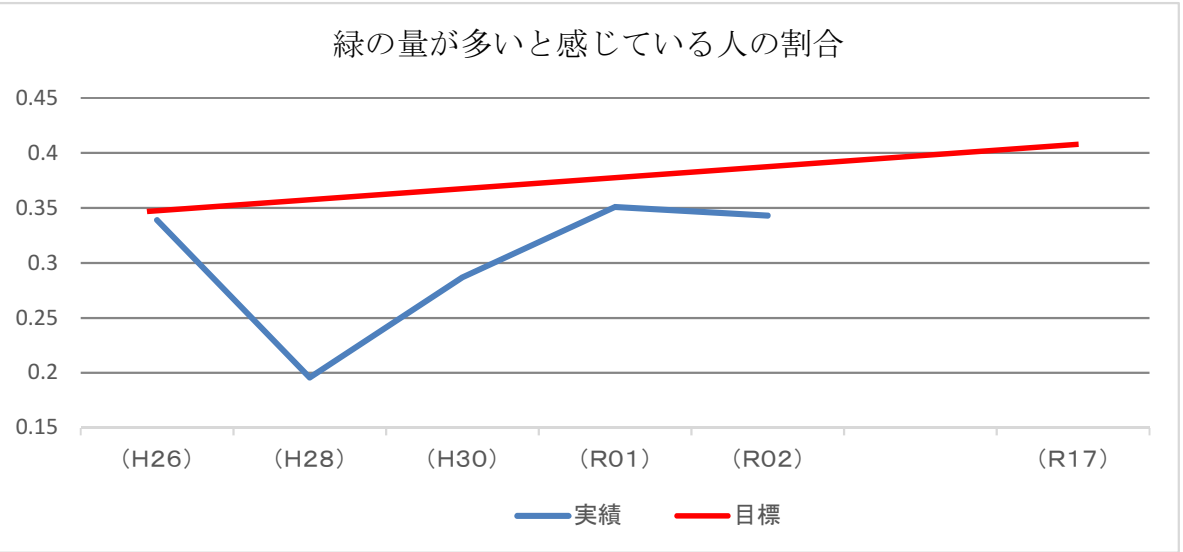
＜基本方針３＞ 「優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます」

○指標 4 身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合について

【質問】 あなたがお住いの身近な地域の緑の量について、どのように感じていますか。

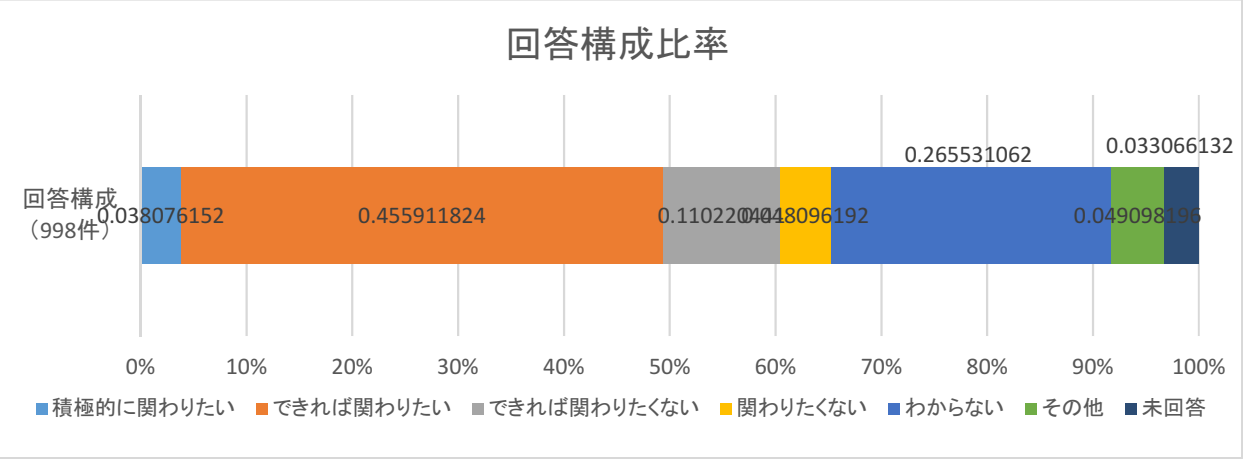


区分	基準値 (H 2 6)	実績値 (H 2 8)	実績値 (H 3 0)	実績値 (R 0 1)	実績値 (R 0 2)	目標年次 (R 1 7)
緑の量が多いと感じている人の割合 (非常に多い+多い)	33. 9%	19. 6%	28. 7%	35. 1%	34. 3%	40. 0%

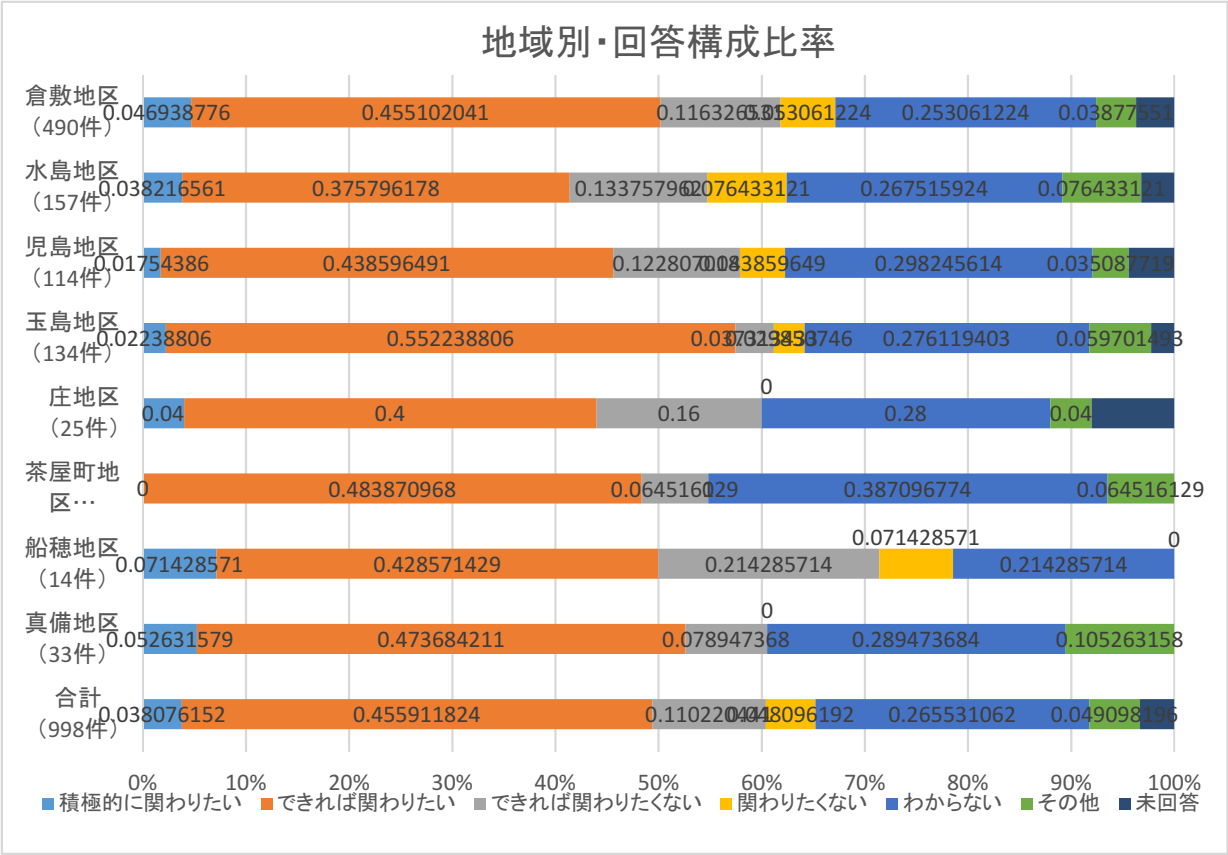
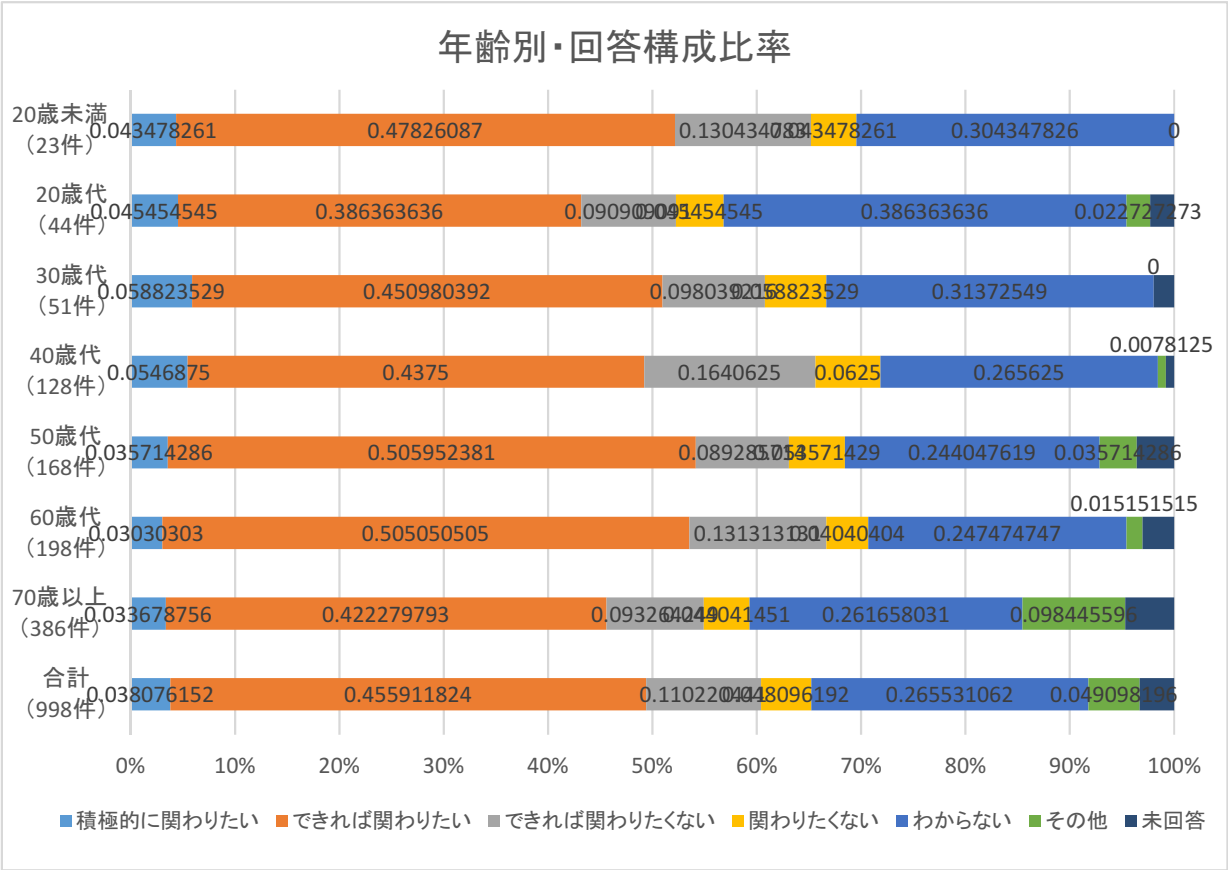
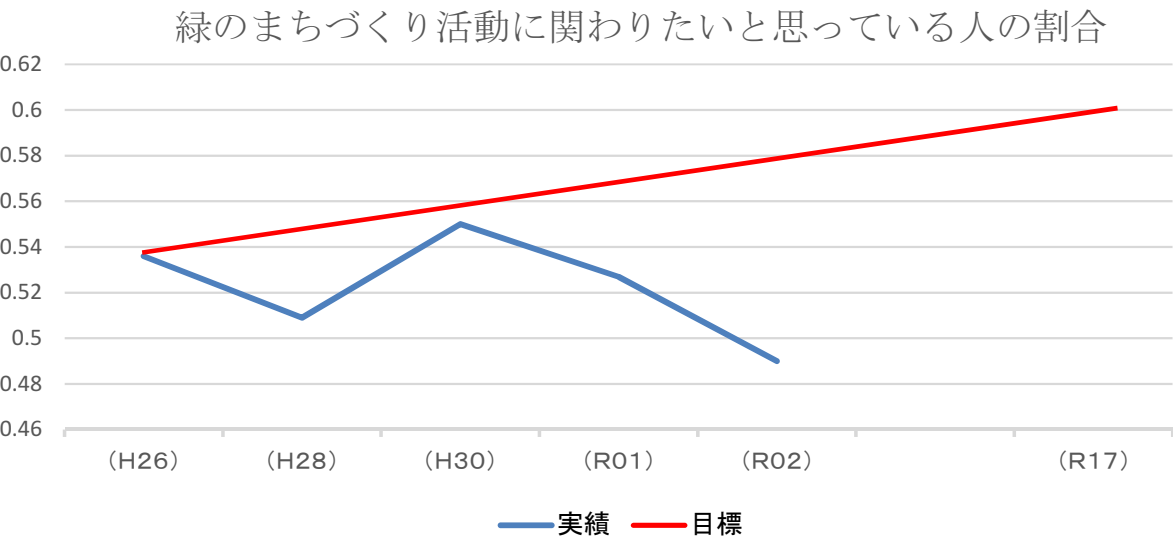


○指標5 緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合について

【質問】今後、まちづくりに対して、どう考えますか。



区分	基準値 (H 2 6)	実績値 (H 2 8)	実績値 (H 3 0)	実績値 (R 0 1)	実績値 (R 0 2)	目標年次 (R 1 7)
緑のまちづくり活動に関わりたい と思っている人の割合 (積極的に＋できれば関わりたい)	53. 6%	50. 9%	55. 0%	52. 7%	49. 4%	60. 0%



倉敷市第二次緑の基本計画（令和２年度実績・令和３年度計画）調査表

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和２年度実績		令和３年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
（１）倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	①骨格となる緑の保全・活用	１）丘陵地の保全・活用	・病害虫防除や林野火災予防などで森林を健全な状態で保全 ・森林ボランティア活動の支援や啓発を通じ、良質な自然環境を次世代に継承	倉敷市森林整備計画により森林のもつ公益的機能を活用するため森林の整備及び保全を実施する。	倉敷市森林整備計画	倉敷市森林整備計画により森林のもつ公益的機能を活用するため森林の整備及び保全を実施した。	—	倉敷市森林整備計画により森林のもつ公益的機能を活用するため森林の整備及び保全を実施する。	—	農林水産課
				水源林の保育及び管理を行うとともに、森林諸機能の維持増進を図り、水源を確保し、災害の防止に努める。	水源林管理事業	間伐や撫育、下刈り作業などにより高梁川上流地帯の水源林の保全を図った。 新見市　９１ha	4,282	間伐や撫育、下刈り作業などにより高梁川上流地帯の水源林の保全を図る。 新見市　９１ha	6,065	農林水産課
				松くい虫被害対策のため薬剤散布と被害木の伐倒駆除を推進する。	松くい虫の予防及び駆除	鷺羽山の１３haについて、薬剤地上散布を年２回行う。また、松くい虫被害木の伐倒及び伐倒木への薬剤散布を行った。	11,140	鷺羽山の１３haについて、薬剤地上散布を年２回行う。また、松くい虫被害木の伐倒及び伐倒木への薬剤散布を行う。	10,988	農林水産課
				地区山火事予防協議会を中心に情報収集及び啓発活動を推進する。	林野火災予防啓発・広報	県事業活用　山火事予防啓発物品の配布（チラシ、花の種、ポケットティッシュ） 山火事予防看板 造林事業に対する補助を行う。	1,333	県事業活用　山火事予防啓発物品の配布（チラシ、花の種、ポケットティッシュ） 山火事予防看板 造林事業に対する補助を行う。	1,768	農林水産課
				森林等の緑を保全するとともに、ふれあいの場を整備維持管理する	ふれあいの森等管理事業	ふれあいの森、愛宕山公園、美しい森（倉敷・真備）の維持管理を行った。	15,443	ふれあいの森、愛宕山公園、美しい森（倉敷・真備）の維持管理を行う。	16,423	農林水産課
				病害虫防除を行い、森林を健全な状態で保全する	松林保全事業	おかやま森づくり県民税を利用し、観光地である鷺羽山周辺の松を保全する樹幹注入事業を実施 １月　樹幹注入作業 松　３４２（薬剤　１，６２２本）	4,996	おかやま森づくり県民税を利用し、観光地である鷺羽山周辺の松を保全する樹幹注入事業を実施する。	4,929	児島支所産業課
				幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板を設置及び老朽化に伴う更新を行う。	山火事予防看板設置事業	幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板の点検を実施 看板設置　４件（在庫分）	0	幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板の設置及び点検を実施する。	0	消防・予防課
				管内の山火事予防重点地域で、林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。	山林火災防御訓練	管内の山火事予防重点地域で林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図った。 訓練件数　２件	—	管内の山火事予防重点地域で林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。	—	消防・予防課
		２）水辺の保全・活用	・河川や海岸などの水辺を親水空間、レクリエーション空間として活用しながら良質な自然環境を保全 ・生物多様性の保全のために、希少な野生動植物が生息・生育する区域では、良好な環境の保全・創出に努める ・下水道整備の推進、排水に関する企業等への指導徹底などにより、河川やため池、用水の水質保全・浄化に努める	水質環境保全のために、工場・事業場に対して排出水の規制や指導を行う。また、児島湖流域清掃大作戦の実施や環境保全推進員制度等により、水環境保全の啓発活動を推進する。	水質汚濁防止対策事業	工場・事業場等の水質汚濁物質の発生源に対する規制及び指導を行った。	2,957	工場・事業場等の水質汚濁物質の発生源に対する規制及び指導を行う。また、令和３年１１月７日に倉敷市役所周辺で児島湖流域清掃大作戦を実施する。	4,441	環境政策課
				市内の河川・海域の水質汚濁状況の把握及び工場・事業場の排水の水質分析を行う。	水質調査事業	水質汚濁防止法第１５条「常時監視」及び第１６条「測定計画」に基づき、河川１８地点、海域２１地点の公共用水域で水質調査を実施し、水質の状況把握に努めた。	15,716	水質汚濁防止法第１５条「常時監視」及び第１６条「測定計画」に基づき、河川１８地点、海域２１地点の公共用水域で水質調査を実施し、水質の状況把握に努める。	14,753	環境監視センター
				高梁川流域圏域において生物多様性エコツアーを推進することで、生物多様性の保全と持続的な利用に向けて行動できる人材を育成し、地域の活性化を図る。	生物多様性エコツアーの相互実施支援事業	高梁川流域圏域において生物多様性エコツアーを推進するため、エコツアーの開催に関心のある団体等に対し、実践的な講習会とエコツアーを実施した。 令和２年１０月４日実施 （午前の部２３名、午後の部４６名）	459	高梁川流域圏域において生物多様性エコツアーを推進するため、エコツアーの開催に関心のある団体等に対し、実践的な講習会とエコツアーを実施する。	535	環境政策課
				下水道の維持管理等を行う。	下水道事業	処理場、ポンプ場の管理等の維持管理を行った。 水島外４下水処理場、１６ポンプ場など	683,308	処理場、ポンプ場の管理等の維持管理を行う。 水島外４下水処理場、１６ポンプ場など	704,387	下水施設課 下水建設課
				農業集落を対象に、生活環境の改善を図り、農業用水や河川などの水質保全のため、排水処理施設の整備を行う。	農業集落排水施設事業	農業集落排水処理施設の維持管理を行った。 倉敷地区　浅原、船穂東部地区　堅盤谷・加瀬、船穂西部地区、真備地区　箭田川南	10,285	農業集落排水処理施設の維持管理を行う。 倉敷地区　浅原、船穂東部地区　加瀬、船穂西部地区、真備地区　箭田川南	10,300	下水施設課
（１）倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	①骨格となる緑の保全・活用	２）水辺の保全・活用		親子で、魚ふれあい体験や底びき網船乗船等の漁業体験学習を行う。	漁業体験学習事業	中止	0	高梁川流域事業として漁業体験学習を実施する。	859	農林水産課
				普通河川、準用河川、それに付随する水門及びポンプ場等の維持管理	河川維持管理事業	普通河川、準用河川、それに付随する水門及びポンプ場等の維持管理を行った。	100,926	普通河川、準用河川、それに付随する水門及びポンプ場等の維持管理を行う。	105,625	土木課
				倉敷川沿いの河川緑地、親水広場等の維持管理に努めるとともに、絶滅危惧種に指定されたミズアオイの自生地整備・保全に努める。	倉敷川植栽管理事業	倉敷川沿いの河川緑地、親水広場等の維持管理を行った。	22,486	倉敷川沿いの河川緑地、親水広場等の維持管理を行う。	23,000	土木課
				県が整備した沙美緑地の維持管理を行う。	沙美緑地管理運営事業	県が整備した沙美緑地の維持管理を行った。	6,757	県が整備した沙美緑地の維持管理を行う。	6,615	公園緑地課
				６月、海水浴場の海開きの前に、地元住民、学校、企業等と連携し、海岸清掃を実施する。	リフレッシュ瀬戸内事業	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止する予定	—	企画経営室
				まび水辺の楽校の維持管理をする。	まび水辺の楽校の維持管理	災害復旧されておらず使用不可であり、維持管理業務は未実施 ※管理面積　約４９千㎡	0	災害復旧後、空き缶やごみの回収、巡回パトロールを毎月実施する。	85	真備支所市民課
		３）農地の保全・活用	・農業施策と連携した農地の保全、耕作放棄地の再生・活用、環境保全型農業	農作物栽培を通じて農業と食の重要性に対する理解を深めることや、家族の憩いの場・地域交流の場として、市民農園を整備し管理運営する。	市民農園管理事業	遊休農地を利用した市民農園の維持管理を行った。 （２３園、２７，１４０㎡）	4,870	遊休農地を利用した市民農園の維持管理を行う。 （２３園、２７，１４０㎡）	4,258	農林水産課

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）	事業名	令和2年度実績		令和3年度計画		担当部署
				事業の概要		事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
（１）倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	②特徴的な緑の保全・活用	１）優れた自然環境の保全・再生・活用	・優れた自然環境の保全・再生、自然にふれる場として活用 ・貴重な野生動植物の生息・生育に適した自然環境の保全・再生を図るとともに、特に保全が必要な区域では、条例による緑の保全区域等の指定を検討する	中山間地域において、耕作放棄の発生防止や水源のかん養等多面的機能の確保を図るため、交付金により支援する。	中山間地域等直接支払事業	農業生産条件の不利な中山間地域において、農用地維持管理の協定を締結して農業生産活動等を行う集落を補助金により支援した。	1,580	農業生産条件の不利な中山間地域において、農用地維持管理の協定を締結して農業生産活動等を行う集落を補助金により支援する。	1,578	農林水産課
				国の耕作放棄地対策の対象とならない農地で実施される再生・利用の取り組みを市単独の補助金交付により支援する。	耕作放棄地対策事業	耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組を補助金により支援した。	978	耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組を補助金により支援する。	950	農林水産課
				農業祭で実施している採れたて新鮮野菜の即売や共進会の開催などを行ない、地産地消を推進する。	くらしき農業まつりの開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農業祭は中止。農林水産業功労者表彰のみを行った。表彰式：１２月１７日（木） 受賞者：４２名、１団体	184	農業祭で実施している採れたて新鮮野菜の即売や共進会の開催などを行い、地産地消を推進する。	2,545	農林水産課
				地元産品、特産品の消費推進を行う。	地産地消推進事業	ＨＰ等で農林水産物直売所のＰＲ、倉敷駅でのスイートビーＰＲイベント、市内の主な農林水産物について、旬の時期や選び方、食べ方などを掲載した冊子「くらしき農産物ガイド」等の活用を通して、地産地消を推進した。 ※コロナ禍により事業縮小	416	ＨＰ等で農林水産物直売所のＰＲ、市内外での農産物ＰＲ、市内の主な農林水産物について、旬の時期や選び方、食べ方などを掲載した冊子「くらしき農産物ガイド」等の活用を通して、地産地消を推進する。	946	農林水産課
		２）地域を代表する緑の保全・活用	・文化財等と一体となり、歴史・文化的風景を形成している樹林地の保全に努め、必要に応じて条例による保全区域等の指定、管理協定制度などの活用を検討する ・巨樹や老樹など地域のランドマークとなる樹林を次世代に継承 ・文化財の歴史・文化的価値を保全しつつ、多くの方が来訪できるよう継続的な維持管理を行い、公園的な活用を図る	地場産物を使ったレシピの紹介などにより、郷土料理を含めた地産地消の啓発を行う。	食育推進事業	関連団体や市関連部署と連携し、郷土料理を含めた調理実習を行ったり、地場産物を使った弁当を提供をしたりして、若い世代への普及啓発を行った。また、ＨＰやフェイスブック等を活用し、広く啓発した。	1,008	地場産物を使ったレシピをもとに、令和３年度から推進する「くらしき３ページプロジェクト」でも関連団体や市関連部署と連携し、地産地消の啓発を行う。さらに、ＨＰ等を活用し、広く啓発する。	1,275	健康づくり課
				鷺羽山に代表される風光明媚な瀬戸内の豊かな自然を次代に継承するために公園や園地の管理等を行う。	瀬戸内海国立公園及び園地の管理	地元団体等と協力して、国立公園の維持管理を行った。（鷺羽山、王子が岳、由加山、通仙園）	23,097	地元団体等と協力して、国立公園の維持管理を行う。（鷺羽山、王子が岳、由加山、通仙園）	23,534	公園緑地課
				鳥を観察できる、市内１２か所の「探鳥コース」の案内板などの補修を随時行い、身近な自然に親しんでもらう。	探鳥コース・野鳥観察地の維持管理	市内１２か所ある「探鳥コース」のコースを確認した。設置している案内板などの補修を随時行った。（１か所）	173	市内１２か所ある「探鳥コース」のコースを確認し、設置している案内板などの補修を随時行う。	—	環境政策課
				倉敷市生物多様性地域戦略に基づき、希少野生生物の生息・生育環境の保全を行う。	希少野生生物の生息・生育環境の保全事業	ヌートリア食害防護フェンスの設置など、ミズアオイ自生地の整備・管理に協力した。また、春夏には市民に対して、種まき会と観察会で啓発を行った。	53	ヌートリア食害防護フェンスの設置など、ミズアオイ自生地の整備・管理に協力する。また、春には市民に種まき会等の啓発活動を行う。	73	環境政策課
						自然保護団体、地域住民と協力し、スイゲンゼリタナゴ等の保護活動を推進した。	1,750	自然保護団体、地域住民と協力し、スイゲンゼリタナゴ等の保護活動を推進する。	623	環境政策課
				野草園の維持管理を行う。	野草移植地管理	野草移植地である種松山野草園の維持管理を行った。	495	野草移植地である種松山野草園の維持管理を行う。	497	環境政策課
				自然環境保全条例の規定に基づいて自然保護監視員を委嘱し、自然環境の保全と回復に関する施策への協力や情報提供を得る。	自然保護監視員の委嘱	自然環境研修会等を開催した。自然保護監視員だよりをホームページ等に掲載することにより、自然保護の重要性を認識してもらった。	81	自然環境研修会等を開催する。自然保護監視員だよりをホームページ等に掲載することにより、自然保護の重要性を認識してもらう。	182	環境政策課
				史跡等の文化財において、歴史・文化資源の保全を図りつつ、公園的な利用ができるよう、除草など継続的な維持管理を行う。	文化財等の保全と公園的活用の推進	史跡等の状況を保全するため、福田貝塚・一の口水門等において、除草や草刈り、樹木の伐採などを行った。	1,751	史跡等の状況を保全するため、定期的に除草や草刈りなどの維持管理作業を行う。	1,687	文化財保護課
				自然保護監視員や市民からの情報をもとに、巨樹・老樹等の調査を行う。	巨樹・老樹等の維持管理	自然保護監視員や市民からの情報をもとに巨樹・老樹等の調査を行った。既設の巨樹説明看板を補修した。（１か所）	36	自然保護監視員や市民からの情報をもとに巨樹・老樹等の調査を行う。巨樹説明看板を補修する。	39	環境政策課
				市指定天然記念物の防除対策として薬剤の地上散布を行う。	市指定天然記念物松くい虫等防除事業	市内に３か所ある市指定天然記念物の松について、防虫等の対策として薬剤散布を２回行った。 ・影向の松（中帯江） ・雨笠の松（玉島黒崎） ・鳳凰の松（片島町） 松くい虫防除１回 葉ダニ防除１回	171	市内に３か所ある市指定天然記念物の松について、防虫等の対策として薬剤散布を行う。	171	文化財保護課
				良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木として指定します。	景観重要樹木の指定	良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木としての指定するための検討を進めた。市内の民間で所有している候補樹木を調査した。	—	良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木としての指定するための検討を引き続き進める。	—	都市計画課
				景観形成重点地区候補地において景観形成基準を策定する。	景観形成重点地区候補地における景観形成基準の策定	景観計画の改定に伴い、倉敷駅周辺地区を景観形成重点地区に指定し、景観形成基準等を設定した。	—	今後、４地区（下津井周辺地区・旧玉島港周辺地区・酒津地区・児島ジーンズストリート周辺地区）の候補地について、景観形成重点地区指定の検討を進める。	—	都市計画課
				各小学校区の史跡や緑などをめぐるくらしきまち歩きさと歩きマップを活用して、地域の緑に親しむ。	運動で健康づくり推進事業	各小学校区の史跡や緑などをめぐるくらしきまち歩き、さと歩きマップを活用したウォーキング大会を開催するなど地域の緑に親しんだ。 現在６４学区中、５５学区のマップを公開しており広く市民に啓発を行った。	340	各小学校区の史跡や緑などをめぐるくらしきまち歩き、さと歩きマップを活用して、学区単位でウォーキング大会を開催するなど地域の緑に親しむ。 現在６４学区中、５５学区のマップを公開しており広く市民に啓発を行っていくとともに、防災の目線を取り入れた内容に改訂する。	913	健康づくり課

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）	事業名	令和2年度実績		令和3年度計画		担当部署
				事業の概要		事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
（１）倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	②特徴的な緑の保全・活用	③暮らしに密着した緑の保全・活用		地域の文化財とその周辺の緑の維持管理を推進する。	歴史・文化資源と一体となった緑の維持管理の推進	国指定史跡である箭田大塚古墳とその周辺について、定期的に除草や草刈り、清掃等を行った。	631	国指定史跡である箭田大塚古墳周辺の環境整備を行う。	660	文化財保護課
			・生活や歴史・文化と一体となり良好な景観を形成する緑の保全・再生に努める ・里山では、間伐や竹林整備、生物多様性に配慮した整備など里山保全活動の支援を図る ・里山を保全・管理・活用する仕組みづくりの検討	良好な景観、環境を形成する緑を法や条例による保全地域、保全区域の指定を検討する。	緑地の保全地域・区域の指定	都市緑地法等の一部を改正する法律で、市民緑地の設置管理計画の認定制度が創設され、その認定を市長が行う法改正が行われたことを踏まえ、条例等の制定について継続検討とした。	—	都市緑地法等の一部を改正する法律で、市民緑地の設置管理計画の認定制度が創設され、その認定を市長が行う法改正が行われたことを踏まえ、条例等の制定を検討する。	—	公園緑地課
（２）花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります	①フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）	１）身近な都市公園等の整備	・公園が少ない地域を優先とした街区公園の整備 ・多様なニーズを反映した利用満足度の高い公園の整備、個性ある公園の整備	市街地での公園整備を推進する。また、適正な配置で街区公園を設置する。	街区公園の整備	街区公園整備のための工事を行った。（仮称）乙島高崎公園ほか	20,015	街区公園整備のための工事を行う。（仮称）木見駅前公園ほか	20,441	公園緑地課
				利用しやすい公園づくり、市民のニーズに対応した公園づくりを進めるため街区公園を魅力ある公園に再整備する。また、小規模な公園・遊園の統廃合や機能の見直しを検討する。	公園の再整備	公園のトイレ水洗化を進めたり、市民のニーズに対応した施設整備により、快適な公園にした。トイレ水洗化：水島緑地福田公園トイレ ²	187,047	公園のトイレ水洗化を進めたり、市民のニーズに対応した施設整備により、快適な公園にする。トイレ美装化：水島緑地福田公園トイレ ³	47,400	公園緑地課
				適正に配置し、住民に憩いと安らぎの場を提供する。	近隣公園の整備	適正配置に向けて、検討した。	0	適正配置に向けて、引き続き検討する。	0	公園緑地課
				・市域のバランスや社会情勢の変化に応じた再整備を行う	倉敷市運動公園利活用基本構想に基づく運動公園の整備等を行う。	運動公園利活用推進事業	285,539	水島緑地福田公園の再整備（6か年計画）のうち、人工芝グラウンド本部棟及び防球ネットの整備を行った。	440,000	スポーツ振興課
		３）その他の公園・緑地等の整備	・風致公園・歴史公園・墓園などの目的に即した適正管理 ・緑地や都市緑地などの適切な維持管理 ・生物多様性に配慮した公園・緑地の整備	特殊公園の目的に即して適正な管理と機能の充実に努める。	特殊公園（風致・歴史・墓園）の管理	足高公園、殿ヶ居地公園、種松山山頂園地などの維持管理を行った。	4,329	足高公園、殿ヶ居地公園、種松山山頂園地などの維持管理を行う。	4,329	公園緑地課
				都市の自然環境の保全、景観向上を目的とした都市緑地の適切な維持管理に努め、市街地の遊休地などを積極的に都市緑地の整備を検討する。	緑地の整備・維持管理	水島緑地管理 A～H地区の清掃等管理を行った。	109,431	水島緑地管理 A～H地区の清掃等管理を行う。	109,431	公園緑地課
				子ども広場の維持管理を行う。	子ども広場の維持管理	子ども広場の維持管理を行った。子ども会連合会の代表者から要望があり、広場の修繕を行なった。	592	子ども広場の維持管理を行う。子ども会連合会の代表者から、広場の修繕について連絡があれば、修繕を行う予定。	2,055	生涯学習課
				王墓の丘史跡公園の維持管理を行う。	文化財保護事業	王墓の丘史跡公園について、公園部分の維持管理を行うとともに、緑地部分の草刈りや樹木の伐採等を行った。	8,209	王墓の丘史跡公園について、公園部分の維持管理を行うとともに、緑地部分の草刈りや樹木の伐採等を行う。	7,496	文化財保護課
				鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として維持管理する。	「風の道」の維持管理	鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として維持管理した。	3,000	鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として維持管理する。	3,000	児島支所建設課
				緑豊かな街並み空間をつくるため、保育園・幼稚園・学校等の既存のコンクリート塀等を撤去し、生垣設置を進める。	公共施設緑化事業	事業への緑化の要望が無かったため実績はない。	0	事業の実施主体からの要望に基づき、公共施設等に生垣を設置する。	2,000	公園緑地課
（２）花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】	②フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）	１）公共施設の緑化	・公共施設の緑化推進、教育施設の生垣・花壇整備や芝生化等緑化の推進 ・街路での街路樹整備	地域の道路沿いにおいて、花を育てるボランティア団体に花苗を配布し、地域を花で飾る。	地区花いっぱい運動	地区花いっぱい団体に花苗を無料配布し、地域を花で飾った。	2,631	地区花いっぱい団体に花苗を無料配布し、地域を花で飾る。	2,838	公園緑地課
				快適な生活環境を維持するために、街路樹や緑地等の維持管理を行う。	街路緑地等管理	街路142路線及び倉敷駅北広場、亀島南緑地等の維持管理を行った。	139,742	街路142路線及び倉敷駅北広場、亀島南緑地等の維持管理を行う。	139,176	公園緑地課
				地域の人が心安らぐ空間づくりとして、市内保育園・認定こども園の園庭の整備、充実を図る。	保育園・認定こども園花いっぱい事業	地域の人が心安らぐ空間づくりとして、市内保育園12園、分園1園及び認定こども園6園の花壇の整備充実を図った。19園の花壇整備	—	地域の人が心安らぐ空間づくりとして、市内保育園12園、分園1園及び認定こども園7園の花壇の整備充実を図る。	—	保育・幼稚園課
				緑のカーテンプロジェクトの一環として、公立保育園・認定こども園の園庭芝生化を行い、子どもたちの屋外活動の促進や情緒安定の向上を図る。	保育園・認定こども園園庭芝生化事業	公立保育園・認定こども園の園庭の芝生維持管理を行った。（全体で13園）	162	公立保育園・認定こども園の園庭の芝生維持管理を行う。（全体で13園）	506	保育・幼稚園課
				植物による壁面緑化が室温の上昇を抑える効果を持つことを体験することにより、自然環境の大切さや身近な緑に関心をもってもらうことを目的とする。	学校・園壁面緑化事業	幼稚園43園 小学校63校 中学校26校 高等学校 5校 特別支援学校 1校	2,416	幼稚園41園 小学校63校 中学校26校 高等学校 5校 特別支援学校 1校	2,748	教育・教育企画総務課（各学校）
			学校における壁面緑化活動の実施（ゴーヤ等の栽培による【緑のカーテン事業】）	市庁舎をはじめとする公共施設において、適正な緑の維持管理を行う。	公共施設等の緑の維持管理の充実	市庁舎緑地管理、除草・剪定等業務委託を行った。	4,197	市庁舎緑地管理、除草・剪定等業務委託を行う。	5,557	総務課

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）	事業名	令和2年度実績		令和3年度計画		担当部署
				事業の概要		事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
				学校等の校園庭を芝生化し、地球温暖化対策及び教育環境の充実を図る。	校庭芝生化事業	学校・園の校園庭周辺の芝生化を行うために、芝生を植え付け、散水設備を整備した。 茶屋町東幼稚園（74㎡）※全体で25校園（平成21年度からの累計 13, 227㎡）	604	学校・園の校園庭周辺の芝生化を行うために、芝生を植え付け、散水設備を整備する。	1,082	教育施設課
				街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。	街路事業	街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化。 植栽実績0本	0	街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。【新田上富井線（低木・シャリンバイ）】	9,600	街路課
				新設の道路の植樹により可能な限り道路の緑化に努める。	道路新設改良事業	新設の道路の植樹により可能な限り道路の緑化。（新設道路0㎡、植栽実績0本）	0	新設の道路の植樹により可能な限り道路の緑化に努める。	0	街路課
				市営住宅の団地整備にあたって、住民に潤いを与える緑地の整備をする。	市営住宅整備事業	川辺・箭田・有井地区の災害公営住宅整備にあたって、復興事業として、住民に潤いを与える緑地の整備を行なった。令和3年3月事業完了。川辺地区緑化面積372㎡、箭田地区緑化面積223㎡有井地区緑化面積116㎡	2,513,555			住宅課
（２）花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】	②フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）	２）拠点等における良質な緑の創出	・駅、バスステーション、愛称通りなど市民、来訪者が多く行き交う拠点で重点的に花と緑の空間を演出	愛称通り（倉敷中央通り・鷺羽山通り・水島商店街通り）などにフラワーボックスを設置し季節の花で飾る。	フラワーロード事業	市内のフラワーロード（5.9Km）のフラワーボックス（1,900個）に年3回花苗を配布した。	16,234	市内のフラワーロード（5.9Km）のフラワーボックス（1,900個）に年3回花苗を配布する。	17,409	公園緑地課
				駅・バスステーション及びその周辺商店街等にフラワーボックスを設置し、訪れる人々を花でもてなす。	もてなし花壇事業	4月ペチュニア、7月ジニア、11月パンジーを配布した。		4月ペチュニア、7月ポーチュラカ、11月パンジーを配布する。		公園緑地課
				駅前から美観地区に至る間にあるポケット的なスペースを花で飾り、市民、来訪者に安らぎを与える。	ポケットパークの維持管理	阿知フラワーボッケの花の植栽管理を行った。6月、9月、11月植替え	1,397	阿知フラワーボッケの花の植栽管理を行う。	1,470	公園緑地課
		３）民有地の緑化	・啓発活動、生垣・花壇設置の助成、緑の情報提供等により、住宅地など民有地の緑化を推進 ・商業地・工業地について、各種法や条例に即し、事業所内の緑化を指導する ・民間開発では、各種法や条例に基づく緑地の整備や緑化を適正に指導する ・景観計画との連携を図りながら、緑に関する情報の提供を行う	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	開発行為等の規制及び指導	許可件数 213件（304, 276, 41㎡） 開発行為	0	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	0	開発指導課
				開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	開発行為等の規制及び指導	届出件数104件（274, 951㎡） 協議件数0件（0㎡）	—	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	—	環境政策課
				開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	開発行為等の規制及び指導	規制・指導の件数 3,000㎡未満 101件 3,000㎡以上 24件 倉敷市自然環境保全条例施行規則を改正して、緑化基準の見直しを実施した。	—	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	—	公園緑地課
				10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努める。	自然保護協定の締結	10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努めた。	—	10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努める。	—	環境政策課
				倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。	埋立行為等の規制及び指導	許可件数 2件（17, 787, 9㎡）埋立	0	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。	0	開発指導課
				倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。	土砂等による土地の埋立に対する緑化の指導	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例に基づく土地の埋立てに対して、自然環境の保全の面から、倉敷市自然環境保全条例に基づき緑化の指導を行った。	—	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例に基づく土地の埋立てに対しては、自然環境の保全の面から、倉敷市自然環境保全条例に基づき緑化の指導を行う。	—	環境政策課
				緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進する。	緑地協定による民有地緑化の推進	緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進するため、調査・研究をした。	—	緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進するため、調査・研究をする。	—	公園緑地課
				くらしきグリーンメイト（緑のカーテン推進員）とともに緑のカーテンを普及促進する	緑のカーテンの推進	遮光・遮熱効果及び蒸散作用を持つ「つる性植物」を住宅・事業所等の壁面に設置する「緑のカーテン」の普及を推進した。 ・グリーンメイトの登録数 183人 ・緑のカーテンコンテスト応募数 36人 ・市民にゴーヤ種を配布 配布数：ゴーヤの種 5,000袋	239	遮光・遮熱効果及び蒸散作用を持つ「つる性植物」を住宅・事業所等の壁面に設置する「緑のカーテン」の普及を推進する。 ・グリーンメイトの登録呼びかけ ・緑のカーテン市民モニター募集を実施 ・市民にゴーヤの種や苗を配布	272	環境学習センター
				民間施設において積極的かつ適正に緑の維持管理を行うよう推奨する。	民間施設等の緑の維持管理の充実	緑の相談で対応した。 民間施設に協力を依頼した。 10月緑化フェアで相談を受付した。	—	緑の相談で対応する。 民間施設に協力を依頼する。 10月緑化フェアで相談を受付する。	—	公園緑地課
				民間の空き地等を公園的な空間として利用する取り組みを支援する。	市民緑地認定制度の充実	都市緑地法の改正により、土地所有者等の民間主体が設置し、住民に公開する緑地等を市が認定する制度が創設されたので、倉敷市公園条例、規則等の改正を検討した。	—	都市緑地法の改正により、土地所有者等の民間主体が設置し、住民に公開する緑地等を市が認定する制度が創設されたので、条例、規則等の整備を引き続き検討する。	—	公園緑地課
（２）花と緑にあふれ、安全で快適に暮ら	③安心・安全な市街地の形成	１）都市公園等の防災機能の充実	・避難場所となる都市公園等を防災訓練の場として活用 ・避難場所となる公園にベンチトイレ設	避難場所となる都市公園等を防災訓練の場として活用する。	総合防災訓練の実施	学校の体育館で避難所訓練を実施した。	—	公園での予定なし。学校の体育館等で計画中	—	危機管理課

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）	事業名	令和2年度実績		令和3年度計画		担当部署
				事業の概要		事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
せるまちを 創ります 【創出】			置など防災機能の充 実	ハザードマップなどを用いて、避難場所とな る都市公園等の場所を周知する。	避難場所となる 都市公園等の周 知	ハザードマップなどを用いて、避難場所となる都 市公園等の場所を周知した。 （ハザードマップ各地区を合計220、300 部、新規印刷） 倉敷地区97、000枚、水島地区41、800 枚、児島地区30、000枚、玉島地区29、0 00枚、真備船穂地区20、000枚、全体2、 500枚）	6,239	ハザードマップなどを用いて、避難場所となる都 市公園等の場所を周知する。	0	防災推進課
				一時避難場所となる都市公園に防災機能を有 した公園施設の設置を検討する。	防災機能を有し た公園施設の設 置検討	復興防災公園（仮称）整備事業において、用地測 量、用地買収等を行った。	147,429	復興防災公園（仮称）整備事業において、敷地造 成工事、用地買収等を行う。	168,965	公園緑地課
		2）暮らし を守る緑の 充実	公園内の見通しの確 保など多様な世代が 安全・安心に利用で きる公園づくり	公害防止協定及び環境基本協定締結工場につ いては緑地面積を維持または拡大するよう指 導する。また、工場立地法対象外の工場につ いても、法の趣旨に沿った緑化を指導する。	環境保全協定等 の締結	公害防止協定及び環境保全協定締結工場につい ては緑地面積を維持または拡大するよう指導した。 また、工場立地法対象外の工場についても、倉敷 市自然環境保全条例の趣旨に沿った緑化を指導し た。	—	公害防止協定（環境保全協定を含む）の締結によ り、緑化を進める。また、事前協議において、敷 地面積が増加する場合は、緑化の指導を行う。	—	環境政策課
				特定工場の新增設に係る事項を事前に届け出 ることを義務づけ、工場立地に関する準則等 に基づき、工場立地が環境の保全を図りつつ 適正に行われるようにする。	工場緑化の推進	特定工場の新增設に係る事項を事前に届け出るこ とを義務づけ、工場立地に関する準則等に基づ き、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行わ れるようにした。届出件数21件	—	特定工場の新增設に係る事項を事前に届け出るこ とを義務づけ、工場立地に関する準則等に基づ き、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行わ れるようにする。	—	商工課
				緩衝緑地の維持管理を行うため県に負担金を 支払う。	緩衝緑地事業	県への維持管理費負担金（水島緩衝緑地事業費負 担金）中畝東塚・明神地区	21,140	県への維持管理費負担金（水島緩衝緑地事業費負 担金）中畝東塚・明神地区	21,140	公園緑地課
		公園樹木の剪定など適正な維持管理をおこな い、安心・安全な公園づくりに努める。	安心・安全な公 園の維持	市内公園1091公園（遊園含む）の樹木の剪定	27,626	公園樹木の剪定など適正な維持管理を行ない、安 心・安全な公園づくりに努める。	18,905	公園緑地課		
（3）優し い心を育 み、緑のま ちづくりを 展開してい きます 【展開】	①花と緑を 愛する優し い心の育成	1）緑化イ ベント等の 充実	・イベントなどの開 催による緑のまちづ くりの意識を醸成 ・緑化推進に貢献し た市民及び団体を表 彰	全国都市緑化月間に「花と緑いっぱいのまち 倉敷」をテーマに緑に関する講演、体験教室 等の各種行事を展開する。	くらしき都市緑 化フェアの開催	市民団体等により実行委員会を編成し、10月に くらしき都市緑化フェアを開催した。 来場者 2,980人	1,665	市民団体等により実行委員会を編成し、10月に くらしき都市緑化フェアを開催する。	1,665	公園緑地課
				緑化推進、公園管理等に貢献した市民・団体 等に対し、その労をねぎらうとともに功績を 讃え、緑化に対する意欲を高める。	緑化功労者の表 彰	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、見 送った。	0	緑化活動に功労のあった個人・団体を表彰する。	24	公園緑地課
				花と緑の美しいまちづくりを推進していくた め、家庭・自治会等で四季折々に育てられて いる花と緑の優秀な花壇等を顕彰することに より、市民参加による都市緑化の促進を図 る。	花いっぱいコン クールの実施	第9回倉敷市花いっぱいコンクールを実施 応募総数39点（家庭部門23点、コミュニ ティー部門4点、学校・職場部門12点、）	38	第10回倉敷市花いっぱいコンクールを実施す る。	40	公園緑地課
				市民の皆様と協力して酒津公園に桜を植樹す ることにより、緑化意識の向上と花と緑あふ れるまちづくりを推進する。	酒津公園さくら 植樹イベントの 実施	酒津公園さくら植樹イベントを実施した。 参加者66名 桜に関する講義・苗木を10本植樹	260	酒津公園さくら植樹イベントを実施する。	253	公園緑地課
				6月の環境月間に環境関連啓発事業を実施す る。	環境フェスティ バル実施事業	6月6日（土）に実施予定の環境フェスティバル は、新型コロナウイルスの影響で中止	105	6月の環境月間に環境関連啓発事業を実施する。	4,521	環境学習セン ター
				市民と協働して、自然史博物館まつりを実施 する。	自然史博物館まつり事業	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し た。なお、代替イベントとして、博物館まつりで 実施していた小規模なイベントなどを中心に土日 祝日に分散して行う「自然史博物館 秋冬スペ シャル」を実施した。	57	11月に、市民と協働して自然史博物館まつり を実施する（実施の可否についてはコロナウイル ス感染拡大状況を見て検討する）。	550	自然史博物館
				秋に菊花展を開催する。	倉敷市さつき展 示会の開催	令和2年3月31日の倉敷市さつき会解散により 令和2年度から中止。	0	令和2年度から中止。	0	観光課
					倉敷市菊花展の 開催	10月～11月に倉敷みらい公園にて、倉敷市菊 花展を開催した。	993	10月～11月に倉敷みらい公園にて、倉敷市菊 花展を開催する。	1,000	観光課
		2）緑に関 する情報の 提供	・講習会、ホーム ページ、パンフレッ ト、広報紙などを通 じた緑に関する情報 提供	緑の意義や維持管理に関するホームページ、パ ンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上 を図る。	緑の情報提供	緑の意義や維持管理に関するホームページ、パ ンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上を 図る。22回HPを書き換えた。	—	緑の意義や維持管理に関するホームページ、パ ンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上を 図る。	—	公園緑地課
				講習会の実施や緑の相談所を通して、緑の育 て方や維持管理について知識の向上を図る。	講習会等の実施	花とみどりの推進会議（8月・3月開催）にお いて講演会を実施した。 （8月：開催、3月：開催）	65	花とみどりの推進会議において講演会を実施す る。	51	公園緑地課
				緑に対する市民意識や市内の緑の分布状況等 の調査・研究により収集した情報を広く市民 に提供する。	緑の施策の周知	改定された緑の基本計画の内容を広く市民に周知 するため、概要版を窓口等で配布した。	—	改定された緑の基本計画の内容を広く市民に周知 するため、概要版を窓口等で配布する。	—	公園緑地課
				緑化相談所の開設回数、場所等の拡大を図る とともに、相談員の知識向上を図り、広く市 民の相談に応じる体制の充実を図る。	緑の相談所の充 実	随時、公園緑地課で緑の相談を受け付ける。ま た、緑化フェア会場内に相談コーナーを設置し、 記念樹配布の際には、緑化推進員が相談を受け付 けた。 10月緑化フェアで相談受付 1月、2月の緑のリサイクル開催時に相談受付 11月、3月の記念樹の配布時に相談受付	—	随時、公園緑地課で緑の相談を受け付ける。ま た、緑化フェア会場内に相談コーナーを設置し、 記念樹配布の際には、緑化推進員が相談を受け付 ける。	—	公園緑地課

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）	事業名	令和2年度実績		令和3年度計画		担当部署
				事業の概要		事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
（３）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	２）緑に関する情報の提供	・講習会、ホームページ、パンフレット、広報紙などを通じた緑に関する情報提供	市内の都市公園に緑に対する理解を深めるための講習会や研修・学習のできる施設や緑の相談所等を設置した緑の拠点の整備を検討する。	緑の拠点の整備	緑に関する講習会や研修・学習のできる施設としての緑の拠点の整備を継続して検討することとした。	—	緑に関する講習会や研修・学習のできる施設としての緑の拠点の整備を検討する。	—	公園緑地課
				緑豊かな街づくりを推進するため、不要になった樹木を市が譲り受け、希望者に譲渡することにより、樹木の有効な活用を図る。	緑のリサイクル事業	不要になった樹木の提供３３件 一般公開；１月１７日 譲渡本数；２４３本	399	緑豊かな街づくりを推進するため、不要になった樹木を市が譲り受け、希望者に譲渡することにより、樹木の有効な活用を図る。	401	公園緑地課
				結婚・誕生を記念して苗木を配布し、家庭の緑化を進める。	記念樹の配布	結婚・誕生を記念して苗木を配布 ９４８本（１１月　５２７本、３月　４２１本）	1,539	結婚・誕生を記念して苗木を配布し、家庭の緑化を進める。	1,513	公園緑地課
				緑の羽根による募金の支部緑化事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進める。	地域緑化事業	緑の羽根による募金の支部緑化事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進めた。 １１月　４２箇所・４２８本を配布	1,623	緑の羽根による募金の支部緑化事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進める。	1,873	公園緑地課
				講習会や講座等の実施や緑の相談所を通して、緑の育て方や維持管理について知識の向上を図る。	講習会等の実施	公民館や市民学習センターでは、一部実施できなかった講座もあったが、「季節の園芸」や「楽しい寄せ植え」、「楽しいガーデニング教室」「インテリア盆栽」「知って役立つ庭木剪定のコツ」などの講座を開催することで、植物の栽培に関する知識の習得や、自然の素晴らしさを実感してもらい、緑化に対する意識の高揚を図った。	—	公民館や市民学習センターでは、「楽しい寄せ植え」をはじめ、「樹木匠から学ぶ身近な緑、町の緑の管理」「癒しの山野草」「花と緑のある暮らし楽しく学ぼう栽培のテクニック」などの講座を開催することで、植物の栽培に関する知識の習得や、自然の素晴らしさを実感してもらい、緑化に対する意識の高揚を図る。	—	市民学習センター
				広報くらしき及びテレビ等のマスメディアを通して、緑化意識の高揚を図る。	広報紙発行事業	各事業の所管課からの依頼により、広報くらしきを通して、緑化意識の高揚を図った。 【広報くらしき：公園緑地課関連分】 ＜Ｒ２年４月号掲載＞ 「花いっぱいガーデン・バスツアーの参加者募集」 ＜Ｒ２年９月号掲載＞ 「くらしき都市緑化フェアの教室」 ＜Ｒ２年１０月号掲載＞ 「くらしき都市緑化フェア」 ＜Ｒ２年１１月号掲載＞ 「酒津公園さくら植樹イベントの参加者募集」 ＜Ｒ３年１月号掲載＞ 「緑のリサイクル　樹木の一般公開・譲渡」 ＜Ｒ３年２月号掲載＞ 「開発行為などを行う事業者、土地所有者・占有者の皆さんへ」 ＜Ｒ３年３月号掲載＞ 「花いっぱいコンクールの作品募集」	—	各事業の所管課からの依頼により、広報くらしきを通して、緑化意識の高揚を図る。	—	くらしき情報発信課
（３）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	２）緑に関する情報の提供	・講習会、ホームページ、パンフレット、広報紙などを通じた緑に関する情報提供	広報くらしき及びテレビ等のマスメディアを通して、緑化意識の高揚を図る。	広報紙発行事業	緑の基本計画に関することは実施していない。	—	各事業の所管課からの依頼により、広報チャンネルを通して緑化意識の高揚を図る。	—	くらしき情報発信課
					コミュニティメディア広報事業	緑の基本計画に関することは実施していない。	—	各事業の所管課からの依頼により、コミュニティメディア（FMくらしき）を通して緑化意識の高揚を図る。	—	くらしき情報発信課
				倉敷市及び周辺地域の自然に関する標本、文献等資料の収集と調査研究を行い、研究報告などで成果を公表する。また、特別展を実施するなど環境教育を行う。 ・市内の海岸や里山・里地等の植物相調査 ・県内の植物分布調査ほか	自然史博物館展示事業	展示事業として、特別展「岡山県のレッドデータ生物２０２０」や特別陳列「新着資料展２０２０」などを開催した。 第４展示室「植物の世界」の自由展示コーナーではミニ展示「タンポポ調査・西日本２０２０」,「地方植物誌の著者による採集標本」,「干支（ウシ）にちなんだ植物」,「『環境省レッドリスト２０２０』に掲載された絶滅危惧植物」を開催した。	1,899	展示事業として、特別展「きらめき☆ときめき昆虫展」や特別陳列「新着資料展２０２１」などを開催する。 第４展示室「植物の世界」においてミニ展示等を開催する。	1,031	自然史博物館
				倉敷市及び周辺地域の自然に関する標本、文献等資料の収集と調査研究を行い、研究報告などで成果を公表する。	自然史博物館調査研究事業	調査研究事業として、市内や県内の自然等の調査、研究を行った。 ・２月　自然観察会「倉敷みらい公園の生き物しらべ」実施（６３名参加） ・２月　博物館講座「学芸員研究紹介」実施（２１名参加） ・３月　倉敷市立自然史博物館研究報告第３６号発行	912	調査研究事業として、市内や県内の自然等の調査、研究を行う。 ・市内の海岸や里山・里地等の植物相調査 ・県内の植物分布調査ほか ・研究報告の発行	908	自然史博物館

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）	事業名	令和2年度実績		令和3年度計画		担当部署
				事業の概要		事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
（３）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	③花と緑を愛する市民や団体の育成・支援		学校・団体への学習支援や出前講座等へ講師を派遣する。また、市民と協働して自然観察会や各種講座を実施する。	自然史博物館教育普及事業	植物関連の出前講座は5回対応した。植物等の標本同定会や自然観察会、各種講座を行った。 ・8月 「自然の標本なんでも相談会」実施（26名参加） ・9月 自然観察会「おかやま自然探訪66」実施（32名参加） ・9月 自然観察会「ミズアオイ観察会」実施（50名参加） ・12月 高山植物スライド会「花の百名山を訪ねて7」実施（32名参加）	540	植物等の標本同定会や自然観察会、各種講座を行う。スライド映写会「旅先の自然と植物たち1」の上映を行う。	506	自然史博物館
				市内の公園や探鳥コースなどで見られる植物の写真撮影や名前調べを行い、ホームページで公開する。	植物等の紹介	倉敷市内の公園や探鳥コースで見られる植物の写真撮影や名前調べを行いホームページで公開した。	—	倉敷市内の公園や探鳥コースで見られる植物の写真撮影や名前調べを行いホームページやSNSで公開する。	—	自然史博物館
				小学生を対象とした地球温暖化や再生可能エネルギーに関する体験型講習（こどもエコライフチャレンジ）やNPO等と連携したイベント（STOP温暖化くらしき）を開催し、温室効果ガスの削減を啓発する。	地球温暖化対策学習推進事業	小学生を対象とした地球温暖化や再生可能エネルギーに関する体験型講習（こどもエコライフチャレンジ）やNPO等と連携したイベント（STOP温暖化くらしき）を開催し、温室効果ガスの削減を啓発した。 12月にこどもエコライフチャレンジを開催した。（2回目は2月実施予定だったが新型コロナウイルスの影響で中止）	1,313	小学生を対象とした地球温暖化や再生可能エネルギーに関する体験型講習（こどもエコライフチャレンジ）やNPO等と連携したイベント（STOP温暖化くらしき）を開催し、温室効果ガスの削減を啓発する。	2,137	環境学習センター
				グリーンくらしきエコアクションの普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る	グリーンくらしきエコアクションの周知	グリーンくらしきエコアクション改訂版を環境イベントや施設見学者に広く配布し、普及啓発を実施した。	0	グリーンくらしきエコアクション改訂版を各種環境イベント等で広く配布し、普及啓発を実施する。	0	環境学習センター
			・学校や地域で緑の大切さや知識を学ぶ機会の充実 ・緑化活動グループづくり、緑化リーダーの育成	花の栽培等の学校行事を通して、児童生徒が緑にふれることにより、緑の意義や大切さを学ぶ。	学校教育を通しての緑化教育の実践	花の栽培 校庭花壇等の草取り 水やり等	—	花の栽培 校庭花壇等の草取り 水やり等	—	教育・指導課（各学校）
					緑の少年隊の活動支援（県）	緑の少年隊による募金活動	—	緑の少年隊による募金活動	—	教育・指導課（各学校）
				年間指導計画に基づく環境教育を推進する。	環境教育の推進	学校訪問を市内1／3の小・中学校で実施した。	—	学校訪問を市内1／3の小・中学校で実施する。	—	教育・指導課（各学校）
				山の学習・自然教室・特別活動などにおける体験学習を通して、緑や自然に対する意識の高揚を図る。	山の学習・自然教室等の充実	山の学習→市内の小学校 自然教室→市内の中学校 感染症対策のため、実施を見送った学校もある	—	山の学習→市内の小学校 （市外宿泊もしくは市内日帰り） 自然教室→市内の中学校（市外宿泊）	—	教育・指導課（各学校）
				環境教育を推進し、環境意識の向上を図るため、各種環境学習講座や自然観察会、海辺・水辺教室など屋外体験学習を実施する。	環境学習推進事業	・野鳥観察会（2月） 15人 ・秋エコイベント（全4講座）計70人 等 4月～8月の環境イベント（観察会、夏講座等）については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、すべて中止。	1,616	環境教育を推進し、環境意識の向上を図るため、各種環境学習講座や自然観察会、海辺教室など屋外体験学習を実施する。	4,968	環境学習センター
				市内の小中学生を対象に、市内の大好きな景色やこんな街になってほしいと願う風景をテーマに作品を募集する。	景観絵画展の実施	市内の小中学生を対象に、市内の大好きな景色やこんな街になってほしいと願う風景をテーマに作品を募集 応募数 328点 ・小学校 319点 ・中学校 9点	22	市内の小中学生を対象に、市内の大好きな景色やこんな街になってほしいと願う風景をテーマに作品を募集する。	22	都市計画課
				子ども達が、ふるさとを愛し、親しみ、心豊かに成長できるような取組を総合的に行う。	郷土くらしきを大切にする心育成プロジェクト事業	市民憲章を活用した事業及び子どもミーティング事業（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止）	8	市民憲章を活用した事業及び子どもミーティング事業	92	教育・指導課
				市内の小中学生を対象に、緑化意識の普及、啓発のために、みどりや花に関するポスターを募集する。	緑化ポスターコンクールの実施	応募数336点（小学校134点、中学校202点） 表彰数 48点（小学校24点、中学校24点）	120	小学4年生から中学3年生を対象に、花やみどりに関するポスターを募集する。	120	公園緑地課
				春・夏の年2回開催する花とみどりの推進会議を通して、市民に花の種等を配布し、花いっぱい街づくりを進める。	花とみどりの推進会議の充実	8月・3月に花とみどりの推進会議を開催し、市民に花の種等を配布し、花いっぱいの街づくりを進めた。	760	春・夏の年2回開催する花とみどりの推進会議を通して、市民に花の種等を配布し、花いっぱいの街づくりを進める。	734	公園緑地課
				緑化推進員の研修を実施するなど知識向上を図るとともに、増員・強化を図る。	緑化推進員の育成	3月に水島中央公園において樹木観察会を実施し、知識の向上を図った。	0	緑化推進員連絡会を開催し、意見交換を行うとともに、緑化に関する勉強会を行い、知識の向上を図る。	0	公園緑地課
				真備町緑化協会の活動を支援する。	緑化協会への助成	真備町緑化協会へ補助金を支出して、活動を支援した。	1,200	真備町緑化協会へ補助金を支出して、活動を支援する。	1,344	公園緑地課
				自然保護団体との協働による自然環境調査や自然保護意識の高揚を図る。	自然保護対策補助金	「倉敷の自然をまもる会」に対し補助金を交付し、育成を図った。	180	「倉敷の自然をまもる会」に対し補助金を交付し、育成を図る。	180	環境政策課

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）	事業名	令和2年度実績		令和3年度計画		担当部署
				事業の概要		事業内容	実績額 （千円）	事業内容	予算額 （千円）	
（３）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	②フラワーガーデンシティの展開	１）公園や樹木等の適正な維持管理	・地域の方が愛着を持って気軽に利用できるよう公園・樹木を適正に維持管理 ・地域の方と連携し、施設の美化清掃活動を推進	市民生活にゆとりとうるおいを与える都市公園の適正な維持管理を行う。	都市公園の管理	都市公園の適正な維持管理 都市公園 ８４０箇所 遊園 ２５１箇所	592,247	都市公園の適正な維持管理 都市公園 ８５３箇所 遊園 ２５１箇所	615,666	公園緑地課
				公園施設の老朽化などによる事故を未然に防ぐとともに、時代のニーズに合わせた公園施設の見直しを行い、より安全・安心で快適に利用できる公園を維持する。	公園施設長寿命化対策事業	公園施設長寿命化計画の見直し及び計画に基づく更新等を実施 種松山公園ほか １３公園１６施設を更新	130,464	公園施設長寿命化計画に基づき更新等を行う。 真備総合公園ほか ２公園１４施設を更新予定	98,000	公園緑地課
				自治会、子ども会、老人クラブ等との連携を図り、地域に密着した公園等の維持管理を図る。	コミュニティ活動との連携	自治会、子ども会、老人クラブ等との管理委託契約による公園等の維持管理	81,272	自治会、子ども会、老人クラブ等との管理委託契約による公園等の維持管理をする。	84,024	公園緑地課
				鷺羽山ビジターセンターの管理運営	鷺羽山ビジターセンターの管理運営事業	鷺羽山ビジターセンターの管理運営費	7,229	鷺羽山ビジターセンターの管理運営費	7,229	観光課
				自然環境保全基金が宝くじ協会の助成を得て建設した田之浦パークセンターの維持管理を行う。	田之浦パークセンターの維持管理	田之浦パークセンターの維持管理費	1,098	田之浦パークセンターの維持管理費	1,106	公園緑地課
				処理場、ポンプ場において、植栽の適正な維持管理をおこなう。	処理場、ポンプ場の維持管理	処理場、ポンプ場において、植栽の適正な維持管理を行った。	45,425	処理場、ポンプ場において、植栽の適正な維持管理を行う。	47,262	下水施設課
				高齢者に生きがい対策事業として地域の公共の公園等の清掃管理を委託する。	公園等清掃管理委託事業	高齢者の生きがい対策事業として、地域の公共の公園等の清掃管理を委託した。 委託数 ２４７件	25,375	高齢者の生きがい対策事業として、地域の公共の公園等の清掃管理を委託する。	26,140	健康長寿課
		２）助成制度等の充実	生垣や花壇設置の助成など、緑化に取り組む市民への支援制度の充実	ボランティア団体と連携を図り、街路や公園緑地課の維持管理体制づくりを進める。	ボランティア活動との連携	ボランティア団体と連携を図り、公園の維持管理を図った。 酒津公園：桜植樹 倉敷みらい公園：花壇維持管理	—	ボランティア団体と連携を図り、公園の維持管理を図る。 酒津公園：桜植樹 倉敷みらい公園：花壇維持管理	—	公園緑地課
				緑豊かな街づくりに向けて、生垣設置に対し補助金を交付し生垣化を進める。	生垣設置の推進	市の基準を満たす生垣設置者に対して、補助金を交付した。 件数：６件 本数：２２７本	319	市の基準を満たす生垣設置者に対して、補助金を交付する。	1,200	公園緑地課
				花と緑あふれるまちづくりを目指すため、市の定める要件を満たして新設される花壇に対して補助金を交付する。	花壇設置の推進	市の基準を満たす花壇設置者に対して、補助金を交付した。 件数：１件	25	市の基準を満たす花壇設置者に対して、補助金を交付する。	1,000	公園緑地課
				基金の利息により、民有地緑化事業の充実を図る。 ・生垣設置補助金・花壇設置補助金	緑化基金運用事業の充実	基金の利息が低下しているので、運用先の多角化を検討した。	—	基金の利息が低下しているので、運用先の多角化を検討する。	—	公園緑地課
				アダプト・プログラムに加入すると、アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等の支給を行う。	ボランティア人材養成・アダプトプログラム実施事業	アダプト・プログラムに加入した団体に、アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等の支給した。	762	アダプト・プログラムに加入した団体に、アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等の支給を行う。	836	市民活動推進課
（３）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	②フラワーガーデンシティの展開	３）協働による緑のまちづくり	・ワークショップを活用した市民参加型の公園づくり ・個人の庭を開放し見学できるオープンガーデンの仕組みづくりの調査・検討	市民・団体・企業等へ緑についての情報提供や働きかけを行うなど、さまざまな機会をとらえて連携を図り、一体となって緑の街づくりを推進する。	市民・企業・行政の連携	市が実施する緑化啓発イベントに環境や緑化に理解のある団体が参加した。 参加団体：岡山県造園建設業協会倉敷支部	0	市が実施する緑化啓発イベントに環境や緑化に理解のある企業の参加を図る。	0	公園緑地課
				公園等の内、適所を市民に開放し、草花を栽培し楽しめる場の提供に努める。	公園の開放	市民による公園内での花壇づくり推奨した。	—	市民による公園内での花壇づくり推奨する。	—	公園緑地課
				利用満足度の向上、愛着の醸成、協働の維持管理につながるワークショップなど市民参加型の公園づくりを目指す。	市民参加型の公園づくり	公園を整備する際には、積極的に地元調整を行い市民参加型の公園づくりを目指した。	0	公園を整備する際には、積極的に地元調整を行い市民参加型の公園づくりを目指す。	0	公園緑地課
				オープンガーデンの仕組みづくりを調査検討する。	オープンガーデンの推進	個人の庭を見学するオープンガーデンバスツアーを予定していたが、コロナの影響により実施できなかった。	0	個人の庭を開放し、見学することができるオープンガーデンの仕組みづくりを調査検討する。	116	公園緑地課
				国・県その他関係機関との連携により総合的かつ効果的な緑化の推進を図る。	他機関との連携	（公社）岡山県緑化推進協会会員として国・県等と連携した。	250	（公社）岡山県緑化推進協会会員として国・県等と連携する。	250	公園緑地課

生活排水対策推進計画とは

生活排水対策を推進するための計画であり、生活排水対策重点地域を含む市町村は、水質汚濁防止法の規定により計画を定めなければならない。

当該計画には、生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針、生活排水処理施設の整備に関する事項を定めることが求められている。

この計画により、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の施設整備事業の推進と、市民の意識の高揚を図り、市民の自覚と協力の下に官民一体となった生活排水対策の推進を図る。

倉敷市生活排水対策推進計画について

倉敷市は、岡山県から生活排水対策重点地域に指定（岡山県内では、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、井原市、真庭市が指定されている。）されており、生活排水対策の推進を実施するための計画を定めなければならない。

- 平成4年 岡山県知事が倉敷市域を生活排水対策重点地域として指定
- 平成6年 倉敷市生活排水対策推進計画を策定
- 平成24年 第二期計画として目標年度を10年延伸

※河川水質目標であるBOD 5.0mg/L以下を平成30年度に初めて達成し、令和元年度も達成したところ。
引き続き、対策の推進を継続する必要がある。

- 令和3年 第三期計画として目標年度を10年延伸

※第二期の目標を基本的に踏襲し、倉敷市第三次環境基本計画の計画期間最終年度である令和12年度を目標年度に設定し、第二期計画から10年延伸した。

倉敷市第三期生活排水対策推進計画の構成

- 第1章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
計画の策定理由、方針、目標
- 第2章 倉敷市の現状
自然的状況、社会的状況、河川水質及び啓発活動の取り組み状況など
- 第3章 生活排水処理施設の整備に関する事項
処理施設の整備方針、計画について関係部局で策定された計画を集約
- 第4章 生活排水対策に係る啓発に関する事項
生活排水対策推進にとって重要な啓発活動の方針、計画、体制
- 第5章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項
関係部局・関係行政機関等との連携

倉敷市第三期生活排水対策推進計画の概要

- 必要性

公共用水域の水質改善には、生活排水対策の推進が必要

- 方針

次の2点を基本方針として掲げ、各種対策を推進している

- (1) 生活排水処理施設整備を総合的、有機的に推進する。
- (2) 水質汚濁防止について市民の意識啓発を総合的に推進する。

- 目標

- ①水質環境基準設定河川 : 水質環境基準達成・維持
- ②水質環境基準未設定河川 : 水質指標としてBOD 5mg/L以下達成・維持